品川区地域防災計画

【平成29年度修正】

[別冊資料]

品川区防災会議

目 次

条例	引およ	び規	則	1
	品川	区防	災会議条例	2
	品川	区防	災会議運営規程	4
	品川	区災	害対策基本条例	6
	品川	区災	害対策本部条例	14
	品川	区災:	害対策本部条例施行規則	15
	災害	に際	し応急措置の業務に従事した者または水防に従事した者の損害補償に関する	
	<u> </u>	条例		21
	災害	に際	し応急措置の業務に従事した者または水防に従事した者の損害補償に関する	
	É	条例	施行規則	23
	品川	区大	規模災害被災地に対する支援に関する条例	28
	東京	都震	災対策条例	30
	東京	都帰	宅困難者対策条例	42
咨坐	北海			16
尺寸	" 資料		本区の道路交通マップ(本編 総-12頁)	
	資料		本区の鉄道交通マップ (本編 総-12頁)	
	資料		区用途地域別構成(本編 総-13頁)	
	資料		防災活動広場(特定児童遊園)一覧(本編 震-2-7頁)	
	資料		防災活動広場(防災課所管)一覧(本編 震-2-7頁)	
	資料		公園 (40 t 以上の貯水槽を設置) 一覧 (本編 震-2-7 頁)	
	資料		児童遊園 (40 t 以上の貯水槽を設置) 一覧 (本編 震-2-7 頁)	
	資料		区管理の橋りょう (本編 震-3-6頁)	
	資料	9	東京国道事務所品川出張所管理橋りょう(本編 震-3-7頁)	
	資料	10	東京都第二建設事務所管理橋りょう(本編 震-3-7頁)	60
	資料	11	浸水対策箇所図(本編 震-3-17、風水害-2-4頁)	62
	資料	12	東京都第二建設事務所 資器材備蓄状況(本編 震-3-37頁)	63
	資料	13	非常配備態勢【都水道局】(本編 震-3-50、風水害-3-33頁)	64
	資料	14	資機材供給可能数【品川建設防災協議会】(本編 震-3-61、震-4-23、風水	
			害- 3-38 頁)	65
	資料	15	災害対策協力隊編成表【品川建設防災協議会】(本編 震-3-61、風水害-3-38	
			頁)	66
	資料	16	時間外配備態勢動員対象地域(本編 震-4-9頁)	67
	資料	17	勤務時間内における第1次~3次非常配備態勢(各部内訳)(本編 震-4-9	
			頁)	71
	資料	18	品川区災害時協定一覧(本編 震-4-13、震-6-6、震-9-15頁)	72

資料	19	緊急道路啓開網および備蓄倉庫位置図(本編 震-3-19、震-4-23頁)	85
資料	20	供給可能車両数【トラック協会品川支部】(本編 震-4-24頁)	86
資料	21	災害対策協力隊編成表【トラック協会品川支部】(本編 震-4-24頁)	86
資料	22	緊急通行車両等事前届出書(本編 震-4-25頁)	87
資料	23	緊急通行車両等確認申請書(本編 震-4-26頁)	89
資料	24	緊急通行車両確認証明書(本編 震-4-26頁)	90
資料	25	標章(本編 震- 4-26 頁)	91
資料	26	東京国道事務所の活動態勢(本編 震-4-29 頁)	92
資料	27	東京海上保安部所属船艇等一覧表(本編 震-4-29頁)	93
資料	28	防除資機材常備状況表【東京海上保安部】(本編 震-4-29頁)	93
資料	29	東京支社 災害対策本部組織図【JR 東日本】(本編 震-4-30頁)	94
資料	30	東京支社 災害対策本部 組織・業務分担表【JR 東日本】(本編 震-4-30	
		頁)	95
資料	31	関係機関連絡系統【都交通局】(本編 震-4-30頁)	97
資料	32	事故・災害対策本部の組織【東京急行電鉄】(本編 震-4-31頁)	98
資料	33	現業【東京急行電鉄】(本編 震-4-31頁)	99
資料	34	鉄道部門災害対策本部の組織および業務分掌【京浜急行電鉄】(本編 震-	
		4-31 頁)	100
資料	35	活動編成【東京モノレール】(本編 震-4-31頁)	101
資料	36	係員の招集【東京モノレール】(本編 震-4-32頁)	101
資料	37	災害対策本部の組織【東京臨海高速鉄道】(本編 震-4-32頁)	102
資料	38	防災行政無線固定系設置一覧(本編 震-5-6頁)	103
資料	39	デジタル移動通信設置一覧 (本編 震-5-6頁)	105
資料	40	緊急地震速報装置設置一覧(本編 震-5-8頁)	106
資料	41	災害用伝言ダイヤルの利用方法【NTT 東日本】(本編 震-5-21 頁)	107
資料	42	震災対策における都・区間の役割分担(昭和52年合意)(本編 震-6-5頁)	
			108
資料	43	主な災害対策用備蓄品一覧(本編 震-6-5頁)	109
資料	44	備蓄物資の保管場所(本編 震-6-9頁)	110
資料	45	町会・自治会別 一時(いっとき)集合場所・区民避難所等一覧(本編 震	
		- 7-7 頁)	.111
資料	46	広域避難場所一覧(本編 震-7-7頁)	
資料	47	地区内残留地区一覧(本編 震-7-7頁)	129
資料	48	区民避難所設置計画(本編 震-7-7、風水害-3-28頁)	130
資料	49	補完避難所一覧(本編 震-7-7頁)	152
資料	50	二次避難所一覧(本編 震-7-7頁)	154
資料	51	福祉避難所一覧(本編 震-7-7頁)	155

資料	52	津波発生時の避難対象地域(本編 震- 11-6 頁)	. 156
資料	53	津波避難施設一覧(本編 震-11-7頁)	. 157
資料	54	現有清掃事務所別人員、機材およびごみ処理能力(本編 震-13-29 頁)	. 158
資料	55	目黒川氾濫の恐れがある対象地域(本編 風水害-1-2、風水害-3-26頁)	. 159
資料	56	多摩川氾濫の恐れがある対象地域(本編 風水害-1-2頁)	. 160
資料	57	品川区浸水ハザードマップ(浸水予想図)(本編 風水害-1-2頁)	. 161
資料	58	浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧(本編 風水害震-2-9 頁)	. 162
資料	59	特別警報の発表基準一覧(本編 風水害-3-4頁)	. 163
資料	60	水防警報の種類、内容および発表基準(本編 風水害-3-5 頁)	. 164
資料	61	初動活動配備態勢(本編 風水害-3-6頁)	. 165
資料	62	初動活動態勢の組織(拡大監視態勢から第3次配備態勢)(本編 風水害-3-6	
		頁)	. 167
資料	63	初動活動態勢時の情報連絡系統(本編 風水害-3-9頁)	. 168
資料	64	水防用備蓄資器材(平成 29 年 10 月 1 日現在)(本編 風水害-3-10 頁)	. 169
資料	65	現地配備の土嚢類(平成 29 年 10 月 1 日現在)(本編 風水害- 3-10 頁)	. 169
資料	66	水防機械(平成 29 年 10 月 1 日現在)(本編 風水害- 3-10 頁)	. 169
資料	67	土砂採取場(平成 29 年 10 月 1 日現在)(本編 風水害-3-10 頁)	. 170
資料	68	水防工法の例示(本編 風水害-3-10頁)	. 170
資料			.171
品川	区 応:	急対策本部運営要綱	. 172
品川	区応2 対策(急対策本部運営要綱 に従事した職員の交通費等の支給に関する要綱	. 172 . 174
品川[災害]	区応2 対策 () 区災2	急対策本部運営要綱	. 172 . 174 . 176
品川! 災害 ³ 品川! 品川!	区	急対策本部運営要綱 に従事した職員の交通費等の支給に関する要綱 害対策職員待機寮の運営に関する要綱	. 172 . 174 . 176 . 179
品川! 災害 ³ 品川! 品川!	区 応 対策 (急対策本部運営要綱 に従事した職員の交通費等の支給に関する要綱 害対策職員待機寮の運営に関する要綱 災行政無線局管理運用要綱	. 172 . 174 . 176 . 179 . 184
品川! 災害? 品川! 品川! 品川!	区	急対策本部運営要綱に従事した職員の交通費等の支給に関する要綱 害対策職員待機寮の運営に関する要綱 災行政無線局管理運用要綱 火器設置要綱	. 172 . 174 . 176 . 179 . 184
品川[災害] 品川[品川[品川[街頭]	区 対 区 区 区 区 消 災 防 消 有 人	急対策本部運営要綱に従事した職員の交通費等の支給に関する要綱 害対策職員待機寮の運営に関する要綱 災行政無線局管理運用要綱 火器設置要綱	. 172 . 174 . 176 . 179 . 184 . 186
品川縣品川川品川川田川川田川川田川川田川川田川川田川川田川川田川田田川田田川田田田田田田	区 対 区 区 区 消 地 区 策 災 防 消 有 人	急対策本部運営要綱に従事した職員の交通費等の支給に関する要綱 害対策職員待機寮の運営に関する要綱 災行政無線局管理運用要綱 火器設置要綱	. 172 . 174 . 176 . 179 . 184 . 186 . 188
品災品品品品街八火品品品明期	区 対 区 区 区 区 消 地 使	急対策本部運営要綱に従事した職員の交通費等の支給に関する要綱。 害対策職員待機寮の運営に関する要綱 災行政無線局管理運用要綱 火器設置要綱 耐震建築物に併設する防火貯水槽設置に関する要綱。 器外観点検委託に関する要綱。 防災資機材の稼働・点検の委託に関する要綱。	. 172 . 174 . 176 . 179 . 184 . 186 . 188 . 190
品災品品品品街八火品品品用頭鄉災	区対 区 区 区 活 地 使 区 応策 災 防 消 有 火 区 用 に	急対策本部運営要綱に従事した職員の交通費等の支給に関する要綱。 害対策職員待機寮の運営に関する要綱。 災行政無線局管理運用要綱。 火器設置要綱。 耐震建築物に併設する防火貯水槽設置に関する要綱。 器外観点検委託に関する要綱。 防災資機材の稼働・点検の委託に関する要綱。 消火器薬剤詰替事業要綱。	. 172 . 174 . 176 . 179 . 184 . 186 . 188 . 190
品災品品品品街八火品小川等川川川明朝災川型	区対区区区区消地使区防流等災防消有火区用に災	急対策本部運営要綱に従事した職員の交通費等の支給に関する要綱 害対策職員待機寮の運営に関する要綱 災行政無線局管理運用要綱 火器設置要綱 耐震建築物に併設する防火貯水槽設置に関する要綱 器外観点検委託に関する要綱 防災資機材の稼働・点検の委託に関する要綱 消火器薬剤詰替事業要綱 おける防災区民組織の育成に関する要綱	. 172 . 174 . 176 . 179 . 184 . 186 . 188 . 190 . 192
品災品品品品街八火品小川等川川川頭潮災川型	区 对 区 区 区 消 地 使 区 防 関 応策災 防消 有 火 区 用 に 災 す	急対策本部運営要綱に従事した職員の交通費等の支給に関する要綱 害対策職員待機寮の運営に関する要綱 災行政無線局管理運用要綱 火器設置要綱 耐震建築物に併設する防火貯水槽設置に関する要綱 器外観点検委託に関する要綱 防災資機材の稼働・点検の委託に関する要綱 消火器薬剤詰替事業要綱 おける防災区民組織の育成に関する要綱 おける防災区民組織の育成に関する要綱 ポンプ、動力ポンプおよびスタンドパイプならびにこれらの付属品の配備に	. 172 . 174 . 176 . 179 . 184 . 186 . 188 . 190 . 192
品災品品品品街八火品小品用等川川川頭潮災川型「川	区 対 区 区 区 消 地 庚 区 防 関 区 応策 災 防 消 有 火 区 用 に 災 す 防	急対策本部運営要綱…に従事した職員の交通費等の支給に関する要綱… 害対策職員待機寮の運営に関する要綱… 災行政無線局管理運用要綱… 火器設置要綱… 耐震建築物に併設する防火貯水槽設置に関する要綱… 器外観点検委託に関する要綱… 防災資機材の稼働・点検の委託に関する要綱… おける防災区民組織の育成に関する要綱… おける防災区民組織の育成に関する要綱… おける防災区民組織の育成に関する要綱… おかプ、動力ポンプおよびスタンドパイプならびにこれらの付属品の配備に	. 172 . 174 . 176 . 179 . 184 . 186 . 190 . 192 . 194
品災品品品品街八火品小一品ミ川等川川川頭潮災川型「川ニ	区対区区区区消地 使区防 関区ポ応策 災防消有火区用に災す防ン	急対策本部運営要綱に従事した職員の交通費等の支給に関する要綱 害対策職員待機寮の運営に関する要綱 災行政無線局管理運用要綱 火器設置要綱 耐震建築物に併設する防火貯水槽設置に関する要綱 器外観点検委託に関する要綱 防災資機材の稼働・点検の委託に関する要綱 おける防災区民組織の育成に関する要綱 おける防災区民組織の育成に関する要綱 ポンプ、動力ポンプおよびスタンドパイプならびにこれらの付属品の配備に る要綱	. 172 . 174 . 176 . 179 . 184 . 186 . 190 . 192 . 194 . 208 . 210
品災品品品品街八火品小一品ミ家川害川川川川頭潮災川型「川ニ庭	区対区区区区消地使区防関区ポ用応策災防消有火区用に災す防ン消	急対策本部運営要綱に従事した職員の交通費等の支給に関する要綱 害対策職員待機寮の運営に関する要綱 災行政無線局管理運用要綱 火器設置要綱 耐震建築物に併設する防火貯水槽設置に関する要綱 器外観点検委託に関する要綱 防災資機材の稼働・点検の委託に関する要綱 おける防災区民組織の育成に関する要綱 おける防災区民組織の育成に関する要綱 おいプ、動力ポンプおよびスタンドパイプならびにこれらの付属品の配備に る要綱	. 172 . 174 . 176 . 179 . 184 . 186 . 190 . 192 . 208 . 210 . 217
	資資資資資資資資資資資資資資資資資	資資資資資資資資資資 料料料料料料 59 60 61 62 資資資資 63 64 65 67 68	資料 54 現有清掃事務所別人員、機材およびごみ処理能力(本編 震-13-29頁) 資料 55 目黒川氾濫の恐れがある対象地域(本編 風水害-1-2、風水害-3-26頁) 資料 56 多摩川氾濫の恐れがある対象地域(本編 風水害-1-2頁)

品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付要綱	. 227
品川区防火防災協会補助金交付要綱	. 245
品川区災害医療運営委員会設置要綱	. 254
品川区災害医療連携会議設置要綱	. 256
品川区災害医療コーディネーター設置要綱	. 258
品川区災害薬事コーディネーター設置要綱	. 261
品川区消防団員に対する報償金等支給要綱	. 263
品川区消防団等補助金交付要綱	. 265
品川区災害弔慰金および災害見舞金の支給要綱	. 283
平成29年度災害救助基準	. 287
品川区防災会議委員名簿	. 291
品川区内救急告示医療機関一覧	. 294
医師会等関係団体一覧	. 295
区施設一覧	. 296
品川区立保育園一覧	. 299
区民集会所一覧	. 300
関係官公署一覧	. 301
総合危険度図(第8回地域危険度測定調査)	. 303
建物倒壊危険度図(第8回地域危険度測定調査)	. 304
火災危険度図(第8回地域危険度測定調査)	. 305

条例および規則

品川区防災会議条例

制定 昭和38年7月9日 条例第13号

改正 昭和40年3月31日 条例第11号

昭和48年10月1日 条例第33号

昭和52年3月30日 条例第15号

平成 9年 3月 31 日 条例第 7号

平成12年3月28日 条例第13号

平成24年10月22日 条例第47号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に 基づき、品川区防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務および組織を定めるも のとする。

(所掌事務)

- 第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 品川区地域防災計画を作成し、およびその実施を推進すること。
 - (2) 区長の諮問に応じて区の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
 - (3) 前号に規定する重要事項に関し、区長に意見を述べること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令によりその権限に関する 事務

(会長および委員)

- 第3条 防災会議は、会長および委員をもって組織する。
- 2 会長は、区長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を招集する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、区長が任命または委嘱する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 陸上自衛隊の隊員
 - (3) 東京都の知事の部内の職員
 - (4) 警視庁の警察官
 - (5) 区長の部内の職員
 - (6) 区の教育委員会の職員
 - (7) 東京消防庁の消防吏員
 - (8) 消防団長
 - (9) 指定公共機関または指定地方公共機関の役員または職員
 - (10) 自主防災組織を構成するものまたは学識経験者
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者
- 6 前項の委員の総数は、61人以内とする。
- 7 第5項第9号から第11号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、

その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

- 第4条 防災会議は、防災に関する専門の事項を調査させるため、防災会議に、専門委員を 置くことができる。
- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、東京都の職員、区の職員、関係指定公共機関および関係指定地方公共機関の役員または職員ならびに学識経験者のうちから、区長が任命または委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。 (部 会)
- 第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員および専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれにあたる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が防災 会議に諮って定める。

付 則

- この条例は、公布の日から施行する。
 - 付 則 (昭和40年3月31日条例第11号)
- この条例は、昭和40年4月1日から施行する。
 - 付 則 (昭和48年10月1日条例第33号)
- この条例は、公布の日から施行する。
 - 付 則 (昭和52年3月30日条例第15号)
- この条例は、公布の日から施行する。
 - 付 則 (平成9年3月31日条例第7号)
- この条例は、公布の日から施行する。
 - 付 則 (平成12年3月28日条例第13号)
- この条例は、平成12年4月1日から施行する。
 - 付 則 (平成24年10月22日条例第47号)
- この条例は、公布の日から施行する。

品川区防災会議運営規程

制定 昭和 41 年 8 月 21 日 改正 平成 24 年 11 月 28 日

(趣 旨)

第1条 この規程は、品川区防災会議条例(昭和38年7月品川区条例第13号)第6条の 規定に基づき、品川区防災会議(以下「会議」という。)の議事その他の運営に関し、必 要な事項を定めるものとする。

(招集)

- 第2条 会議は、必要に応じ、会長が招集する。
- 2 委員は、必要があると認められるときは、会議に付議すべき事項および理由を付して、 会長に会議の招集を求めることができる。
- 3 会長は、会議を招集するときは、会議の日時、場所および議題を定め、関係の委員に通 知しなければならない。
- 4 前項の通知をうけた委員が事故のため出席できないときは、当該委員の所属機関のうちから、代理者を出席させること。
- 5 前項の規定に基づく代理者が出席した場合は、当該代理者を委員とみなす。

(議事手続)

- 第3条 会議の議事は、会長が主催する。
- 2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見をきくことができる。

(会議の記録)

- 第4条 会長は、議事録を作成しておかなければならない。
- 2 議事録には、次の事項を記載しておかなければならない。
 - 一 会議の日時および場所
 - 二 出席した委員の職名および氏名
 - 三 議事の件名および概要ならびに議決事項
 - 四 その他必要と認める事項

(委任)

- 第5条 会議は、その所掌に属する事務の一部を会長に委任することができる。
- 2 会長は委任を受けた事務を処理したときは、会議に報告しなければならない。 (専門委員)
- 第6条 専門委員は、調査の結果を報告するため会議に出席することができる。 (部 会)
- 第7条 部会の運営に関し必要な事項は、別に定める

付 則

この規程は、昭和41年8月12日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年11月28日から施行する。

品川区防災会議運営規程第5条第1項の規定により、会長に委任する事務は次のとおりとする。

昭和41年8月12日

品川区防災会議

- 1 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第21条に基づく、関係行政機関の長等に対し、協力等を求めること。
- 2 災害対策基本法第23条第1項に基づき、災害対策本部を設置するときに、区長から意見をきかれた場合において、意見を申し出ること。

品川区災害対策基本条例

平成 26 年 3 月 31 日 条例第 19 号

目次

前文

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 区の責務ならびに区民、防災区民組織、事業者および帰宅困難者の努め(第4条-

第8条)

- 第3章 予防対策におけるそれぞれの役割
- 第1節 区の役割 (第9条-第19条)
- 第2節 区民の役割 (第20条―第24条)
- 第3節 防災区民組織の役割 (第25条)
- 第4節 事業者の役割(第26条―第28条)
- 第4章 応急対策におけるそれぞれの役割
- 第1節 区の役割 (第29条-第31条)
- 第2節 区民の役割 (第32条一第34条)
- 第3節 防災区民組織の役割(第35条)
- 第4節 事業者の役割(第36条―第38条)
- 第5節 帰宅困難者の役割(第39条)
- 第5章 復興対策におけるそれぞれの役割(第40条―第43条)

付則

東日本大震災をはじめとした大地震、近年多発する局地的な大雨、集中豪雨等、私たちは災害の恐ろしさと防災の重要性を改めて強く認識した。

災害から生命、身体、財産、暮らし、まちを私たち自身の手で守るため、全ての者が防災に関する目標を共有し、それぞれの責務および努めを自覚し、力を合わせて災害対策に取り組まなければならない。

そのため、一人ひとりが自らの安全を守るという自助、地域や身近にいる人同士が互いに助け合うという共助、そして、行政が自助および共助を支援し、区民の安全を確保するという公助に基づき、それぞれが役割を果たし、総力を結集して「しながわの防災力の高度化」を図ることが重要である。

ここに、自立と連帯の精神に支えられ、災害に強い安全・安心なまちを築き、次の世代に引き継いでいくという決意の下、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害対策について基本理念を定め、区の責務ならびに区民、防災区民 組織、事業者および帰宅困難者の努めを明らかにするとともに、災害の予防対策、応急対策 および復興対策に係るそれぞれの基本的な役割を定めることにより、災害対策を総合的かつ 計画的に推進し、もって災害による被害の最小化を図り、区民の生命、身体、財産等を災害 から保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。

- (1) 災害 地震、豪雨、洪水、津波、暴風、竜巻その他の異常な自然現象または大規模な 火事もしくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する原因により生ずる 被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、ならび に災害の復旧および災害からの復興を図ることをいう。
- (3) 区民 区内に住所を有する者をいう。
- (4) 事業者 区内で事業活動を行う法人その他の団体および個人をいう。
- (5) 区民等 区民および区内に勤務し、在学し、もしくは滞在し、または区内を通過する者をいう。
- (6) 防災区民組織 町会、自治会等を単位として自主的に結成された防災組織をいう。
- (7) 防災関係機関 警視庁、東京消防庁その他の災害対策を実施する東京都(以下「都」という。)の関係機関および災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。) 第2条第3号から第6号までに規定する機関をいう。
- (8) 災害時要援護者 高齢者、障害者等のうち災害時に自力での避難が困難で、かつ、援護を必要とする者をいう。
- (9) 帰宅困難者 災害時に外出している者のうち帰宅することができないものおよび遠距離を徒歩で帰宅するものをいう。
- (10) 業務継続計画 災害時に優先すべき業務の継続および通常業務の早期復旧を図るために必要な手段、体制等を事前に定める計画をいう。

(基本理念)

第3条 災害対策は、自助、共助および公助に基づき、区、区民、防災区民組織、事業者および帰宅困難者がそれぞれの責務または努めを認識し、災害の予防対策、応急対策および復興対策に係るそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携および協力を図ることを基本理念とする。

第2章 区の責務ならびに区民、防災区民組織、事業者および帰宅困難者の努め (区の責務)

第4条 区は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、区民の生命、身体、財産等を災害から保護し、その安全を確保するため、法第42条第1項の規定により作成される品川区地域防災計画に基づき、災害対策を的確かつ円滑に実施するとともに、防災体制を整備しなければならない。

2 区は、前項の規定により災害対策を実施するに当たり、平時より防災関係機関および他の地方公共団体との連携および協力を図るとともに、区民、防災区民組織、事業者、ボラン

ティア等との協力体制の構築に努めなければならない。

(区民の努め)

第5条 区民は、基本理念にのっとり、平時より自己の災害に対する備えを行うものとし、 災害時において自己および家族の安全の確保に努めるとともに、地域や身近にいる人同士が 互いに助け合い安全の確保に努める。

(防災区民組織の努め)

第6条 防災区民組織は、基本理念にのっとり、平時より防災訓練を実施するとともに、当該訓練の内容の充実を図ることにより、災害対策の一助となるよう組織の維持および向上に努める。

2 防災区民組織は、災害時において地域内の事業者等との連携および協力を図り、地域の 応急活動等を行うよう努める。

(事業者の努め)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、平時よりその社会的責任に基づき、管理する施設 および設備の安全性の確保に努める。

2 事業者は、平時より従業員の所在の把握に努めるとともに、災害時において従業員、来 訪者等の安全の確保ならびに防災区民組織等との連携および協力を図り、地域の応急活動を 行う等災害対策の一助となるよう努める。

(帰宅困難者の努め)

第8条 帰宅困難者は、基本理念にのっとり、災害時において自己の安全の確保に努めると ともに、身近にいる人同士が互いに助け合い地域の救援活動を行うよう努める。

第3章 予防対策におけるそれぞれの役割

第1節 区の役割

(災害に強いまちづくりの推進)

第9条 区は、道路、公園等の都市基盤の整備、市街地の整備、土地利用の誘導等の施策を 通じ、災害に強いまちづくりを総合的に推進しなければならない。

(建築物等の災害対策)

第10条 区は、区の管理する施設の安全性を確保するため、当該施設の耐震性および耐火性の確保等に努めなければならない。

2 区は、区内に存する民間建築物等(区の管理する施設を除く建築物その他の工作物をいう。以下この項において同じ。)に係る耐震性および耐火性の確保、看板等の落下の防止ならびに崖、擁壁等の崩壊の防止のため、民間建築物等の所有者等に対し適切な助言または指導に努めるとともに、その他必要な支援を行うよう努めなければならない。

(情報収集および連絡体制の整備等)

第 11 条 区は、災害時に備え、災害に関する情報収集および連絡体制を整備し、あらかじめ、区民等、事業者等に対し的確な情報を周知する方法を確立するものとする。

(避難所機能の整備等)

第12条 区は、避難所を災害時における地域の活動拠点として活用するため、平時より物 資の備蓄、機器の整備等に努めなければならない。

2 区は、災害時における避難所の運営について、あらかじめ、避難所として指定する施設の責任者、防災区民組織、防災関係機関等との協力体制を整備するよう努めなければならな

い。

3 区は、災害時に区民が避難所および広域避難場所に安全に避難するために必要な避難路 の確保に努めるとともに、あらかじめ、防災関係機関、防災区民組織等との連携および協力 を図り、避難誘導の方法を確立し、区民に対しその方法を周知するものとする。

(避難可能な施設の確保)

第13条 区は、事業者等との連携および協力を図ることにより、あらかじめ、災害時に避難可能な施設を確保するよう努めなければならない。

(災害時要援護者に対する施策の推進)

- 第 14 条 区は、災害時要援護者の支援体制を整備するため、あらかじめ、防災区民組織、 防災関係機関等との連携および協力を図り、災害時要援護者に対する施策を推進するよう努 めなければならない。
- 2 区は、前項の施策を推進するため必要があると認めるときは、防災区民組織、消防署、 警察署、民生委員等に対し協力を求めることができる。
- 3 区は、災害時要援護者の身体の状況等を把握し、あらかじめ、防災区民組織、消防署および警察署に情報の提供を行うよう努めなければならない。

(帰宅困難者に対する施策の推進)

- 第15条 区は、災害時における帰宅困難者の帰宅等に係る混乱を防止するため、あらかじめ、他の地方公共団体、防災関係機関等との連携および協力を図り、帰宅困難者に対する施策を推進するよう努めなければならない。
- 2 区は、前項の施策を推進するため、防災関係機関、事業者等に対し、一時的に帰宅困難者を受け入れるための場所の確保、飲料水、食糧その他災害時において必要となる物資および避難誘導用具の備蓄ならびに情報収集および連絡体制ならびに避難誘導体制の整備を求めるよう努めなければならない。
- 3 区は、第1項の施策を推進するため、帰宅困難者に対する施策を実施する団体の結成およびその活動の支援を行うとともに、帰宅困難者に対する施策を実施する事業者等に対し必要な支援を行うことができる。

(他の地方公共団体、事業者等との連携強化)

- 第16条 区は、あらかじめ、災害時に支援を要請することが見込まれる他の地方公共団体、 事業者等と協定を締結するとともに、受援体制を整備しなければならない。
- 2 区は、災害対策における連携の推進および強化を図るため、あらかじめ、他の地方公共 団体、事業者等と積極的に情報および意見の交換を行うよう努めなければならない。

(防災区民組織に対する支援)

第17条 区は、防災区民組織の育成および強化のため、資器材等の整備、防災に関する知識の向上のための研修の実施その他必要な支援を行うものとする。

(防災に関する知識の普及および意識の啓発)

- 第18条 区は、防災に関する情報の提供を積極的に行い、区民、事業者等に対し、防災に関する知識の普及および意識の啓発に努めなければならない。
- 2 区は、前項の目的を達成するため、学校教育および社会教育における取組みを通じて防災教育の充実に努めなければならない。
- 3 区は、第1項の目的を達成するため、防災区民組織、防災関係機関等との連携および協

力を図り、防災訓練等を積極的に実施しなければならない。

4 区は、区民等の安全を確保するため、職員に対し、防災に関する知識および技術を習得させるよう努めなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第19条 区は、災害の発生後における区民の生活の早期安定を図るため、区における業務継続計画を策定するとともに、必要に応じてその検証を行うものとする。

2 区は、事業者に対し、業務継続計画の策定について必要な支援を行うものとする。

第2節 区民の役割

(避難する場所等の確認および家族との情報共有)

第20条 区民は、平時より災害時に避難する場所およびその経路について確認するとともに、あらかじめ、家族とその情報を共有する等必要な準備を行うよう努める。

(建築物等の災害対策)

第21条 区民は、建築物その他の工作物の耐震性および耐火性の確保ならびに風水害等に対する備えに努めるとともに、災害時における家具の転倒、移動および落下の防止ならびに初期消火に必要な用具の準備を行うよう努める。

(生活物資等の備蓄)

第22条 区民は、災害時に備え、飲料水、食糧その他災害時において必要となる物資を備蓄するよう努める。

(防災に関する知識および技術の習得)

第 23 条 区民は、区、防災関係機関等が実施する防災に関する事業に協力するとともに、 地域の自主的な防災に関する活動に参加することにより防災に関する知識および技術の習 得に努める。

(高層住宅等の居住者の災害対策)

第24条 高層住宅等の居住者は、居住者同士が協力して防災に対する計画を策定するよう 努めるとともに、救出、避難等に必要な用具および飲料水、食糧その他災害時において必要 となる物資を共同して備蓄するよう努める。

第3節 防災区民組織の役割

(防災訓練等の実施)

第25条 防災区民組織は、災害時に備え、防災訓練、避難所訓練、避難誘導訓練等を実施するよう努める。

2 防災区民組織は、地域住民の防災に対する意識を高めるため、防災に関する研修会等を 実施するよう努める。

第4節 事業者の役割

(地域との連携および協力)

第26条 事業者は、区、防災関係機関等が実施する防災に関する事業および地域の自主的な防災に関する活動の参加等を通じ、地域との連携および協力を図るよう努める。

(生活物資等の備蓄)

第27条 事業者は、従業員、来訪者等を保護するため、飲料水、食糧その他災害時において必要となる物資を備蓄するよう努める。

(業務継続計画の策定等)

第28条 事業者は、その事業の継続により地域社会の復旧および復興に寄与するため、業務継続計画を策定するよう努めるとともに、必要に応じてその検証を行うよう努める。

第4章 応急対策におけるそれぞれの役割

第1節 区の役割

(応急体制の整備)

- 第29条 区は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、法第23条の2第1項の規定により、直ちに品川区災害対策本部を設置し、区民の生命、身体、財産等を災害から保護するために必要な対策を実施しなければならない。
- 2 区は、避難活動ならびに救出および救護活動を円滑に行うため、次に掲げる事項その他 必要な事項について、防災関係機関、防災区民組織、事業者等との連携および協力を図り、 必要な措置を講じなければならない。
- (1) 救出用および救助用の資器材等の整備に関すること。
- (2) 飲料水、食糧その他避難生活において必要となる物資の備蓄および供給に関すること。
- (3) 医療救護に関すること。
- (4) 避難所の開設等に関すること。
- (5) 道路上の障害物の除去に関すること。
- (6) 緊急輸送に関すること。

(他の地方公共団体、事業者等への支援要請)

- 第30条 区は、第16条第1項の協定(次項において「協定」という。)を締結した他の地 方公共団体、事業者等に対し、応急対策等に関する支援を要請するものとする。
- 2 区は、前項の規定により支援を要請するほか、災害の規模等を勘案し必要と認める場合は、協定を締結していない他の地方公共団体、事業者等に対し、応急対策等に関する支援を要請するものとする。

(避難所の開設)

第31条 区は、建物の倒壊、焼失等により住居に制約を受けた区民の一時的な生活の場所 として必要と認めるときは、品川区立小学校および中学校その他区が指定する施設に避難所 を開設しなければならない。

第2節 区民の役割

(災害時の行動)

- 第32条 区民は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、自己および家族の安全の確保を最優先とするとともに、火の元の確認、避難するための出口の確保等に努める。
- 2 区民は、災害に関する情報に留意するとともに、必要に応じて自主的な避難その他必要な行動をするよう努める。
- 3 区民は、区による避難勧告または避難指示があった場合は、速やかにこれに応じた行動をするよう努める。

(初期消火活動ならびに救出および救護活動)

第33条 区民は、自己および家族の安全を確認したうえで、防災区民組織等と協力し、初期消火活動ならびに負傷者の救出および救護活動を行うよう努める。

(避難所における共同生活)

第34条 避難所に滞在する区民は、防災区民組織が中心となって決定した避難所における

生活のルール、役割分担等に基づき、互いに協力して共同生活を営むよう努める。

第3節 防災区民組織の役割

(初期消火活動ならびに救出および救護活動)

- 第35条 防災区民組織は、火災が発生した場合は、初期消火活動を行うとともに、消防団または消防隊が到着した後は、その指示に従うよう努める。
- 2 防災区民組織は、負傷者の救出および救護活動を行うとともに、必要に応じて負傷者を 避難所内の医療救護所へ搬送するよう努める。
- 3 防災区民組織は、災害時要援護者の安否の確認、救出および救護活動ならびに避難誘導 を行うよう努める。

第4節 事業者の役割

(災害時の対応)

- 第36条 事業者は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、従業員、来訪者等の安全の確保を最優先とするとともに、災害に関する情報に留意し、従業員を事業所内に待機させる等一斉帰宅の抑制に努める。
- 2 事業者は、初期消火により対応することができない火災が発生した場合は、従業員、来 訪者等を速やかに避難させるよう努める。

(防災区民組織との連携および協力)

第37条 事業者は、防災区民組織との連携および協力を図り、地域の消火活動ならびに負傷者の救出および救護活動を行うよう努める。

(鉄道事業者および大規模集客施設等を所有する事業者等の災害時の対応)

第38条 鉄道事業者および大規模集客施設等を所有し、または管理する事業者は、利用者を駅構内および施設内の安全な場所へ誘導する等利用者の安全の確保に努める。

第5節 帰宅困難者の役割

(災害時の行動)

第39条 帰宅困難者は、災害に関する情報に留意し、自己の安全の確保を最優先とするとともに、一時的にとどまる場所において救出および救護活動が行われる場合は、その支援を行うよう努める。

第5章 復興対策におけるそれぞれの役割

(復興体制の確立)

- 第40条 区は、国、都、各関係機関等との連携および協力を図り、速やかに被災した地域の復興に必要な対策を実施しなければならない。
- 2 区は、区民の生活の早期再建および安定ならびに被災した地域の復興に関する事業を迅速かつ計画的に実施するため、復興本部を設置するものとする。
- 3 前項の復興本部に関し必要な事項は、別に定める。

(復興協力)

第41条 区民は、自己の生活確保に努めるとともに、被災者の一日も早い生活再建および災害に強いまちづくりのため、区、各関係機関、事業者等に協力するよう努める。

第42条 防災区民組織は、被災者の一日も早い生活再建および災害に強いまちづくりのため、区、各関係機関、事業者等に協力するよう努める。

第43条 事業者は、事業の早期再建および継続に努めるとともに、被災者の一日も早い生

活再建および地域社会の復興のため、区、各関係機関等に協力するよう努める。付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

品川区災害対策本部条例

制定 昭和38年7月9日 条例第14号 改正 昭和40年7月15日 条例第24号 平成23年12月8日 条例第33号

平成24年10月22日 条例第48号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規 定に基づき、品川区災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定め ることを目的とする。

(本部の組織)

- 第2条 本部に本部長室および部を置く。
- 2 部に課を置く。
- 3 部に部長を、課に課長を置く。
- 4 本部長室および部の構成ならびに災害対策本部員(以下「本部員」という。)に関する事項は、規則で定める。

(職務)

- 第3条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、本部の 職員を指揮監督する。
- 2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。
- 4 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。
- 5 課長は、部長の命を受け、課の事務を掌理する。
- 6 課に属する職員は、課長の命を受け、課の事務に従事する。 (委任)
- 第4条 前2条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。 付 則
 - この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和40年7月15日条例第24号)

- この条例は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。
 - 付 則(平成23年12月8日条例第33号)
- この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成24年10月22日条例第48号)

この条例は、公布の日から施行する。

品川区災害対策本部条例施行規則

制定 昭和40年7月15日 規則第36号

改正 昭和42年4月1日規則第8号

昭和44年4月1日規則第13号

昭和48年8月7日規則第43号

昭和49年8月20日規則第43号昭和55年2月1日規則第4号

昭和55年10月11日規則第57号

昭和56年4月1日規則第21号

昭和58年3月31日規則第22号

[題名改正]

昭和60年3月30日規則第3号

平成4年3月31日規則第35号

平成13年3月30日規則第40号 平成20年3月31日規則第22号

平成25年3月29日規則第25号

平成30年4月 日規則第 号

昭和43年4月30日規則第21号 昭和45年4月1日規則第13号 昭和48年12月20日規則第66号 昭和51年3月1日規則第5号 昭和55年4月1日規則第15号 昭和55年11月10日規則第63号 昭和57年8月1日規則第61号

昭和59年3月31日規則第18号

平成元年3月30日規則第17号 平成11年3月31日規則第32号 平成19年3月30日規則第3号 平成21年3月31日規則第4号 平成27年3月31日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、品川区災害対策本部条例(昭和38年品川区条例第14号。以下「条例」という。)第2条第4項の規定に基づき、品川区災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

本条…追加〔平成25年規則25号〕

(本部長室の所掌事務)

- 第1条の2 本部長室は、次の事項について本部の基本方針を審議決定する。
 - (1) 本部の非常配備態勢および廃止の決定に関すること。
 - (2) 重要な災害情報の収集および伝達に関すること。
 - (3) 災害に関し、東京都に対する重要な要請および連絡に関すること。
 - (4) 避難の勧告または指示に関すること。
 - (5) 東京都および他区の相互応援に関すること。
 - (6) 部長に対する事務の委任に関すること。
 - (7) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

本条…一部改正〔昭和58年規則22号・平成20年22号〕、一部改正・旧1条… 繰下〔平成25年規則25号〕

(本部長室の構成)

- 第2条 本部長室は、次の者をもつて構成する。
 - (1) 災害対策本部長(以下「本部長」という。)

- (2) 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)
- (3) 災害対策危機管理監(以下「危機管理監」という。)
- (4) 災害対策本部員(以下「本部員」という。)

(副本部長)

- 第3条 副本部長は、副区長および教育長をもつて充てる。
- 2 条例第3条第2項の規定により、副本部長が本部長の代理をする場合は、副区長である副本部長、教育長である副本部長の順序により本部長の職務を代理し、副区長である副本部長が本部長の職務を代理する順序は、品川区長の職務を代理する副区長の順序を定める規則(平成19年品川区規則第38号)の定めるところによる。

1項…一部改正〔昭和55年規則 4 号〕、2項…一部改正〔昭和58年規則22 号・平成4年35号〕、1・2項…一部改正〔平成19年規則3号〕、2項…一 部改正〔平成25年規則25号〕

(危機管理監)

第4条 危機管理監は、災害対策担当部長をもつて充てる。

(本部員)

- 第5条 本部員は、次の職にある者をもつて充てる。
 - (1) 品川区組織規則(平成27年品川区規則第3号)第3条第1項に規定する部長、 同条第2項に規定する次長および同条第3項に規定する担当部長
 - (2) 保健所長、会計管理者、教育委員会事務局教育次長、区議会事務局長、選挙管 理委員会事務局長および監査委員事務局長
 - (3) 総務部総務課長、防災まちづくり部防災課長および企画部広報広聴課長
- 2 本部長は、前項に掲げる者のほか、必要があると認めるときは、区の職員のうちから本部員を指名することができる。

1 項…全部改正〔昭和55年規則 4 号〕、一部改正〔昭和55年規則15号・57号・57年61号・58年22号・60年 3 号・平成 4 年35号・11年32号・13年40号・19年 3 号・20年22号・21年 4 号・27年 2 号〕

(部)

第6条 部の名称および分掌事務は、次のとおりとする。

指令情報部

- (1) 災害対策の総合調整に関すること。
- (2) 本部情報の総括に関すること。
- (3) 国、東京都その他の関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 義援金の受領に関すること。
- (5) 本部長室の庶務に関すること。
- (6) 広報および記録に関すること。
- (7) 情報通信の総括に関すること。
- (8) 他の部に属しないこと。

企画部

- (1) 災害に伴う予算の編成に関すること。
- (2) 情報システムの復旧に関すること。

(3) 区の管理する施設の安全確認および応急処置に関すること。

総務部

- (1) 本部の職員(以下「本部職員」という。)の動員、服務、給与、安全衛生等 に関すること。
- (2) 本部職員の装備に関すること。
- (3) 災害に伴う工事等の契約および車両、舟艇等の輸送機関の調達に関すること。
- (4) 総合庁舎の管理保全および来庁者の安全に関すること。
- (5) 本部内各部の応援に関すること。
- (6) 被災者生活再建支援に関すること。
- (7) 他自治体からの応援職員に関すること。

会計部

- (1) 経費の支払に関すること。
- (2) 義援金品の出納保管に関すること。

区民支援部

- (1) 被災状況の把握および通報に関すること。
- (2) 協力団体および個人との連絡調整に関すること。
- (3) 義援品の受領および配分に関すること。
- (4) 避難者の誘導および収容の協力に関すること。
- (5) 避難施設等の開設および管理運営の支援に関すること。
- (6) 相談業務の実施に関すること。
- (7) 物資の調達、輸送、配分および配給に関すること。
- (8) 部所属施設の管理保全および利用者の安全に関すること。

滞留者支援部

- (1) 帰宅困難者の収容および援護(物資含む)に関すること。
- (2) 帰宅困難者受入れ施設開設および管理運営に関すること。
- (3) 部所属施設の管理保全および利用者の安全に関すること。

子ども支援部

- (1) 避難施設の支援に関すること。
- (2) 部所属施設の管理保全および利用者の安全に関すること。

福祉部

- (1) 乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者等の救援、安全確保等に関すること。
- (2) 二次避難所・福祉避難所の開設および管理運営に関すること。
- (3) ボランティアに関すること。

避難所対策部

- (1) 被災児童および生徒の救護計画に関すること。
- (2) 児童および生徒の応急教育に関すること。
- (3) 避難施設の開設および管理運営に関すること。
- (4) 部所属施設の管理保全および利用者の安全に関すること。

保健衛生部

- (1) 医療救護所の開設および運営に関すること。
- (2) 被災地の感染症予防等に関すること。
- (3) 医薬品および医療機器の調達および補給に関すること。
- (4) 医師会等関係団体との連絡調整に関すること。
- (5) 被災地、避難施設等の保健衛生に関すること。
- (6) 医療および助産救護に関すること。
- (7) 医師会等関係団体および医療ボランティアとの協力に関すること。
- (8) 避難住民等の健康相談に関すること。
- (9) 動物愛護に関すること。
- (10) 部所属施設の管理保全および利用者の安全に関すること。

建築住宅部

- (1) 収容施設の設置に関すること。
- (2) 応急仮設住宅等の入居等に関すること。
- (3) 建築物の被害状況の調査および通報に関すること。
- (4) 応急給水に関すること。
- (5) 部所属施設の管理保全および利用者の安全に関すること。

清掃部

(1) 廃棄物の処理に関すること。

十木部

- (1) 土木施設の被害状況の総括に関すること。
- (2) 水防計画および水防施設の復旧に関すること。
- (3) 道路、橋、公園等公共土木施設の応急設備および復旧修理に関すること。
- (4) 遺体の収容に関すること。
- (5) 障害物の除去に関すること。

議会対策部

- (1) 区議会との連絡調整に関すること。
- (2) 総合庁舎の管理保全の協力に関すること。
- 2 部の編成および課の分掌事務は、別に本部長が定める。ただし、本部長が特に必要と認めるときは、その一部を臨時に変更することができる。
- 3 部に属すべき本部職員は、原則として、部を編成する課の長および補佐が通常の行 政組織において指揮監督する職員のうちから、本部長が命ずる。

1項…一部改正・2・3項…追加〔昭和55年規則4号〕、1項…一部改正〔昭和55年規則15号・58年22号〕、1一3項…一部改正〔平成4年規則35号〕、1項…一部改正〔平成11年規則32号〕、1・3項…一部改正〔平成20年規則22号〕、1項…一部改正〔平成21年規則4号・25年25号〕

(職務権限)

第6条 本部職員は、特に定める場合または特に指示された場合を除き、通常の行政組織における職務権限に基づき、本部の事務を処理する。

本条…一部改正〔平成20年規則22号〕

第7条 本部が設置されない平時においても災害対策に関し、前条の例により、それぞ

れの分掌事務が迅速に実施されるように努めなければならない。 (雑則)

第8条 この規則の施行について必要な事項は、本部長が定める。

付 則

- この規則は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。 付 則(昭和42年4月1日規則第8号)
- この規則は、公布の日から施行する。 付 則(昭和43年4月30日規則第21号)
- この規則は、昭和43年5月1日から施行する。(後略)

付 則(昭和44年4月1日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和45年4月1日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和48年8月7日規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和48年12月20日規則第66号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和49年8月20日規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和51年3月1日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和55年2月1日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和55年4月1日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和55年10月11日規則第57号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和55年11月10日規則第63号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和56年4月1日規則第21号抄) (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和57年8月1日規則第61号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和58年3月31日規則第22号)

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

付 則(昭和59年3月31日規則第18号)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

付 則(昭和60年3月30日規則第3号)

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則(平成元年3月30日規則第17号)

- この規則は、公布の日から施行する。
 - 付 則(平成4年3月31日規則第35号)
- この規則は、平成4年4月1日から施行する。
 - 付 則(平成11年3月31日規則第32号)
- この規則は、平成11年4月1日から施行する。
 - 付 則(平成13年3月30日規則第40号)
- この規則は、平成13年4月1日から施行する。
 - 付 則(平成19年3月30日規則第3号)
- この規則は、平成19年4月1日から施行する。
 - 付 則(平成20年3月31日規則第22号)
- この規則は、平成20年4月1日から施行する。
 - 付 則(平成21年3月31日規則第4号抄)
- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
 - 付 則(平成25年3月29日規則第25号)
 - この規則は、平成25年4月1日から施行する。
 - 付 則(平成27年3月31日規則第2号)
 - この規則は、平成27年4月1日から施行する。
 - 付 則(平成30年3月 日規則第 号)
 - この規則は、平成30年4月 日から施行する。

災害に際し応急措置の業務に従事した者または 水防に従事した者の損害補償に関する条例

制定 昭和52年3月30日 条例第16号

改正 昭和57年10月12日 条例第30号

平成12年7月14日 条例第38号

平成17年12月9日 条例第43号

災害に際し応急措置の業務に従事した者または水防に従事した者の災害補償に関する条例(昭和41年7月東京都品川区条例第15号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第84条第1項(原子力 災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第28条第1項の規定により読み替えて 適用される場合を含む。)の規定による応急措置の業務に従事した者または水防法(昭 和24年法律第193号)第45条の規定による水防に従事した者に係る損害補償を的確に 行うことを目的とする。

(損害補償を受ける権利)

- 第2条 災害対策基本法第65条第1項(同条第3項(原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)において準用する場合および原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定もしくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者または水防法第24条の規定による水防に従事した者(以下「防災従事者」という。)が、災害に際し応急措置の業務または水防(以下「防災業務」という。)に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または防災業務に従事したことによる負傷もしくは疾病により死亡し、もしくは障害の状態となつたときは、損害補償を受ける権利を有する。
- 2 前項の場合において、区長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条 例によつて損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。
- 3 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、または差し押えることができない。

(損害補償の申請)

第3条 損害補償を受けようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

(損害補償)

第4条 損害補償の種類、対象および要件ならびに補償額の算定方法については、非常 勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号)に定めら れているものの例による。

(異議申立て)

第5条 防災従事者の死亡、負傷または疾病が防災業務に従事したことによるものであ

るか否かについての認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施 について不服のある者は、区長に対して異議申立てをすることができる。

(報告、出頭等)

第6条 区長は、審査または損害補償の実施のため必要があると認めるときは、損害補償を受けようとする者またはその他の関係人に対して報告させ、文書を提出させ、出頭を命じ、または医師の診断もしくは検案を受けさせることができる。

(損害補償費の返還)

第7条 偽りその他不正の手段により損害補償を受けた者があるときは、区長は、その 損害補償に要した費用に相当する金額の全部または一部をその者から返還させるこ とができる。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和57年10月12日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成12年7月14日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成17年12月9日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

災害に際し応急措置の業務に従事した者または水防 に従事した者の損害補償に関する条例施行規則

制定 昭和42年5月1日 規則第16号 改正 昭和47年4月1日 規則第13号

昭和48年7月1日 規則第28号

昭和52年4月9日 規則第19号

平成12年7月14日 規則第68号

平成17年3月31日 規則第37号

平成19年9月28日 規則第58号

災害に際し応急措置の業務に従事した者または水防に従事した者の災害補償に関する条例施行規則(昭和37年7月東京都品川区規則第23号)の全部を改正する。 (目的)

第1条 この規則は、災害に際し応急措置の業務に従事した者または水防に従事した者 の損害補償に関する条例(昭和52年3月品川区条例第16号。以下「条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(災害の報告)

- 第2条 条例に定める損害補償を行うべき事故が発生した場合は、区長が定める指揮者 または消防機関の長、警察官、海上保安官もしくは自衛官は、防災従事者災害発生報 告書(第1号様式)に次の各号に掲げる資料を添えて、すみやかに区長に報告しなけ ればならない。
 - (1) 現認書または事実証明書
 - (2) 医師の診断書
 - (3) 現場見取図
 - (4) その他事故の発生を認定するために参考となる資料

(災害の認定および通知)

第3条 区長は、前条の報告を受けたときは、その災害が防災業務に従事したことによる災害であるかどうかの認定を行い、その結果を防災従事者災害認定通知書(第2号様式)により、すみやかに補償を受けるべき者に通知しなければならない。

(補償の申請)

- 第4条 条例に定める損害補償を受けようとする者は、前条の通知を受けた後、防災従 事者災害補償申請書(第3号様式)を、すみやかに区長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、住民票の写しおよび非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を 定める政令(昭和31年政令第335号。以下「令」という。)第2条第2項の規定によ るその者の死亡もしくは負傷の原因である事故が発生した日、または診断によつて死 亡の原因である疾病の発生が確定した日もしくは診断によつて疾病の発生が確定し た日前1年間におけるその者が得た収入の平均月額を証するに足る書類(療養補償の 場合を除く。)それぞれ2通のほか次の区分による必要な書類を添付しなければなら

ない。

(1) 療養補償の場合

医師、薬剤師等の療養費の領収証または請求書

(2) 休業補償の場合

療養のための休業を要することについての医師の診断書

(3) 障害補償の場合

身体障害の程度についての医師の診断書

- (4) 遺族補償の場合
 - ア 死亡診断書、死体検案書その他防災従事者の死亡を証明することができる書類 またはその写し。ただし、行方不明となつたことにより死亡したものと推定され る者にあつては、行方不明となつた事実および年月日を証する書類またはその写
 - イ 遺族補償を受けることができる者の氏名、本籍および防災従事者との続柄また は関係を証明する戸籍謄抄本等の区市町村長の発行する書類
 - ウ 遺族補償を受けることができる者が、配偶者で婚姻の届出をしないが、事実上 婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることができる 書類
 - エ 遺族補償を受けることができる者が、令第8条または第9条第1項第2号もしくは第3号の規定に該当する者であるときは、防災従事者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた事実を認めることができる書類
 - オ 遺族補償を受けることができる者が、配偶者以外の者であるときは、令第8条 第3項または第9条第2項の規定に基づく先順位者のいないことを証明するこ とができる書類
- (5) 葬祭補償の場合

葬祭を行う者であることを証明する書類

- 3 前項の書類のほか、さらに補償の種類に応じ、消防団員等公務災害補償等共済基金 法施行規則(昭和32年総理府令第5号)第1条各号に定める支払請求書(各様式の記 載心得に定める書類を添付すること。)2通を添付しなければならない。
- 4 同一の負傷または疾病に係る療養補償および休業補償の申請は、療養または休業の 事実が発生した日以降、1月ごとに区分してしなければならない。
- 5 前項の場合においては、第2回以降の申請書には、第2項に規定する添付書類は省 略することができる。

(補償額の通知)

- 第5条 区長は、前条の申請書を受理したときは、これを審査し、補償の金額を決定し、 すみやかに補償を受けるべき者に対して防災従事者災害補償決定通知書(第4号様 式)により通知しなければならない。ただし、指定療養機関において療養を受けた者 の療養費については、直接当該療養機関に通知するものとする。
- 2 区長は、前項の規定に基づき通知書を送付した後に当該補償の額の改定を行つたときは、補償を受けるべき者に対して、改定後の補償の額を記載した通知書により、新たに通知しなければならない。

(補償の支給)

第6条 補償費は、前条の通知後、すみやかに補償を受けるべき者に支給しなければならない。ただし、前条第1項ただし書の場合の療養費については、直接当該療養機関に支払うものとする。

(療養補償および休業補償の支給方法)

第7条 区長は、療養補償として支給する費用および休業補償については、特別な事情がない限り、毎月1回支給しなければならない。

(療養費を本人に支給する場合)

- 第8条 令第4条第3項の規定に基づき区長が認定して、療養の費用を当該防災従事者 に支払うのは、次の各号に掲げる場合とする。
 - (1) 災害を受けたとき緊急の必要から指定療養機関以外の療養機関での療養また は令第4条第1項第5号もしくは第6号に定める療養を受けた場合
 - (2) 付近に指定療養機関がないため、他の療養機関で療養を受けた場合
 - (3) 災害の部位、程度により指定療養機関以外の療養または令第4条第1項第5号 もしくは第6号に定める療養を必要とする旨の主治医の証明がある場合 (不当(過剰)治療の防止)
- 第9条 同一の傷病を同時に会計を異にする2以上の療養機関について療養を受けた 場合の主たる療養を行つた療養機関を除く他の療養機関に要した費用は、補償しない ものとする。ただし、緊急の必要があるときまたは事前に区長の承認を得た場合は、 この限りでない。

(届出)

- 第10条 療養補償を受けるべき者が、入院、退院または転院したときは、防災従事者入 (退、転)院届(第5号様式)を区長に提出しなければならない。
- 2 療養中の者が、療養の必要がなくなつた場合は、防災従事者医療完了届(第6号様式)を区長に提出しなければならない。

(年金たる損害補償の支給)

- 第11条 区長は、障害補償年金または遺族補償年金(以下「年金たる損害補償」という。) については、当該補償の年額を12で除して得た額を、当該補償を行うべき理由の生じ た日の属する月の翌月以降、毎年1月、4月、7月および10月の4期に分け、それぞ れ前月分までを支給するものとする。ただし、月の中途において当該補償を行うべき 理由が消滅したときは、支給期月でない月であつても支給する。
- 2 前項の規定による支給を受けようとする者は、毎期月その支給を受けるときに、第 12条の規定に基づき交付された証書を区長に提示しなければならない。
- 3 第1項の支給を最初に受けるときは印鑑票(第7号様式)を提出しなければならない。

(年金たる損害補償証書)

- 第12条 区長は、年金たる損害補償の補償額の決定に関する通知をするときに、当該補償を受けるべき者に対し、あわせて障害補償年金証書(第8号様式)または遺族補償年金証書(第9号様式)を交付しなければならない。
- 2 区長は、すでに交付した障害補償年金証書または遺族補償年金証書の記載事項に変

更があつた場合は、当該証書と引換えに新たな証書を交付しなければならない。

- 3 区長は、必要があると認めるときは、証書の提出または提示を求めることができる。 (証書の再交付)
- 第13条 前条の証書の交付を受けた者は、その証書を紛失しまたは著しく損傷したときは、再交付の請求書に紛失の事実を明らかにすることができる書類または損傷した証書を添えて、証書の再交付を区長に請求することができる。
- 2 前項の証書の再交付を受けた者は、その後において紛失した証書を発見したときは、 すみやかにこれを区長に返納しなければならない。

(定期報告書)

第14条 区長は、障害補償年金を受ける権利を有する者(以下「障害補償年金の受給権者」という。)または遺族補償年金を受ける権利を有する者(以下「遺族補償年金の受給権者」という。)について、毎年1回、1月1日から同月31日までの間にそれらの者から、定期報告書(第10号様式)を提出させるものとする。

(障害等級の変更または遺族の異動等に関する申請および決定)

- 第15条 区長は、障害補償年金または遺族補償年金の受給権者と遺族補償年金を受けることができる者(以下「遺族補償年金の受給資格者」という。)が、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、これらの者から、すみやかに障害等級の変更または遺族の異動等に関する申請書(第11号様式、記載心得に定める書類を添付すること。)を提出させ、障害等級の変更または遺族の異動等の決定をしなければならない。
 - (1) 障害補償年金の受給権者の身体障害の程度の変更があつたとき。
 - (2) 令第8条の3第1項の規定に基づき遺族補償年金を受ける権利が消滅したとき。
 - (3) 遺族補償年金の受給権者と生計を同じくしている遺族補償年金の受給資格者の数に増減を生じたとき。
 - (4) 令第8条の4の規定に基づき遺族補償年金の支給が停止されまたはその停止 が解除される事由が生じたとき。
 - (5) 同一の事由により支給されていた他の法律による年金の支給額の変更があったとき。

(氏名、住所等の変更および死亡の届出)

- 第16条 損害補償を受けるべき者は、次の各号に掲げる場合には、その事実を明らかに することができる書類を添えて、すみやかにその旨を区長に届け出なければならない。
 - (1) 氏名または住所を変更した場合
 - (2) 改印した場合
- 2 損害補償を受けるべき者が死亡した場合は、その遺族は、死亡の事実を明らかにすることができる書類を添えて、すみやかにその旨を区長に届け出なければならない。 (記録簿および原簿)
- 第17条 区長は、損害補償を受けるべき者ごとに損害補償記録簿(第12号様式)を備え、 所要の事項を記載して整理しなければならない。
- 2 区長は、障害補償年金の受給権者または遺族補償年金の受給権者ごとに、支払原簿 (第13号様式、第14号様式) および支払記録簿(第15号様式、第16号様式) を備え、

所要の事項を記載して整理しなければならない。

(異議申立て)

- 第18条 条例第5条の規定に基づき異議申立てをする場合には、請求者は、次の各号に 掲げる事項を記載した災害補償異議申立書(第17号様式)を区長に提出しなければな らない。
 - (1) 災害を受けた防災従事者の氏名、住所、生年月日、職業および勤務先
 - (2) 請求者が災害を受けた防災従事者と異なるときは、その者の氏名、住所および 生年月日ならびに災害を受けた防災従事者との続柄または関係
 - (3) 異議申立ての趣旨

(審査)

- 第19条 区長は、前条の異議申立書を受理したときは、これを審査して判定を行い、その結果を次の各号に掲げる事項を記載した判定書(第18号様式)により請求者に通知しなければならない。
 - (1) 判定
 - (2) 判定の理由

(実施の細目)

第20条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

付 則(昭和47年4月1日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

付 則(昭和48年7月1日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和52年4月9日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成12年7月14日規則第68号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成17年3月31日規則第37号)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の各規則の様式による用紙で現に残存 するものについては、所要の修正を加え、なお当分の間使用することができる。

付 則(平成19年9月28日規則第58号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

様式(省略)

品川区大規模災害被災地に対する支援に関する条例

平成26年7月11日 条例第32号

(目的)

第1条 この条例は、法令に定めるもののほか、大規模な災害により被害を受けた被災区市 町村等に対し支援を行うことにより、被災区市町村等の応急対策、復旧対策および復興対 策(以下「応急対策等」という。)に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 災害 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害をいう。
 - (2) 被災区市町村等 大規模な災害により被害を受けた区市町村または外国の地方公共 団体をいう。

(対象被災区市町村等)

- 第3条 区長は、次に掲げる被災区市町村等に対し、支援を行うことができる。ただし、区 長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。
 - (1) 災害時における相互の支援に関する協定等を締結している被災区市町村等
 - (2) 前号に掲げるもののほか、区と友好関係および協力関係に関する協定等を締結している被災区市町村等

(支援の種類)

- 第4条 前条の規定により行う支援(以下「支援」という。)は、次に掲げる内容のうち、 あらかじめ、被災区市町村等の長と協議をしたうえ、区長が必要と認めるものとする。
 - (1) 物資の供与
 - (2) 資器材等の供与または貸与
 - (3) 物資および資器材等の輸送
 - (4) 応急対策等に従事する職員の派遣
 - (5) 見舞金の贈呈
 - (6) 義援金等の募集および贈呈
 - (7) 被災者の区の施設等への一時受入れ
 - (8) その他区長が特に必要と認めるもの

(費用の負担)

- 第5条 支援に要した費用は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める者が 負担するものとする。
 - (1) 協定等により被災区市町村等が負担することとされた費用 支援を受けた被災区市町村等
 - (2) 前号に規定する費用以外の費用 区 (公表)

第6条 区長は、被災区市町村等に対し支援を行った場合は、その内容を公表するよう努めるものとする。

(支援本部の設置)

第7条 区長は、被災区市町村等に対し円滑に支援を行うため、災害の状況等を勘案し特に 必要と認める場合は、支援本部を設置することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都震災対策条例

平成一二年一二月二二日 条例第二〇二号

東京都震災対策条例を公布する。

東京都震災対策条例

東京都震災予防条例(昭和四十六年東京都条例第百二十一号)の全部を改正する。

目次

前文

第一章 総則

第一節 目的(第一条)

第二節 知事の責務(第二条一第七条)

第三節 都民の責務(第八条)

第四節 事業者の責務(第九条一第十一条)

第二章 予防対策

第一節 震災に関する研究、公表等(第十二条)

第二節 防災都市づくりの推進(第十三条)

第三節 都市施設及び建築物等の安全の確保(第十四条一第二十三条)

第四節 火災の防止等(第二十四条一第三十一条)

第五節 防災広報及び防災教育(第三十二条・第三十三条)

第六節 防災組織(第三十四条—第三十七条)

第七節 地域における相互支援ネットワークづくり(第三十八条)

第八節 ボランティアへの支援(第三十九条)

第九節 要援護者に対する施策(第四十条)

第十節 防災訓練(第四十一条・第四十二条)

第十一節 都民等の意見(第四十三条)

第三章 応急対策

第一節 応急体制等の整備(第四十四条一第四十六条)

第二節 避難(第四十七条一第五十一条)

第三節 救出及び救助の活動拠点等の確保(第五十二条)

第四節 帰宅困難者対策(第五十三条·第五十四条)

第四章 復興対策

第一節 震災復興の推進(第五十五条・第五十六条)

第二節 地域協働復興(第五十七条・第五十八条)

第五章 委任(第五十九条)

附則

地震を予知することが未だ困難な現在、阪神・淡路大震災をはじめとする都市型地震の経験は、改めて地震発生直後の危険性と不断の危機管理の重要性を、行政はもとより多くの人々に知らしめたところである。

地震による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、まず第一に「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方、第二に他人を助けることのできる都民の地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、この二つの理念に立つ都民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくことが欠かせない。

東京都は、全国に先駆けて東京都震災予防条例を制定し、予防対策重視の 視点から地震に強いまちづくりを進め、行政主導の下で震災を未然に防止し、 最小限にとどめることを目指してきた。

今後は、この取組を一層進めるとともに、危機管理に重点を置いた応急対策及び復興対策をも視野に入れた総合的震災対策の体系を構築し、震災対策の充実及び強化に努めていくことが極めて重要である。

東京は、多くの都民の生活の場であるとともに、日本の首都として政治、経済、文化等の中枢機能が集中している世界でも有数の大都市である。地震による被害の影響は国内にとどまらず、全世界に及ぶものであり、地震による災害から東京を守ることは、行政に課せられた重大な責務である。

震災対策の推進に当たっては、区市町村が基礎的自治体として第一義的責任と役割を果たすものである。その上で、広域的役割を担う東京都が区市町村及び国と一体となって、都民と連携し、都民や東京に集う多くの人々の生命及び財産を守り、首都東京の機能を維持するという決意を表明するとともに、総合的震災対策の推進の指針を示すため、この条例を制定する。

第一章 総則

第一節 目的

第一条 この条例は、地震による災害(以下「震災」という。)に関する予防、応急及び復興に係る対策(以下「震災対策」という。)に関し、都民、事業者及び東京都(以下「都」という。)の責務を明らかにし、必要な体制を確立するとともに、予防、応急及び復興に関する施策の基本的な事項を定めることにより、震災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の都民の生命、身体及び財産を震災から保護することを目的とする。

第二節 知事の責務

(基本的責務)

第二条 知事は、震災対策のあらゆる施策を通じて、都民の生命、身体及び 財産を震災から保護し、その安全を確保するとともに、震災後の都民生活の 再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければなら ない。

- 2 前項の目的を達成するため、知事は、震災対策に関する事業(以下「震災対策事業」という。)の計画(以下「震災対策事業計画」という。)を策定し、その推進を図らなければならない。
- 3 震災対策事業計画の策定に当たっては、都民、事業者及びボランティア(以下「都民等」という。)、第三十四条から第三十六条までの防災組織並びに第

五十八条第一項の復興市民組織の意見を聴くよう努めなければならない。 (平一五条例一二四・一部改正)

(都民及び事業者に対する指導等)

第三条 知事は、震災対策事業計画の策定及び実施に当たっては、都民及び 事業者の協力を求めるとともに、都民及び事業者が自主的に行う震災対策活 動に対し、積極的に指導、助言、支援及び協力を行わなければならない。

(ボランティアに対する支援)

第四条 知事は、ボランティアが自主的に行う震災対策活動に対し、積極的 に支援及び協力を行わなければならない。

(都民等への助成)

第五条 知事は、都民等が行う震災対策活動に対して、必要な助成を行うことができる。

(区市町村との連絡調整及び助成)

第六条 知事は、震災対策事業の円滑な実施を図るため、関係する特別区及 び市町村(以下「区市町村」という。)との連絡調整並びに区市町村が実施す る震災対策事業に対する支援及び協力を行わなければならない。

2 知事は、区市町村が実施する震災対策事業に対し、必要な助成を行うことができる。

(協力要請)

第七条 知事は、震災対策事業計画の策定及び実施に当たり、他の地方公共 団体その他の公共的団体等の協力が必要と認められるときは、当該公共的団 体等に対して協力を要請し、又は他の地方公共団体等から協力の要請があっ たときは、これに応じなければならない。

第三節 都民の責務

第八条 都民は、震災を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、 相互に協力し、都民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければ ならない。

- 2 都民は、次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講ずるよう努めなければならない。
- 一 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- 二 家具の転倒防止
- 三 出火の防止
- 四 初期消火に必要な用具の準備
- 五 飲料水及び食糧の確保
- 六 避難の経路、場所及び方法についての確認
- 3 都民は、震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、 地域社会を支える一員としての責任を自覚し、第五十七条の地域協働復興に 対する理解を深めるとともに、震災後においては、相互に協力して自らの生 活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。
- 4 都民は、知事その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するととも

に、自発的に震災対策活動に参加する等震災対策に寄与するよう努めなければならない。

(平一五条例一二四·一部改正)

第四節 事業者の責務

(基本的責務)

第九条 事業者は、知事その他の行政機関が実施する震災対策事業及び都民が行う第五十七条の地域協働復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、震災の防止並びに震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、事業所に来所する顧客、従業者等及び事業所の周辺地域における住民(以下「周辺住民」という。)並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。
- 3 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災を最小限にとどめるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。

(平一五条例一二四·一部改正)

(事業所防災計画の作成)

第十条 事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、都及び区市 町村が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画(以下「事 業所防災計画」という。)を作成しなければならない。

(事業所防災計画の届出)

第十一条 都市ガス、電気、通信その他防災対策上重要な施設として知事が 指定する施設を管理する事業者は、事業所防災計画を作成したときは、速や かに知事に届け出なければならない。

第二章 予防対策

第一節 震災に関する研究、公表等

第十二条 知事は、震災の発生原因及び発生状況、地域の危険度その他震災 に関する事項について、科学的、総合的に調査及び研究を行うとともに、防 災科学技術の開発に努めなければならない。

- 2 都は、耐震性の調査及び研究に資するため、都が設置する建築物その他の工作物のうち、特に必要と認める工作物に、強震計を設置しなければならない。
- 3 知事は、第一項の調査、研究及び技術の開発の成果を、積極的に震災対策に反映させるとともに、都民に公表しなければならない。
- 4 知事は、前項に規定するもののほか、震災対策事業計画その他震災対策に関する情報を積極的に公表するよう努めなければならない。

第二節 防災都市づくりの推進

第十三条 知事は、防災都市づくり(震災を予防し、震災が発生した場合にお

ける被害の拡大を防ぐため、建築物及び都市施設(都市計画法(昭和四十三年 法律第百号)第十一条第一項各号に掲げる施設をいう。以下同じ。)等につい て耐震性及び耐火性を確保する措置その他都市構造の改善に関する措置をい う。以下この条において同じ。)を推進するため、防災都市づくりに関する計 画を策定しなければならない。

- 2 前項の計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 防災都市づくりに関する施策の指針
- 二 地域特性に応じた整備の方針及び整備地域の指定
- 三 重点整備地域(防災都市づくりに資する事業を重層的かつ集中的に実施する地域をいう。)等の指定
- 3 知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して第一項の計画に基づく事業 の推進に努めなければならない。

第三節 都市施設及び建築物等の安全の確保

(都市施設等の耐震性等の確保)

第十四条 知事は、震災を未然に防止し、震災が発生した場合における被害の拡大を防止するため、都市施設等の耐震性及び耐火性の確保に努めなければならない。

(一般建築物の耐震性等の確保)

第十五条 知事は、一般建築物(次条の特殊建築物等以外の建築物をいう。) の耐震性及び耐火性を確保するため、適切な指導を行うとともに、防災上の 相談に応じ、必要と認めるときは、技術面からの支援を行うよう努めなけれ ばならない。

(特殊建築物等の耐震性等の確保)

第十六条 知事は、特殊建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)に規定する特殊建築物をいう。以下同じ。)その他知事が必要と認める建築物及び地下街(消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)に規定する地下街をいう。)の耐震性及び耐火性を確保するため、特に知事が指定するものについて、定期的に検査を行い、若しくは当事者をして行わせ、又は必要があると認めるときは、そのものの改善について助言し、若しくは勧告することができる。(重要建築物の耐震性等の強化)

第十七条 知事は、次に掲げる防災対策上特に重要な建築物について、耐震

第十七条 知事は、次に掲げる防災対策上特に重要な建築物について、耐震性及び耐火性の強化に努め、又は当事者をして努めさせなければならない。

- 一 震災時に消火、避難誘導及び情報伝達等の防災業務の中心となる消防署、 警察署その他の官公庁建築物
- 二 震災時に緊急の救護所又は被災者の一時受入施設となる病院、学校その 他これらに準ずる建築物

(公共施設等の安全の確保)

第十八条 知事は、その管理する道路、公園、鉄道、橋りょう、港湾その他の公共施設及びこれらに附属する施設の耐震性及び耐火性を強化するとともに、定期的に検査を行い、それらの安全の確保に努めなければならない。

2 前項の規定は、知事が管理する河川及び海岸に設置する施設について準用する。

(都市ガス、電気、水道施設等の安全の確保)

第十九条 都市ガス、電気、上下水道、通信その他防災対策上重要な施設の 管理者は、当該施設の安全の確保に努めなければならない。

2 知事は、前項の施設の安全を確保するため必要があると認めるときは、当該施設を収容する共同溝の設置に努めなければならない。この場合において、知事は、特に耐震性について配慮しなければならない。

(危険物の落下防止)

第二十条 知事は、地震により破損し、落下するおそれのある中高層建築物の窓ガラス等落下危険物の落下を防止するため、その安全性について調査し、研究し、並びに防災上安全な基準を定めるとともに、安全の確保及び改修について指導を行うよう努めなければならない。

(宅地造成地の安全の確保)

第二十一条 知事は、宅地造成地の地震に対する安全性について、調査し、研究し、及び防災上安全な基準を定めるよう努めなければならない。

(宅地造成地の検査)

第二十二条 知事は、地震に対して特に危険な宅地造成地については、宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)の定めるところにより検査し、必要があると認めるときは、その改善について、助言し、勧告し、又は命ずることができる。

(地盤沈下の防止)

第二十三条 知事は、地盤沈下に起因する震災を防止するため、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十五号)の定めるところにより、地下用水について揚水の抑制に努めなければならない。 第四節 火災の防止等

(火災の防止)

第二十四条 知事は、地震による火災の発生及びその拡大を防止するため必要な施策を区市町村と連携を図りつつ、協力して積極的に推進するよう努めなければならない。

(初期消火)

第二十五条 都民は、火気を使用するときは、出火を防止するため、常時監視するとともに地震時の出火に備え、消火器等を配備し、初期消火に努めなければならない。

(火気使用器具の規制)

第二十六条 知事は、地震時に出火の危険性の高い設備及び器具の安全を確保し、出火を防止するため、その技術の開発及び普及啓発に努めるとともに、使用及び取扱いについて、火災予防条例(昭和三十七年東京都条例第六十五号)の定めるところにより、必要な規制を行わなければならない。

(消防水利の確保及び消防力の強化)

第二十七条 知事は、地震による火災の拡大を防止するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して消防水利の確保及び消防力の強化に努めなければならない。

2 知事は、その管理する公共施設及び特殊建築物を整備するときは、防火水槽又はこれに類する施設の設置に努めなければならない。

(建築物の不燃化)

第二十八条 知事は、地震による出火を防止するため、住宅その他の建築物の不燃化の促進に努めなければならない。

2 消防法第九条の三の指定可燃物その他指定可燃物に類する物品を取り扱う事業者は、その取り扱う施設の不燃化に努めなければならない。

(延焼遮断帯の整備)

第二十九条 知事は、地震による火災の拡大を防止するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して延焼遮断帯(火災の拡大を防止する目的で設けられる道路、河川、鉄道、公園等の都市施設及びこれらと近接する不燃化された建築物等により構成される不燃空間をいう。)の整備に努めなければならない。(危険物取扱施設の安全の確保)

第三十条 知事は、消防法第二条第七項の危険物、高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第二条の高圧ガスその他これらに類する危険物を取り扱う施設の安全性について、調査し、研究し、及び防災上安全な基準を定めるよう努めなければならない。

(有害物取扱施設の安全の確保)

第三十一条 知事は、毒物、劇物、病原体及び毒素類、放射性物質その他これらに類する有害物を取り扱う施設の安全性について、調査し、研究し、及び防災上安全な基準を定めるよう努めなければならない。

第五節 防災広報及び防災教育

(防災広報)

第三十二条 知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して、防災に関する 広報活動を積極的に実施し、都民の防災知識の向上及び防災意識の高揚に努 めなければならない。

(防災教育)

第三十三条 都は、区市町村と連携を図りつつ、協力して、学校教育、社会教育等を通じて防災教育の充実に努め、並びに区市町村が次条から第三十六条までの防災組織及び地域の団体等を通じて行う防災教育に対し、支援及び協力を行うよう努めなければならない。

第六節 防災組織

(防災市民組織)

第三十四条 知事は、区市町村が行う地域の自主的な防災市民組織の育成に対し、支援及び協力を行い、その充実が図られるよう努めなければならない。 (施設の防災組織)

第三十五条 事業者は、その管理する施設の防災組織の育成に努めなければ

ならない。

(業種別の防災組織)

第三十六条 危険物、毒物、劇物、火薬類その他これらに類する物を取り扱 う施設又は設備を管理する者は、業種別の防災組織の組織化に努めなければ ならない。

(防災リーダーの育成)

第三十七条 知事は、第三十四条の防災市民組織及び第三十五条の施設の防災組織の活動の促進を図るため、区市町村及び事業者と連携を図りつつ、協力してこれらの組織における防災リーダー(これらの組織の行う出火防止、初期消火、救出及び応急手当等の震災対策活動において、適切な指示を与える等中心的役割を担う者をいう。以下この条において同じ。)の育成に努めるとともに、区市町村が行う防災リーダーの育成に対して、支援及び協力を行うよう努めなければならない。

第七節 地域における相互支援ネットワークづくり

第三十八条 知事は、震災時に、支援活動を行う団体等が効果的な活動を行う環境を整備するため、区市町村が行う地域相互支援ネットワーク(当該区市町村の区域で活動する団体等が相互に連携し、補完し合うことにより、被災者に対して必要な支援活動を一体的に、かつ、効果的に行う仕組みをいう。)の育成の促進に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第八節 ボランティアへの支援

第三十九条 知事は、ボランティアによる被災者に対する支援活動の円滑な 実施を確保するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して資器材の提供、 活動拠点の提供等必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力してボランティアの育成に努めなければならない。

第九節 要援護者に対する施策

第四十条 知事は、区市町村が行う寝たきりの状態にある高齢者、障害者、 外国人等震災時に援護を要する者に対する施策の促進に必要な措置を講ずる よう努めなければならない。

第十節 防災訓練

(防災訓練の実施)

第四十一条 知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して防災訓練を積極的に行わなければならない。

2 前項に規定する防災訓練に参加した者が、当該防災訓練により死亡し、又は傷害を受けたときの補償については、東京都規則(以下「規則」という。)の定めるところによる。

(防災組織の訓練)

第四十二条 第三十四条から第三十六条までの防災組織の責任者は、震災の 発生に備え、防災訓練を実施しなければならない。

2 前項の防災訓練を実施するときは、初期消火訓練、避難訓練、救出及び救

助訓練並びに応急救護訓練について、特に配慮しなければならない。

3 知事は、第一項の防災組織が行う訓練に、職員の派遣を行うこと等により協力をするよう努めなければならない。

第十一節 都民等の意見

第四十三条 都民等及び防災組織は、地域の安全性について常に監視し、地震に対して危険性のあるものについて知事に意見を述べることができる。

- 2 都民は、第四十七条の規定による避難場所の指定について、知事に意見を述べることができる。
- 3 知事は、前二項の規定により都民等及び防災組織の意見を聴いたときは、これを施策に反映するよう努めなければならない。

第三章 応急対策

第一節 応急体制等の整備

(災害応急体制の整備)

第四十四条 知事は、震災時における避難並びに救出及び救助を円滑に行う ため必要な体制の確立及び資器材の整備に努めなければならない。

2 知事は、前項に規定するもののほか、救助活動を円滑に行うため必要な給水及び備蓄のための施設の整備に努めなければならない。

(情報連絡体制の整備等)

第四十五条 知事は、震災の発生に備え、あらかじめ、震災に関する情報の 収集及び連絡の体制を整備し、並びに震災時に的確な情報を都民に周知する 方法を講じなければならない。

(他団体への協力要請の方法)

第四十六条 知事は、震災の発生に備え、あらかじめ震災に関する情報の収集及び伝達に必要な他の地方公共団体その他の公共的団体等への協力要請の方法を確立しておかなければならない。

第二節 避難

(避難場所の指定)

第四十七条 知事は、震災時に拡大する火災から都民を安全に保護するため、 広域的な避難を確保する見地から必要な避難場所をあらかじめ指定しなけれ ばならない。ただし、火災の拡大するおそれのない地区については、避難場 所を指定しないことができる。

2 知事は、公営住宅を建設するときは、広場の確保に留意し、その防災機能の充実に努めなければならない。

(避難道路の指定)

第四十八条 知事は、広域的な避難を確保する見地から震災時に都民が避難場所に安全に避難するため必要な避難道路をあらかじめ指定しなければならない。

(避難場所及び避難道路周辺の不燃化)

第四十九条 知事は、避難場所及び避難道路の周辺に存する建築物その他の 工作物の不燃化の促進に努めなければならない。 (避難誘導方法の確立)

第五十条 知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して震災の発生に備え、 あらかじめ避難誘導の方法を確立しておかなければならない。

(車両による避難の禁止)

第五十一条 都民は、震災時に避難するときは、路上の混乱と危険を防止するため、道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第八号の車両(以下「車両」という。)を使用してはならない。

2 震災時に走行中の車両の運転者は、当該震災時に行われる交通規制を遵守しなければならない。

第三節 救出及び救助の活動拠点等の確保

第五十二条 知事は、震災時において、被災者の救出及び救助並びに都民生活の再建及び都市の復興を円滑に行うため、その活動拠点等となる土地及び家屋の確保に努めなければならない。

- 2 知事は、前項の土地及び家屋の利用について、利用計画を作成し、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。
- 3 前項の利用計画の作成及び実施に当たっては、知事は、国及び区市町村と の調整に努めなければならない。
- 4 知事は、震災時に、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第九条第一項又は災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第七十一条第一項の規定による土地又は家屋の円滑な使用を確保するため、あらかじめ当該土地又は家屋を救出及び救助の活動拠点として指定することができる。この場合において、知事は、当該土地又は家屋を所有し、及び管理する者に対し、災害救助法及び災害対策基本法の規定その他必要な事項を説明し、協力を求めるものとする。

(平二五条例一一四・一部改正)

第四節 帰宅困難者対策

(帰宅困難者の事前準備)

第五十三条 事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なもの(以下「帰宅困難者」という。)は、震災時における帰宅に係る安全を確保するため、あらかじめ徒歩による帰宅経路の確認、家族との連絡手段の確保その他必要な準備を行うよう努めなければならない。

(帰宅困難者対策の実施)

第五十四条 知事は、震災時における帰宅困難者の帰宅に係る混乱を防止するため、あらかじめ区市町村並びに都の区域に近接する県及び市町村と連携を図りつつ、協力して帰宅困難者の円滑な帰宅を確保する対策を行うよう努めなければならない。

第四章 復興対策

第一節 震災復興の推進

(平一五条例一二四·節名追加)

(震災復興体制の確立)

第五十五条 知事は、震災により重大な被害を受けた場合で、速やかに計画 的な都市の復興等を図るため必要と認めるときは、東京都震災復興本部の設 置に関する条例(平成十年東京都条例第七十七号)に基づく体制をとるものと する。

(震災復興計画の策定及び震災復興事業の推進)

第五十六条 知事は、前条に規定する場合は、広域的な復興を推進する見地 から、速やかに震災復興計画を策定しなければならない。

- 2 知事は、前項の計画に基づいて震災復興事業の推進に努めなければならない。
- 3 知事は、第一項の震災復興計画の策定及び前項の震災復興事業の実施を円滑に推進するため、あらかじめ震災復興に関する施策及び手続を定めることができる。この場合において、知事は、当該施策及び手続を都民に周知しなければならない。
- 4 知事は、震災復興計画の策定及び震災復興事業の推進に当たり、区市町村との調整に努めなければならない。

(平一五条例一二四・一部改正)

第二節 地域協働復興

(平一五条例一二四・追加)

(地域協働復興に対する理解の促進等)

第五十七条 知事は、地域協働復興(震災後において、都民が相互に協力し、事業者、ボランティア及び知事その他の行政機関との協働により、自主的に自らの生活の再建及び居住する地域の復興を進めることをいう。以下同じ。)に対する都民等の理解を深めるよう努めるとともに、都民の自発的な意思に配慮して、地域協働復興に関する活動を促進しなければならない。

(平一五条例一二四・追加)

(復興市民組織)

第五十八条 知事は、区市町村が行う復興市民組織(地域協働復興に関する活動を行う市民組織をいう。以下同じ。)の育成に対し、支援及び協力を行い、 その充実が図られるよう努めなければならない。

2 知事は、地域協働復興に関する活動の円滑な実施を確保するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して、復興市民組織に対し、情報の提供、相談体制の充実、資器材の提供等必要な支援を行うよう努めなければならない。

(平一五条例一二四・追加)

第五章 委任

第五十九条 この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

(平一五条例一二四・旧第五十七条繰下)

附則

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則(平成一五年条例第一二四号)

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則(平成二五年条例第一一四号)

この条例は、災害対策基本法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五十四号)第三条の規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(施行の日=平成二五年一○月一日)

東京都帰宅困難者対策条例

平成二四年三月三〇日 条例第一七号

東京都帰宅困難者対策条例を公布する。

東京都帰宅困難者対策条例

目次

第一章 総則(第一条一第六条)

第二章 一斉帰宅抑制に係る施策の推進(第七条一第九条)

第三章 安否確認及び情報提供(第十条・第十一条)

第四章 一時滞在施設の確保(第十二条)

第五章 帰宅支援(第十三条)

第六章 雑則(第十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、大規模な地震その他の災害(以下「大規模災害」という。)が発生したことに伴い、公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見通しがない場合において、多数の帰宅困難者(事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。)が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するために、東京都(以下「都」という。)、都民及び事業者(事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。以下同じ。)の責務を明らかにし、帰宅困難者対策の推進に必要な体制を確立するとともに、施策の基本的事項を定めることにより、帰宅困難者対策を総合的かつ計画的に推進し、もって都民の生命、身体及び財産の保護並びに首都機能の迅速な回復を図ることを目的とする。

(知事の責務)

第二条 知事は、特別区及び市町村(以下「区市町村」という。)、事業者その 他関係機関と連携し、大規模災害の発生時における帰宅困難者による混乱及び 事故の発生等を防止するため、帰宅困難者対策について実施計画を策定し、総 合的に推進しなければならない。

2 知事は、大規模災害の発生により、多数の帰宅困難者が生じ、又は生じるおそれがあると認める場合並びに帰宅困難者による混乱及び事故の発生等の危険性が回避され、安全に帰宅することができると認める場合は、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、必要な措置を講じなければならない。

3 知事は、前二項に規定する帰宅困難者対策を実施するに当たっては、高齢者、障害者、外国人等の災害時に援護を要する者に対して、特に配慮しなければならない。

(都民の責務)

第三条 都民は、大規模災害の発生に備えて、あらかじめ、家族その他の緊急 連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩 による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うよう努めなければならない。

2 都民は、大規模災害の発生時に自らの安全を確保するため、むやみに移動 しないよう努めるとともに、都、区市町村、事業者その他関係機関が行う帰宅 困難者対策に協力し、かつ、自発的な防災活動を行うよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その社会的責任を認識して、従業者の安全並びに管理する 施設及び設備の安全性の確保に努めるとともに、大規模災害の発生時において、 都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、帰宅困難者対策に取り組 むよう努めなければならない。

- 2 事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業者との連絡手段 の確保に努めるとともに、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確 保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要 な準備を行うことを従業者へ周知するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、管理する施設の周辺において多数の帰宅困難者が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するため、都、区市町村、他の事業者その他関係機関及び当該施設の周辺地域における住民との連携及び協力に努めなければならない。
- 4 事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業者の施設内での 待機に係る方針、安全に帰宅させるための方針等について、東京都震災対策条 例(平成十二年東京都条例第二百二号)第十条に規定する事業所防災計画その 他の事業者が防災のために作成する計画において明らかにし、当該計画を従業 者へ周知するとともに、定期的に内容の確認及び改善に努めなければならない。 (帰宅困難者対策実施状況の報告)

第五条 知事は、帰宅困難者対策の実施状況を確認するため、事業者等(前条 及び次章から第五章までの規定に係る帰宅困難者対策を実施する者をいう。以 下同じ。)に報告を求めることができる。

(事業者等に対する支援)

第六条 知事は、必要があると認めるときは、事業者等に対して支援を行うものとする。

第二章 一斉帰宅抑制に係る施策の推進 (従業者の一斉帰宅抑制) 第七条 事業者は、大規模災害の発生時において、管理する事業所その他の施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、従業者に対する当該施設内での待機の指示その他の必要な措置を講じることにより、従業者が一斉に帰宅することの抑制に努めなければならない。

2 事業者は、前項に規定する従業者の施設内での待機を維持するために、知 事が別に定めるところにより、従業者の三日分の飲料水、食糧その他災害時に おける必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。

(公共交通事業者等による利用者の保護)

第八条 鉄道事業者その他公共交通事業者は、公共交通機関の運行の停止により管理する施設内において多数の帰宅困難者が生じた場合は、管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他公共交通機関の利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- 2 百貨店、展示場、遊技場等の集客施設に係る設置者又は管理者は、設置し、 又は管理する施設内で多数の帰宅困難者が生じた場合は、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 3 前二項に規定する施設以外の施設に係る設置者又は管理者は、前二項の規定に準じて、施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(学校等における生徒等の安全確保)

第九条 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号。以下この条において「法」という。)第一条に規定する学校をいう。)、専修学校(法第百二十四条に規定する専修学校をいう。)及び各種学校(法第百三十四条に規定する各種学校をいう。)並びに保育所その他の子育て支援を行うことを目的とする施設の設置者又は管理者は、大規模災害の発生時に、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、幼児、児童、生徒等に対し、当該施設内での待機の指示その他安全確保のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第三章 安否確認及び情報提供

(安否確認及び情報提供のための体制整備)

第十条 知事は、大規模災害の発生時において安否情報の確認及び災害関連情報その他の情報(以下「災害関連情報等」という。)の提供を行うため、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するために必要な体制を確立しなければならない。

(安否確認手段の周知等)

第十一条 知事は、大規模災害の発生時において都民及び事業者等に対して安 否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供を行わなければならない。 2 事業者等は、大規模災害の発生時において従業者、利用者等に対して安否 情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供に努めなければならない。 第四章 一時滞在施設の確保

(一時滯在施設の確保等)

第十二条 知事は、都が所有し、又は管理する施設の中から、大規模災害の発生時に帰宅困難者を一時的に受け入れる施設(以下この条において「一時滞在施設」という。)を指定し、都民及び事業者等に周知しなければならない。

- 2 知事は、一時滞在施設の確保に向け、都が所有し、又は管理する施設以外 の公共施設又は民間施設に関し、国、区市町村及び事業者に協力を求め、帰宅 困難者を受け入れる体制を整備しなければならない。
- 3 知事は、区市町村、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時において帰宅困難者の一時滞在施設への円滑な受入れのために必要な措置を 講じなければならない。

第五章 帰宅支援

(帰宅支援)

第十三条 知事は、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、 大規模災害の発生時における公共交通機関の運行の停止に係る代替の交通手 段及び輸送手段並びに災害時帰宅支援ステーション(徒歩により帰宅する者に 飲料水、便所、災害関連情報等の提供等を行う店舗等をいう。)を確保すると ともに、災害関連情報等の提供その他必要な措置を講じることにより、帰宅す る者の安全かつ円滑な帰宅を支援しなければならない。

第六章 雑則

(委任)

第十四条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

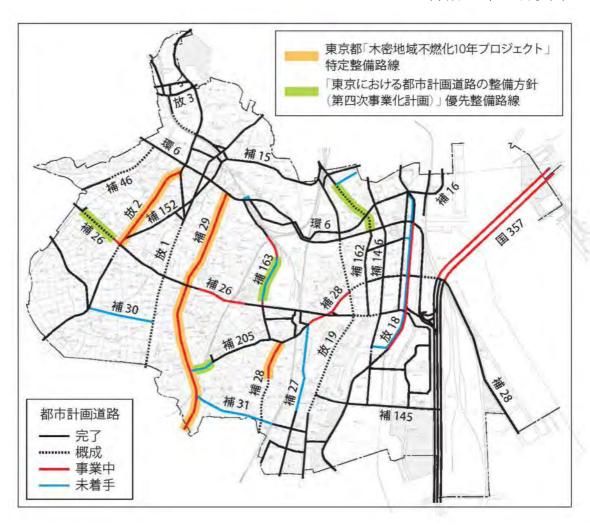
附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

資料編

資料 1 本区の道路交通マップ(本編 総-12頁)

(平成 29 年 12 月現在)





km

資料 2 本区の鉄道交通マップ (本編 総-12頁)

資料 3 区用途地域別構成(本編 総-13頁)

種 別	面積 (ha)	,	備考
第一種低層住居専用地域	126. 7	住居系	40.7%
第二種低層住居専用地域	0		
第一種中高層住居専用地域	207. 9		
第二種中高層住居専用地域	3. 4		
第一種住居地域	558.9		
第二種住居地域	15.0		
準住居地域	0		
近隣商業地域	142.0	商業系	17.9%
商業地域	259.8		
準工業地域	869.6	工業系	41.4%
工業地域	59. 9		
工業専用地域	0		
合 計	2243. 2		

※平成 28 年 10 月 3 日

資料 4 防災活動広場(特定児童遊園)一覧(本編 震-2-7頁)

		整	面積	施設設備			
		備	шл <u>я</u> (m²)	貯水槽	その他・施設設備		
広場名	所在地	年	(111)	X1/1/18	こく 一世 が起放放が開		
		度					
					防災資機材倉庫、動力ポンプ格納庫、		
西五反田五丁目特定児童遊園	西五反田 5-17-7	S53	288.67 m²	100m ³	ミニ・ポンプ格納庫、区民消火隊格		
					納庫、消火器格納庫		
					防災資機材倉庫、ミニ・ポンプ格納		
荏原三丁目特定児童遊園	荏原3-4-3	S53	328.11 m²	$40 \mathrm{m}^3$	庫、消火器格納庫、固定系無線屋外		
					スピーカー		
西大井四丁目特定児童遊園	西大井 4 -23-12	S56	372.77 m²	$5 \mathrm{m}^3$	動力ポンプ格納庫、ミニ・ポンプ格		
				40m ³	納庫、消火器格納庫		
戸越一丁目特定児童遊園	戸越1-9-6	S62	304.99 m ²	40m ³	ミニ・ポンプ格納庫、消火器格納庫		
戸越五丁目特定児童遊園	戸越 5 -12-10	S57	202.57 m ²	100 m ³	防災資機材倉庫、ミニ・ポンプ格納		
				F 3	庫、消火器格納庫		
中延一丁目特定児童遊園	中延1-4-16	S58	368.52 m²	$5 \mathrm{m}^3$ $40\mathrm{m}^3$	防災資機材倉庫、ミニ・ポンプ格納 庫、消火器格納庫		
					防災資機材倉庫、ミニ・ポンプ格納		
中延三丁目特定児童遊園	中延3-9-2	S59	396.31 m²	$100 \mathrm{m}^{3}$	庫、消火器格納庫、かまどベンチ1		
					防災資機材倉庫、動力ポンプ格納庫、		
西品川一丁目特定児童遊園	西品川 1 -14-13	S63	307.98 m²	40 m 3	ミニ・ポンプ格納庫、区民消火隊格		
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				納庫、消火器格納庫		
南大井四丁目特定児童遊園	南大井4-6-20	S60	337.60 m²	40 m ³	ミニ・ポンプ格納庫、消火器格納庫		
近代兴胜专用辛米国	中延6-4-8	001	224 CO2	40m ³	防災資機材倉庫、動力ポンプ格納庫、		
源氏前特定児童遊園	中延0-4-8	S61	334.60 m ²	40m -	消火器格納庫		
南品川六丁目特定児童遊園	南品川 6 -13-3	S62	742.94 m²	$5 \mathrm{m}^{3}$	防災資機材倉庫、ミニ・ポンプ格納		
	6 -14- 1	502	742.54 111	40 m ³	庫、消火器格納庫		
大井二丁目特定児童遊園	大井 2 - 5 -15	S62	545.97 m²	$5 \mathrm{m}^3$	防災資機材倉庫、ミニ・ポンプ格納		
				100m ³	庫、消火器格納庫		
西大井六丁目特定児童遊園	西大井6-5-5	S63	330.43 m²	$5 \mathrm{m}^3$	防災資機材倉庫、動力ポンプ格納庫、		
				40m ³	消火器格納庫		
旗の台一丁目特定児童遊園	旗の台1-8-5	S63	613.76 m²	5 m^3 100 m^3	防災資機材倉庫、消火器格納庫		
				100m ³	マンホールトイレ 5 防災資機材倉庫、消火器格納庫		
西大井三丁目特定児童遊園	西大井3-4-14	H元	320.93 m²	5 m ³	例 火 員 (城 竹 启)		
				5 m ³	防災資機材倉庫、動力ポンプ格納庫、		
豊町一丁目特定児童遊園	豊町 1 -13-5	H 2	532.97 m ²	100 m ³	消火器格納庫、マンホールトイレ5		
			_		防災資機材倉庫、動力ポンプ格納庫、		
荏原一丁目特定児童遊園	荏原 1 -25-20	H 2	375.32 m²	$40 \mathrm{m}^{3}$	消火器格納庫、マンホールトイレ5		
# 医 上 子 D \$4 * D T T * # 图	#E 0 7 0	TT 0	401.00 2	40 3	防災資機材倉庫、消火器格納庫		
荏原六丁目特定児童遊園	荏原 6 - 7 - 2	Н3	401.62 m ²	$40 \mathrm{m}^{3}$	マンホールトイレ5		
豊四防災広場	豊町 4 - 7 -11	H21	125.41 m²	20m ³	防災資機材倉庫、かまどスツール2、		
豆口仍 <i>火口伽</i>	- 로삐 4 / 11	1141	140.41 III	20111	マンホールトイレ2		
					防災資機材倉庫、動力ポンプ格納庫、		
豊四中央防災広場	豊町 4 -17-1	H21	208.00 m ²	$40 \mathrm{m}^{3}$	かまどスツール2、		
					マンホールトイレ 2		

		整	面積		施 設 設 備
広場名	所在地	備年	(m²)	貯水槽	その他・施設設備
		度			PLW VERWALL A PER ALL A LANGE AND A LANGE
本三くじら広場	 西五反田 4 - 4 - 7	H22	182.34 m²	$40 \mathrm{m}^3$	防災資機材倉庫、炊き出しくじら1、 テント用柱 10、管理倉庫、マンホー
A . (0 9 A m)		1122	102.04 III	40111	ルトイレ 10、日本月岸、、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
					防災資機材倉庫、かまどベンチ2、
小山台一丁目防災広場	小山台1-7-3	H22	289.55 m²	$100 \mathrm{m}^{3}$	収納ベンチ1、手押しポンプ1、マ
					ンホールトイレ1、災害用トイレ1
後期カーキ) 専用	小山 2 - 4 -13	1100	00F 04 2	100. 3	かまどスツール3、収納ベンチ1、
後地クマさん広場	-14	H22	635.34 m²	100m °	手押しポンプ1、マンホールトイレ 3
			_		5 かまどベンチ1、管理倉庫、マンホ
上蛇広場	二葉 4 - 3 -10	H22	206.44 m ²	_	ールトイレ3
東山 ひとれの 広相	東中延1-2-8	1100	317.22 m²	40m ³	かまどベンチ2、管理倉庫、マンホ
東中みんなの広場	東中延1-2-8	H28	317.22 III	40m -	ールトイレ3
中二さくらひろば	 中延 2 - 9 -18	H22	179.19 m²	$60 \mathrm{m}^{3}$	かまどベンチ1、管理倉庫、マンホ
7 - 2 (3 3 3 3 3 3	1,000				ールトイレ2
ゆたか防災広場	 豊町 6 -11- 1	H22	1,536.19 m ²	$100 \mathrm{m}^{3}$	管理倉庫、マンホールトイレ5
,			,		
中三いこいの広場	 中延 3 - 7 -20	H23	415.53 m²	$60 \mathrm{m}^3$	かまどベンチ3、管理倉庫、マンホ
	1 20	1120	110.00 III	John	ールトイレ3
カメさん広場	 戸越 2 - 6 -20	H23	151.13 m²	$40 \mathrm{m}^3$	かまどベンチ2、ポンプ格納庫1、
				_	マンホールトイレ3
ひのみ広場	戸越 5 -20-15	H23	121.54 m²	$40 \mathrm{m}^3$	かまどスツール3、手押しポンプ1、 マンホールトイレ3
					かまどベンチ1、管理倉庫、トイレ
かやの木の広場	豊町 1 -17- 2	H23	240.84 m ²	$40 \mathrm{m}^{3}$	スツール3
中ガスチルフッけ巛片相	H77 F 10 11	1104	F04 F1 2	100 3	管理倉庫、かまどベンチ2、マンホ
中延みちしるべ防災広場	中延 5 -12-11	H24	724.51 m ²	100m °	ールトイレ3、かまどスツール3
 二葉中央のんき通り広場	二葉 3 -17-14	H24	262.08 m²	100m ³	管理倉庫、かまどベンチ2、マンホ
					ールトイレ3
ほうさん広場	典町2-4-9	1105	000 222	100m ³	かまどベンチ2、手押しポンプ1、
はりさん仏場	豊町 3 - 4 - 2 	H25	292.33 m ²	× 2 基	トイレスツール2、ソーラー照明灯 1
					* かまどスツール 2 、マンホールトイ
宮前花広場	戸越 4 - 9 -19	H25	279.96 m²	$60 \mathrm{m}^3$	レ2、ソーラー照明灯1
					 かまどベンチ4、マンホールトイレ
西大井六丁目ふれあい広場	西大井6-3-1	H25	1,215.01 m ²	$100 \mathrm{m}^{3}$	4
					かまどスツール2、マンホールトイ
サンサン防災広場	豊町 2 - 5 -16	H26	128.93 m²	40m ³	ル2、ソーラー照明灯1
-					
ゆたかしいのきひろば	豊町 4 - 3 -20	H27	535.88 m²	$100 \mathrm{m}^{3}$	管理倉庫、かまどベンチ3、マンホールトイレ4、ソーラー照明灯1
					7. 1.1 6 4. 7 / WANT

資料 5 防災活動広場 (防災課所管) 一覧 (本編 震-2-7頁)

広場名	所在地	整備年度	面積 (㎡)	貯水槽	施 設 設 備 その他・施設設備
大井7丁目防災資機材置場		S54	54.00 m²	100m ³	資機材置場、ベンチ、ごみかご、街 灯、水飲場、ゴミ置場
東大井2丁目防災活動広場	東大井 2 -930	H4	338.00 m²	40m ³	

資料 6 公園 (40 t 以上の貯水槽を設置) 一覧 (本編 震-2-7頁)

(平成 29 平 12 月 1 日 								
広場名	 所在地	整備	面積	施設設備				
以 勿 名	月任地	年度	(m²)	貯水槽	その他・施設設備			
戸越公園	豊町2-1-30	S 9	18,255.00 m ²	$200 \mathrm{m}^{3}$	災害対策用応急給水槽 1500m³			
聖蹟公園	北品川 2 - 7 -21	S13	$2,359.05 \text{ m}^2$	$5 \mathrm{m^{3}}$ $40 \mathrm{m^{3}}$	固定系無線屋外スピーカー			
平塚公園	荏原 4 - 5 - 2	S14	$717.46~\text{m}^2$	$40 \mathrm{m}^3$				
荏原南公園	荏原 6 -16-4	S17	$3,327.43~{\rm m}^2$	100m ³	固定系無線屋外スピーカー			
大井海岸公園	南大井 3 -27-5	S24	$1,180.06~\text{m}^2$	$40 \mathrm{m}^3$				
	南大井 5 -16-1			$5 \mathrm{m}^{3}$				
大井水神公園	6 -14- 2	S27	$12,856.46 \text{ m}^2$	$40 \mathrm{m}^3$	固定系無線屋外スピーカー			
	6 -15- 2			×3基				
天王洲公園	東品川 2 - 5 -42 2 - 6 -23	S28	30,042.23 m ²	100m ³				
小山台公園	小山台2-2-1	S30	4,273.89 m²	100m ³	固定系無線屋外スピーカー			
鈴ケ森公園	南大井 4 -18-14	S34	3,068.68 m²	40 m ³				
鮫洲運動公園	東大井 1 - 4 - 11	S39	14,190.66 m ²	100m³ ×2基	固定系無線屋外スピーカー			
大井公園	東大井4-8-4 4-3-18	S40	9,074.84 m²	40 m 3 40 m 3	固定系無線屋外スピーカー			
東大井公園	東大井3-4-4	S41	4,680.00 m ²	$100 \mathrm{m}^{3}$	固定系無線屋外スピーカー			
大井中央公園	大井 1 -46-8	S41	1,650.11 m ²	$5 \mathrm{m}^3$ $40\mathrm{m}^3$	固定系無線屋外スピーカー			
大井坂下公園	南大井 6 -23-11	S43	2,329.37 m ²	$40 \mathrm{m}^3$	固定系無線屋外スピーカー			
北品川公園	北品川 2-12-5	S43	526.11 m ²	$40 \mathrm{m}^3$				
子供の森公園	北品川3-10-13	S44	7,606.77 m ²	100m ³	固定系無線屋外スピーカー			
新浜川公園	東大井 2 -26-18	S44	$1{,}305.57~\textrm{m}^{\textrm{2}}$	$40 \mathrm{m}^3$				
わかくさ公園	勝島1-6-1	S45	$1,238.26 \text{ m}^2$	$40 \mathrm{m}^3$				
希望ケ丘公園	上大崎 3 -10-25	S45	$635.41~\mathrm{m}^2$	$40 \mathrm{m}^3$	固定系無線屋外スピーカー			
戸越台公園	戸越1-7-17	S46	461.57 m²	40 m ³	仮設便槽			
横丁公園	南品川 5 - 4 - 9	S47	681.78 m²	$40 \mathrm{m}^3$				
小山台東公園	小山台 1 -26-12	S47	630.30 m²	$5 \mathrm{m}^3$ $40\mathrm{m}^3$	固定系無線屋外スピーカー			
二日市公園	南品川6-7-15	S47	$2{,}137.79~\textrm{m}^{\textrm{2}}$	$40 \mathrm{m}^3$	固定系無線屋外スピーカー			
原っぱ公園	西大井6-1-14	S47	2,310.00 m ²	$40 \mathrm{m}^3$				
中原公園	小山1-4-4	S47	419.71 m²	$5 \mathrm{m}^3$ $40\mathrm{m}^3$				
東中延公園	東中延2-10-2	S48	583.50 m ²	$40 \mathrm{m}^3$	固定系無線屋外スピーカー			
中原東公園	荏原 1 -21-9	S48	$348.05~\text{m}^2$	$40 \mathrm{m}^{3}$	固定系無線屋外スピーカー			
浜川公園	南大井 4 - 8 -22	S48	4,388.37 m²	$5 \mathrm{m}^{3}$ $100 \mathrm{m}^{3}$				
滝王子公園	大井 5 -19-5	S48	981.78 m²	$40 \mathrm{m}^3$	固定系無線屋外スピーカー			
洲崎公園	東品川1-36-15	S48	$1,264.60 \text{ m}^2$	40m ³	固定系無線屋外スピーカー			
西八丁公園	西五反田 8-11-4	S49	$521.78~\text{m}^2$	$100 \mathrm{m}^{3}$	固定系無線屋外スピーカー			
出石公園	西大井3-16-27	S49	$1,179.20 \text{ m}^2$	40m ³	固定系無線屋外スピーカー			
荏原町公園	中延 5 -14-5	S50	897.14 m²	100m ³	固定系無線屋外スピーカー			
西の森公園	西大井4-2-1	S51	368.66 m²	$40 \mathrm{m}^{3}$				

		整備	面積		施設設備
広場名	所在地	年度	(m^2)	貯水槽	その他・施設設備
西霧ヶ谷公園	西五反田 5 -28-16	S51	3,328.00 m²	5 m ³	防災資機材倉庫2、動力ポンプ格 納庫、かまどスツール4、かまど ベンチ1、仮設トイレ8
北浜公園	北品川 2 -28-12	S53	1,795.37 m²	40m ³	
大原公園	戸越 6 -14-1	S53	407.28 m²	$100 \mathrm{m}^{3}$	
鎗ケ崎公園	西品川3-12-2	S54	360.58 m ²	$40 \mathrm{m}^{3}$	
豊町公園	豊町 6-16-3	H28	$1,063.29 \text{ m}^2$	$40 \mathrm{m}^{3}$	
後地公園	小山2-9-16	S54	$280.31~\mathrm{m}^2$	$100 \mathrm{m}^{3}$	
西大井広場公園	西大井 1 · 4 · 10 二葉 2 · 19 · 7	S54	13,456.69 m²	100m ³	固定系無線屋外スピーカー
西品川公園	西品川1-8-7	S54	2,230.75 m ²	$100 \mathrm{m}^{3}$	
京陽公園	平塚 2 -12-3	S54	1,441.41 m²	$40 \mathrm{m}^{3}$	
仙台坂公園	南品川 5-16-1	S55	$315.28~\text{m}^2$	$40 \mathrm{m}^{3}$	
二葉公園	二葉 4 -13- 5	S57	1836.78 m²	40m ³ 100m ³	
源氏前公園	中延6-4-15	S60	1,072.15 m²	100m ³	
しおじ公園	八潮 5 - 8 - 1 5 - 6 - 9	S61	10,233.14 m ²	_	災害対策用応急給水槽 1500m ³
かむろ坂公園	西五反田 4-28-9	S63	1,139.99 m²	$40 \mathrm{m}^3$	固定系無線屋外スピーカー
南品川広場公園	南品川 5-10-27	Η元	501.51 m ²	$40 \mathrm{m}^{3}$	
西品川おさんぽ公園	西品川 3 - 9 -24	H 元 H23	876.64 m²	40m ³	
大井鹿島公園	大井6-8-2	Н3	913.03 m²	$100 \mathrm{m}^{3}$	
谷垂公園	西大井6-13-10	H 4	566.86 m²	$100 \mathrm{m}^{3}$	
江戸見坂公園	小山 6 -23-8	Н5	725.95 m²	$5 \mathrm{~m}^{3}$ $40 \mathrm{m}^{3}$	
旗の台広場公園	旗の台3-1-5	Н6	1,652.90 m²	$5 \mathrm{~m^{3}}$ $40 \mathrm{m^{3}}$	
あさひ公園	小山 2 -17-27	Н6	1,236.05 m²	$5 \mathrm{m}^{3}$ $100 \mathrm{m}^{3}$	
八潮北公園	八潮 1 - 3 - 1	H10	22,237.00 m ²	$40 \mathrm{m}^{3}$	固定系無線屋外スピーカー
二鳳公園	豊町 4-19-20	H11	201.61 m ²	$100 \mathrm{m}^{3}$	
しながわ中央公園	西品川 1 -27-14 1 -28-25 1 -20-13	H15 H28	28,696.24 m²	40m ³ ×2基 100m ³ ×2基	
弁天通り公園	中延5-3-8	H16	663.78 m²	100m ³	かまどスツール 2
庚申公園	中延 5 -13-17	H16	492.46 m²	100m ³	
ゆたか南公園	豊町 6-29-2	H21	279.68 m²	60m ³	防災資機材倉庫、かまどベンチ3、 マンホールトイレ5

資料 7 児童遊園 (40 t 以上の貯水槽を設置) 一覧 (本編 震-2-7頁)

		±4 /#:	→ -1±	⊥ ⊢	⇒n. ⇒n. / //:
児童遊園名	所在地	整備	面積		設
)11.CH F	/// 12- 2	年度	(m²)	貯水槽	貯水槽
戸越児童遊園	戸越3-9-20	S25	318 m²	$40 \mathrm{m}^{3}$	固定系無線屋
<u> </u>	厂 NS 3 3 20	525	310 111	40111	外スピーカー
鹿島庚塚児童遊園	大井 7 -29-11	S26	2,707 m ²	$5~\mathrm{m}^{3}$	固定系無線屋
此	八开 1 29 11	520	2,707 111	$40 \mathrm{m}^{3}$	外スピーカー
富士見ケ丘児童遊園	西大井 5 - 7 - 3	S26	1,377 m²	$40 \mathrm{m}^{3}$	
上神明児童遊園	二葉 4 - 3 - 15	S37	1,285.98 m²	$5 \mathrm{\ m}^{3}$	
工种奶汽里赶图	4 -26-11	557	1,269.96 III	$60 \mathrm{m}^{3}$	
むつみ児童遊園	南品川 5 - 2 - 17	S37	298 m²	$40 \mathrm{m}^{3}$	
関ケ原児童遊園	南大井 5 - 2 - 15	S38	238.56 m ²	$40 \mathrm{m}^{3}$	
南品川二丁目児童遊園	南品川 2 -11-5	S40	372 m²	$40 \mathrm{m}^3$	
典时月子日旧去汝国	# = 14.0	0.4.4	200 2	$5 \mathrm{~m}^{\mathrm{~3}}$	固定系無線屋
豊町5丁目児童遊園	豊町 5 -14- 3	S44	280 m²	$40 \mathrm{m}^{3}$	外スピーカー
小山五丁目児童遊園	小山 5 -13- 4	S50	317 m²	$40 \mathrm{m}^3$	
伊藤児童遊園	西大井 6-17-9	S57	225 m²	$40 \mathrm{m}^3$	
大崎5丁目児童遊園	大崎 5-8-5	S58	97 m²	$100 \mathrm{m}^{3}$	
大崎五丁目遊園	大崎 5-2-2	H 4	1,708 m²	$100 \mathrm{m}^{3}$	
わかば児童遊園	戸越 1 -29-21	H 6	2,256 m ²	$5 \mathrm{m^{3}}$	
47万代まが、重度国		110	2,290 111	$100 \mathrm{m}^{3}$	
みなみ児童遊園	南大井 1 -12-9	H 8	4,966 m ²	$40 \mathrm{m}^3$	
*アな*アル重型圏	1 -13- 8	110	4,500 III	× 2 基	
戸越二丁目広場	戸越2-1-8	H11	800.62 m ²	$100 \mathrm{m}^{3}$	
荏原一丁目ふれあい広場	荏原 1 - 2 -12	H12	181.40 m²	$40 \mathrm{m}^{3}$	
わくわく広場	荏原 1 - 4 -13	H13	436.78 m²	$100 \mathrm{m}^{3}$	
にしよん広場	西五反田 4-10-6	H14	346.00 m²	40m ³	かまどスツー
にしよれの出場	<u>Д</u>	1117	540.00 III	40111	ル2
旗の台東広場	 旗の台 4 -12-26	H15	224.15 m^2	$40 \mathrm{m}^{3}$	かまどスツー
			227.10 III		ル2
ひらさん広場	平塚 3 - 9 - 1	H25	$6,754.83 \text{ m}^2$	100 m²	

資料 8 区管理の橋りょう (本編 震-3-6頁)

特別区道橋 (その1)

(平成 29年 10月現在)

鋼 橋 31橋

新									
橋名	笛		橋名		所				
,,,,,	路線名	位置		路線名	位置				
┃ ┃	 喬 目黒川	西五反田 3-6	新品川橋	 目黒川	東品川 1-35				
HE. I	n H 7771	<i>"</i> 3-11	7191 DD 7-1 [B]	H 757.1	東品川 3-1				
┃ ┃ 市 場 ホ	香 <i>川</i>	西五反田 3-6		,,,	東品川 1-36				
	F) ''	<i>"</i> 3-11	1) HH TH	,,	л 3 - 1				
ふれあり	`	西五反田 1-10	東品川橋	 天王洲運河	東品川 2-4				
K 字 柞	香	" 1-13	大 III / IIII	人工加建的	л 3 - 9				
 山 本 t	香 <i>川</i>	東五反田 2-14	北品川橋	 旧目黒川	北品川 1-23				
田 平 1	可 "	大 崎 1-1	76 00 79 7雨	11 11 757/11	東品川 1-7				
┃ ┃ 御 成 柞	香 <i>川</i>	東五反田 2-15	桜橋	立会川	東大井 3-22				
144 175 1	可 "	大 崎 1-2	位 信	エエハ	南大井 5-2				
┃ ┃ 鈴懸歩道ホ	香 <i>川</i>	東五反田 2-15	昭 和 橋	,,,	東大井 3-28				
四 密 少 旭 1	刊 //	大 崎 1-5	P口 小日 作	"	南大井 4-2				
	 香 <i>リ</i>	北品川 4-11	 立会川鉄橋	,,,	東大井 2-23				
三線	喬 川	広 町1-2	<u> </u>	//	南大井 1-3				
西净华送1	香 <i>川</i>	北品川 3-11	公 山 岳	東京急行池	西五反田 8-6				
要津歩道村		南品川 4-1	谷 山 橋	上線跨線橋	" 4-12				
要準	£ 11	北品川 3-11	七十亩白坛	区道	大 井6-15				
】要 津 柞 ■	喬 <i>リ</i>	南品川 4-1	大井鹿島橋	<u></u>	" 6-16				
	£ "	北品川 2-28	スカイウォ	IJ	東品川 2-4				
品川村	喬 <i>リ</i>	南品川 1-3	ー ク 3 号	"	n 2-5				
3. 4 1A 4	支 汇净河	勝島 1-4	天 王 洲		東品川 2-1				
かもめれ	喬 京浜運河	八潮 5-5	ふれあい橋	天王洲運河	港区港南 4-5				
占 V 45 决 1	山手線	上大崎 2-9	rk 白 长	专汇条 河	勝 島 2-2				
白金桟道村	^蜀 跨線橋	" 2-19	勝島橋	京浜運河	八 潮 4-2				
0 15 74 1	E 44174	大 崎 1-6			-				
0 歩道柞	喬 都道	" 1-21							
> 10 Jr > 10	東京急行池	旗の台 2-5	1						
ふれあいホ	上線跨線橋	<i>"</i> 3-10							
J)		東品川 2-6	1						
アイルホ	喬 天王洲運河	<i>y</i> 3-9							
	£ "	東品川 2-6	1						
アイル小村	^奮 │ 防潮堤	" 2-6							
スカイウ>	<u>+</u>	東品川 2-2	1						
ーク1 5	對(7百	" 2-5							
スカイウ	+	東品川 2-2	1						
ーク2 ⁺		" 2-2							
		大崎 1-10	1						
小 関 村	喬 目黒川	北品川 5-6							

特別区道橋(その2)

(平成 29 年 10 月現在)

コンクリート橋 5橋 PC橋 10橋

	笛	所		笛	所
橋名	路線名	位置	橋 名	路線名	位置
弁 天 橋	立会川	東大井 2-28 南大井 1-3	本 村 橋	目黒川	西五反田 2-20
浜 川 橋	JJ	東大井 2-27 南大井 1-4	小関歩道橋	JJ	大 崎 1-10 北品川 5-6
原跨線橋	J R横須賀 線跨線橋	西大井 5-12 〃 2-7	 荏 川 橋	jj	北品川 2-30 南品川 1-2
新桐谷橋	東京急行池 上線跨線橋	平 塚 2-3 " 1-3	月見橋	立会川	東大井 6-15 〃 6-17
中延橋	JJ	中 延 1-6 東中延 1-8	篠谷跨線橋	J R横須賀 線跨線橋	西大井 5-15 〃 2-8
			金子跨線橋	JI.	西大井 5-18 〃 4-8
			旗の台一の橋	東京急行池 上線跨線橋	旗の台 5-19 〃 5-21
			旗の台二の橋	JI.	旗の台 5-20 大田区上池台 1-3
			太鼓橋	11	平 塚 1-9 〃 2-20
			京陽橋	"	平 塚 1-10 〃 3-10
			二中橋	11	平 塚 1-16 〃 3-11

その他 (混合・プレビーム橋)

橋	名	笛	所
竹前	- 1	路線名	位置
		JR 東海道新幹線	
公□ 尼 □	山橋	東海道線・横須	北品川 4-7
脚 殿	川間	賀線・山手線・	л 3 - 5
		京浜東北線	
本言	永橋	目黒川	北品川 5-8
森え		口赤川	大 崎1-11

特別区道橋 (その3)

(平成 29 年 10 月現在)

横断歩道橋 21橋

橋名			酱	所			E 4		笛	所	
1 不	喬 名	1	路線名	位	:置		橋 名		路線名	位	上置
カゝ	4	め	三米	八潮	5-5	百		反	JR 山手・貨物線	大 崎	f 1-21
歩	道	橋	区道	"	5-10	歩	道	橋	りんかい線	西品川	3-21
東	八ツ	山	JJ	北品川	1-6	西	五反	田	東京急行目黒線	西五反	迂田 4-27
歩	道	橋	"	"	1-14	歩	道	橋	果从心11日羔豚	"	5-25
八	ツ	山	JJ.	北品川	1-5	勝	島	東	区道	勝島	i 1-6
歩	道	橋	"	"	1-7	歩	道	橋		"	2-1
台	場横	断	IJ	北品川	1-30	勝	島	西]]	勝島	i 1-8
歩	道	橋	"	東品川	1-29	歩	道	橋	"	"	2-1
城	南 第	_	IJ	東品川	3-4	勝		島]]	勝島	1-5
歩	道	橋	"	"	3-14	歩	道	橋	"	"	2-2
桜	新	道		南大井	3-17	大	森	駅	 JR東海道線	南大井	6-15
歩	道	橋	IJ	"	6-11	歩	道	橋	J R 京浜東北線		大森北
大	 井	町		大井	1-50	し	おじ公	康		1-6 八	5-6
少步	道	•	JR 東海道線 JR 京浜東北線			歩	が近	風橋	区道	八州	
		111-3	911 水供水化燃							"	5-8
南	品道	川	区道	南品川東品川		大デ	崎 取	付キ	区道	大崎 1	-4
歩広	坦	橋				Ĺ	ツ #				
	道	町	"	広 町 西品川		大	井 デストリアンデ	町	区道	東大井	5-20
歩	坦	橋	JR 山手線			^ 7	アーストリノンテ	ツヤ		亜壬辰	€田 4-29
夢	桟	橋	りんかい線	大崎 1		不	動	前	東京急行目黒線	四五汉	5-13
' <i>9</i> '	亿	们间	都道・区道	大崎 2 [.]	.1	歩	道	橋	水水心口口赤冰		
上	 神	明		二葉	4-3						
一歩	道	橋	区道		4-26						

資料 9 東京国道事務所品川出張所管理橋りょう(本編 震-3-7頁)

(平成27年7月現在)

橋

番号	路線名	橋梁名	所在地	交差物	
1	1	袖ケ崎橋	東五反田4丁目	道路	
2	1	五反田大橋	西五反田1丁目	河川	
3	1	桐ケ谷跨線	戸越1丁目	鉄道	
4	15	八ツ山橋	北品川4丁目	鉄道	
5	15	御殿山橋 北品川4丁目		道路	
6	15	新八ツ山橋	北品川4丁目	鉄道	
7	15	東海橋	北品川2丁目	河川	
8	15	立会川橋	東大井3丁目	河川	
9	357	大井北2号橋	八潮3丁目	道路	
10	357	大井北1号橋	八潮 3 丁目	道路	
11	357BP	八潮橋	東大井1丁目	道路・河川・鉄道	
12	357BP	昭和橋	東品川1丁目	河川	
13	357	大井立体橋(海側)	八潮 3 丁目	道路	

横断歩道橋

番号	路線名	橋梁名	所在地
1	1	西五反田歩道橋	西五反田8丁目8
2	1	中原口歩道橋	西五反田8丁目10
3	1	戸越三丁目歩道橋	戸越3丁目5
4	1	戸越六丁目歩道橋	戸越6丁目13
5	1	中延駅前歩道橋	豊町6丁目25
6	15	北品川歩道橋	北品川3丁目3
7	15	南品川歩道橋	南品川 4 丁目 19
8	15	青物横丁歩道橋	南品川5丁目6
9	15	東大井歩道橋	東大井4丁目6
10	15	立会川歩道橋	南大井4丁目5
11	15	南大井歩道橋	南大井4丁目17-8
12	15	鈴ヶ森歩道橋	南大井3丁目3
13	357BP	八潮橋(螺旋階段部)	東大井1丁目
14	357BP	昭和歩道橋	東品川3丁目12
15	357BP	東品川歩道橋	東品川1丁目39
16	357BP	新東海橋歩道橋	東品川1丁目3

資料 10 東京都第二建設事務所管理橋りょう(本編 震-3-7頁)

東京都第二建設事務所管理橋りょう (その1)

鋼橋

(平成29年4月1日現在)

番号	橋名	箇 所				
留り	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	桁 下	位 置			
1	居木橋	目黒川	北品川4 大崎1			
2	大井埠頭橋	京浜運河・区道	東品川3 東品川4			
3	大井北部陸橋	京浜運河	八潮 1 東品川 3			
4	大井町跨線橋	JR 東日本	東大井 5 大井 1			
5	大井陸橋	JR 東日本・区道	東大井 5 大井 4			
6	大崎橋	目黒川	西五反田1			
7	大崎陸橋	JR 東日本・区道	大崎 1 大崎 5			
8	上大崎新橋	JR 東日本	上大崎 2			
9	上大崎橋	JR 東日本	上大崎3~上大崎2			
10	鮫洲橋	勝島運河	東大井1 勝島1			
11	品川埠頭橋(北側)	京浜運河	東品川2東品川5			
12	品川埠頭橋(南側)	京浜運河	東品川 2 東品川 5			
13	新御殿山橋	都道	北品川4			
14	新東海橋	竹芝運河 天王洲運河	東品川 2 東品川 1			
15	若潮橋(架替え事業中)	京浜運河	東品川 5 八潮 1			

コンクリート橋

番号	橋名	箇 所				
留力	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	桁下	位置			
1	荏原新橋	立会川	旗の台 2 旗の台 1			

PC 橋

- 114			
番号	橋名	笛	所
留 勺		桁下	位置
1	谷山橋	目黒川	西五反田3 西五反田2

その他(混合)

番号	橋名	箇 所				
笛写		桁下	位置			
1	勝平橋(上り)	京浜運河	勝島 2 平和島 1			
2	勝平橋(下り)	京浜運河・区道	勝島 2 平和島 1			

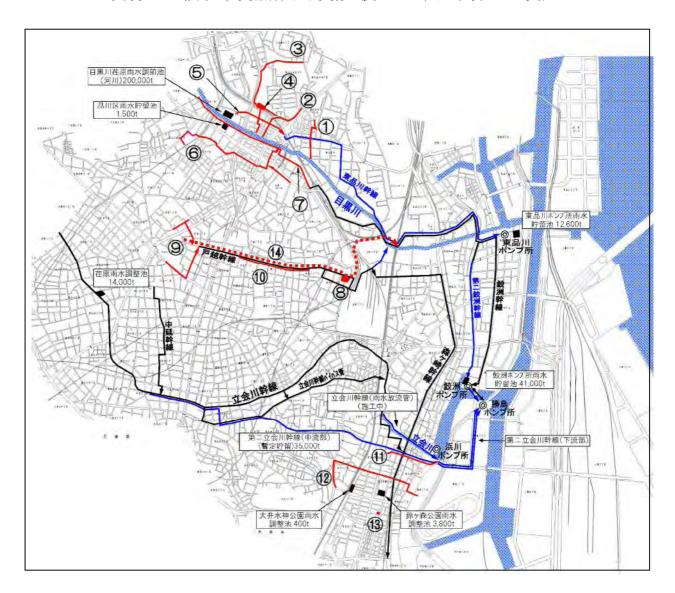
東京都第二建設事務所管理橋りょう(その2)

(平成29年4月1日現在)

横断歩道橋

番号	橋名	箇 所			
留万	備 泊 <u> </u>	桁 下	位置		
1	大井第一歩道橋	池上通り	大井6-1 大井5-10		
2	倉田歩道橋	池上通り	大井4-7 大井4-1		
3	五反田歩道橋	山手通り	東五反田 2 - 1 東五反田 1 -26		
4	清水台歩道橋	中原街道	旗の台2-9 旗の台6-22		
5	城南歩道橋	山手通り	北品川 3 -10 北品川 3 - 9		
6	中原歩道橋	中原街道	平塚 2 - 6 荏原 1 -22		
7	平塚第一歩道橋	中原街道	平塚3-16 荏原4-4		
8	平塚第二歩道橋	鮫洲大山	荏原 4 − 3 荏原 3 − 6		
9	三岳歩道橋	山手通り	北品川4-11		
10	大井北埠頭歩道橋	日本橋芝浦大森	八潮1-3		

資料 11 浸水対策箇所図 (本編 震-3-17、風水害-2-4頁)



番号	施設名等	施工年度
1	目黒川雨水バイパス管第1ルート	S62~S63
2	目黒川雨水バイパス管第2ルート	S63~H3
3	目黒川雨水バイパス管第3ルート	H3~H10
4	目黒川左岸調整池 6,175 t	H3~H10
5	東品川幹線関連雨水管	H7~H11
6	目黒川右岸雨水バイパス管	H12~H16
7	目黒川右岸低地部排水施設	H16~H21

番号	施設名等	施工年度
8	西品川公園雨水調整池 2,400 t	H13~H14
9	戸越幹線貯留管(上流部) 1,100 t	H15~H17
10	戸越幹線貯留管(中流部) 6,000 t	H19~H22
11)	浜川雨水排水管 ※施工中	H24~H29
12	勝島運河雨水貯留施設 ※施工中	H24~H29
13	月見橋の家・総務部分室仮移転施設 ※実施中	H24~H30
14)	第二戸越幹線 ※予定	H29~

品川区における主な下水道と雨水の貯留施設

資料 12 東京都第二建設事務所 資器材備蓄状況 (本編 震-3-37頁)

	倉	庫	名	所 在 地	面 積 (m²)	連 絡 先 (電話)	土のう類 (袋)	土のう 留杭 (本)	軽量 鋼板 (板)
1	羽		田	大田区羽田 5 -30	52.1	工事第二課	2,900	2,335	310
2	六		郷	西六郷4-37-5	34.0	工務担当	6,600	3,410	100
3	丸	子	橋	田園調布本町 31-12	38.2	(直) (3774)6658	13,780	2,830	110
4	多	摩 川	大 橋	多摩川 2 - 30	29.8		7,500	1,800	50
5	夫	婦	橋	南蒲田1-4	31.1		9,340	2,000	0
6	$\stackrel{-}{-}$	子	橋	世田谷区玉川 3-42	53.2		15,675	2,660	240
7	中	目	黒	目黒区中目黒1-11	133.1		4,300	520	0
		計		7 箇 所			60,090	15,555	810

	籠 (本)	木材 (㎡)	シート (㎡)	鉄線 (kg)	杭 (本)	縄 (m)	玉石 (m³)	ショヘ [*] ル (丁)	ツルハシ (丁)	掛矢(丁)	鋸 (丁)	鉈 (丁)	番線 カッター (丁)	もっ こ (枚)	一輪車 (台)
1	_	2.0	200	350	50	3,000	0	48	92	15	30	70	10	0	2
2	_	0	200	100	140	5,750	0	95	25	9	10	19	4	0	2
3	_	0	974	400	160	5,050	0	60	30	12	10	0	4	0	2
4	_	0	2,527	150	75	3,400	0	141	25	14	11	20	5	0	1
5	_	0	194	200	0	1,000	0	175	19	12	10	10	5	0	2
6	_	1.7	2,280	125	515	5,700	0	106	30	25	17	17	21	0	2
7	_	0	2,527	25	205	1,900	0	18	6	4	3	2	4	0	1
	_	3.7	8,902	1,350	1,145	25,800	_	643	227	91	91	138	53	0	12

資料 13 非常配備態勢【都水道局】(本編 震-3-50、風水害-3-33 頁)

(平成28年2月1日現在)

(人)

	総人員	第一次配 備	第二次 配 備	第三次 配 備
南部支所	141	50	42	49
品川営業所	25	8	8	9

	車両			ÁIII.	√́́́́́́́́́́́́́́	佐口次叩针
	緊急車	貨物車	軽自動車	無	線	復旧資器材
南部支所	4	1	34		15	一式
品川営業所	0	0	2		2	一式

資料 14 資機材供給可能数【品川建設防災協議会】 (本編 震-3-61、震-4-23、風水害-3-38頁)

(平成 29 年 10 月 1 日)

	職員	作業員	ダンプ	トラック	ユニック車	ミニコンホ゛	建柱車	タワー車	ブレーカー
土木	70	120	60	15	3	5			20
建築	60	100	18	30	8	5			
管	30	95	8	46	2	4			12
電気	43	30	10	3	1		30	3	2
合 計	203	345	96	94	14	14	30	3	34

		発電機	水中ポンプ	投光器	タイヤ ショヘ・ル	コンプレッサー	サイト゛ローラー	電源車
土	木	30	30	60	6	3	8	
建	築	10						
徻	S	19	30	10				
電	気	13	4	85				4
合	計	72	64	155	6	3	8	4

資料 15 災害対策協力隊編成表【品川建設防災協議会】(本編 震-3-61、風水害-3-38頁)

品川建設防災協議会



平成29年7月1日現在

資料 16 時間外配備態勢動員対象地域(本編 震-4-9頁)

(夜間休日等勤務時間外)

参集場所		所属・居住による指定		
防災センター	※課長級以	上の職員(品川区清掃事務所、品川・大井・荏原		
	保健センターの課長職以上の職員を除く。)			
	広報広聴課、情報システム課、総務課、人事課、経理課、施			
	設整備課、	设整備課、防災課、都市計画課、都市開発課、税務課、国保		
	医療年金課	、戸籍住民課の職員、		
	※災害対策	職員待機寮入寮者		
品川第一地域センター	品川第一地	域センターの職員		
御殿山小学校	品川区	北品川1~6丁目、東品川1~2、5丁目		
台場小学校		白金1~6丁目、南麻布1~5丁目		
品川学園		西麻布 1~4 丁目、元麻布 1~3 丁目		
		東麻布 1~3 丁目、麻布台 1~3 丁目		
		麻布十番1~4丁目、麻布狸穴町		
		麻布永坂町、麻布飯倉町		
	\# F	海岸1~3丁目、芝浦1~4丁目		
	港区	芝 1~5 丁目、芝大門 1~2 丁目		
		芝公園 1~4 丁目、南青山 5~7 丁目		
		三田1~5丁目、虎ノ門5丁目		
		六本木 3、5~7 丁目		
		浜松町1~2丁目、高輪1~4丁目		
		白金台1~5丁目、港南1~5丁目		
品川第二地域センター	品川第二地	域センターの職員		
城南小学校		南品川1~6丁目、東品川3~4丁目		
浅間台小学校		広町1丁目		
城南第二小学校	品川区			
東海中学校				
大崎第一地域センター	大崎第一地	域センターの職員		
第一日野小学校	1 III 15	上大崎 1~4 丁目、東五反田 1~5 丁目		
第三日野小学校	品川区	西五反田 1~8 丁目		
第四日野小学校		広尾1~5丁目、渋谷2~4丁目		
日野学園		恵比寿西1~2丁目、東1~4丁目		
	渋 谷 区	恵比寿南1丁目、桜丘町		
		恵比寿1~4丁目、鶯谷町、鉢山町		
		南平台、猿楽町、代官山町		

参集場所		所属・居住による指定
		上目黒1~5丁目、目黒1~4丁目
		中目黒1~5丁目、三田1~2丁目
	目 黒 区	下目黒1~6丁目、東山1~3丁目
		青葉台1~3丁目
大崎第二地域センター	大崎第二地	域センターの職員
芳水小学校	品川区	大崎1~5丁目、西品川1~3丁目
三木小学校		北馬込1~2丁目、東馬込1~2丁目
大崎中学校	大田区	中馬込1~3丁目、上池台1~5丁目
		山王 1~4 丁目
大井第一地域センター	大井第一地	域センターの職員
立会小学校		東大井1~6丁目、南大井1~6丁目
鮫浜小学校	品川区	勝島 1~3 丁目
浜川小学校		平和島1~6丁目、昭和島1~2丁目
鈴ケ森小学校		城南島1~6丁目、京浜島1~3丁目
浜川中学校	大田区	大森東1~5丁目、大森南1~5丁目
鈴ケ森中学校		大森本町1~2丁目、東海1~6丁目
		東糀谷1~6丁目
大井第二地域センター	大井第二地	域センターの職員
山中小学校	品川区	大井1~5丁目、西大井1丁目
伊藤学園		広町2丁目
		大森北1~6丁目、大森西1~7丁目
		大森中1~3丁目、北糀谷1~2丁目
	大田区	西糀谷1~4丁目、蒲田1~5丁目
		東蒲田1~2丁目、南蒲田1~3丁目
		蒲田本町1~2丁目
大井第三地域センター	大井第三地	域センターの職員
大井第一小学校	品川区	大井6~7丁目、西大井2~6丁目
伊藤小学校		西蒲田1~8丁目、新蒲田1~3丁目
ウェルカムセンター原	大田区	東矢口 1~3 丁目、多摩川 1~2 丁目
富士見台中学校		
荏原第一地域センター	荏原第一地	域センターの職員
小山台小学校	品川区	小山 1~5 丁目、小山台 1~2 丁目
後地小学校	FF 7:1 FA	荏原 1∼4 丁目
小山小学校		目黒本町1~6丁目、原町1~2丁目
	目 黒 区	
在原第六中学校		南1~3丁目、鷹番1~3丁目

参集場所		所属・居住による指定
		中央町1~2丁目、中町1~2丁目
		祐天寺1~2丁目、五本木1~3丁目
		大岡山1~2丁目、緑が丘1~3丁目
		平町1~2丁目
		奥沢 1~8 丁目、池尻 1~2 丁目
		東玉川 1~2 丁目、下馬 1~6 丁目
	世田谷区	野沢2~4丁目、深沢1丁目
		玉川田園調布 1~2 丁目
荏原第二地域センター	荏原第二地	域センターの職員
第二延山小学校	品川区	小山6~7丁目、荏原5~7丁目
清水台小学校		旗の台1~2、6丁目
		中根1~2丁目、自由が丘1~3丁目
	目 黒 区	八雲 1~5 丁目、柿の木坂 1~3 丁目
		東が丘 1~2 丁目
		北千東1~3丁目、南千東1~3丁目
		石川町1~2丁目、東雪谷1~5丁目
	大田区	南雪谷 1~5 丁目、雪谷大塚町
		田園調布1~3丁目、田園調布本町
		田園調布南、北嶺町、東嶺町、西嶺町
荏原第三地域センター	荏原第三地	!域センターの職員
京陽小学校		平塚1~3丁目、西中延1~2丁目
中延小学校	品川区	中延1~2丁目、東中延1丁目
延山小学校		戸越 1~5 丁目
宮前小学校		西馬込1~2丁目、仲池上1~2丁目
戸越台中学校	大田区	鵜の木1~3丁目、久が原1~6丁目
荏原平塚学園		南久が原 1~2 丁目、千鳥 1~3 丁目
		矢口1~2丁目、下丸子1~4丁目
荏原第四地域センター	荏原第四地	地域センターの職員
大原小学校		西中延3丁目、中延3~6丁目
源氏前小学校		東中延2丁目、戸越6丁目
上神明小学校	品川区	豊町6丁目、二葉4丁目
旗台小学校		旗の台 3~5 丁目
在原第五中学校		
荏原第五地域センター	荏原第五地	!域センターの職員
戸越小学校	品川区	豊町1~5丁目、二葉1~3丁目
豊葉の杜学園	大 田 区	南馬込1~6丁目、中央1~8丁目

参集場所	所属・居住による指定			
旧荏原第四中学校	池上1~8丁目			
杜松ホーム				
八潮地域センター	八潮地域セ	ンターの職員		
明晴学園	品川区	八潮1~5丁目、東八潮1丁目		
八潮学園	大田区	大森北1~6丁目、大森西1~7丁目		
こみゅにていぷらざ八潮		北糀谷1~2丁目、西糀谷1~4丁目		
品川区清掃事務所	品川区清掃事務所の課長職以上の職員			
	品川区清掃	事務所の職員		
品川区保健所(本庁舎)	品川区保健所生活衛生課・保健予防課の職員			
品川保健センター	品川保健センターの課長職以上の職員			
品川休健ピング	品川保健センターの職員			
大井保健センター	大井保健セ	ンターの課長職以上の職員		
人が保険とクター	大井保健センターの職員			
花原保健センター	荏原保健センターの課長職以上の職員			
仕が体性とググー	荏原保健セ	ンターの職員		
	職員動員計画にて指定された職員(防災センター参集の職員			
避難所参集職員	は除く)			

- ※①学校職員は除く。
- ※②待機寮(借上施設含む)入居職員は、原則学校班として直接区民避難所の支援に向か う。
- ※③原則、地域センターは各 20 名程度、区民避難所は 10 名前後 (うち係長級職員 2 名以上) の配置とする。
- ※④人員配置の均衡を図るため、一部の職員は隣接の地域センター(区民避難所含む)へ 配置調整を行う。

資料 17 勤務時間内における第1次~3次非常配備態勢(各部内訳) (本編 震-4-9頁)

(平成 29 年 10 月 1 日現在)

所属	1 次配備	2 次配備	3 次配備
指令情報部	39	45	74
企画部	18	25	61
総務部	27	39	115
会計部	4	5	11
区民支援部	62	90	250
滞留者支援部	14	19	46
子ども支援部	190	279	780
福祉部	42	57	162
避難所対策部	59	78	185
保健衛生部	28	40	92
建築住宅部	25	33	82
清掃部	5	7	222
土木部	26	34	91
合 計	539	751	2,171

資料 18 品川区災害時協定一覧 (本編 震-4-13、震-6-6、震-9-15頁)

協定名	協定先	協定締結日	協定内容
災害時における医療救 護活動に関する協定	社団法人 品川区医師 会 社団法人 荏原医師会	昭和51年8月30日 平成5年3月10日改正 平成25年2月15日改正	医療救護班による避難 所・救護所での医療救護 活動
大震災時飲料水使用協 定	小池ビル㈱ 他213団体	昭和 51 年 10 月 25 日	飲料水の提供
災害時における応急対 策用貨物自動車の供給 に関する協定	社団法人 東京都トラック協会品川支部	昭和 53 年 12 月 23 日 平成 5 年 3 月 10 日改正	協力隊の出動、車両の供 給、応急救援物資の輸 送、災害対策要員の輸送
災害時における応急用 精米の優先供給に関す る協定	東京都米穀小売商業組合品川支部	昭和55年4月15日平成3年4月1日改正	精米の確保、供給
給水施設の維持管理及 び運用に関する協定	東京都	昭和 56 年 8 月 18 日	戸越公園内給水施設の 維持管理および運用
災害時における石油燃 料の優先供給に関する 協定	東京都石油商業組合·石 油業協同組合品川目黒 支部	平成 6 年 12 月 15 日 平成 26 年 4 月 1 日改正	ガソリン、灯油、軽油の供給
品川区と山北町との災害 時における相互援助に関 する協定	神奈川県足柄上郡山北町	平成7年3月20日	飲料水、食糧品の供給、 被災者の一時受入れ、建 築資材・仮設住宅用地の 供給、職員の派遣、資器 材の供給
品川区と早川町との災害 時における相互援助に関 する協定	山梨県南巨摩郡早川町	平成7年3月20日	飲料水、食糧品の供給、 被災者の一時受入れ、建 築資材・仮設住宅用地の 供給、職員の派遣、資器 材の供給
災害時における救護活 動に関する協定	社団法人品川歯科医師会荏原歯科医師会	平成7年8月10日 平成22年6月21日改正	救護班による救護活動
災害時における城南5区 相互応援協定	目黒区·大田区·世田谷 区·渋谷区	平成7年12月1日	応急・復旧要員の派遣、 避難住民の受入れ、後方 支援基地の提供、応急物 資、資材の供給

協定名	協定先	協定締結日	協定内容
特別区災害時相互協力 及び相互支援に関する 協定	特別区	平成8年2月16日 平成26年3月14日改正	応急対策および復旧対 策等に関する相互協力 および相互支援
災害時における医療救 護活動と医薬品等の供 給に関する協定	社団法人 東京都薬剤 師会 品川支部·荏原支 部	平成8年3月25日 平成14年1月31日改正	薬剤師班による救護活動 (救護所等での調剤・服 薬指導、医療品の輸送・ 仕分け・管理)
災害時における応急物 資供給に関する協定	品川区商店街連合会	平成8年3月27日	応急物資の供給
災害時における応急対 策業務に関する協定	品川建設防災協議会	平成9年6月25日 平成21年8月18日改正	協力隊による区立施設、 道路、橋りょうの応急補 修、、応急仮設住宅の建 設、路上障害物の除去に 関すること
災害時における応急対 策用軽自動車の供給に 関する協定	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城南支部	平成9年10月30日	協力隊の出動、車両の供 給、応急救援物資の輸 送、災害対策要員の輸送
「民間非常災害用井戸」 の指定に関する協定	森トラスト株式会社	平成9年11月20日	生活用水、消火用水の確 保
東海道五十三次市区町 災害時相互応援に関す る協定	大田区 他20市町	平成9年12月4日 平成17年4月1日改正 平成21年1月1日改正 平成28年4月1日改正	食糧・飲料水・生活必需 物資・資機材の提供、医 療救護・防疫に必要な資 機材の提供、応急・復旧 要員の派遣
災害時における学校施 設の使用に関する協定	都立八潮高等学校	平成 10 年 3 月 31 日	補完避難所の提供
災害時における学校施 設の使用に関する協定	都立大崎高等学校	平成 10 年 6 月 10 日	補完避難所の提供
災害時における学校施 設の使用に関する協定	都立小山台高等学校	平成 10 年 6 月 10 日	補完避難所の提供
都立学校内における給 水施設の維持管理及び 運用に関する協定	東京都·東京都教育委員会	平成 10 年 11 月 2 日	都立八潮高校内給水施 設の維持管理および運 用
災害時における救護活 動に関する協定	社団法人 東京都柔道整復師会	平成 12 年 1 月 13 日	傷病者に対する応急救 護、応急救護に関する衛 生材料の提供)

協定名	協定先	協定締結日	協定内容
品川区と宮古市との災害 時における相互援助に関 する協定	岩手県宮古市	平成 14 年 1 月 24 日	飲料水、食糧品の供給、 建築資材・仮設住宅用地 の供給、職員の派遣、資 器材の供給
災害時における宿泊施 設等の提供に関する協 定	品川区ホテル旅館組合	平成 15 年 8 月 1 日	宿泊施設、食事の提供
品川区と富岡町との災害 時における相互援助に関 する協定	福島県双葉郡富岡町	平成 17 年 4 月 27 日	飲料水、食糧品の供給、 建築資材・仮設住宅用地 の供給、職員の派遣、資 器材の供給
災害時における学校施 設の使用に関する協定	 学校法人立正大学学園 	平成 17 年 6 月 24 日	補完避難所の提供
災害時における学校施 設の使用に関する協定	青稜中学校·高等学校学 校法人青蘭学院	平成 17 年 7 月 13 日	補完避難所の提供
災害時における学校施 設の使用に関する協定	学校法人 攻玉社学園	平成 18 年 5 月 1 日	補完避難所の提供
災害時における施設の使 用に関する協定	社会福祉法人 福栄会	平成 18 年 5 月 10 日	二次避難所の提供
災害時における学校施 設の使用に関する協定	朋優学院高等学校学校 法人 中延学園	平成 18 年 10 月 13 日	補完避難所の提供
災害時における施設の使 用に関する協定	社会福祉法人 品川総 合福祉センター	平成 18 年 11 月 17 日	二次避難所の提供
災害時における施設の使 用に関する協定	社会福祉法人 三徳会	平成 18 年 11 月 17 日	福祉避難所の提供
災害時における施設の使 用に関する協定	社会福祉法人 さくら会	平成 18 年 11 月 17 日	二次避難所の提供
災害時における施設の使 用に関する協定	社会福祉法人 春光福祉会	平成 18 年 11 月 17 日	二次避難所の提供
災害時の応急活動協力に関する協定	イオンリテール株式会社 イオン品川シーサイド店	平成 18 年 12 月 6 日	応急活動要員の派遣、応 急活動資機材・生活必需 品の提供、避難場所等の 提供
災害時における学校施 設の使用に関する協定	学校法人 清泉女子大学	平成 19 年 6 月 14 日 平成 25 年 12 月 11 日改正	補完避難所の提供

協定名	協定先	協定締結日	協定内容
災害時における学校施 設の使用に関する協定	学校法人 町田学園	平成 19 年 7 月 18 日	補完避難所の提供
品川区と株式会社南東 京ケーブルテレビとの災 害時等における緊急放 送に関する相互協定	株式会社南東京ケーブルテレビ	平成 19 年 8 月 1 日	区民チャンネルによる緊 急放送の提供
災害時等における放送 要請に関する協定	エフエムインターウェーブ 株式会社	平成 19 年 11 月 1 日	警報・地震予知情報の伝達、避難勧告・指示の伝達、避難者の救難・救助、交通規制・緊急輸送に関すること
災害時における学校施 設の使用に関する協定	学校法人 星薬科大学	平成 19 年 12 月 17 日	補完避難所の提供
災害時における学校施 設の使用に関する協定	学校法人 杉野学園	平成 19 年 12 月 17 日	補完避難所の提供
災害時における学校施 設の使用に関する協定	学校法人 小野学園	平成 20 年 1 月 8 日	補完避難所の提供
災害時における物資の供 給に関する協定	株式会社ダイエー	平成 20 年 2 月 18 日	生活物資の供給
災害時における飲料供 給に関する協定	サントリーフーズ株式会 社	平成 20 年 3 月 1 日	飲料の供給
災害時における学校施 設の使用に関する協定	学校法人 香蘭女学校	平成 20 年 3 月 3 日 平成 24 年 9 月 1 日改正	補完避難所の提供
災害時における学校施 設の使用に関する協定	文教大学付属中学校·付 属高等学校	平成 22 年 3 月 5 日	補完避難所の提供
災害時における学校施 設の利用に関する協定	都立品川特別支援学校	平成 23 年 1 月 31 日	二次避難所の提供
災害時における学校施 設の使用に関する協定	学校法人 三浦学園	平成 23 年 2 月 16 日	補完避難所の提供
災害時における井戸、貯 水槽又は浴場の使用に 関する協定	品川区公衆浴場商業協同組合	平成 23 年 3 月 30 日	井戸・給水槽による給水、被災者への入浴支援
災害時における理容サー ビス業務の提供に関する 協定	東京都理容生活衛生同 業組合 品川支部	平成 23 年 8 月 8 日	被災者に対する散髪、洗 髪、顔そりの提供

協定名	協定先	協定締結日	協定内容
災害時における学校施 設の使用に関する協定	公立大学法人首都大学 東京 (都立産業技術高等専門 学校)	平成 23 年 10 月 24 日	補完避難所の提供
災害時における学校施 設の利用に関する協定	学校法人 品川女子学 院	平成 23 年 12 月 28 日	補完避難所の提供
災害時における民間共 同住宅施設の使用に関 する協定	パークホームズ武蔵小山	平成 24 年 1 月 17 日	一時滞在施設の提供
災害時における帰宅困 難者等の一時滞在場所 の使用及び備品の管理 等に関する協定書	パークシティ大崎ザタワ 一管理組合	平成 24 年 4 月 1 日	一時滞在施設の提供
災害時における民間事 業者施設の使用に関す る協定	アートヴィレッジ大崎セントラルタワー管理組合 管理者 大林不動産株式会社	平成 24 年 6 月 11 日	一時滞在施設の提供
災害時における民間事 業者施設の使用に関す る協定	中延商店街振興組合	平成 24 年 6 月 15 日	一時滞在施設の提供
災害に係る情報発信等 に関する協定	ヤフー株式会社	平成 24 年 6 月 20 日	防災情報をヤフーサービ ス上に掲載
災害時における応急対 策用重機類等の供給に 関する協定	美鈴工業株式会社	平成 24 年 7 月 18 日	障害物除去のための重 機類の供給
災害発生時における帰 宅困難者の受け入れ等 に関する協力協定	ThinkPark Tower 管理組合 組合管理者 株式会社世界貿易センタービルディング	平成 24 年 8 月 1 日	一時滞在施設の提供
災害時におけるし尿収集 車両等の供給に関する 協定	協和興業株式会社	平成 24 年 8 月 9 日	し尿収集車両等の優先 供給
災害時の情報交換に関 する協定	国土交通省 関東地方整備局	平成 24 年 8 月 30 日	公共土木施設の被災状 況に関する情報、情報連 絡員の派遣

協定名	協定先	協定締結日	協定内容	
災害発生時における帰 宅困難者の受け入れ等 に関する協定	ブリリア大井町ラヴィアン タワー管理組合	平成 24 年 9 月 1 日	一時滞在施設の提供	
災害発生時および平素 における協力に関する協 定	日本ペイント株式会社、同友会町会	平成 24 年 9 月 1 日	一時滞在施設の提供、平 時からの近隣町会への協 力	
災害時における民間事 業者施設の使用に関す る協定	住友不動産株式会社	平成 24 年 10 月 5 日	帰宅困難者対策の活動拠点、備蓄倉庫の提供	
災害時における応急対 策業務に関する協定	株式会社協同電業社	平成 24 年 11 月 1 日	道路・橋りょうおよび区有 施設の電気設備の応急 補修	
災害時における民間事 業者施設の使用に関す る協定	中島商事有限会社	平成 24 年 11 月 30 日	一時滞在施設の提供	
災害時における応急対 策業務に関する協定	住友重機エンバイロメント 株式会社	平成 24 年 12 月 19 日	被災した避難所・区有施 設への職員の応援派遣	
災害時における民間事 業者施設の使用に関す る協定	株式会社 船清	平成 24 年 12 月 21 日	一時待機施設の提供、人 員・物資の海上輸送	
防災情報の配信に関す る相互協定	三愛電子工業㈱ (株)インターネットイニシア ティブ	平成 25 年 2 月 8 日	防災連動型配信プラット ホームを介し、区民等へ の情報提供	
災害時における民間事 業者施設の使用に関す る協定	株式会社新日比谷ビル	平成 25 年 2 月 21 日	一時待機施設・津波避難ビルの提供	
災害時における民間事 業者施設の使用に関す る協定	沖ウィンテック株式会社	平成 25 年 3 月 8 日 平成 26 年 3 月 7 日改正	一時待機施設・津波避難ビルの提供	
防災行政無線デジタル 移動通信設置に関する 協定	警視庁大崎警察署	平成 25 年 3 月 25 日	情報交換を目的としてデジタル移動通信(半固定局)の設置	
品川区立荏原平塚総合 区民会館の避難所機能 維持管理等に関する協 定書	公益財団法人品川文化振興事業団	平成 25 年 4 月 1 日	補完避難所の提供	

協定名	協定先	協定締結日	協定内容	
災害発生時および平素 における協力に関する協 定	第一三共株式会社、同友会	平成 25 年 4 月 9 日	一時待機施設の提供、平 素からの近隣町会への協 力	
災害時におけるプロパン ガスの供給に関する協定	ミライフ株式会社	平成 25 年 5 月 28 日	プロパンガスの供給	
災害時における応急対 策用重機類の供給に関 する協定	トヨタエルアンドエフ東京株式会社	平成 25 年 6 月 5 日	フォークリフトの提供	
災害時における医薬品 等の調達業務に関する 協定	東邦薬品株式会社品川営業所	平成 25 年 6 月 5 日	医薬品供給	
災害時における応急対 策用重機類の供給に関 する協定	有限会社こくぼ	平成 25 年 6 月 7 日	フォークリフトの提供	
災害時における医薬品 等の調達業務に関する 協定	株式会社スズケン城南支店	平成 25 年 6 月 7 日	医薬品供給	
災害時における医薬品 等の調達業務に関する 協定	アルフレッサ株式会社品川目黒支店	平成 25 年 6 月 7 日	医薬品供給	
災害時における応急対 策業務に関する協定	株式会社池田工務所	平成 25 年 6 月 11 日	協力隊による区立施設、 応急仮設住宅の建設に 関すること	
災害時における医薬品 等の調達業務に関する 協定	株式会社メディセオ	平成 25 年 6 月 12 日	医薬品供給	
災害時における民間事 業者施設の使用に関す る協定	東京都競馬株式会社•特別区競馬組合	平成 25 年 6 月 12 日	補完避難所の提供	
災害時における民間事 業者施設の使用に関す る協定	立正佼成会品川教会	平成 25 年 6 月 24 日	一時待機施設の提供	
災害時における障害物 除去等応急措置に関す る協定	東京都自動車整備振興会新品川支部	平成 25 年 6 月 26 日	放置車両の移動、車両・ 資器材の優先整備、労務 提供	

協定名	協定先	協定締結日	協定内容
ウェルカムセンター原・交 流施設の避難所機能維 持管理等に関する協定 書	ウェルカムセンター原・交 流施設運営協議会	平成 25 年 7 月 10 日	補完避難所の提供
災害時における被災者 支援に関する協定書	東京都飲食業生活衛生同業組合五反田支部	平成 25 年 7 月 19 日	炊出し、救援物資・トイレ・避難情報・設備機器、 労務の提供
災害時における品川区と インドネシア共和国大使 館との協力協定	インドネシア共和国大使 館	平成 25 年 7 月 25 日	一時滞在施設の提供
災害時における支援物 資の受け入れ等に関する 協定	株式会社テレビ東京建物 株式会社テレビ東京	平成 25 年 8 月 1 日	支援物資受け入れおよび仕分け場所の提供
災害時における被災者 支援に関する協定書	有限会社勝田食品 料亭「秀」	平成 25 年 8 月 23 日	一時滞在施設の提供、炊 出しの労務提供
災害時における民間事 業者施設の使用に関す る協定	第一ホテル東京シーフォート	平成 25 年 8 月 29 日	一時滞在施設、津波避難ビルの提供
災害時における民間事 業者施設の使用および 応急衛生管理物品の優 先供給に関する協定	東京サラヤ株式会社	平成 25 年 9 月 3 日	一時滞在施設、トイレ・災 害情報の提供、衛生管理 物資の優先的提供
旧原小学校跡の社会福 祉施設の避難所機能維 持管理等に関する協定	社会福祉法人こうほうえん	平成 25 年 9 月 12 日	補完避難所の提供
災害時における民間事 業者施設の使用に関す る協定	大蔵映画株式会社目黒 本社	平成 25 年 12 月 20 日	一時滞在施設の提供
災害時における被災者 支援に関する協定	株式会社味工房スイセン	平成 26 年 1 月 10 日	一時滞在施設の提供、炊 出しの労務提供
災害時における民間事 業者施設の使用に関す る協定	株式会社ティップネス	平成 26 年 3 月 24 日	一時滞在施設の提供
災害時における津波避 難に係る民間施設の使 用に関する協定	東大井スカイハイツ管理 組合	平成 26 年 3 月 27 日	津波避難ビルの提供

協定名	協定先	協定締結日	協定内容	
災害時における津波避 難に係る民間施設の使 用に関する協定	第三東個マンション管理 組合	平成 26 年 3 月 27 日	津波避難ビルの提供	
災害時における津波避 難に係る民間施設の使 用に関する協定	有限会社リバーサイドマンション	平成 26 年 3 月 27 日	津波避難ビルの提供	
災害時における帰宅困 難者の受け入れ等に関 する協定(A敷地)	目黒駅前地区市街地再 開発組合	平成 26 年 4 月 30 日	一時滞在施設の提供	
災害時における帰宅困 難者の受け入れ等に関 する協定(B 敷地)	目黒駅前地区市街地再 開発組合	平成 26 年 4 月 30 日	一時滞在施設の提供	
災害時における民間共 同住宅施設の使用に関 する協定	トヨタ自動車株式会社	平成 26 年 5 月 15 日	一時滞在施設の提供	
災害時における津波避 難に係る民間施設の使 用に関する協定	ステーションプラザ立会川管理組合	平成 26 年 7 月 29 日	一部を津波避難施設として使用	
杜松特別養護老人ホーム等の避難所機能維持 管理等に関する協定書	社会福祉法人 若竹大寿会	平成 26 年 8 月 6 日	一部を福祉避難所として使用	
災害時における津波避 難に係る民間施設の使 用に関する協定	サンライフ東品川管理組合	平成 26 年 9 月 2 日	津波避難ビルの提供	
災害時における民間共 同住宅施設の使用に関 する協定	住友不動産株式会社	平成 26 年 9 月 3 日	一時滞在施設の提供	
災害時における棺および 葬祭用品の供給等の協 力に関する協定	全東京葬祭連合会	平成 26 年 9 月 26 日	棺、葬祭用品の供給、作業等の役務の提供、ドライアイス、骨壺の提供	
災害時における民間事 業者施設の使用に関す る協定	日産東京販売ホールディ ングス株式会社東京日産 自動車販売株式会社	平成 26 年 10 月 9 日	一時滞在施設の提供	
災害時における民間事 業者施設の使用に関す る協定	フジタ製薬株式会社	平成 26 年 10 月 17 日	一時滞在施設の提供	

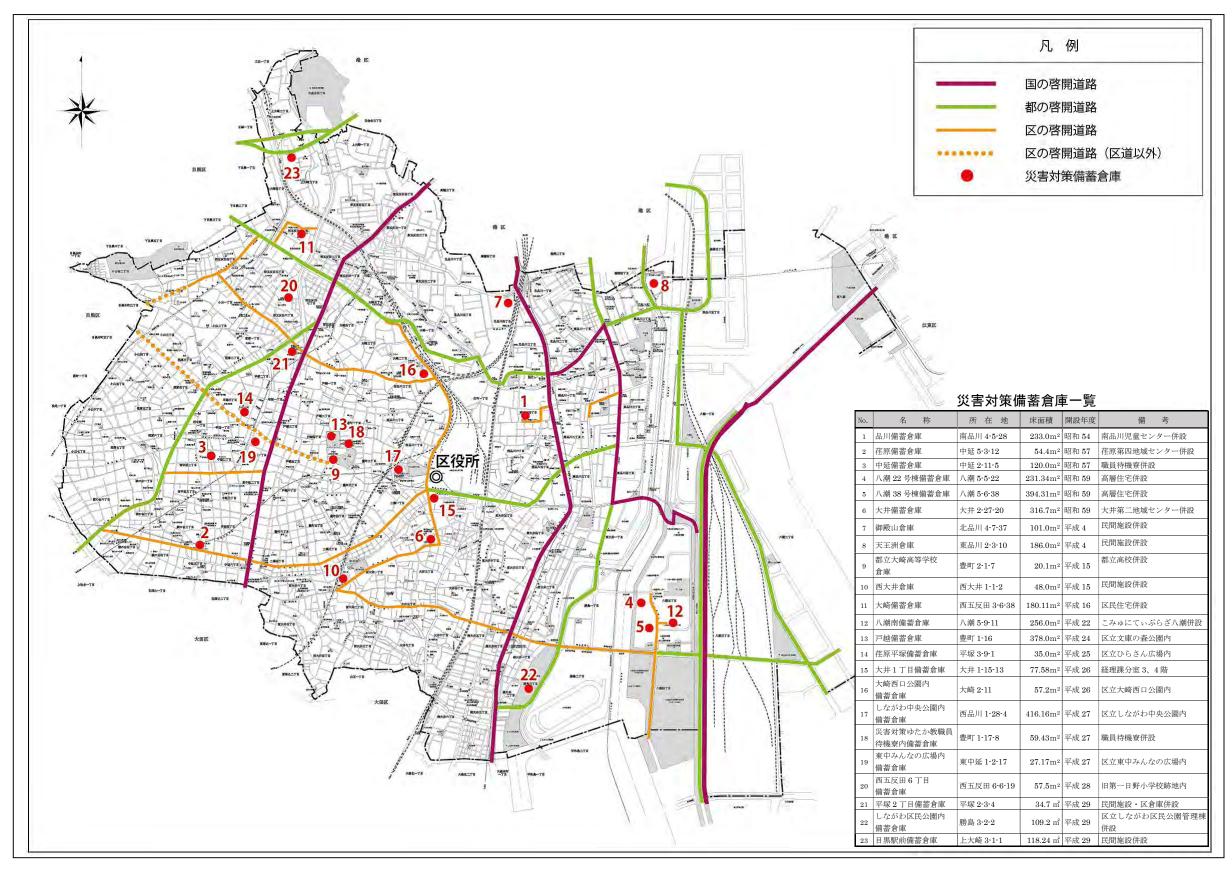
協定名	協定先	協定締結日	協定内容
災害時における民間共 同住宅施設の使用に関 する協定	ザ・パークハウス品川荏 原町管理組合	平成 26 年 10 月 21 日	一時滞在施設の提供
災害時における応急対 策活動支援に関する協 定	東京都印刷工業組合城南支部東京都印刷工業組合城南支部品川区会	平成 26 年 11 月 14 日	応急対策用重機類および労務の提供、印刷用 紙・機器、印刷サービス の提供
龍馬の絆で結ぶ災害時 相互応援に関する協定	鹿児島市、霧島市、長崎 市、下関市、福山市、京 都市、高知市	平成 26 年 11 月 15 日	食料・水・生活必需品・資 器材の提供、被災者の救 出等応急復旧に必要な 物資提供、職員の派遣
災害時における桟橋等の 使用に関する協定	品川浦・天王洲地区運河 ルネッサンス協議会に係 る桟橋等の所有者	平成 26 年 11 月 19 日	桟橋等の使用
災害時における応急対策業務に関する協定	イスミ設備設計株式会社	平成 26 年 11 月 25 日	避難所、区有施設のテレビ受信施設・通信・電気系統の応急補修、道路・ 橋梁の通信・電気設備の応急補修
災害時における民間事 業者施設の使用に関す る協定	株式会社信興テクノミスト	平成 26 年 11 月 26 日	一時滞在施設の提供
災害時における民間共 同施設の使用に関する 協定	目黒ヒルトップウォーク管 理組合	平成 26 年 12 月 11 日	防災拠点スペースの提供
災害時における津波避 難に係る民間施設の使 用に関する協定	ニックハイム北品川管理 組合	平成 26 年 12 月 24 日	津波避難ビルの提供
災害時における津波避 難に係る民間施設の使 用に関する協定	株式会社コナミスポーツ &ライフ	平成 26 年 12 月 25 日	津波避難ビルの提供
災害時における応急対策業務に関する協定	三和シヤッター工業株式会社	平成 27 年 1 月 28 日	公共建築物のシヤッタ ー・ドア等の緊急点検お よび修理

協定名	協定先	協定締結日	協定内容	
災害時における民間事 業者施設の使用に関す る協定	来福寺	平成 27 年 2 月 1 日	津波避難ビル、一時滞在施設の提供	
災害時における津波避 難に係る民間施設の使 用に関する協定	株式会社齋藤商店	平成 27 年 2 月 12 日	津波避難ビルの提供	
災害時における津波避 難に係る民間施設の使 用に関する協定	一般財団法人六行会	平成 27 年 2 月 23 日	津波避難ビルの提供	
災害時における応急対 策用無線機等の優先供 給に関する協定	株式会社城山	平成 27 年 7 月 1 日	無線機等の優先的な提供	
災害時における愛護動 物の救護活動等に関す る協定	公益財団法人東京都獣医師会	平成 27 年 8 月 1 日	愛護動物の救護活動等	
災害時における民間事 業者施設の使用に関す る協定	寺田倉庫株式会社	平成 27 年 9 月 1 日	一時滞在施設の提供、桟橋等の使用	
災害時におけるプロパ ンガスおよび酸素の優 先供給に関する協定	雨宮産業株式会社	平成 27 年 10 月 23 日	プロパンガス、酸素の優 先的な提供	
災害時における民間事 業者施設の使用に関す る協定	山下マテリアル株式会 社	平成 27 年 11 月 12 日	一時滞在施設の提供	
災害時における民間事 業者施設の使用に関す る協定	幸福の科学	平成 28 年 3 月 11 日	一時滞在施設の提供	
災害時における民間共 同住宅施設の使用に関 する協定	大井一丁目南第1地区 市街地再開発組合	平成 28 年 6 月 30 日	一時滞在施設の提供	
災害時における畳の優 先供給に関する協定	東京都畳材料商業協同組合	平成 28 年 9 月 23 日	避難所用畳の優先的な 提供	

協定名	協定先	協定締結日	協定内容
災害時における民間事 業者施設の使用に関す る協定 (A 街区) 災害時における民間共 同住宅施設の使用に関 する協定 (B 街区)	西品川一丁目地区市街地再開発組合	平成 28 年 11 月 1 日	A:一時滞在場所の提供 B:公開空地を避難スペ ースとして提供
災害時における民間事 業者施設の使用に関す る協定	京急新馬場商店街振興組合	平成 28 年 11 月 1 日	一時滞在施設の提供
災害時における応急対 策業務に関する協定	東京都建設組合、東京 土建一般労働組合品川 支部、東京南部建設技 能組合、首都圏建設ユ ニオン城南支部	平成 28 年 11 月 4 日	人員および資機材の提 供、危険度判定と応急修 理の実施
災害時における地図製 品等の供給等に関する 協定	株式会社ゼンリン	平成 28 年 11 月 4 日	住宅地図および広域地図等の供給
災害時における民間事 業者施設の使用に関す る協定	一般社団法人 品川法 人会	平成 28 年 11 月 11 日	一時滞在施設の提供
災害時における応急対 策業務に関する協定	特定非営利活動法人 難民を助ける会 [AA R JAPAN]	平成 28 年 12 月 15 日	避難所運営の補助、救援 物資等の仕分け搬送、被 災状況の調査および情 報収集への協力
災害時における帰宅困 難者等の受け入れに関 する協定	武蔵小山パルム駅前地区市街地再開発組合	平成 29 年 1 月 19 日	一時滞在施設の提供
災害時における民間事 業者施設の使用に関す る協定	日本聖公会 東京教区 三光教会	平成 29 年 5 月 1 日	一時滞在施設の提供
災害時における施設使 用に関する協定	社会福祉法人 愛生福祉会	平成 29 年 6 月 1 日	福祉避難所の提供
災害時における民間事 業者施設の使用に関す る協定	宗教法人 妙光寺	平成 29 年 9 月 6 日	一時滞在施設の提供

協定名	協定先	協定締結日	協定内容
災害時における帰宅困 難者の受け入れ等に関 する協定	中延二丁目旧同潤会地 区防災街区整備事業組 合	平成 29 年 9 月 19 日	一時滞在施設の提供
災害時における民間事 業者施設の使用に関す る協定	株式会社第一テクノ	平成 29 年 10 月 17 日	一時滞在施設の提供
災害時における民間事 業者施設の使用等に関 する協定	株式会社レッド・プラ ネット・ジャパン	平成 29 年 10 月 17 日	一時滞在施設の提供
災害時等における簡易 間仕切り等の供給に関 する協定	特定非営利活動法人ボ ランタリー・アーキテ クツ・ネットワーク	平成 29 年 10 月 25 日	簡易間仕切りおよび段ボ ールベッドの供給、組立 および設置
災害時における民間事 業者施設の使用に関す る協定	前田道路株式会社	平成 29 年 12 月 7 日	一時滞在施設、津波避難ビルの提供
災害時における帰宅困 難者の受け入れに関す る協定	大崎ニュー・シティ管 理組合管理業務受託者 大崎再開発ビル株式会 社	平成 30 年 1 月 1 日	一時滞在施設の提供
災害時における民間事 業者施設の使用に関す る協定	株式会社JR西日本ヴィアイン	平成 30 年 2 月 13 日	応援職員等への宿泊施 設の提供

資料 19 緊急道路啓開網および備蓄倉庫位置図(本編 震-3-19、震-4-23頁)

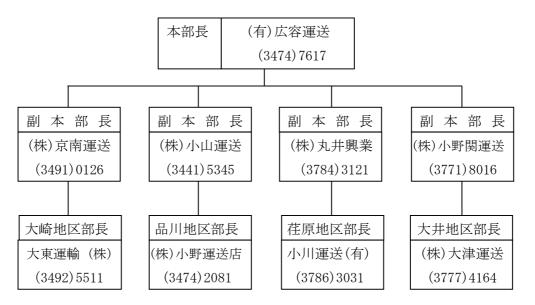


資料 20 供給可能車両数【トラック協会品川支部】(本編 震-4-24頁)

(平成29年3月1日現在)

種	列	ト:	ノ数	文別	2トンまで	2トンロング	2~5トンまで	5トン超	合計
平	ボ	=	デ	ſ	18	3	20	3	44
幌				付	15	6	8	2	31
ア	ル	111	バ	ン	18	10	22	4	54
ウ	イ	\$	/	グ		2	1	4	7
ユ	11	Ž	ソ	ク		1	3	2	6
冷				凍	6	3	3		12
保				冷	4	3			7
合				計	61	28	57	15	161

資料 21 災害対策協力隊編成表【トラック協会品川支部】 (本編 震-4-24頁)



資料 22 緊急通行車両等事前届出書(本編 震-4-25頁)

別記様式第1	整理番号(課	号)		甲請者交付用
□ 地 震 防 災 □ 災 □ 原子力災害 □ 国 民 保 護	急対策用 措 置 用	,	□ 地 震 防 災 憲 版 災 害 の 災 事 の 災 事 の 災 事 の 災 事 の 災 事 の 災 事 の の の の		号
緊	急通行車両等事前届出書	(控)		緊急通行車両等事前届出	済証
	年	月 日	左記のとおり	事前届出を受けたことを証す	-る。
東京都公安委	員会殿			年 月	東京都
	申 請 機 関 名 所 在 地 電 話 番 号 取扱責任者役職 氏 名			東京都公安委員	公安委員会印
番号標に表示されている番号			備考		
車両の用途(緊急 輸送を行う車両に あっては、輸送人 員又は品名)			子力災害対 保護のため	 地震対策特別措置法]、「災害 策特別措置法]、「武力攻撃事 の措置に関する法律」に基づく この届出済証を最寄りの警察署	交通規制が行われた
使用者機関名地 居 番 货用责任者役職			道路交通警して所要の	察隊、交通検問所、警視庁本部 手続きを受けて下さい。 「変更が生じ又は本届出済証を	(交通規制課)に提出
氏名			しくは破損	した場合には、東京都公安委員 届け出て再交付を受けて下さい	会(届出をした警察
届出車両の出発地				iするときは、この届出済証をす	みやかに返還して下
車検査証等並び	書(2枚組のもの)を1部作成し に当該車両を使用して行う業務の 両の出発地を管轄する警察署に割	D内容を証する書類	(2) 緊急通	9行車両等に該当しなくなったと 9行車両等が廃車となったとき。 2、緊急通行車両等としての必要	

別	別記様式第1	整理番号 (票	号)	警察署保管
	□ 地震防災□ 災□ 原子力災害□ 国民保護措置用	策用 <u> </u>	□ 地震防災 □ 災 害応 □ 原子力災害 □ 国 民 保 護	災 第 号 害応急対策用 5 R 計 B 計
	緊急	緊急通行車両等事前届出書	緊急	緊急通行車両等事前届出済証(控)
		年 月 日	左記のとおり	左記のとおり事前届出を受けたことを証する。
	東京都公安委員会殿	發		年 月 日
	申所館取氏	申請機関名所在地電話番号取投責任者役職氏	■	東京都公安委員会
	番号標に表示されている番号		童	
	車両の用途 (緊急 輸送を行う車両に あっては、輸送人 員又は品名)		(注)1 「大規模」 イカ災害対 保護のため。	「大規模地震対策特別措置法」、「災害対策基本法」、「原子力災害対策特別措置法」、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づく交通規制が行われたときには、この居出落訴を最実りの整察要、於通機劃除、直達
	使用者機関名 所 在 胎 新 ** 中		道路交通警察隊、アプログログログログログログログログログログログログログログログログログログログ	にが用品が開きなどのですが、人間である。 「別の 察隊、交通検問所、警視庁本部(交通規制課)に提出 手続きを受けて下さい。
	用責任者役		2 届出内容(しくは破損 署経由) [2]	届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失、滅失、汚損若しくは破損した場合には、東京都公安委員会(届出をした警察署経由)に届け出て再な付を受けて下さい。
	届出車両の出発地		3 次に該当する	m: H:
	※ この事前届出書 (2 車検査証等並びに当該 を添付の上、車両の出	この事前届出書(2枚組のもの)を1部作成し、当該車両の自動車検査証等並びに当該車両を使用して行う業務の内容を証する書類を添付の上、車両の出発地を管轄する警察署に提出してください。	(1) 緊急通(2) 緊急通(3) その他(3) その他(4)	。 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 緊急通行車両等が廃車となったとき。 その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。

資料 23 緊急通行車両等確認申請書 (本編 震-4-26頁)

記様式第3	21		整理番	号 (署課隊		号)。
	緊急這	通行	車両	確認	年申請言	月	E
東京都	公安委	員会	殿				
	申請機所 在電話	地					(II)
番号標されてい					•		
車 両 の (緊急輸 車両にあっ 送人員又	送を行うては、輸						
使 用 者	住 所		()	局		番
	氏 名						
通 行	日 時						
通 行	経 路	出	発	地	目	的	地
備	考						

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A5とする。

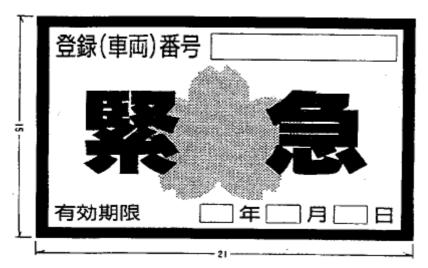
資料 24 緊急通行車両確認証明書 (本編 震-4-26頁)

記様式第4		整理番号(署課隊	号)
第		号	年	月日
	緊急通	行車両確認		都
		東京都公安委員	員会	委印
番号標されてい				
車 両 (7 (緊急輸車両にあっ 送人員又	送を行うては、輸			
使 用 者	住 所	()	局	番
	氏 名			
通 行	日時			
通 行	経路	出 発 地	目的	地
備	考			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A5とする。

資料 25 標章 (本編 震-4-26頁)

様式5



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、 「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並 びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、裏面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

資料 26 東京国道事務所の活動態勢(本編 震-4-29頁)

(1) 災害対策支部の設置及び体制表

区分	項目		体制基準	支部の設置
应 力		(1)	事務所管内で震度4の地震が発生した場合	
	注意	_	気象庁が事務所管内の地域で津波注意報を発表した場合	支部設置
	体	_	事務所管内で気象庁の発表震度にかかわらず被害が発生する恐れがある場合	(通常勤務)
	制	_	事務所長が必要と認めた場合	(AE (1) E/1/1/1/
震			事務所管内で震度5弱の地震が発生した場合	
災	警戒	_	気象庁が事務所管内の地域で津波警報を発表した場合	支部設置
対	体	(3)	関東地方整備局長が指令した場合	2 4 111 22 12
策支	制	4	事務所長が必要と認めた場合	
部		1	事務所管内で震度5強以上の地震が発生した場合又は地震による重大な被害が発生した場合	
	非	2	気象庁が事務所管内の地域で大津波警報(5m)を発表した場合又は津波によ 変動設置 被害が発生又は発	
	常体		生の恐れがある場合(10m以上:品川管内避難指示)	
	制	3	関東地方整備局長が指令した場合	
	.12.3	4	事務所長が必要と認めた場合	
	絡 待	1	台風の接近において、進路予想が強風域(平均風速が15m/s以上)に入る場合	
	体機	2	大雨注意報、洪水注意報等(30mm/h以上の降雨予報)が発表され、事務所長が必要と認めた場合	支部設置準備
	制介	3	事務所長が必要と認めた場合	
	~ 連			
		1	台風の接近において、進路予想が暴風域(平均風速が25m/s以上)に入る場合	
		-	大雨注意報、洪水注意報等(30mm/h以上の降雨予報)が発表され、災害の発生が予想される場合	支部設置
風	注意	3	大雨・洪水警報(50mm/h以上の降雨予報)等が発表され、事務所長が必要と認めた場合	
水害	体	_	暴風に対する特別警報が発表された場合	
古対	制	_	局地的になる場合	
策		_	記録的短時間大雨情報及び土砂災害警戒情報等の発表により避難勧告等が発生する恐れがある場合	
支	支		事務所長が必要と認めた場合	
部	部 警		台風等により災害(被害)が発生した場合	
	戒体	_	大雨警報、洪水警報等(50mm/h以上の降雨予報)が発表され、災害(被害)の発生が予想される場合	支部設置
		_	大雨に対する特別警報が発表された場合	
	制		事務所長が必要と認めた場合	
	体非	0	台風、大雨、洪水等により広範囲にわたり道路に重大な災害が発生した場合	
	制常	(2)	事務所長が必要と認めた場合	支部設置
L				

(2) 災害対策支部 各班の所掌事務一覧

班名	掛名	
統括班	総合体制掛	・支部体制の発表及び解除・支部長指令の管理、本部長指令の受信、周知・道路監視施設(ITV)の操作等・災害対策室内活動状況の記録
総務班	総務厚生掛	・職員の人事管理に関すること・食料、仮眠施設の設営及び庶務一般・救急医療業務に関すること・職員及び家族の安全・宿舎等の損傷の有無に関すること
本のイカリエ	調整掛	・他事務所、防災エキスパート、ボランティア等の受入れに関すること・被災者、家族及び関係機関への対応、支援等・用地の確保・バスタ新宿へ派遣する職員、応急危険度判定士の調整
	経理掛	・経理事務一般
資材班	資材掛	・燃料の安定供給に関する協定に伴う調整、手続き、供給車両票の発行及び障害物除去に関する協定に伴う契約手続き ・物資の確保、調達、整備、配給等
広報班	広報担当掛	・記者発表の準備、本局・関係機関・支所への発表資料の送付、ホームページ ・東国ツイッターへの 投稿等
	広報調整掛	・TV、ラジオ等の情報入手及び被災情報等の入手・発表用資料の作成及び内容調整
to to ve	情報連絡掛	・本部、支部、関係機関との連絡、報告等・道路施設等の安全管理、管理施設の操作に関する指令・情報伝達機器(情報板)の操作体制の起案等・道路施設等の情報把握・道路管理施設の操作に関する起案等・バスタ新宿常駐警備員・常駐誘導員の安否確認・バスタ新宿の被害情報の収集、
情報班	情報管理掛	関外の起来等・ハヘッ制信用を言葉では、 情報連絡、安全措置の指示等・特別区へ被害状況・リエゾン派遣の確認後、結果を本部及び情報共 有先支部へ報告
ME TO THE	占用掛	・占用企業関係の復旧計画、規制状況等の把握・占用関係一般に関すること
管理班	交通規制掛	・迂回路の検討、指示、これに伴う渉外に関すること・交通規制の検討及び実施等に関すること
	被害調查掛	・施設点検及び被害の状況把握、調査に関すること
対策班①②	計画対策掛	・被害対策の立案、復旧用資機材の調査及び確保・被害概算額の算出・応急復旧対策の指導、立案、報告、予算措置に関すること
	被害調査掛	・庁舎、宿舎等の詳細点検、被害状況の把握、調査等に関すること
施設対策班	計画対策掛	・被害対策の立案、復旧用資機材の調査及び確保・被害概算額の算出・応急復旧対策の指導、立案、報告、予算措置に関すること
電気通信班	電気通信掛	・電源の確保、電送機記の保守、管理に関すること・通信回線の確保及び情報機器の保守、管理に 関すること
機械班	機械管理掛	・人員、機材の輸送等に関すること・機械設備の状況把握・運転の確保、調達及び施設操作の対応に関すること・障害物除去等に関する協定の調整
支 所	総務掛	・庶務、厚生、経理、資材一般、配車等に関すること
	管理掛	・指令、情報等の受理報告・支部及び関係機関との連絡、予警報等の通報等・点検巡視、被害調査、観測の手配及び実施等・迂回路の検討、交通規制の実施等・占用関係一般・復旧用資機材の事前調査、災害対策の立案、指導、実施、監督等・電源、通信回線の確保、管理施設の操作等
	代々木支所	・パスタ新宿常駐警備員・常駐誘導員の安否確認・パスタ新宿の被害情報の収集、情報連絡、安全措置の指示等

資料 27 東京海上保安部所属船艇等一覧表 (本編 震-4-29頁)

船艇(巡視艇6隻)

(平成 29 年 12 月現在)

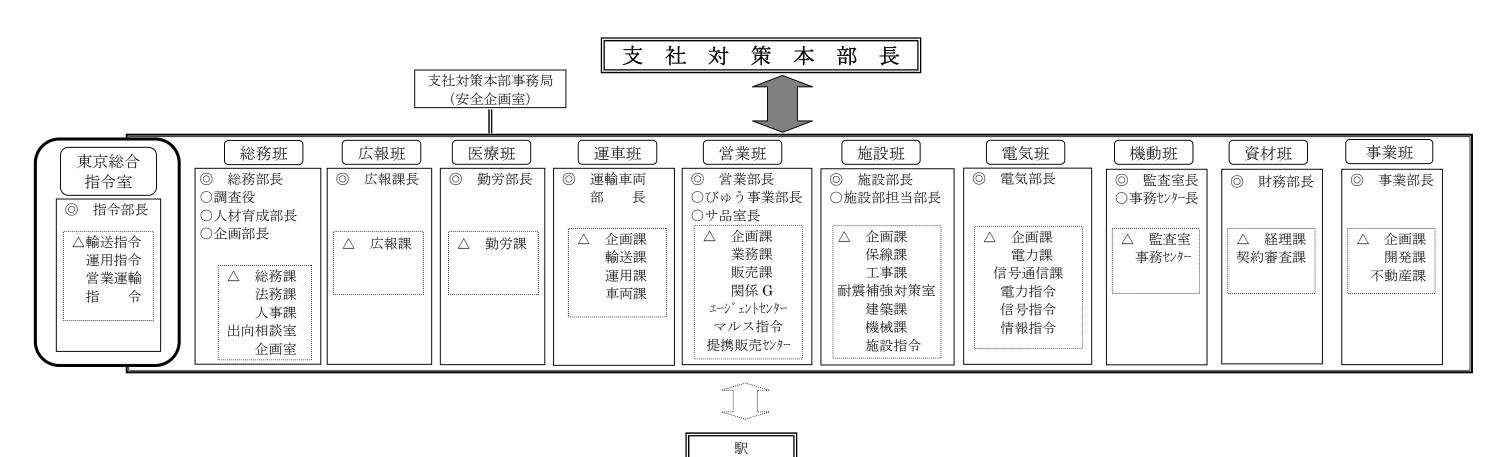
所	属	船種	船	名	総トン数	全長(m)	喫水(m)
東京海上保安部			まつなる	み	204	38	2. 2
(所在地)		ゆりか	ぜ	24	20	1.5	
 東京都江東区青海 2-7-11		巡視艇	ゆめか	ぜ	24	20	1.4
Tel 03-5564-2021		巡怳框	いそぎ	<	25	20	1. 3
緊急通報用 03-550	64-4999		やまぶ	き	25	20	1. 3
SK100001K/11 00 000	01 1000		はやか	ぜ	24	20	1. 1

資料 28 防除資機材常備状況表【東京海上保安部】(本編 震-4-29頁)

(平成 29 年 12 月現在)

		防	除資	材	
会社等機関名	所 在 地	オイルフェンス (m)	油処理剤 (0)	油吸着材 (kg)	備考
東京電力フュエル&パワー㈱ 大井火力発電所	品川区八潮 1-2-2	1,080	1,800	404	03-3471-1591
出光興産㈱ 東京油槽所	江東区若洲 13 番地	720	216	600	03-3521-2761
三愛石油㈱ 羽田支社	大田区羽田空港 2-10-1	660	0	348	03-5757-0328
㈱朝田商会 東京油槽所	江東区若洲 15 番地	240	1,000	200	03-5569-5001
東港サービス㈱	港区海岸 3-25-8	0	774	170	03-3457-2007
東京都港湾局	新宿区西新宿 2-8-1	2,500	900	195	03-5463-0217
東京消防庁 臨港消防署	中央区晴海 5 丁目 1-27	400		200	03-3534-0119
東京消防庁 高輪消防署 港南出張所	港区港南5丁目8番34号	240		170	03-3458-0119
東京海上保安部	江東区青海 2-7-11	200	576	136	03-5564-2021
計		6,040	5,266	2,423	

資料 29 東京支社 災害対策本部組織図【JR 東日本】(本編 震-4-30頁)



資料 30 東京支社 災害対策本部 組織・業務分担表【JR 東日本】 (本編 震-4-30頁)

【支社対策本部における各班の体制、役割】

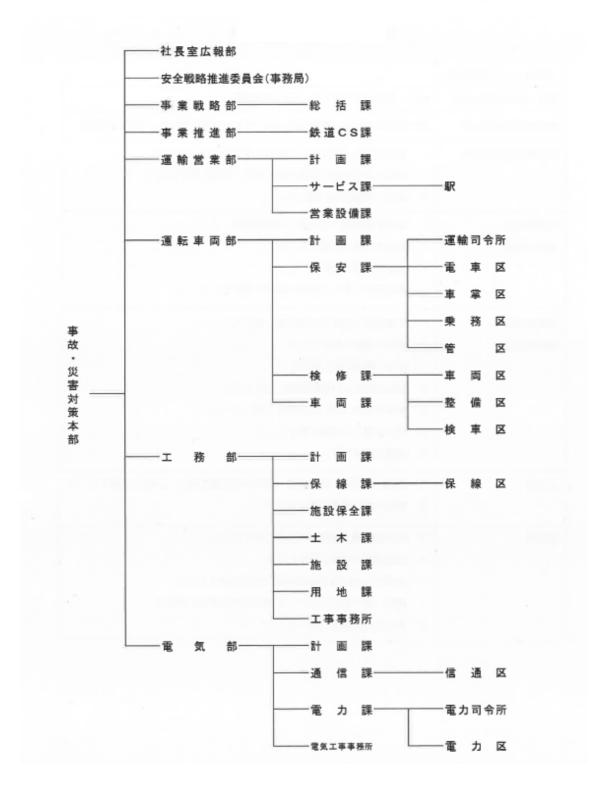
•	文任対東本部における合姓の体制、役割】				
班名		班長等		各班の主な役割	
総務班	[班 長] [副班長]	人材育成担当部長 調査役	1 2 3 4	 ・死傷者遺族及び事故関係者の受付 ・死傷者名簿の作成 ・死傷者及び死傷者携帯品の調査 ・遺体の収容、安置及び負傷者の護送 ・見舞い及び弔問 ・被災関係者からの問合せへの対応 調査に関すること ・事故原因の調査 	
広報班	[班 長]	広報課長 総務部広報課	1	・証拠物件の保全 広報及び報道に関すること ・広報対応について本社と協議し、方針の策定 ・本社と協議し、発表すべき情報の整理及びマスコミへの発表 ・マスコミからの問い合わせ対応	
医療班	[班 長]		1	負傷者、死傷者対応に関すること ・負傷者に対する救護及び収容病院の手配 ・死亡者の遺族に対する通知及び弔問対応 ・遺体及び遺骨の護送及び仏儀の手配	
運車班	[班 長]	運輸車両部長 運輸車両部企画課 運輸車両部輸送課 運輸車両部運用課 運輸車両部車両課	1 2 3 4 5 6 7 8	列車からのお客さま救済の手配に関すること ・車内における死傷者への救助・救護 ・長時間に及ぶ駅間停車時のお客さま救済 ・沿線火災や津波発生時の早期お客さま救済 列車、運転設備、車両センター等の被災状況の把握に関すること 当面の輸送計画の策定及び JR 他会社との調整に関すること 公民鉄との連絡・調整に関すること 運転不能線区の把握 列車のう回、運休、救援列車等の運転計画及び整理 旅客の輸送手配 乗務員の運用手配	
営業班	[副班長]	営業部長 びゆう事業部長 サービス品質改革室長 営業部企画課 営業部業務課 営業部販売課 営業部東京圏マルス指令 びゆう事業部エージェントセンター びゆう事業部提携販売センター	1 2 3 4 5	駅の状況把握(設備・列車・社員・お客さま)に関すること 駅におけるお客さま対応に関すること ・死傷者の救助・救護への対応 ・一時滞在場所の提供、帰宅困難者対応に関する情報の把握 ・支社をまたぐお客さま案内要員の要請手配 応援要員の手配及び休憩室の確保に関すること お客さまへの情報提供に関すること 公民鉄との連絡・調整に関すること	
施設班	[班 長] [副班長] [班 員]	施設部担当部長	1	設備の被災状況の把握に関すること ・線路設備、鉄道建造物、駅舎等建築物、機械関係設備状況の 把握	

班名	班長等	各班の主な役割
	施設部保線課 施設部工事課 施設部耐震補強対策室 施設部建築課 施設部機械課	2 人命救助に関わる被災設備の撤去に関すること・グループ会社等への資機材(重機)、要員の要請手配4 被災設備の復旧に関すること5 応援要員の手配に関すること
電気班	[班 長] 電気部長 [班 員] 電気部企画課 電気部電力課 電気部信号通信課	1 設備の被災状況の把握に関すること ・電力関係、信号通信関係設備状況の把握 2 仮設照明、通信連絡手段の確保に関すること ・臨時照明の仮設 ・通信設備の仮設 3 人命救助に関わる被災設備の撤去に関すること ・グループ会社等への資機材(重機)、要員の要請手配 4 被災設備の復旧に関すること 5 応援要員の手配に関すること
機動班	[班 長] 監査室長[副班長] 総務部事務センター所長[班 員] 監査室総務部事務センター	1 支社対策本部長の指示した業務
資材班	[班 長] 財務部長 [班 員] 財務部経理課 財務部契約審査課	必要物資の調達に関すること ・支援物資の事前把握 復旧資材の調達に関すること ・輸送用燃料の確保 備蓄食料等の操配に関すること
事業班	[班 長] 事業部長 [班 員] 事業部企画課 事業部不動産課 事業部開発課	
事務局	[事務局長] 安全企画室長 [事務局員] 安全企画室	1 支社対策本部の運営に関すること 2 地震、津波の概況把握に関すること 3 多数の班にまたがる調整事項に関すること 4 本社対策本部への連絡に関すること 5 自治体への連絡に関すること 6 応援要員の全体的な調整に関すること

<車両電気部> <建設工務部> 都営バス 都営地下鉄 <資産運用部> <職員部> 自動車営業所 自動車工場 車両棒修場 不動産関連 委託管理会社 総合指令所 工務事務所 研修所 電気総合管理所 電気管理所 保線管理所 乗務管理所 駅務管区 地下鉄改良工事事務所 発電事務所____ 都電・モノレール 荒川電車営業所 自動車部本局 車両電気部本局 建設工務部本局 資産運用部本局 職員部本局 【保線】 【運行】 【車両】 【資産活用】 【参集】 課長代理(運行管理担当) 車両課長 保線課長 資産活用課長 人事課長 運行管理担当課長 日暮里・舎人ライナ 【電気】 電力課長 【建築】 建築課長 日暮里·舎人営業所 【構内営業】 【医療救援】 営業課長 事業開発課長 労働課長 【車両】 課長代理(車両管理担当) 【改良】 改良担当課長 【信号通信】 信号通信課長 会計課長 職員部長 電車部本局 車両課長 契約課長 【発電】 発電担当課長 【運転】 課長代理(保安担当) 管理課長 資産運用部長 管理課長 運転課長 計画改良課長 バス事業経営改善担当部長 管理課長 技術管理担当部長 【営業】 課長代理(旅客担当) 白動車部長 技術調整担当部長 建設工務部長 営業課長 車両電気部長 管理課長 鉄軌道事業戦略担当部長 電車部長 都営交通 お客様サービス課長 安全管理扣当部長 お客様センター 総務局総合防災部 安全対策推進課長課長代理(安全管理担当) 課長代理(広報担当) 安全管理担当職員 課長代理(運輸安全マネジメント推進担当) 課長代理(報道担当) 運輸安全マネジメント推進担当職員 **総務局** 総合防災部 政策企画局調整部 局次技 夜間防災連絡室 報道課長 長長監 記者クラブ (勤務時間外) 報道主査 総務部長総務課長 報道係主任 知事·副知事 報道課 都庁記者クラブ

資料 31 関係機関連絡系統【都交通局】(本編 震-4-30頁)

資料 32 事故・災害対策本部の組織【東京急行電鉄】(本編 震-4-31頁)

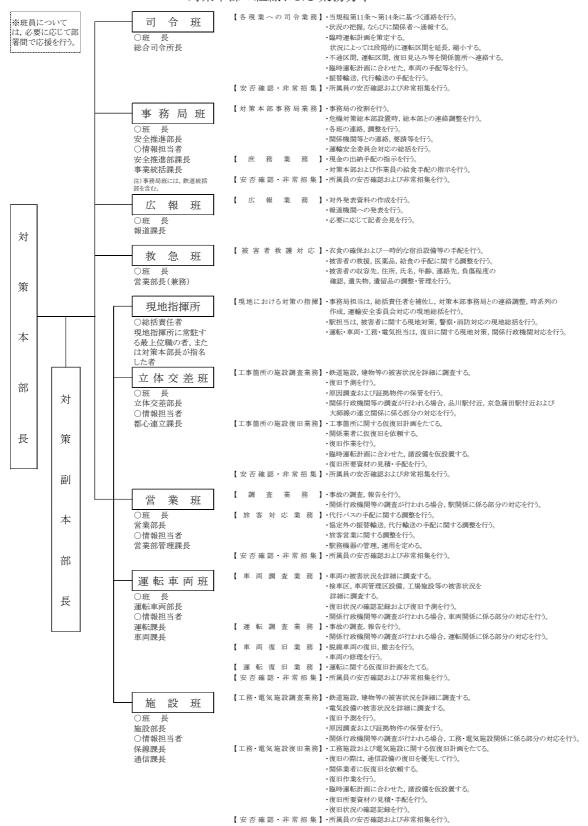


資料 33 現業【東京急行電鉄】(本編 震-4-31頁)

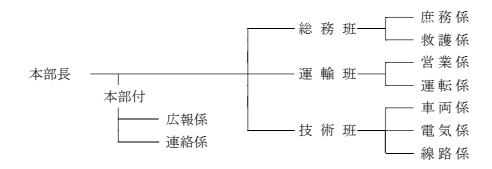
	特別	第1種(A)	第1種(B)
運輸営業部	(駅関係) 駅長および当日勤務員のほか 非番者で駅長が指名する者	(駅関係) 同左	(駅関係) 同左
運転車両部	(運輸司令所関係) 運輸司令所長および運輸司令所 長が指名する者	(運輸司令所関係) 同左	(運輸司令所関係) 同左
	(各区関係) 電車区、車掌区、乗務区、 管区、各区長および当日勤務員の ほか非番者で各区長が指名する 者	(各区関係) 同左	(各区関係) 同左
工務部	(保線関係) 保線区長および保線区長が指名 する者	(保線関係) 同左	(保線関係) 同左
電気部	(電力司令所関係) 電力司令長および電力司令長が 指名する者 (各区関係) 信通区、電力区、各区長および 各区長が指名する者	(電力司令所関係) 同左 (各区関係) 同左	(電力司令所関係) 同左 (各区関係) 同左

資料 34 鉄道部門災害対策本部の組織および業務分掌【京浜急行電鉄】 (本編 震-4-31頁)

対策本部の組織および業務分掌



資料 35 活動編成【東京モノレール】(本編 震-4-31頁)

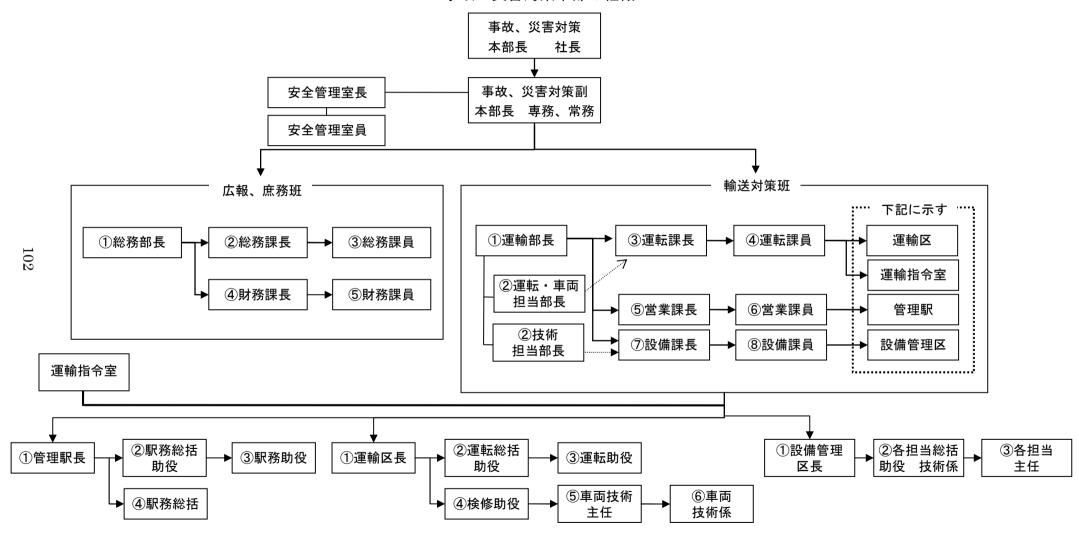


資料 36 係員の招集【東京モノレール】(本編 震-4-32頁)

	管理部門			現業部門
	監査室	公長の	浜 松 町 駅 羽田空港駅	非番公休者の1/2
総務班	総務部 経理部 技術・企画部	全員の 2/3	乗 務 区	区内非番公休者の 1/2
	及的 正固的		運転指令室	当 務 者
\ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	営業部	↓ □	電力指令室	当 務 者
運輸班	運輸部	全員	車両区	
技術班	技術・企画部 建設計画部	全員	施設区	非番公休者 1 / 2

資料 37 災害対策本部の組織【東京臨海高速鉄道】(本編 震-4-32頁)

事故・災害対策本部の組織



資料 38 防災行政無線固定系設置一覧(本編 震-5-6頁)

【屋外スピーカー】

■親局 全1局
No. 所在地
1 防災センター 情報機器室(操作卓)

■子局	全135局
No.	所在地
1	路上 北品川4-2
2	権現山公園
3	北品川五丁目再開発A1棟敷地内
4	小関公園
5	路上北品川1-26
6	東八ッ山公園
7	台場小学校
8	
9	洲崎公園
10	北品川児童センター
11	品川保健センター
12	子供の森公園
13	品川南ふ頭公園
14	八潮北公園
15	天王洲野球場
16	品川学園
17	路上 八潮1-2
18	路上 八潮2-1
19	路上 八潮1-4
20	路上 広町1-3
21	浅間台小学校
22	二日市公園
23	浅間台公園
24	城南小学校
25	東京都立八潮高等学校
26	東海中学校
27	城南第二小学校
28	大和品川ビル(りそな銀行)
29	路上 上大崎2-7
30	路上 上大崎3-1
31	上大崎公園
32	第三日野小学校
33	希望ヶ丘公園
34	路上 東五反田5-22
35	路上 東五反田3-7
36	日野学園
37	精神障害者地域生活支援センター
38	
39	路上 西五反田3-6
40	<u>かむろ坂公園</u>
41	西五反田公園
42	中原児童センター
43	五反田南公園
44	路上 東五反田3-15
45	五反田TGビル
46	第一日野小学校
47	路上東五反田4-10
48	そよかぜ公園
49	三ツ木保育園
50	三木小学校

NI-	所在地
No. 51	大崎中学校
52	峰原公園 大崎公園
53	大崎公園
54	<u> </u>
55	大崎駅西口南地区
56	西八丁公園
57	<u>較洲運動公園</u>
58	東京都立産業技術高等専門学校
59	大井公園
60	きゅりあん
61	東大井公園
62	浜川中学校
63	浜川小学校
64	鮫浜公園
65	南大井文化センター
66	路上 勝島1-6
67	鈴ケ森中学校
68	鈴ケ森小学校
69	大井水神公園
70	南大井児童センター
71	大井坂下公園
72	中央海浜公園
73	八潮団地7号棟
74	八潮団地17号棟
75	八潮団地37号棟
76	八潮団地47号棟
77	みなとが丘ふ頭公園
78	滝王子公園
79	伊藤学園
80	山中小学校
81	大井倉田児童センター
82	宮下公園
83	大井中央公園
84	路上大井1-21
85	西大井広場公園
86	伊藤小学校
87	伊藤児童センター
88	大井第一小学校
89	出石公園
90	金子山公園
91	こうほうえん
92	鹿島庚塚児童遊園
93	後地小学校
94	小山台東公園
95	小山台小学校
96	小山台公園
97	武蔵小山児童遊園
98	荏原3丁目防災活動広場
99	中原東公園
100	家庭あんしんセンター
100	75.00.00.0C2

No.	所在地
101	小山四丁目児童遊園
102	荏原第六中学校
103	荏原西公園
104	荏原南公園
105	清水台小学校
106	第二延山小学校
107	小山の家
108	旗の台文化センター
109	小山八幡神社
110	京陽小学校
111	荏原平塚学園
112	荏原西保育園
113	延山小学校
114	荏原文化センター
115	戸越児童遊園
116	宮前小学校
117	戸越台特別養護老人ホーム
118	上神明小学校
119	大原小学校
120	東中延児童センター
121	東中延公園
122	旗の台資材置場
123	旗台小学校
124	荏原町公園
125	源氏前小学校
126	旗岡児童遊園
127	豊町5丁目児童遊園
128	南ゆたか児童センター
129	杜松ホーム
130	旧荏原第四中学校
131	豊葉の杜学園
132	戸越小学校
133	葦山公園
134	路上 東五反田5-27
135	路上 西五反田1-28
136	品川区役所
137	品川シーサイド公園

【個別受信機】

■親局 全1局

 No.
 所在地

 1 防災センター 情報機器室(操作卓)

	防災センター 情報機器至(操作早)				
	员 全280局 所在地	M.	所在地	NI.	所在地
No.		No. 81	私立荏原学園旭幼稚園	No.	
2	ウェルカムセンター原 きゅりあん		私立住原子園厄切稚園		中原児童センター 中原保育園
3	こみゅにていぷらざ八潮		私立大崎ひまわり保育園		中小企業センター
4	サンかもめ		私立戸越幼稚園		杜松ホーム
5	しながわ区民公園	85	私立小野学園幼稚園		都営地下鉄五反田駅
6	スクエア荏原		私立専修幼稚園		東海中学校
7	のびっこ園台場		私立洗足うさぎ幼稚園		東五反田児童センター
8	ぷりすく一る西五反田		私立大井うさぎ幼稚園		東五反田保育園
9	ゆたかシルバーセンター	89	私立大崎幼稚園		東大井児童センター
10	ゆたか児童センター	90	私立町田学園エトワール幼稚園		東大井保育園
11	ゆたか図書館	91	私立帝京にしき幼稚園		東中延児童センター
12	ゆたか保育園	92	私立東戸越保育園		東中延保育園
13	伊藤学園	93	私立八潮中央保育園		東品川シルバーセンター
14	伊藤児童センター	94	私立品川教会付属幼稚園		東品川児童センター
15	伊藤小学校		私立宝保育園		東品川清掃作業所
16	伊藤保育園		私立緑の家保育園		東品川文化センター
17	伊藤幼稚園		私立鈴ケ森めばえ幼稚園		東品川保育園
18	一本橋児童センター		小関児童センター		東睦会
19	一本橋保育園		小山シルバーセンター		南ゆたか児童センター
20	<u> </u>	100	小山分小学校		南かたか保育園
21	荏原西保育園		小山台小学校		南大井シルバーセンター
22	<u>荏原第一地域センター</u> 荏原第一中学校		<u>小山台保育園</u> 上神明小学校	102	南大井児童センター 南大井図書館
24	在原第一中学校		上大崎シルバーセンター		南大井文化センター
25	在原第五地域センダー		上大崎日黒駅前町会		南大井保育園
26	在原第三地域センター	100	<u>工入啊日赤駅削町云</u> 城南小学校		南品川シルバーセンター
27	在原第四地域センター		城南第二小学校		南品川児童センター
28	在原第二地域センター		城南幼稚園		二葉図書館
29	在原第六中学校		心身障害者福祉会館	189	二葉保育園
30	在原町商店街		水神児童センター	190	二葉すこやか園
31	荏原文化センター		水神保育園		日野学園
32	荏原平塚学園	112	杉野学園		八ツ山保育園
33	荏原保育園	113	清水台小学校		八潮わかば幼稚園
34	荏原保健センター	114	清水台保育園		八潮学園
35	衛生試験所		西五反田シルバーセンター		八潮児童センター
36	延山小学校		西五反田四丁目町会		八潮西保育園
37	関ヶ原シルバーセンター		西五反田保育園		八潮地域センター
38	旗の台シルバーセンター		西大井いきいきセンター		八潮南保育園
39 40	旗の台児童センター		西大井保育園 西中延児童センター		八潮北保育園 品川学園
41	旗の台文化センター 旗の台保育園		西中延保育園		品川区清掃事務所(荏原庁舎)
42	旗台小学校		西品川保育園		品川区清掃事務所(西小山分室)
43	宮前小学校		浅間台小学校		品川区清掃事務所(品川庁舎)
44	旧荏原第四中学校		総合体育館		品川児童学園
45	京陽小学校	125	総務部人権啓発課	205	品川図書館
46	教育センター		台場小学校		品川総合福祉センター
47	源氏前小学校		大井サンピア商店街振興組合	207	品川第一地域センター
48	源氏前図書館		大井競馬場		品川第二地域センター
49	源氏前保育園		大井銀座商店街		品川保育園
50	戸越4丁目町会		品川区役所(防災課機器室)	210	品川保健センター
51	戸越銀座銀六商店街	131	大井図書館 大井倉田児童センター		品川歴史館
52 53	<u>戸越銀座商栄会商店街</u> 戸越銀座商店街	132	大井倉田保育園		浜川小学校 浜川中学校
54	戸越五丁目防災広場		大井第一小学校		浜川幼稚園
55	戸越小学校		大井第一地域センター		不動前駅前通り商店街振興組合
	戸越体育館	136	大井第三地域センター		富士見台児童センター
	戸越台中学校	137	大井第二地域センター		富士見台中学校
	五反田シルバーセンター		大井保育園		富士見台保育園
59	五反田一丁目町会		大井保健センター		武蔵小山商店街
60	五反田図書館	140	大原児童センター	220	文教大学学園幼稚園
61	五反田文化センター		大原小学校		平塚シルバーセンター
62	五反田保育園		大崎シルバーセンター		平塚児童センター
63	後地シルバーセンター		大崎ニューシティ		平塚保育園
64	後地児童センター		大崎図書館		平塚すこやか園
65	後地小学校		大崎第一地域センター		芳水小学校
66	御殿山小学校 御殿山すこやか園		大崎第二地域センター 大崎中学校		豊葉の杜学園 北品川シルバーセンター
68	鮫浜小学校		大崎保育園		北品川児童センター
69	三ツ木児童センター		大崎保育園		北品川商店街協同組合
70	三ツ木保育園		第一日野すこやか園		北品川保育園
71	三木小学校	151	第一日野小学校	231	北品川本通り商店会
72	山中小学校		第三日野小学校		明晴学園
73	私立あけぼの幼稚園		第四日野小学校		立会小学校
74	私立アライアンス幼稚園		第二延山小学校		鈴ケ森小学校
75	私立こぐま保育園		<u>滝王子児童センター</u>		一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一
76	私立どんぐり保育園		<u>滝王子保育園</u> 中延旧章センター		<u>防災センター 情報機器室</u> 防災センター 情報機器室
77 78	私立ひまわり幼稚園 私立ひよこの家保育園		中延児童センター 中延商店街		防災センター 情報機器室
79	私立みどりの丘保育園		中延小学校		防災センター 情報機器室
80	私立めだか保育園		中延保育園		防災センター 情報機器室
				-	

	No.	所在地
	241	防災センター 情報機器室
	242	防災センター 情報機器室
	243	防災センター 情報機器室
	244	防災センター 情報機器室
	245	防災センター 情報機器室
	246	防災センター 情報機器室
	247	防災センター 情報機器室
	248	防災センター 情報機器室
	249	防災センター 情報機器室
	250	防災センター 情報機器室
	251	防災センター 情報機器室
	252	防災センター 情報機器室
	253	防災センター 情報機器室
	254	防災センター 情報機器室
	255	防災センター 情報機器室
	256	防災センター 情報機器室
	257	防災センター 情報機器室
	258	防災センター 情報機器室
	259	防災センター 情報機器室
	260	防災センター 情報機器室
	261	防災センター 情報機器室
	262	防災センター 情報機器室
	263	防災センター 情報機器室
	264	防災センター 情報機器室
	265	防災センター 情報機器室
	266	防災センター 情報機器室
	267	防災センター 情報機器室
	268	防災センター 情報機器室
	269	防災センター 情報機器室
	270	防災センター 情報機器室
	271	防災センター 情報機器室
	272	防災センター 情報機器室
	273	防災センター 情報機器室
	274	防災センター 情報機器室
_	275	防災センター 情報機器室
	276	防災センター 情報機器室
_	277	防災センター 情報機器室
_	278	防災センター 情報機器室
_	279	防災センター 情報機器室
\dashv	280	防災センター 情報機器室
)		
)		
)		

資料 39 デジタル移動通信設置一覧(本編 震-5-6頁)

巳平

■親局 全1局 局番 所在地 100 防災センター 情報機器室(統制卓)

■子局 全206局 (車載型 全3局)

局番	所在地
901	品川区役所(エスクード)
902	品川区役所(キャラバン)
903	品川区役所(トラック)

(半固)	定局 全94局)
局番	所在地
10	ポータブル統制台
201	防災センター 情報機器室
202	城南小学校
203	浅間台小学校
204	三ツ木小学校
205	御殿山小学校
206	城南第二小学校
207	第一日野小学校
208	<u> </u>
209	第四日野小学校
211	大井第一小学校
212	較浜小学校
213	山中小学校
214	ウェルカムセンター原
215	立会小学校
216	浜川小学校
217	伊藤小学校
218	鈴ケ森小学校
219	台場小学校
220	京陽小学校
221	杜松ホーム
222	延山小学校
223	中延小学校
224	小山小学校 大原小学校
225	
226 227	宮前小学校 防災センター 情報機器室
228	源氏前小学校
229	第二延山小学校
230	後地小学校
231	戸越小学校
232	旗台小学校
233	上神明小学校
234	スクエア荏原
235	清水台小学校
236	小山台小学校
237	明晴学園
238	防災センター 情報機器室
239	こみゅにていぷらざ八潮
240	日野学園
241	東海中学校
242	品川学園 大崎中学校
243 244	<u> </u>
245	伊藤学園
246	鈴ケ森中学校
247	富士見台中学校
248	荏原第一中学校
249	防災センター 情報機器室
250	豊葉の杜学園
251	旧荏原第四中学校
252	荏原第五中学校
253	荏原第六中学校
254	戸越台中学校
255	荏原平塚学園
256	八潮学園
257	防災センター 情報機器室
258	防災センター 情報機器室
401	日川第一地域センター
402	品川第二地域センター 大崎第一地域センター
403	大崎第二地域センター
405	大井第一地域センター
406	大井第二地域センター
	1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1

局番	所在地
407	大井第三地域センター
408	荏原第一地域センター
409	荏原第二地域センター
410	荏原第三地域センター
411	荏原第四地域センター
412	荏原第五地域センター
413	八潮地域センター
421	品川清掃事務所
422	荏原清掃事務所
431	品川保健センター
432	大井保健センター
433	荏原保健センター
441	総合体育館
442	戸越体育館
501	品川消防署
502	大井消防署
503	荏原消防署
601	湾岸警察署
602	品川警察署
603	大崎警察署
604	大井警察署
605	荏原警察署
702	品川建設防災協議会
703	品川区医師会
704	荏原医師会
705	東京都トラック協会品川支部
706	東京ガス麻布ビル
707	東京電力品川支社
708	上大崎3丁目高齢者福祉施設

(携帯局 全109局) 所在地 局番 111 防災センター 情報機器室 111 防災センター情報機器室 112 防災センター情報機器室 113 防災センター情報機器室 114 防災センター情報機器室 115 防災センター情報機器室 116 防災センター情報機器室 117 防災センター情報機器室 119 防災センター情報機器室 119 防災センター情報機器室 120 防災センター 情報機器室 121 消費者センター 122 品川区役所(学務課) 123 品川区役所(学務課)
 128
 三徳会 荏原特養ホーム

 129
 三徳会 戸越台特養ホーム
 134 JR大井町駅 135 JR大崎駅 136 JR五反田駅 137 JR目黒駅 301 東品川児童センター 302 北品川児童センター
 303
 南品川児童センター

 304
 東大井児童センター

 305
 中原児童センター

 306
 東五反田児童センター
 307 小関児童センター 308三ツ木児童センター309水神児童センター 310 南大井児童センター 311 大井倉田児童センター 312 一本橋児童センター

局番	所在地
313	滝王子児童センター
314	伊藤児童センター
315	平塚児童センター
316	後地児童センター
317	旗の台児童センター
318	西中延児童センター
319	中延児童センター
320	東中延児童センター
321	富士見台児童センター
322	大原児童センター
323	ゆたか児童センター
324	南ゆたか児童センター
325	八潮児童センター
451	大崎シンクパーク(THINKPARKTOWER)
452	中島商事有限会社
453	アートヴィレッジ大崎
454	防災センター 情報機器室
455	防災センター 情報機器室
456	ブリリア大井町(ラヴィアンタワー)
457	日本ペイント
709	品川薬剤師会
710	<u> 荏原薬剤師会</u>
711	品川リハビリテーション病院
712	第三北品川病院
713 714	NTT東日本関東病院 東京品川病院
715	昭和大学病院
716	昭和大学病院 付属東病院
717	旗の台病院
	品川区役所(高齢者福祉課)
802	ケーブルテレビ品川
803	ケーブルテレビ品川
804	東京都立八潮高等学校
805	東京都立産業技術高等専門学校
806	東京都立品川特別支援学校
807	東京都立大崎高等学校
811	学校法人立正大学学園
812	青稜中学校•高等学校
813	学校法人香蘭女学校
814	学校法人朋優学院高等学校
815	学校法人清泉女子大学
816	学校法人エトワール女子高等学校
817	学校法人星薬科大学
818	学校法人杉野学園
819	学校法人小野学園
851	学校法人文教大学学園
852	学校法人三浦学園(日本音楽学校)
853	学校法人品川女子学院
854 855	パークホームズ武蔵小山 テレビ東京天王洲スタジオ
856	立正佼成会
858	<u>こっはっえん</u> 船清
859	東京サラヤ
860	東英建設
861	防災センター 情報機器室
862	防災センター 情報機器室
863	防災センター 情報機器室
864	防災センター 情報機器室
865	防災センター 情報機器室
866	防災センター 情報機器室
867	防災センター 情報機器室
868	防災センター 情報機器室
869	防災センター 情報機器室
870	防災センター 情報機器室
871	防災センター 情報機器室
872	防災センター 情報機器室
873	防災センター 情報機器室
874	防災センター 情報機器室
875	防災センター 情報機器室

資料 40 緊急地震速報装置設置一覧(本編 震-5-8頁)

No	所在地
1	品川区役所
2	総務部分室 月見橋の家
3	品川区清掃事務所
4	品川第一地域センター
5	品川第二地域センター
6	大崎第一地域センター
7	大崎第二地域センター
8	大井第一地域センター(南大井文化
	センターと連動)
9	大井第二地域センター
10	大井第三地域センター
11	荏原第一地域センター
12	荏原第二地域センター
13	荏原第三地域センター
14	荏原第四地域センター
15	八潮地域センター
16	日野学園
17	伊藤学園
18	八潮学園
19	在原平塚学園
20	品川学園
	豊葉の杜学園(荏原第五地域セン
21	ター、二葉すこやか園と連動)
22	城南小学校
23	浅間台小学校
24	三木小学校
25	御殿山小学校
26	城南第二小学校
27	第一日野小学校
28	芳水小学校
29	第三日野小学校
30	第四日野小学校
31	大井第一小学校
32	鮫浜小学校
33	山中小学校
34	立会小学校
35	浜川小学校
36	伊藤小学校
37	鈴ケ森小学校
38	台場小学校
39	京陽小学校
40	延山小学校
41	中延小学校
42	小山小学校
43	大原小学校
44	宮前小学校
45	源氏前小学校
46	第二延山小学校
47	後地小学校
48	戸越小学校
49	旗台小学校
50	上神明小学校
51	清水台小学校
52	小山台小学校
53	東海中学校
54	大崎中学校
55	大崎中子校 浜川中学校
56 57	
57	富士見台中学校
58	<u> </u>
59	荏原第五中学校
60	荏原第六中学校

No	所在地
61	戸越台中学校
62	旧荏原第四中学校
63	のびっこ園台場
64	第一日野すこやか園
65	平塚すこやか園
66	御殿山すこやか園
67	ぷりすく一る西五反田保育園
68	品川保育園
69	大井保育園
70	荏原保育園
71	ゆたか保育園
72	三ツ木保育園
73	西大井保育園
74	中延保育園
75	北品川保育園
76	西中延保育園
77	西品川保育園
78	東大井保育園
79	一本橋保育園
80	西五反田保育園
81	清水台保育園
82	
	東中延保育園
83	滝王子保育 <u>園</u>
84	二葉保育園
85	東五反田保育園
86	南ゆたか保育園
87	南大井保育園
88	八ツ山保育園
89	東品川保育園
90	源氏前保育園
91	旗の台保育園
92	小山台保育園
93	中原保育園
94	大崎保育園
95	富士見台保育園
96	大井倉田保育園
97	荏原西保育園
98	五反田保育園
99	伊藤保育園
100	水神保育園
101	平塚保育園
102	八潮北保育園
103	八潮西保育園
104	八潮南保育園
105	北品川第二保育園
106	北 <u>田川第二休月園</u> 城南幼稚園
107	<u> </u>
107	洪川 <u>初性園</u> 伊藤幼稚園
108	伊藤幼性国 八潮わかば幼稚園
110	東品川児童センター
111	北品川児童センター
112	東大井児童センター
113	南品川児童センター
114	中原児童センター
115	東五反田児童センター
116	三ツ木児童センター
117	小関児童センター
118	水神児童センター
119	南大井児童センター
120	大井倉田児童センター
121	一本橋児童センター
122	滝王子児童センター

No	所在地
123	伊藤児童センター
124	平塚児童センター
125	後地児童センター
126	旗の台児童センター
127	西中延児童センター
128	東中延児童センター
129	中延児童センター
130	冨士見台児童センター
131	大原児童センター
132	ゆたか児童センター
133	南ゆたか児童センター
134	八潮児童センター
135	品川図書館
136	二葉図書館
137	南大井図書館
138	源氏前図書館
139	ゆたか図書館
140	大井図書館
141	五反田図書館
142	大崎図書館
143	八潮図書館
144	五反田文化センター
144	在原文化センター(在原図書館と連
145	住原文化センダー(任原凶書館と建 動)
140	<u> </u> 東品川文化センター
146	
147	旗の台文化センター
148	東品川シルバーセンター 北品川シルバーセンター
149	北品川シルバーセンター
150	五反田シルバーセンター
151	西五反田シルバーセンター
152	上大崎シルバーセンター 南大井シルバーセンター
153	南大井シルバーセンター
154	ゆたかシルバーセンター
155	旗の台シルバーセンター
156	小山シルバーセンター
157	関ヶ原シルバーセンター
158	後地シルバーセンター
159	南品川シルバーセンター
160	西大井いきいきセンター
161	杜松ホーム
162	平塚橋ゆうゆうプラザ
163	大崎ゆうゆうプラザ
164	こうほうえん
165	ウェルカムセンター原
166	品川保健センター
167	大井保健センター
168	在原保健センター
169	品川健康センター
170	中小企業センター
171	教育センター
172	消費者センター
173	在原区民センター
	メイプルセンター
174	<u> </u>
175 176	スクエア荏原
	大グエア任原 東大井区民集会所
177	果人井区氏集芸所 こみゅにていぷらざ八潮
178	
179	品川歴史館
180	総合体育館
181	戸越体育館 旧時党團
182	明晴学園
183	キッズタウンにしおおい
184	大井オアシスルーム

(全184施設)

資料 41 災害用伝言ダイヤルの利用方法【NTT 東日本】(本編 震-5-21頁)

【災害用伝言ダイヤル(171)の基本的操作方法】

順序	録音方法	再生方法	
1	「171」にタ	ブイヤルする。	
2	ガイダンス	が流れる。	
3	Г1]	「2 _」	
4	ガイダンス	が流れる。	
5	連絡を取りたい固定電話番号または携帯	電話・PHS・IP電話の番号をダイヤ	
	ルす	る。	
	r(000) 000	0000]	
	※固定電話は市外局	番からダイヤルする	
6	ガイダンス	が流れる。	
7	「1」	「1」	
8	ガイダンスが流れる。		
9	30 秒以内に伝言内容を録音する。 録音されている音声が流れる。		
1 0	ガイダンスが流れる。		
1 1	ر 9 ا	۲ <u>9</u>	

資料 42 震災対策における都・区間の役割分担(昭和52年合意) (本編 震-6-5頁)

事項	検討結果		
1 市民消火隊の育成	市民消火隊 665 隊(1隊 10名程度) を区へ移管する。		
2 防災活動拠点の整備	防災活動拠点事業については区事業とする(補助方式は廃止する)。		
3 消防水利の確保	防災市民組織が利用する小型防火水槽 (40㎡以下) は、区が対応する。		
	都は、原則として 40 ㎡以上の防火水槽を設置する。		
4 飲料水の確保	(1) 浄水場等から避難場所(給水拠点)までの輸送は、都が対応する。		
	(2) 給水拠点から住民に対する給水は、区が実施する。		
5 食糧及び生活必需品	(1) 乾パン等の食糧については、区が1日分を目標に備蓄する。都は、		
の確保	それ以降の分について備蓄、調達で対処する。		
	(2) 生活必需品については、主に都が備蓄及び調達により確保する。		
	(3) 住民への配布は区があたる。		
6 備蓄倉庫の整備	備蓄物資の都区分担に基づき、都・区双方がそれぞれ設置する。		
7 避難場所の利用管理	(1) 利用管理に係る管理者との協議及び発災時の避難場所での対応		
	は、原則として避難場所所在の区が対処する。		
	(2) 二区以上の住民が利用する避難場所については、あらかじめ関係		
	区において協議するものとする。		
	(3) 大規模避難場所で、所在区のみで対応することが困難な避難場所		
	については、都が補完する方向で検討する(現在のところ、皇居前		
	広場、日比谷公園地区を考えている〉。		
8 避難誘導体制	(1) 一時集合場所の選定は、区が主体となって実施する。		
	(2) 地域ごとの避難計画については、区が策定する。		
	(3) 避難場所等の標識の設置は都、管理は区とする。		
9 医療救護班の編成	(1) 医療救護斑の編成基準は都が、「災害医療運営連絡会」における		
	協議に基づき作成する。		
	(2) 考え方としては、区が初動活動を行い、都は広域的立場から応援		
	にあたるものとする。		
┃10 救護所の設置と	(1) 救護所の設置は区、後方医療施設は都が分担する。		
負傷者の搬送	(2) 搬送体制は次の区分で行う。		
	被災現場→救護所(区)		
	救護所→後方医療施設(都および区)		
11 医薬品、医療機材等	(1) 都・区の医療救護班が使用する医薬品、医療機材等の確保につい		
の備蓄	ては、「災害医療運営連絡会」で定める基準に従い、都区それぞれ		
	が調達を含め確保する。		
	(2) 調達粉乳については、最初の3日分は区が備蓄し、それ以降は都		
	が備蓄または調達で対応する。		

資料 43 主な災害対策用備蓄品一覧(本編 震-6-5頁)

(平成30年3月現在)

備蓄品(保存期間:単位)	備蓄量
ビスケット (5年:食)	175, 500
アルファ化米(アレルギー対応食を含む)(5年:食)	325, 000
梅がゆ(高齢者等向け) (5年:食)	8, 700
粉ミルク (1 年半: 缶)	1, 392
アレルギー用粉ミルク (1年半:缶)	116
ミネラルウォーター(飲料水) (5年:Q)	120,000
梅ぼし (5年:kg)	522
毛布(枚)	120,000
簡易トイレ (15年:回) 便袋タイプ	1, 838, 800
帰 アルファ化米 (5年:食)	31, 650
困 ビスケット (5年:食)	21, 280
者 ミネラルウォーター (飲料水) (5年: 0)	12, 972

資料 44 備蓄物資の保管場所(本編 震-6-9頁)

区災害対策備蓄倉庫

	名 称	所 在 地	床面積	開設年度	備考
1	品川備蓄倉庫	南品川 4-5-28	$233.0 \mathrm{m}^2$	昭和 54	南品川児童センター併設
2	荏原備蓄倉庫	中延 5-3-12	$54.4 \mathrm{m}^2$	昭和 57	荏原第四地域センター併設
3	中延備蓄倉庫	中延 2-11-5	$120.0 \mathrm{m}^2$	昭和 57	職員待機寮併設
4	八潮 22 号棟備蓄倉庫	八潮 5-5-22	$231.34 \mathrm{m}^2$	昭和 59	高層住宅併設
5	八潮 38 号棟備蓄倉庫	八潮 5-6-38	394.31m ²	昭和 59	高層住宅併設
6	大井備蓄倉庫	大井 2-27-20	$316.7 \mathrm{m}^2$	昭和 59	大井第二地域センター併設
7	御殿山倉庫	北品川 4-7-37	101.0m ²	平成 4	民間施設併設
8	天王洲倉庫	東品川 2-3-10	186.0m ²	平成 4	民間施設併設
9	都立大崎高等学校 倉庫	豊町 2-1-7	$20.1\mathrm{m}^2$	平成 15	都立高校併設
10	西大井倉庫	西大井 1-1-2	$48.0 \mathrm{m}^2$	平成 15	民間施設併設
11	大崎備蓄倉庫	西五反田 3-6-38	180.11m ²	平成 16	区民住宅併設
12	八潮南備蓄倉庫	八潮 5-9-11	$256.0\mathrm{m}^2$	平成 22	こみゅにてぃぷらざ八潮併 設
13	戸越備蓄倉庫	豊町 1-16	$378.0 \mathrm{m}^2$	平成 24	区立文庫の森公園内
14	荏原平塚備蓄倉庫	平塚 3-9-1	$35.0 \mathrm{m}^2$	平成 25	区立ひらさん広場内
15	大井1丁目備蓄倉庫	大井 1-15-13	$77.58 \mathrm{m}^2$	平成 26	経理課分室 3、4 階
16	大崎西口公園内 備蓄倉庫	大崎 2-11	$57.2\mathrm{m}^2$	平成 26	区立大崎西口公園内
17	しながわ中央公園内 備蓄倉庫	西品川 1-28-4	416.16m ²	平成 27	区立しながわ中央公園内
18	災害対策ゆたか教職員 待機寮内備蓄倉庫	豊町 1-17-8	59.43m ²	平成 27	職員待機寮併設
19	東中みんなの広場内 備蓄倉庫	東中延 1-2-17	$27.17 \mathrm{m}^2$	平成 27	区立東中みんなの広場内
20	西五反田 6 丁目 備蓄倉庫	西五反田 6-6-19	$57.5\mathrm{m}^2$	平成 28	旧第一日野小学校跡地内
21	平塚2丁目備蓄倉庫	平塚 2-3-4	34.7 m ²	平成 29	民間施設・区倉庫併設
22	しながわ区民公園内 備蓄倉庫	勝島 3-2-2	109.2 m²	平成 29	区立しながわ区民公園管理 棟併設
23	目黒駅前備蓄倉庫	上大崎 3-1-1	118.24 m²	平成 29	民間施設併設

資料 45 町会・自治会別 一時(いっとき)集合場所・区民避難所等一覧 (本編 震-7-7頁)

(平成29年7月1日現在)

品川第一地区

番号	町会・自治会名	一時集合場所	区民避難所	広域避難場所	
1	北品川一丁目町会	黒門横町と大横町 間の第1京浜国道	台場小学校		
2	八ツ山町会	東八ツ山公園	台場小学校	天王洲アイル周辺	
3	北品川二丁目町会	聖跡公園	品川学園		
4	北品川三丁目親和会	品川学園	品川学園		
5	小関親睦会	御殿山小学校 小関公園	御殿山小学校	高輪三丁目・四丁	
6	御殿山町会	御殿山小学校	御殿山小学校	目・御殿山地区	
7	※袖ケ崎新興会	御殿山小学校	御殿山小学校		
8	洌崎町会	洲崎公園	城南第二小学校	天王洲アイル周辺	
9	東品川一・三町会	台場小学校	台場小学校		
10	櫻心会町会	街道松の広場・南品 川児童遊園	城南第二小学校	大井ふ頭一帯	
11	天王洲会	天王洲公園	台場小学校	地区内残留 港南、東品川地区	
12	都営北品川アパート自治会	東八ツ山公園	台場小学校		
13	都営北品川第2アパート自治会	東八ツ山公園	台場小学校	天王洲アイル周辺	
14	都営東品川第4アパート自治会	東品川1丁目公園	台場小学校		
15	都営天王洲団地自治会	天王洲団地広場	台場小学校	地区内残留 港南、東品川地区	
16	都営東品川7棟自治会	台場浦公園	台場小学校		
17	都営南品川アパート自治会	都営アパート前広場	品川学園	天王洲アイル周辺	

[※]袖ケ崎新興会の広域避難場所は、一部「地区内残留・五反田地区」に指定されている。

町会・自治会別 一時(いっとき)集合場所・区民避難所等一覧

品川第二地区

番号	町会・自治会名	一時集合場所	区民避難所	広域避難場所
1	真交町会	南品川二丁目児童遊園	城南小学校	
2	博友町会	城南小学校	城南小学校	
3	諏訪町会	天妙国寺	城南小学校	
4	三睦会町会	品川寺・海晏寺・仙 台坂公園	城南小学校	
5	明睦会	天竜寺・願行寺	城南小学校	十卅~皕→世
6	同友会町会	南品川児童センター 広町公園	浅間台小学校	大井ふ頭一帯
7	南品川南睦会	品川特別支援学校	浅間台小学校	
8	東睦会	品川第二地域センタ	浅間台小学校	
9	六丁目睦会	品川特別支援学校 浅間台小学校	浅間台小学校	
10	東親会	八潮高校	城南第二小学校 東海中学校	地区内残留
11	東品川第一自治会	団地内集会所前	東海中学校	地区内线留
12	自治八潮会	東海中学校	東海中学校	他用、米吅川地区
13	都営東品川第3アパート自治会	東海中学校	東海中学校	

町会・自治会別 一時 (いっとき) 集合場所・区民避難所等一覧 大崎第一地区 (その1)

番号	町会・自治会名	一時集合場所	区民避難所	広域避難場所
1	五反田一丁目町会	五反田南公園	日野学園	地区内残留
2	※東五反田みづほ町会	日野学園	日野学園	五反田地区
3	五反田中部町会	JR五反田東口広場	日野学園	
4	五反田東口町会	五反田公園	日野学園	
		柳沢商会駐車場前		
5	西五反田一丁目町会	日本生命ビル前歩道	第一日野小学校 	地区内残留
6	五反田睦町会	大崎橋公園		- 五反田地区
		ポーラ化粧品本舗玄関前		
7	西五反田一・二・三町会	広場他は各班ごとに指定	日野学園	
8	池田山町会	天理教教会	第三日野小学校	
	卢 独立克力. A	\\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	E mz 3/4 Esi	高輪三丁目・四丁
9	島津山自生会	清泉女子大学正門前	日野学園 	目・御殿山地区
10	袖が崎町会	妙連山本立寺境内	第三日野小学校	
11	※相生会	東五反田児童遊園跡	第三日野小学校	
12	上大崎一丁目町会	戒法寺	第三日野小学校	
10	上大崎一丁目愛誠会	上大崎公園	第三日野小学校	
13	上人呵一 日发诚云	第三日野小学校	- 第二日野小子仪 	
14	上大崎一丁目第一愛誠会	上大崎公園	第三日野小学校	
15	上大崎池の谷町会	第三日野小学校	第三日野小学校	自然教育園・聖心
16	上大崎目黒駅前町会	誕生八幡神社	第三日野小学校	日 然教育園・霊心 女子学院一帯
1.77	上大崎三丁目町会	五反田公共職業安定所前	第三日野小学校	女丁子院一带
17	上入啊二 1 目 四 云	みやこ荘前	第二日野小子仪 	
18	※夕陽会	旧荏原市場跡地	第四日野小学校	
18	ペク 物云	パークマンション前	第四日對小子仪 	
19	目黒駅前西口町会	目黒駅西口前路上	第三日野小学校	
20	※中丸親和町会	上大崎3丁目8番先路上	第三日野小学校	
21	上大崎長者丸町会	上大崎 2-7-17 先路上	第三日野小学校	
22	西五反田本町会	環六歩道上	第一日野小学校	地区内残留
22	四五尺田平町云	(大崎郵便局前)	为 日封小子仪	五反田地区

[※]東五反田みづほ町会の広域避難場所は、一部「高輪三丁目・四丁目・御殿山地区」に指定されている。

[※]相生会の広域避難場所は、一部「地区内残留・五反田地区」に指定されている。

[※]夕陽会の広域避難場所は、一部「地区内残留・五反田地区」に指定されている。

[※]中丸親和町会の広域避難場所は、一部「地区内残留・五反田地区」に指定されている。

町会・自治会別 一時 (いっとき) 集合場所・区民避難所等一覧 大崎第一地区 (その2)

番号	町会・自治会名	一時集合場所	区民避難所	広域避難場所
23	西五反田七・五・三町会	環六歩道上 (マツダ五反田営業所前)	第一日野小学校	地区内残留 五反田地区
24	大崎本町三丁目町会	第四日野小学校	第四日野小学校	<u>北</u> 汉田地区
25	西五反田四丁目町会	かむろ坂公園	第四日野小学校	林試の森公園
26	西五反田西二町会		第一日野小学校	自然教育園・聖心 女子学院一帯
27	西五反田五丁目西三町会	西霧ケ谷公園	第四日野小学校	林試の森公園
28	西五反田協和町会	第一日野小学校	第一日野小学校	地区内残留 五反田地区
29	西五反田六丁目町会	第一日野小学校	第一日野小学校	自然教育園・聖心 女子学院一帯
30	都営東五反田二丁目アパ ート自治会	御成橋公園	日野学園	地区内残留 五反田地区
31	※西五反田南町会	西八丁公園 西五反田6丁目児童遊園	第一日野小学校	自然教育園・聖心 女子学院一帯
32	西五反田谷山会		第四日野小学校	地区内残留 五反田地区

[※]西五反田南町会の広域避難場所は、一部「地区内残留・五反田地区」に指定されている。

町会・自治会別 一時(いっとき)集合場所・区民避難所等一覧

大崎第二地区

番号	町会・自治会名	一時集合場所	区民避難所	広域避難場所
1	西品川三栄会	西品川1丁目防災活動広場	三木小学校	
2	協力睦会	西品川公園	三木小学校	
3	品川尚和会	尚和会館	大崎中学校	・JR アパート・品川
4	西品川新生会	百反坂下児童遊園	三木小学校	「ステハード・品川
5	西品川二丁目会	そよかぜ公園・平和坂中央交 差点	大崎中学校	△次 <i>四</i> 市
6	西品川三ツ木会	三ツ木公園	三木小学校	
7	大崎一二三町会	 芳水小学校 	 芳水小学校 	大崎駅西口地区 一帯
8	大崎居木橋町会	磯田ビル前歩道	芳水小学校	地区内残留 五反田地区
9	大崎四丁目町会	立正大学・峰原公園	芳水小学校	土
10	※大崎三五町会	大崎5丁目児童遊園	芳水小学校	大崎駅西口地区 - 一帯
11	大崎ウエストシティタワーズ自治会	芳水小学校	芳水小学校	.tij

[※]大崎三五町会の広域避難場所は、一部「地区内残留・五反田地区」に指定されている。

町会・自治会別 一時(いっとき)集合場所・区民避難所等一覧

大井第一地区

番号	町会・自治会名	一時集合場所	区民避難所	広域避難 場所
1	鮫洲曙町会	都立産業技術高等専門学校 グランド	鮫浜小学校	
2	鮫洲北町会	鮫洲運動公園	鮫浜小学校	
3	鮫洲仲町会	鮫洲運動公園	立会小学校	
4	鮫洲南町会	鮫浜小学校	鮫浜小学校	
5	大井北浜川東町会	鮫浜小学校	鮫浜小学校	
6	北浜川西町会	浜川中学校	浜川中学校	
7	北浜川仲町会	新浜川公園	鮫浜小学校	
0	十十声汇町へ	しながわ区民公園	浜川小学校	
8	大井南浜町会	鈴ヶ森中学校	鈴ヶ森中学校	
0	鈴ケ森町会	鈴ヶ森公園	鈴ヶ森小学校	
9	野グ 林町 云	鈴ヶ森中学校	鈴ヶ森中学校	大井競馬場・
10	七世海巴町今	しながわ区民公園	鈴ヶ森小学校	しながわ区
10	大井海岸町会 	大井海岸公園	鈴ヶ森中学校	民公園
11	大井坂下町会	大井坂下公園	鈴ヶ森小学校	
12	大井水神町会	大井水神公園	鈴ヶ森小学校	
1.0	南大井第四町会	浜川小学校	浜川小学校	
13	用八开弗四可云	南大井文化センター	鈴ヶ森中学校	
14	大井寺下町会	浜川公園	浜川小学校	
15	大井関ケ原町会	関ヶ原公園	浜川中学校	
16	大井元芝町会	東大井公園・鮫浜小学校	鮫浜小学校・立会小学校	
17	大井立会町会	総合区民会館	立会小学校	
18	東大井月見台町会	立会小学校	立会小学校	
19	東大井林町会	立会小学校・泊舩寺・大井林 町高齢者複合施設	立会小学校	
20	勝島町会	わかくさ公園	鈴ヶ森中学校	地区内残留 勝島地区
21	大森駅前住宅自治会	大森駅前住宅中庭	鈴ヶ森小学校	大井競馬場・ しながわ区 民公園

町会・自治会別 一時(いっとき)集合場所・区民避難所等一覧

大井第二地区

番号	町会・自治会名	一時集合場所	区民避難所	広域避難場所	
1	大井一丁目権現町会	大井一丁目町会会館前	山中小学校		
2	大井一丁目鎧町会	大井中央公園	山中小学校		
3	大井森下町会	宮下公園 森下児童遊園	 山中小学校 	JRアパート・	
4	大井二丁目町会	大井2丁目防災活動広場一部、 町会事務所	山中小学校	品川区役所一帯	
5	大井三丁目町会	山中小学校	山中小学校		
6	大井倉田町会	町会事務所前 西光寺門前	大井第一小学校	大井競馬場・	
7	大井滝王子町会	伊藤学園	伊藤学園	しながわ区民公	
8	西大井一丁目町会	伊藤学園	伊藤学園	園	

町会・自治会別 一時(いっとき)集合場所・区民避難所等一覧

大井第三地区

番号	町会・自治会名	一時集合場所	区民避難所	広域避難場所
1	大井鹿島町会	大井第一小学校	大井第一小学校	
2	大井庚塚町会	鹿島庚塚児童遊園	大井第一小学校	
3	出石町会	西大井3丁目防災活動広場 出石公園	ウェルカムセンター原	
4	西大井二丁目町会	ウェルカムセンター原	ウェルカムセンター原	大井競馬場・しな
5	西大井四丁目町会	西の森公園 西大井4丁目防災活動広場	伊藤小学校	がわ区民公園
6	西大井五丁目伊藤町会	富士見ヶ丘児童遊園	富士見台中学校	
7	西大井六丁目町会	西大井広場公園・西大井六丁目 ふれあい広場	伊藤小学校	

町会・自治会別 一時(いっとき)集合場所・区民避難所等一覧

荏原第一地区

番号	町会・自治会名	一時集合場所	区民避難所	広域避難場所
1	小山台一丁目町会	林試の森公園	小山台小学校	
2	小山台一丁目東町会	林試の森公園	小山台小学校	
3	小山台二丁目町会	小山台公園	小山台小学校	
4	小山一丁目町会	大陽日酸(株)	後地小学校	
5	小山二丁目東部町会	後地公園	後地小学校	
6	小山二丁目西部町会	後地クマさん広場	後地小学校	
7	小山三丁目町会	小山台高等学校	小山小学校	林試の森公園
8	小山四丁目町会	小山小学校	小山小学校	作品の株公園
9	小山五丁目町会	小山五丁目児童遊園	荏原第六中学校	
10	荏原一丁目町会	荏原一丁目防災活動広場	荏原第一中学校	
11	荏原二丁目町会	荏原二丁目会館	荏原第一中学校	
12	荏原三丁目町会	荏原3丁目防災活動広場	スクエア荏原	
13	荏原四丁目町会	スクエア荏原	スクエア荏原	
14	中原共和町会	京陽小学校	京陽小学校	

町会・自治会別 一時(いっとき)集合場所・区民避難所等一覧

荏原第二地区

番号	町会・自治会名	一時集合場所	区民避難所	広域避難場所
1	小山六丁目町会	江戸見坂公園	第二延山小学校	本方工类
2	小山七丁目町会	小山倶楽部	第二延山小学校	東京工業大学
3	荏原五丁目町会	小山小学校	小山小学校	林試の森公園
4	荏原六丁目町会	荏原南公園	第二延山小学校	
5	荏原七丁目町会	小山八幡神社	第二延山小学校	
6	旗の台一丁目町会	第二延山小学校	第二延山小学校	
7	旗の台二丁目町会	清水台小学校	清水台小学校	東京工業大学
8	旗の台西二丁目町会	清水台小学校	清水台小学校	宋尔工未八子
9	小山洗足町会	清水台小学校	清水台小学校	
10	旗の台六丁目町会	清水台小学校	清水台小学校	
11	旗の台南町会	旗の台公園	荏原第五中学校	

町会・自治会別 一時(いっとき)集合場所・区民避難所等一覧

荏原第三地区

番号	町会・自治会名	一時集合場所	区民避難所	広域避難場所
1	平塚一丁目町会	梅宮医院前道路上	京陽小学校	
2	平塚一丁目南部町会	竹の子公園	荏原平塚学園	
3	平塚二丁目町会	京陽公園	京陽小学校	#***の木公園
4	平塚三丁目町会	荏原平塚学園	荏原平塚学園	林試の森公園
5	平塚四丁目町会	スクエア荏原	スクエア荏原	
6	中延一丁目町会	中延小学校	中延小学校	
7	中延二丁目町会	延山小学校	延山小学校	東京工業大学
8	東中延一丁目町会	東中はなみずき公園	荏原平塚学園	
9	西中延一丁目町会	中延公園 存原警察署横路上	中延小学校	林試の森公園
10	西中延二丁目町会	延山小学校	延山小学校	東京工業大学
11	戸越銀座町会	戸越台中学校	戸越台中学校	JRアパート・
12	戸越一丁目町会	戸越台中学校 大崎中学校	戸越台中学校	品川区役所一 帯
13	戸越二丁目町会	戸越2丁目広場	戸越台中学校	
14	戸越三丁目町会	宮前小学校	宮前小学校	戸越公園一帯
15	戸越四丁目町会	宮前小学校	宮前小学校	ア越公園一市
16	戸越五丁目町会	大崎高校	宮前小学校	

町会・自治会別 一時(いっとき)集合場所・区民避難所等一覧

荏原第四地区

番号	町会・自治会名	一時集合場所	区民避難所	広域避難場所		
1	中延三丁目町会	中延3丁目防災活動広場	延山小学校	東京工業大学		
2	中延四丁目町会	小川ビル	源氏前小学校	大井競馬場・ しながわ区民公園		
3	中延五丁目町会	中延みちしるべ防災広場	旗台小学校	東京工業大学		
4	荏原町町会	荏原町公園	源氏前小学校			
5	東中延二丁目町会	東中延公園・大原公園	大原小学校	大井競馬場・		
6	東中三町会	下野駐車場 宮野氏駐車場		しながわ区民公園		
7	中延六丁目町会	源氏前小学校	源氏前小学校			
8	西中延三丁目町会	西中お日さま公園 延山くすのき公園	延山小学校			
9	旗の台三丁目町会	立会川児童遊園 (カエル公園)	 荏原第五中学校 	東京工業大学		
10	旗の台四丁目町会	旗台小学校	旗台小学校			
11	旗の台五丁目町会	荏原第五中学校	荏原第五中学校			
12	戸越六丁目町会	大原小学校	大原小学校	大井競馬場・		
13	豊町六丁目町会	上神明小学校	上神明小学校	, ., ., .		
14	二葉四丁目町会	原っぱ公園	上神明小学校	- しながわ区民公園		

番号	町会・自治会名	一時集合場所	区民避難所	広域避難場所
1	豊町一丁目町会	戸越小学校	戸越小学校	
2	豊町二丁目親和会	戸越小学校	戸越小学校	戸越公園一帯
3	豊町三丁目町会	旧荏原第四中学校	旧荏原第四中学 校	了越公園— fr
4	豊町四丁目町会	杜松ホーム 旧荏原第四中学校	杜松ホーム 旧荏原第四中学 校	大井競馬場・ しながわ区民公園
5	豊町五丁目町会	杜松ホーム	杜松ホーム	
6	二葉一丁目町会	コーシャハイム大井町 (二葉 1-4-5)	豊葉の杜学園	JRアパート・
7	二葉神明町会	豊葉の杜学園	豊葉の杜学園	品川区役所一帯
8	二葉二丁目町会	NFパークビルポケットパーク	豊葉の杜学園	
9	二葉中央町会	NFパークビルポケットパーク	杜松ホーム 豊葉の杜学園	大井競馬場・しながわ区民公園
10	二葉三丁目町会	杜松ホーム	杜松ホーム	しながり四八五国

町会・自治会別 一時 (いっとき) 集合場所・区民避難所等一覧 八潮地区 (その1)

番号	町会・自治会名	一時集合場所	区民避難所	広域避難場所
1	八潮 1 号棟自治会		明晴学園	
2	品川八潮 2 号棟自治会		明晴学園	
3	八潮団地都営3号棟自治会		明晴学園	
4	八潮 4 号棟自治会		明晴学園	
5	品川八潮 5 号棟自治会		明晴学園	
6	八潮ハイツ自治会		明晴学園	
7	八潮パークタウン第7号棟自治会		明晴学園	
8	八潮11号棟自治会		八潮学園	
9	八潮12号棟自治会		八潮学園	
10	コーシャハイム八潮西自治会		八潮学園	
11	シティコープ八潮浜自治会		八潮学園	
12	八潮パークタウン		こみゅにてぃぷらざ八潮	地区内残留
12	潮路南第二ハイツ自治会		こみゆにていかりされ物	八潮、東海、城
13	八潮パークタウン		 こみゅにてぃぷらざ八潮	南島地区
10	潮路南第一ハイツ自治会		このがゆにているのでパー	一一一一一
14	八潮40号棟自治会		こみゅにてぃぷらざ八潮	
15	第41号棟自治会		こみゅにてぃぷらざ八潮	
16	42号棟自治会		こみゅにてぃぷらざ八潮	
17	八潮43号棟自治会		こみゅにていぷらざ八潮	
18	シティコープ八潮台自治会		こみゅにていぷらざ八潮	
19	八潮南47号棟自治会		こみゅにてぃぷらざ八潮	
20	八潮 5 丁目 4 8 号棟自治会		こみゅにてぃぷらざ八潮	
21	八潮49号棟自治会		こみゅにてぃぷらざ八潮	
22	50号棟自治会		こみゅにてぃぷらざ八潮	
23	潮路東ハイツ自治会		八潮学園	
24	八潮58・59号棟自治会		八潮学園	

町会・自治会別 一時(いっとき)集合場所・区民避難所等一覧

八潮地区(その2)

番号	町会・自治会名	一時集合場所	区民避難所	広域避難場所
25	八潮60号棟自治会		八潮学園	
9.0	八潮パークタウン		八潮学園	地区内残留
26	潮路北第一ハイツ自治会		八例子園	八潮、東海、城
27	69号棟自治会		八潮学園	南島地区
28	八潮寮自治会		こみゅにてぃぷらざ八潮	

町会・自治会別 一時 (いっとき) 集合場所・区民避難所等一覧 八潮地区 (その3)

番号	自治会未組織地区等	一時集合場所	区民避難所	広域避難場所
	品川総合福祉センター		明晴学園	
	8 号棟		明晴学園	
	9 号棟		明晴学園	
	10 号棟		明晴学園	Wist in #\$ 50
	13 号棟		八潮学園	地区内残留 八潮、東海、城
	14 号棟		八潮学園	八潮、東海、城 - 南島地区
	15 号棟		八潮学園	用品地区
	22 号棟		八潮学園	
	23 号棟		八潮学園	
	八潮わかくさ荘		八潮学園	

資料 46 広域避難場所一覧(本編 震-7-7頁)

番	いか ## 1 月 〒 こ <i>ち モ</i> レ	5C- 7 -114	区域面積	避難有効		地区割当		避難計画	一人当た り避難有	最遠距離
号	避難場所名称	所在地	(m2)	面積 (m2)	区	町丁	町丁数	人口(人)	効面積 (m2/人)	(km)
	*** = * -	\#_ + _ + \			港区	高輪1~4丁目、白金台2丁目	5			
12	高輪三丁目・四丁 目・御殿山地区	港区高輪 品川区北品川	235, 437	110, 924	品川区	北品川5~6丁目、4丁目の一	5	62, 298	1. 78	1.4
日 • 御馬 	日・御厥田地区	60/11 2:4660/11 				部、東五反田1、3丁目の各一部				
					港区	白金1~6丁目、白金台1、3~	10			
						5丁目				
13	自然教育園・聖心	港区白金、白金台	365, 905	182, 103	品川区	荏原1丁目の一部、上大崎1~4	11	70, 533	2. 58	1.9
13	女子学院一帯 品川区上大崎	区上大崎	303, 303 102, 103	102, 103		丁目、西五反田3、5、6丁目の		70, 555	2. 56	1.9
						各一部、東五反田4丁目、1、3				
						丁目の各一部				
					品川区	大井1~3丁目、戸越1丁目、3	11			
37	J Rアパート・品	 品川区広町	84, 171	42, 336		丁目の一部、西品川3丁目、1~		40, 205	1. 05	1.2
	川区役所一帯		04, 111	42, 550		2丁目の各一部、広町2丁目、二		40, 200	1.00	1.2
						葉1丁目、2丁目の一部				
		品川区八潮			品川区	北品川2丁目の一部、広町1丁	8			
38	大井ふ頭一帯	大田区城南島、東	5, 140, 642	2, 340, 599		目、南品川1~3、5~6丁目、		21, 418	109. 28	1. 9
		海				4丁目の一部				

番	Market III		区域面積	避難有効		地区割当		避難計画	一人当た り避難有	最遠距離
号	避難場所名称	所在地	(m2)	面積 (m2)	区	町丁	町丁数	人口 (人)	効面積 (m2/人)	(km)
39	大井競馬場・しながわ区民公園	品川区勝島	504, 330	311, 596	品川区	戸越6丁目、西大井1~6丁目、 大井4~7丁目、中延4、6丁目、 5丁目の一部、東大井1~6丁目、東中延2丁目、南大井1~6丁目、二葉3~4丁目、2丁目の一部、豊町4~6丁目	33	110, 041	2. 83	3. 0
43	東京工業大学	目黒区大岡山、緑 が丘 大田区石川町	259, 195	86, 789	日黒区大田区	在原7丁目、6丁目の一部、旗の 台1~6丁目、小山6~7丁目、 西中延2~3丁目、中延3丁目、 2、5丁目の各一部 原町1~2丁目、洗足1~2丁 目、大岡山1~2丁目、南1~3 丁目、緑が丘1~3丁目 石川町1丁目、2丁目の一部、北 千東1~2丁目、3丁目の一部	12	85, 067	1. 02	2. 5

番			区域面積	避難有効	地区割当			避難計画	一人当た り避難有	最遠距離
号	避難場所名称	所在地	(m2)	面積 (m2)	区	町丁	町丁数	人口(人)	効面積 (m2/人)	(km)
156	林試の森公園	品川区小山台 目黒区下目黒	147, 898	76, 146	品川区	在原2~5丁目、1、6丁目の各 一部、小山1~5丁目、小山台1 ~2丁目、戸越5丁目の一部、中 延1丁目、2丁目の一部、西中延 1丁目、西五反田4~5丁目の各 一部、東中延1丁目、平塚1~3 丁目 下目黒3~6丁目の各一部、目黒 本町1、3~6丁目	9	85, 120	0.89	1.8
157	戸越公園一帯	品川区豊町	62, 691	18, 492	品川区	戸越2、4丁目、3、5丁目の各 一部、西品川1~2丁目の各一 部、豊町1~3丁目	9	16, 600	1. 11	0.5
174	天王洲アイル周 辺	品川区東品川	227, 484	123, 268	品川区	東品川1丁目、南品川4丁目の一部、北品川1、3丁目、2、4丁目の各一部	6	23, 526	5. 24	1.2
218	大崎駅西口地区 一帯	品川区大崎	58, 978	26, 302	品川区	大崎2~3丁目、4丁目の一部	3	16, 283	1. 62	0.7

資料 47 地区内残留地区一覧(本編 震-7-7頁)

				-	
番号	地区名	区名	所在地	面積(ha)	地区内退避人口
305	五反田地区	品川区	大崎1、5丁目、4丁目の一部、西五反田1~2、7~8丁目、3~6丁目の各 一部、東五反田2、5丁目、1丁目の一部	131	112, 386
311	港南、東品川地区	港区	港南5丁目	103	4, 038
311		品川区	東品川5丁目	105	
	青海、東八潮、台	港区	台場1~2丁目		
313	場地区	江東区	青海1~4丁目	341	27, 667
	勿坦区	品川区	川区 東八潮		
322	八潮、東海、城南	品川区	八潮1~5丁目、東品川2~4丁目	972	83, 377
322	島地区	大田区	城南島1~7丁目、東海1~6丁目	912	05, 511
331	勝島地区	品川区	勝島1~3丁目	106	5, 936

資料 48 区民避難所設置計画(本編 震-7-7、風水害-3-28頁)

品川第一地区(No.1)

+/==n, /z	ᇎᄼ	a=1.	構造	収容	主な補完	収	容 地 域
施設名	所在地	電話	博垣	人員	避難所	該当町会・自治会	区域
品 川 学 園	北品川3-9-30	3474-2671	鉄筋	6,459	品川女子	北品川二丁目町会	北品川2丁目1番、2番(18号~)、3番(4~
					学院		17 号)、4番~19番、20番(1~11号、14号
							~)、22 番 (2~9号、10 号の一部)、23~29
							番、30番(9~27号、28号)
						北品川三丁目親和会	北品川2丁目34番
							北品川3丁目1番~11番
							北品川4丁目11番
							南品川4丁目1番(15号除く)、2番(都営住宅
							を除く)
你用用。」,」公共	J. II II	0441 0014		0.740	44 A 44 + A+	都営南品川アパート自治会	南品川4丁目2番(26号)
御殿山小学校	北品川 5 - 2 - 6	3441-0814	"	2,546	総合体育館	袖ケ崎新興会	北品川5丁目1番~2番 北品川6丁目1番~5番
							東五反田2丁目 16 番~22 番
							東五反田3丁目18番~19番、20番(17号)
						 御殿山町会	北品川4丁目1番~10番
						Proximal 12	北品川5丁目10番(4号~)11番~20番
							北品川6丁目6番~7番
						- - 小関親睦会	北品川5丁目3番~9番、10番(1~3号)
台場小学校	東品川1-8-30	3471-3397	"	2,601	品川女子	北品川一丁目町会	北品川1丁目1番~4番、22番~30番
					学院		北品川2丁目2番1~17 号、3番(1~3号、
							18 号~)
						都営北品川アパート自治会	北品川1丁目5番(1号)
						都営北品川第2アパート	北品川1丁目7番(1~2号)
						自治会	
						八ツ山町会	北品川1丁目6番、8番~21番
						天王洲会	東品川2丁目1番~5番、6番(11~13号除く)
							東品川5丁目1番~10番
						都営天王洲団地自治会	東品川2丁目6番(11~13号)

品川第一地区(No.2)

施設名	所在地	電話	構造	収容	主な補完	収	容 地 域
旭权石	17111111	电叩	特坦	人員	避難所	該当町会・自治会	区域
(台場小学校)						東品川一・三町会	東品川1丁目1番、2番(12号除く)、3番~7番、8番(7号除く)9番~27番、28(1~6号、33号)、29番(1~11号、27号~)
						都営東品川第4アパート 自治会 都営東品川7棟自治会	東品川1丁目2番 (12号) 東品川1丁目8番 (7号)

品川第二地区(No.1)

46-11. <i>1</i> 7	=	番ぎ	1#: \4-	収容	主な補完		収 容 地 域
施設名	所在地	電話	構造	人員	避難所	該当町会・自治会	区域
城南小学校	南品川2-8-21	3471-7919	鉄筋	620	八潮高校	真交町会	南品川2丁目9番(一部)、10番~13番、14番(一部)、
							15番 (一部)
						博友町会	南品川2丁目8番(一部)、9番(一部)、14番(一部)、 15番(一部)、16番、17番(一部)
						 諏訪町会	南品川2丁目5番(一部)、6番(一部)、7番、8番
							(一部)、17番 (一部)
							南品川3丁目1番(一部)、5番(一部)、6番(一部)
						明睦会	南品川1丁目1番、10番(一部)
							南品川2丁目1番、9番(一部) 南品川4丁目2番(一部)、3番~4番、5番(一部)、
							17番~19番
							南品川5丁目1番(一部)
						三睦会町会	南品川3丁目1番(一部)、2番~4番、5番(一部)、
							6番 (一部)、7番
来 胆 厶 』 兴 林	古月川	9454 9595	.,	070		東睦会	南品川 5 丁目 13 番~16 番 南品川 2 丁目 2 番~ 4 番
浅間台小学校	南品川6-8-8	3474-2727	"	956	前川エト ワール	果醛会 	
					女子高等	 南品川南睦会	南品川 5 丁目 9 番~12 番
					学校		
						同友会町会	南品川4丁目1番(一部)5番(一部)、6番~16番 広町1丁目1番(一部)、2番~6番
						 六丁目睦会	南品川6丁目1番~19番
						/ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	113 на 70 н
城南第二小学校	東品川3-4-5	3471-7481	"	1,124	八潮高校	△東親会	東品川3丁目1番(一部)、2番~16番、17番(一部)、
						Strike mee A	32番 (一部)
						洌崎町会	東品川1丁目28番(7~32号)、29番(12~26号)、 30番~39番
							東品川 3 丁目 1 番(15 号、19 号、21 号)

町会名の前の△は避難所が2か所に分かれる町会

品川第二地区(No.2)

施設名	所在地	電話	構造	収容	主な補完		収 容 地 域
旭权石	7月11年11日	电 帕	特坦	人員	避難所	該当町会・自治会	区域
(城南第二小学校)						櫻心会町会	北品川2丁目20番(12~13号)、21番、22番(10号の一部)、30番(1~8号、28号・荏原神社)、31番~33番 南品川1丁目2番~9番、10番(1~16号) 南品川2丁目9番(3~9号)
東海中学校	東品川 3 -30-15	3471-6951	鉄筋	880	都立産業 技術高専	東品川第一自治会 都営東品川第3アパート 自治会 △東親会 自治八潮会	東品川3丁目29番 東品川3丁目32番(一部) 東品川3丁目18番~28番、30番~31番、32番(一部) 東品川4丁目1番~13番 東品川3丁目17番(一部)

町会名の前の△は避難所が2か所に分かれる町会

大崎第一地区(No.1)

	1.C-=	п. 4-		=	æ÷r	L## >44a	収容	主な補完	収 容 地 域			
	施討	ž名 		所在地	電話	構造	人員	避難所	該当町会・自治会	区 域		
日	野	学	園	東五反田2-11-1	3441-3209	鉄筋	3,407	清泉 女子大	五反田一丁目町会	東五反田1丁目13番(一部)、14番~15番、21番 東五反田2丁目1番~3番、7番~9番		
									東五反田みづほ町会	東五反田1丁目 22番 (一部)、23番 (一部)、24番~25 番		
										東五反田2丁目4番~6番、10番~14番、15番(都営ア パート除く)		
									五反田中部町会	東五反田1丁目4番~7番、8番(3号の一部~13号)、 11番、12番(1~11号)、13番(1~10号)、16番~20 番、22番(一部)、23番(一部)		
									五反田東口町会	東五反田5丁目25番(11~19号)、26番(根岸ビル) 東五反田1丁目12番(12~13号)、13番(11~13号) 東五反田5丁目22番(11~36号)、23番~24番、25番		
									五反田睦町会	東五反田 3 丁日 22 番 (11~36 万)、25 番 ~ 24 番、25 番 (20 号)、26 番 (根岸ビル除く)、27 番 ~ 28 番 西五反田 1 丁目 6 番 ~ 10 番		
									島津山自生会	東五反田1丁目1番、3番 東五反田3丁目5番、6番(9~16号)、7番(4号~)、 8番(1~9号)、9番~17番、20番~21番		
									都営東五反田二丁目 アパート自治会	東五反田2丁目15番(6号)都営アパート		
									西五反田一・二・三町会	西五反田1丁目1番~5番 西五反田2丁目1番~21番 西五反田3丁目5番(15~17号)、6番(桜コート目黒の		
										一画、3~15号、38号除く)		

大崎第一地区(No.2)

					,		大崎第一地区(No.2)
施設名	所在地	電話	構造	収容	主な補完		収 容 地 域
旭以右	7月11年11日	电巾	件坦	人員	避難所	該当町会・自治会	区域
第三日野小学校	上大崎1-19-19	3441-6452	鉄筋	1,854	日野学園	池田山町会	東五反田5丁目2番(5号の一部、9~10号、12~37号)、 3番~8番、10番~20番、22番(1~10号)、25番(1~10号、21号~)
						袖が崎町会	東五反田1丁目2番(1~2号、5号の一部、39~46号) 東五反田3丁目1番~4番、6番(17~20号)、7番(1~3号)、8番(10号~) 東五反田4丁目3番(1~13号)、4番~6番、8番(7~29号)
						相生会	東五反田1丁目2番(3~4号、5号の一部~38号)、8番(1号、2号、3号の一部)、9番~10番東五反田4丁目1番~2番、3番(14号~)、7番(1~6号、31号~)、8番~11番東五反田5丁目9番上大崎1丁目13番~14番、15番(1~6号、18号、25号の一部、26号の一部)、16番
						上大崎一丁目町会	上大崎1丁目5番(4~30号)、6番~9番、10番(1~7号、24~43号)
						上大崎一丁目愛誠会	上大崎1丁目3番~4番、5番(3号、41号~)、19番、 20番(一部)
						上大崎一丁目第一 愛誠会	上大崎1丁目3番~4番、5番(3号、41号~)、19番、 20番(一部)
						上大崎池の谷町会	上大崎1丁目5番 (34~41号)、10番 (10~23号)、11番~12番、15番 (19~24号、25号の一部、26号の一部)、17番~18番
						上大崎目黒駅前町会	上大崎1丁目1番(1~4号)、2番 上大崎2丁目10番(41~43号)、11番~16番 上大崎3丁目1番~5番、10番(1~14号、41号~)

大崎第一地区(No.3)

+b=0. b	松乳 夕		T## >H-	収容	主な補完	į	区容地域
施設名	所在地	電話	構造	人員	避難所	該当町会・自治会	区域
(第三日野小学校)						上大崎三丁目町会	上大崎3丁目9番(1~11号、12号の一部)、10番(8~40号)、 11番~13番、14番(18号~)
						目黒駅前西口町会	上大崎2丁目17番~28番
						中丸親和町会	東五反田 5 丁目 1 番、2番(1~3号、5号の一部、6号、11号)、21番、22番(一部) 上大崎 1 丁目 1番(6~14号)、20番(18~26号)、21番~23番 上大崎 3 丁目 5番(11~15号)、6番~8番、9番(12号の一部、13~37号)、14番(1~17号)
						上大崎長者丸町会	上大崎2丁目1番~9番、10番(34号、43号、45号除く)
第四日野小学校	西五反田 4 - 29 - 9	3491-1281	鉄筋	1,127	中原 児童セ ンター	夕陽会 大崎本町三丁目町会	上大崎3丁目1番(1号) 上大崎4丁目全域 西五反田3丁目1番~4番、5番(15~17号除く) 西五反田3丁目6番(桜コート目黒の一画)、10番~16番 西五反田4丁目1番~4番、30番~32番 西五反田5丁目1番
						西五反田四丁目町会	西五反田4丁目5番~29番 小山台1丁目32番(一部)、33番(一部)

大崎第一地区(No.4)

				収容	主な補完		仅 容 地 域
施設名	所在地	電話	構造	人員	避難所	該当町会・自治会	区域
(第四日野小学校)						西五反田五丁目西三町会西五反田谷山会	西五反田5丁目7番~14番、23番~30番 小山1丁目1番(1~5号)、(桐ヶ谷通りに接す る部分)、2番(1号)、(桐ヶ谷通りに接する部分)、 3番(3~10号)、(桐ヶ谷通りに接する部分) 西五反田3丁目6番(3~12号、38号)
第一日野小学校	西五反田 6 - 5 - 32	3492-6258	鉄筋	2,045	立正大学	西五反田一丁目町会西五反田本町会	西五反田 1 丁目 11 番~33 番 西五反田 2 丁目 28 番(5 号) 西五反田 2 丁目 22 番~27 番、28 番(5 号除く)、 29 番~32 番
						西五反田七・五・三町会	西五反田 3 丁目 7 番 西五反田 3 丁目 8 番~ 9 番 西五反田 5 丁目 2 番~ 5 番 西五反田 7 丁目 1 番~ 5 番、19 番(1~3 号、11 号~)、20 番
						西五反田協和町会	西五反田7丁目6番~18番、19番 (4~10号)、 21番、22番 (TOC=南町会と 1/2) 西五反田8丁目1番~8番
						西五反田西二町会	西五反田5丁目6番、15番~22番、31番~32番 西五反田6丁目1番~4番、6番、18番~22番 荏原1丁目1番~2番(桐ヶ谷通りに接する部 分)、5番~6番(桐ヶ谷通りに接する部分)、9 番~10番(桐ヶ谷通りに接する部分)、13番~14 番(桐ヶ谷通りに接する部分)

大崎第一地区(No.5)

施設名	所在地	電話	構造	収容	主な補完		収 容 地 域
旭权石	7月11年11日	电印	押坦	人員	避難所	該当町会・自治会	区域
(第一日野小学校)						西五反田六丁目町会	西五反田6丁目5番~10番、16番~17番
						西五反田南町会	西五反田 6 丁目 11番~15番、23番~25番 西五反田 7 丁目 22番(協和町会と 1/2)、23番~
							25 番 西五反田 8 丁目 6 番 (1 ~ 9 号)、 9 番~12 番 大崎 4 丁目 12 番 (29 号、30 号)、13 番

大崎第二地区

				, la -	N. 2. 14.4		八門另一世色
施設名	所在地	電話	構造	収容	主な補完		収容地域
//Elix-t	//	POHE	117.0	人員	避難所	該当町会・自治会	区域
芳水小学校	大崎 3 -12-22	3491-1555	鉄筋	987	立正大学	大崎一二三町会	大崎2丁目全域(9番1~4号を除く)
							大崎3丁目1番(12~17号)、2番、3番(1号、4~13
						1.14 → → m→ A	号)、9番~20番
						大崎三五町会	大崎3丁目1番(1号、3号、5号、8号、11号)、3番 (2~4号)、4番~8番
							(2~4号)、4番~8番 大崎5丁目全域
							, w. v.
						大崎四丁目町会	大崎4丁目1番~11番、12番(1~27号)
						 大崎居木橋町会	西五反田8丁目4番(14号、15号) 大崎1丁目全域
						八呵店小愉可云 大崎ウエストシティ	大崎2丁目9番(1~4号)
						八呵ワエペトシティ タワーズ自治会	八呵 2] 日 9 街 (1 ~ 4 号)
三木小学校	西品川3-16-28	3491-0404]]	1.478	立正大学	西品川三栄会	西品川1丁目8番(22~28号)、11番(5~18号)、12
	HHI) 10 10 20	0101 0101		1,110			番 (2~10号)、13番~16番、18番~24番、27番
						 協力睦会	西品川1丁目1番~7番、8番(2号、8号、13号、16
							号)、9番~10番、11番(1~4号)、12番(11号、13
							~14 号)、17 番
						西品川新生会	西品川2丁目3番
							西品川 3 丁目 16番~21番
						西品川三ツ木会	西品川2丁目1番~2番、4番~8番、9番(2~4号)、 10番(1~5、20号)、11番、12番(1~15号)、13番
							~16番、20番(1~11号、17~18号)
							豊町1丁目2番(4号、6~15号)
大崎中学校	西品川3-10-6	3491-6623]]	1,041	立正大学	品川尚和会	西品川3丁目1番~15番
							戸越1丁目25番(1~9号)、26番(1~4号、25号)、27
							番 (1~12 号、32~34 号)、29 番 (1~10 号、29~34 号)、
							31番
						西品川二丁目会	西品川2丁目9番(6~14号)、10番(6~19号)、12番
							(15~20 号)、17 番~19 番、20 番(12~16 号)、21 番 ~24 番
					1		/~ ∠4 倍

大井第一地区(No.1)

							八开另 ^一 地区(No.1)
施設名	所在地	電話	構造	収容人	主な補完		収 容 地 域
旭权石	// 11455	电叫	神地	員	避難所	該当町会・自治会	区域
立会小学校	東大井4-15-9	3474-3424	鉄筋	1,225	きゅりあん	大井立会町会	東大井5丁目1番~20番、21番(1~4号)、22番~26
							番 東大井6丁目5番(1~5号、7~10号の一部)
						 東大井林町会	東大井4丁目2番~9番
						東大井月見台町会	東大井4丁目1番、10番~15番
						鮫洲仲町会	東大井1丁目 16番~25番
						△大井元芝町会	東大井3丁目1番~16番
鮫浜小学校	東大井2-10-	3765-2844	11	934	産業技術	鮫洲北町会	東大井1丁目1番~3番、4番(1~5号、18~29号)、
	14				高専学校		15番(1~13号、15~21号)
						△大井元芝町会	東大井2丁目1番~3番、10番~12番
						鮫洲曙町会	東大井1丁目4番(6~17号)、5~14番、15番(14号)
						鮫洲南町会	東大井2丁目4番~9番
						大井北浜川東町会	東大井2丁目 14番~16番、17番(9号の一部~15号)、
							18番~19番
						北浜川仲町会 	東大井2丁目 17番 (1~9号の一部)、20番、24番~28 番
浜川中学校	東大井3-18-	3761-1014	"	1,052	産業技術	大井関ケ原町会	東大井 3 丁目 20 番 (1~3号、27~32号)、21番 (1~
	34				高専学校		4号の一部、25~28号)、22番(1~3号)
							東大井5丁目21番(5~9号)
							東大井6丁目1番~4番、5番(6号、10号の一部~21号)、6番~16番
						 北浜川西町会	東大井 2 丁目 13 番、21 番~23 番
							東大井 3 丁目 17 番~19 番、20 番 (4~26 号)、21 番 (4
							号の一部~24号)、22番(4~28号)、23番~29番
		1					

町会名の前の△は避難所が2か所に分かれる町会

大井第一地区(No.2)

施設名	所在地	電話	構造	収容	主な補完		収 容 地 域
旭設冶	月1年4世	电前	押坦	人員	避難所	該当町会・自治会	区域
浜川小学校	南大井4-3-27	3761-0530	鉄筋	1,250	大井	大井寺下町会	南大井4丁目1番
					競馬場		南大井5丁目1番~12番
						 △南大井第四町会	東大井6丁目17番 南大井4丁目2番~15番、16番(1~20号、24~26
							号)
						△大井南浜町会	南大井1丁目3~6番
鈴ケ森小学校	南大井4-16-2	3763-6631	"	1,569	大井	大井水神町会	南大井5丁目13番~27番
					競馬場		南大井6丁目1番~14番
						大井坂下町会	南大井6丁目15番~17番、19番~28番
						大森駅前住宅自治会	南大井6丁目18番
						△鈴ケ森町会	南大井3丁目1番~14番
							南大井4丁目 16番 (21~23号)、17番~20番
						△大井海岸町会	南大井 3 丁目 15 番~35 番
鈴ケ森中学校	南大井2-3-14	3765-2849	"	1,583	大井	△鈴ケ森町会	南大井2丁目1番~9番
					競馬場	△大井海岸町会	南大井2丁目10番~12番
						勝島町会	勝島1丁目全域
							勝島2丁目全域
						△大井南浜町会	南大井1丁目7番~11番、14番~22番
						△南大井第四町会	南大井1丁目1番~2番、12番~13番

町会名の前の△は避難所が2か所に分かれる町会

大井第二地区

施設名	所在地	電話	構造	収容	主な補完		収 容 地 域
WEEK H	/// 12.12	-244	117~2	人員	避難所	該当町会・自治会	区域
山中小学校	大井3-7-19	3772-3006	鉄筋	1,318	小野学園	大井一丁目権現町会 大井一丁目鎧町会 大井三丁目町会 大井森下町会 大井森下町会 大井二丁目町会	大井1丁目1番~19番 大井1丁目20番~55番 大井3丁目全域 大井2丁目1番(3~25号)、2番、7番~15番、24番 ~27番 二葉1丁目21番(1~4号)、22番(12~13号) 大井2丁目3番~6番、16番~23番
伊藤学園	大井5-1-37	3771-3374	11	5,385	ウェルカムセンター 原	大井滝王子町会 西大井一丁目町会	大井5丁目全域 西大井1丁目全域

大井第三地区

	·	,			,	,	ハルカー・地区
施設名	 所在地	電話	構造	収容	主な補完	収	容 地 域
旭权石	///11エンピ	电叩	1件坦	人員	避難所	該当町会・自治会	区域
大井第一小学校	大井6-1-32	3771-5240	鉄筋	1,466	伊藤学園	大井鹿島町会	大井6丁目全域
							大井7丁目4番(19~21号)、27番、29番
							~30番
						大井庚塚町会	次を除く大井7丁目全域
							(大井7丁目1番、4番(19~21号)、27
							番、29番~30番)
						大井倉田町会	大井4丁目全域
ウェルカムセンター原	西大井2-5-21	5742-4660	"	836	伊藤学園	出石町会	大井7丁目1番
(こうほうえん他含む)	ı,	5718-1331	"				西大井3丁目全域
						西大井二丁目町会	西大井2丁目(7番~8番を除く)
伊藤 小学校	西大井5-6-8	3771-5331	"	1,456	朋優学院	西大井四丁目町会	西大井2丁目7番~8番
					高等学校		西大井4丁目全域
						西大井六丁目町会	西大井6丁目(1番を除く)
富士見台中学校	西大井5-5-14	3772-0900	"	1,185	伊藤児童	西大井五丁目伊藤町会	西大井5丁目全域
					センター		

荏原第一地区

							11/1/24 2012
施設名	所在地	電話	構造	収容	主な補完		収 容 地 域
旭权石	///1144년	电叩	併坦	人員	避難所	該当町会・自治会	区域
小山台小学校	小山台1-18-24	3712-7587	鉄筋	1,068	小山台高校	小山台一丁目町会	小山台1丁目1番~14番、28番~33番
						小山台一丁目東町会	小山台1丁目15番~27番
						 小山台二丁目町会	小山台2丁目7番(16~22号)、8番 小山台2丁目1番~4番
						4.由□□1日副型	7,四日2月日1年 4.年
後地小学校	小山 2 — 4 — 6	3781-0890	"	867	後地児童	小山一丁目町会	小山1丁目1番(1号、9~15号)、2番、3番(11
					センター		~17 号)、4番(5~8号、15 号、29~34 号)、5番
							~11番
						小山二丁目東部町会	小山2丁目8番~17番
						小山二丁目西部町会	小山2丁目1番~7番
小山小学校	小山 5 - 10 - 6	3781-0044	"	2,046	小山台高校	小山三丁目町会	小山3丁目全域
						小山四丁目町会	小山4丁目全域
						荏原五丁目町会	荏原5丁目全域
荏原第一中学校	荏原 1-24-30	3785-1680	"	1,428	平塚児童	荏原一丁目町会	 荏原1丁目1番(5~35号)、2番(5~15号)、3番
					センター		~4番、5番(8~20号)、6番(5~15号)、7番~
							8番、9番(6~12号)、10番(6~13号)、11番~
							12番、14番(7~12号)、19番、24番~25番
						荏原二丁目町会	荏原2丁目4番~8番、10番~17番
荏原第六中学校	小山 5 -20-19	3781-7776	11	1,558	小山台高校	小山五丁目町会	小山5丁目全域

荏原第二地区

	r	,				ľ	工业和一位区
施設名	所在地	電話	構造	収容	主な補完		収 容 地 域
旭权石		电印	神坦	人員	避難所	該当町会・自治会	区域
第二延山小学校	旗の台1-6-1	3781-1348	鉄筋	2,326	香蘭女学校	小山六丁目町会	小山6丁目全域
						小山七丁目町会	小山7丁目全域
						荏原六丁目町会	荏原6丁目1番~6番、13番~18番
						荏原七丁目町会	荏原7丁目全域
						旗の台一丁目町会	旗の台1丁目全域
清水台小学校	旗の台1-11-17	3781-4841	"	748	香蘭女学校	小山洗足町会	旗の台6丁目1番~4番、5番(1~10号、44
							号~)、13番~19番
						旗の台二丁目町会	旗の台2丁目1番~8番、9番(6~27号)、13
							番(11 号一部、12~16 号)
						旗の台西二丁目町会	旗の台2丁目9番(1~5号、28~34号)、10
							番~12番、13番(1~10号、11号一部)
						旗の台六丁目町会	旗の台6丁目5番(11~43 号)、6番~12 番、
							20 番~25 番

荏原第三地区(№.1)

							世界第二地区(NO.1)
施設名	 新在地	電話	構造	収容	主な補完		収 容 地 域
加政心	///11446	电叫	THYLL	人員	避難所	該当町会・自治会	区域
京陽小学校	平塚 2-19-20	3781-4775	鉄筋	1,262	星薬科	平塚一丁目町会	平塚1丁目1番~9番
					大学	平塚二丁目町会	平塚2丁目7番(1~3号)、8番~20番
							荏原2丁目1番~3番
						中原共和町会	荏原1丁目15番~18番、20番~23番
							平塚2丁目1番~6番、7番(2号、3号を除く)
荏原平塚学園	平塚 3 -16-26	3782-7770	"	4,280	星薬科	平塚一丁目南部町会	平塚1丁目10番~21番
					大学	東中延一丁目町会	東中延1丁目全域
							戸越5丁目1番~2番、14番~15番
						平塚三丁目町会	平塚3丁目全域
							荏原2丁目9番、18番
スクエア荏原	荏原4−5−28	5788-5323	"	1,423	荏原平塚	平塚四丁目町会	荏原4丁目4番~7番、14番~18番
					学園		西中延1丁目1番~3番
						荏原三丁目町会	荏原3丁目全域
						荏原四丁目町会	荏原4丁目1番~3番、8番~13番
中延小学校	中延1-11-15	3781-4016	"	856	荏原文化	中延一丁目町会	中延1丁目全域
					センター		中延2丁目1番、2番(1~5号)、3番~4番、5番(1
							~8号、21~22号)
						西中延一丁目町会	西中延1丁目4番~11番
							荏原6丁目7番~12番、19番
延山小学校	西中延2-17-5	3781-3806	"	891	荏原文化	中延二丁目町会	中延2丁目2番(7~13号)、5番(9~20号)、6番~17
					センター		番
						西中延二丁目町会	西中延2丁目全域
						中延三丁目町会	中延3丁目全域
						西中延三丁目町会	西中延3丁目全域

荏原第三地区(No.2)

			ľ				
施設名	所在地	電話	構造	収容	主な補完		収 容 地 域
旭权石	///11x+U	电叩	1件/旦	人員	避難所	該当町会・自治会	区域
戸越台中学校	戸越1-15-23	3781-6250	鉄筋	1,332	平塚児童 センター	戸越銀座町会	戸越1丁目1番~9番、13番、15番 戸越3丁目1番~2番
						戸越一丁目町会	戸越1丁目10番~12番、14番、16番~24番、25番(9 号の一部~21号)、26番(5~25号)、27番(13~30号)、 28番、29番(11~28号)、30番
						戸越二丁目町会	戸越2丁目全域
宮前小学校	戸越4-5-10	3781-4386	"	1,017	大崎高校	戸越三丁目町会	戸越3丁目3番~11番
						戸越四丁目町会	戸越4丁目全域
						戸越五丁目町会	戸越5丁目3番~13番、16番~20番

荏原第四地区(№.1)

							压水和口地区(10.1)
施設名	所在地	電話	構造	収容	主な補完		収 容 地 域
旭权石	/// 11上上世	电叩	1件坦	人員	避難所	該当町会・自治会	区域
大原小学校	戸越6-17-3	3781-4487	鉄筋	1,061	大原児童 センター	東中延二丁目町会	東中延2丁目1番~10番(9番11~15号を除く) 戸越6丁目1番~3番、13番~14番 中延4丁目5番(1~4号、18~22号)
						戸越六丁目町会	戸越6丁目4番~12番、16番~22番
源氏前小学校	中延 6 - 2 - 18	3781-4348	"	1,029	富士見台 児童セン ター	中延四丁目町会 荏原町町会	中延4丁目1番~4番、10番~18番 中延4丁目19番 中延5丁目3番~6番、13番~15番 中延6丁目1番、6番 中延4丁目5番(5~17号、23号~)、6番~9番、
							20番~21番 東中延2丁目9番 (11~15号)
						中延六丁目町会	中延6丁目2番~5番、7番~11番 二葉4丁目1番~2番、27番 西大井6丁目1番(1~6号、31~36号)
上神明小学校	二葉 4 - 4 - 10	3781-4792	"	865	大崎高校	豊町六丁目町会	豊町6丁目4番~21番、27番~31番
						二葉四丁目町会	二葉4丁目3番~26番 西大井6丁目1番(7~30号) 豊町6丁目1番~3番、22番~26番 三#6 丁目1番~3番、22番~26番
							戸越6丁目15番、23番
旗台小学校	旗の台4-7-11	3785-1687	IJ	1,289	旗の台 児童セン ター	中延五丁目町会 旗の台四丁目町会	中延5丁目1番~2番、7番~12番 旗の台4丁目全域

町会名の前の△は避難所が2か所に分かれる町会

荏原第四地区(No.2)

施設名	所在地	電話	構造	収容	主な補完		収 容 地 域
旭权石	7月1年4世	电 的	1件坦	人員	避難所	該当町会・自治会	区域
荏原第五中学校	旗の台5-11-13	3781-5643	鉄筋	2,077	旗の台	旗の台三丁目町会	旗の台3丁目全域
					文化センター	旗の台五丁目町会	旗の台5丁目6番~12番、21~28番
					79-	旗の台南町会	旗の台5丁目1番~5番、13番~20番
							旗の台6丁目26番~33番

荏原第五地区

	1				1		1工/// 71工/0区
施設名	 所在地	電話	構造	収容	主な補完		収 容 地 域
// // // // // // // // // // // // //	DITTE	电前	押坦	人員	避難所	該当町会・自治会	区域
戸越小学校	豊町 2 - 1 - 20	3781-2856	鉄筋	1,525	ゆたか	豊町一丁目町会	豊町1丁目1番、2番(1~3号、5号、15~24号)、3番~
					児童セ		18番
					ンター		西品川2丁目9番(1~2号、15~22号)
						豊町二丁目親和会	豊町2丁目1番~23番
							西品川1丁目25番~26番、28番~30番
旧荏原第四中学校	豊町3-5-31	_	"	572	戸越	豊町三丁目町会	豊町3丁目1番~13番
					体育館	△豊町四丁目町会	豊町4丁目2番~6番
豊葉の杜学園	二葉1-3-40	3782-2930	"	5,053	戸越	二葉一丁目町会	二葉1丁目4番~11番、16番~20番、21番(5~15号)
					体育館		大井2丁目1番(1~2号、26~31号)
						二葉神明町会	二葉1丁目1番~3番、12番~15番、22番(1~11号)、23
							番
						二葉二丁目町会	二葉2丁目1番~9番
						△二葉中央町会	二葉 2 丁目 10 番~26 番
杜松ホーム	豊町4-24-15	6426-8213	"	408	大崎高校	△豊町四丁目町会	豊町4丁目7番~25番
						豊町五丁目町会	豊町5丁目1番~18番
							豊町4丁目1番
						△二葉中央町会	二葉 3 丁目 17 番~21 番
						二葉三丁目町会	二葉3丁目1番~16番、22番~30番

八潮地区

施設名	電大地	電子	構造	収容	主な補完	収 容	地 域
他 政名	所在地	電話	博垣	人員	避難所	該当町会・自治会	区域
明晴学園	八潮 5 - 2 - 1	6380-6775	鉄筋	1,249	八潮地区内 区有施設	八潮1号棟自治会 品川八潮2号棟自治会 八潮団地都営3号棟自治会 八潮4号棟自治会 品川八潮5号棟自治会 人潮ハイツ自治会 八潮パークタウン第7号棟自治会	1号棟〜10号棟(八潮5丁目1番〜3番) 品川総合福祉センター 八潮1丁目〜八潮3丁目 東八潮
八潮学園	八潮 5 - 11 - 2	3799-1641	n	4,720	八潮地区内 区有施設	八潮 11 号棟自治会 八潮 12 号棟自治会 コーシャハイム八潮西自治会 シティコープ八潮浜自治会 潮路東ハイツ自治会 八潮 58・59 号棟自治会 八潮 60 号棟自治会 69 号棟自治会 八潮パークタウン潮路北第一ハイツ自治会	11 号棟~23 号棟、51 号棟~69 号棟 八潮わかくさ荘 (八潮5丁目3番~5番、10番~12番)
こみゅにてぃぷらざ 八 潮	八潮 5 — 9 — 11	3799-2021	11	1,503	八潮地区内 区有施設	八潮パークタウン潮路南第二ハイツ自治会 八潮パークタウン潮路南第一ハイツ自治会 八潮 40 号棟自治会 第 41 号棟自治会 42 号棟自治会 人潮 43 号棟自治会 シティコープ八潮台自治会 人潮 47 号棟自治会 人潮五丁目 48 号棟自治会 人潮 49 号棟自治会 人潮 49 号棟自治会 人潮 50 号棟自治会 人潮寮自治会	24 号棟~50 号棟 八潮寮 (八潮5丁目6番、8番、10番) 八潮4丁目

(平成29年9月1日現在)

資料 49 補完避難所一覧(本編 震-7-7頁)

(平成 29 年 10 月 1 日現在)

地区	施設名	所在地	電話	構造	収容人数	備考
	小関児童センター	北品川 5 - 8 - 15	3449-1676	鉄筋	209	
品川第一地区	東品川児童センター	東品川 1 -34-9	3472-5806	"	129	
前川弗一地区	北品川児童センター	北品川2-7-21	3471-2360	11	118	
	品川女子学院	北品川 3 — 3 — 12	3474-4048	11	378	
	都立八潮高等学校	東品川 3 -27-22	3471-7384	11	636	
品川第二地区	南品川児童センター	南品川 4 - 5 - 28	3450-5043	11	194	
加川弗—地区	品川エトワール女子高等学校	南品川 5 -12-4	3474-2231	IJ	226	
	都立産業技術高等専門学校	東大井1-10-40	3471-6331	11	573	(大井第一地区と共同使用)
	東五反田児童センター	東五反田 5 -24-1	3443-1629	11	85	
大崎第一地区	中原児童センター	小山1-4-1	3492-6119	11	153	
八呵弗—坦区	清泉女子大学	東五反田 3 -16-21	3447-5551	11	121	
	総合体育館	東五反田 2 -11-2	3449-4400	11	1,885	(品川第一地区と共同使用)
大崎第二地区	三ツ木児童センター	西品川 2 - 6 - 13	3491-1005	11	121	
八呵弗—地区	立正大学	大崎 4 - 2 - 16	3492-2681	11	4,180	(大崎第一地区と共同使用)
	東大井児童センター	東大井 1 -22-16	3471-1070	11	136	
	南大井児童センター	南大井3-7-13	3761-4148	11	90	
大井第一地区	水神児童センター	南大井5-13-19	3768-2027	11	247	
	総合区民会館(きゅりあん)	東大井 5 - 18 - 1	5479-4100	IJ	2,740	
	大井競馬場	勝島2-1-2	3763-2151	11	1,049	
	一本橋児童センター	大井 2 -25-1	3775-4352	"	89	
大井第二地区	大井倉田児童センター	大井4-11-34	3776-4881	"	195	
八廾舟—地区	滝王子児童センター	大井5-19-14	3771-3885	"	235	
	小野学園	西大井1-6-13	3774-1151	"	326	
大井第三地区	伊藤児童センター	西大井6-13-1	3771-1311	IJ	56	

地区	施設名	所在地	電話	構造	収容人数	備考
	朋優学院高等学校	西大井6-1-23	3784-2131	"	424	
	後地児童センター	小山 2 — 9 — 19	3785-5033	"	179	
荏原第一地区	平塚児童センター	平塚 2-2-3	3786-2228	"	270	(荏原第三地区と共同使用)
	都立小山台高等学校	小山 3 — 3 — 32	3714-8155	"	489	
	旗の台児童センター	旗の台5-19-5	3785-1280	"	145	(荏原第四地区と共同使用)
荏原第二地区	旗の台文化センター	旗の台5-19-5	3786-5191	"	499	(荏原第四地区と共同使用)
	香蘭女学校	旗の台6-22-21	3786-1136	"	524	
	中延児童センター	西中延1-6-16	3781-9300	"	133	
荏原第三地区	星薬科大学	荏原 2-4-41	3786-1011	"	742	
	荏原文化センター	中延1-9-15	3785-1241	"	365	
	大原児童センター	戸越6-16-1	3785-5128	"	162	
荏原第四地区	東中延児童センター	東中延2-5-10	3785-0419	"	97	
在原另四地区	西中延児童センター	西中延3-8-5	3783-1875	"	114	
	冨士見台児童センター	西大井6-1-8	3785-7834	"	112	
	ゆたか児童センター	豊町1-18-15	3786-0633	"	189	
荏原第五地区	南ゆたか児童センター	豊町4-17-21	3781-3577	"	101	
任	都立大崎高等学校	豊町 2-1-7	3786-3355	"	791	(荏原第三、荏原第四地区と共同使用)
	戸越体育館	豊町 2 - 1 - 17	3781-6600	"	976	
八潮地区	八潮児童センター	八潮 5-10-27	3799-3000	"	391	
その他の公立施設	设 ————————————————————————————————————	5,016				
公立保育園・幼科	推園・幼保一体施設	10,637				
その他私立学校等	÷				1,581	

資料 50 二次避難所一覧 (本編 震-7-7頁)

	施設名	所在地	電話	構造	収容 人数
1	北品川シルバーセンター	北品川1-29-12	3471-6507	鉄筋	76
2	都立品川特別支援学校	南品川6-15-20	5460-1160	"	177
3	東品川シルバーセンター	東品川3-32-10	3472-2944	"	209
4	南品川シルバーセンター	南品川5-10-3	3471-7000	"	135
5	上大崎シルバーセンター	上大崎1-3-12	3449-1750	"	59
6	五反田シルバーセンター	東五反田 2 -15-6	3445-0296	"	44
7	西五反田シルバーセンター	西五反田 3 - 9 - 10	3493-0076	"	96
8	大崎ゆうゆうプラザ	大崎2-7-13	5719-5322	"	99
9	南大井シルバーセンター	南大井3-7-13	3761-6540	"	79
10	関ヶ原シルバーセンター	東大井6-11-11	3765-7022	"	88
11	小山シルバーセンター	小山 5 -17-18	3785-6420	"	54
12	後地シルバーセンター	小山2-9-19	3781-6506	"	86
13	心身障害者福祉会館	旗の台5-2-2	3785-3322	"	324
14	平塚橋ゆうゆうプラザ	西中延1-2-8	5498-7021	"	191
15	旗の台シルバーセンター	旗の台4-13-1	3783-7479	"	66
16	ゆたかシルバーセンター	豊町3-2-15	3781-5424	"	82
17	八潮児童センター (一部)	八潮 5 -10-27	3799-3000	"	60
18	八潮地域センター1階広間	八潮 5 -10-27	3799-2000	"	36

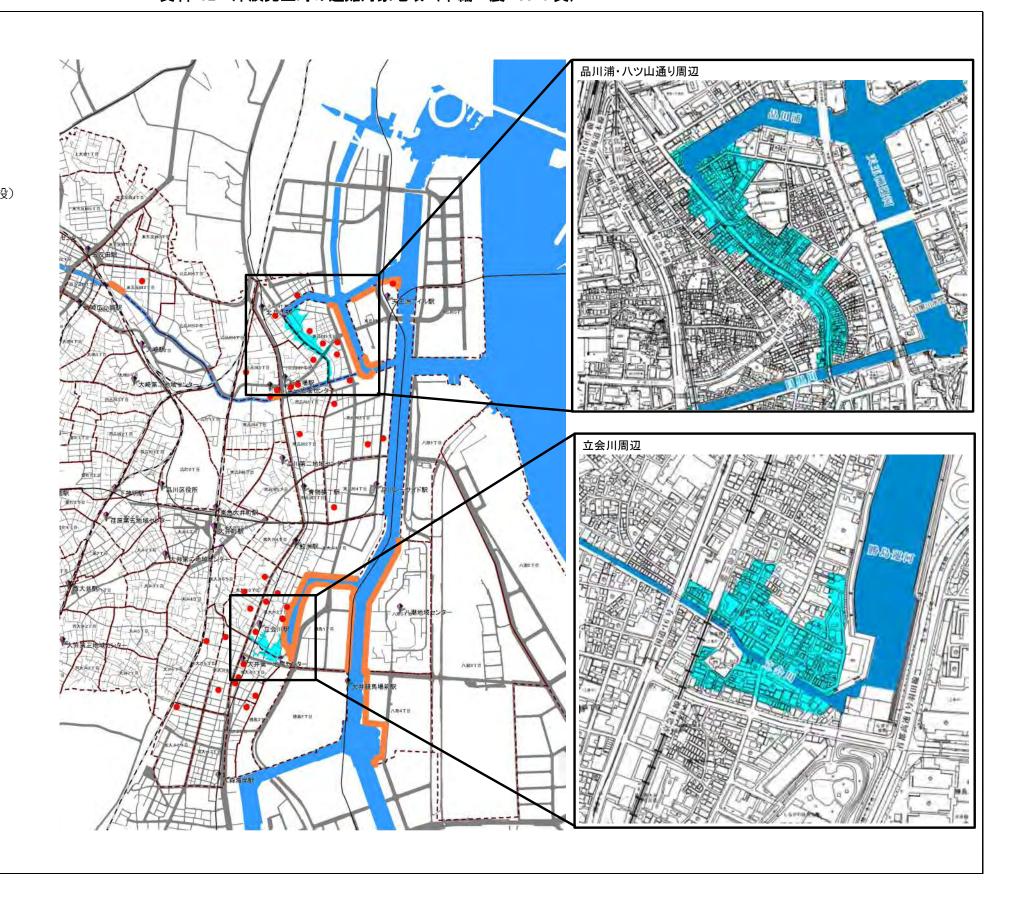
[※]その他、保育園等の施設がある。

資料 51 福祉避難所一覧(本編 震-7-7頁)

	施設名	所在地	電話	構造
1	晴楓ホーム	東品川3-1-8	5479-2744	鉄筋
2	かえで荘	八潮 5-1-1	3790-4826	"
3	ロイヤルサニー	西大井2-4-4	5743-6111	IJ
4	荏原特別養護老人ホーム	荏原2-9-6	5750-2941	IJ
5	成幸ホーム	中延1-8-7	3787-3616	IJ
6	中延特別養護老人ホーム	中延6-8-8	3787-2951	"
7	戸越台特別養護老人ホーム	戸越1-15-23	5750-1054	"
8	八潮南特別養護老人ホーム	八潮 5-9-2	5755-9360	"
9	ケアセンター南大井	南大井 5 -19-1	5753-3901	"
10	ケアホーム西五反田	西五反田 3-6-6	5434-7831	"
11	かもめ園	八潮 5-1-1	3790-4729	"
12	かがやき園	西大井6-2-14	3772-8171	"
13	杜松ホーム(2F・3F)	豊町4-24-15	6426-8213	"
14	平塚橋特別養護老人ホーム	西中延1-2-8	5750-3632	11
15	上大崎特別養護老人ホーム	上大崎3-10-7	5477-5363	11

資料 52 津波発生時の避難対象地域(本編 震-11-6頁)

■凡例(発令基準) 避難 対象地域 津波警報の発表 津波注意報の発表 津波注意報の発表 ・ 津波避難施設 (区有施設24施設、民間施設13施設)



資料 53 津波避難施設一覧 (本編 震-11-7頁)

【区有施設】

	施設名	所在地
1	日野学園	東五反田 2-11-1
2	品川学園	北品川 3-9-30
3	城南小学校	南品川 2-8-21
4	城南第二小学校	東品川 3-4-5
5	鮫浜小学校	東大井 2-10-14
6	浜川小学校	南大井 4-3-27
7	鈴ヶ森小学校	南大井 4-16-2
8	台場小学校	東品川 1-8-30
9	東海中学校	東品川 3-30-15
10	浜川中学校	東大井 3-18-34
11	鈴ヶ森中学校	南大井 2-3-14
12	品川図書館	北品川 2-32-3
13	東品川文化センター	東品川 3-32-10
14	南大井文化センター	南大井 1-12-6
15	東品川児童センター	東品川 1-34-9
16	北品川児童センター	北品川 2-7-21
17	品川健康センター	北品川 3-11-22
18	東品川職員待機寮	東品川 3-1-5
19	北品川職員待機寮	北品川 3-11-17
20	東大井職員待機寮	東大井 2-16-12
21	南大井一丁目区営住宅	南大井 1-13-7
22	南大井五丁目区営住宅	南大井 5-7-10
23	南大井六丁目区営住宅	南大井 6-1-20
24	東大井三丁目区営住宅	東大井 3-6-18, 19

【民間施設】

~		
	施設名	所在地
1	新南大井ビル	南大井 1-13-5
2	第一ホテル東京シーフォート	東品川 2-3-15
3	沖ウィンテック㈱	北品川 1-19-4
4	リバーサイドマンション	東大井 2-17-14
5	第三東個マンション	南大井 1-17-6
6	東大井スカイハイツ	東大井 2-13-10
7	ステーションプラザ立会川	東大井 2-23-4
8	サンライフ東品川	東品川 1-28-11
9	ニックハイム北品川	北品川 1-22-17
10	(株)コナミスポーツ&ライフ	東品川 4-10-1
11	来福寺	東大井 3-13-1
12	アイルサイドテラス	東品川 1-32-3
13	六行会総合ビル	北品川 2-32-3
14	前田道路株式会社品川営業所	勝島 1 - 3 -20

資料 54 現有清掃事務所別人員、機材およびごみ処理能力 (本編 震-13-29 頁)

(平成29年4月1日現在)

	所 名	品川	区清掃事	務所	荏.	原清掃作	業所
	区分	台 数	人員	処理能力	台 数	人員	処理能力
	<u> </u>	(雇上)		(日量)	(雇上)		(日量)
	新大型特殊車	4(4)台	人	t	台	人	t
	小型特殊車	3 (3)			2(2)		
<u>_</u> "	小型プレス車	23(13)			18(18)		
	小型ダンプ車	6 (6)					
	軽小型貨物車	7 (3)			5(2)		
み	軽小型ダンプ車	1(1)			1(1)		
	計	44(30)台	118人	174.5 t	26(23)台	63 人	116.5 t

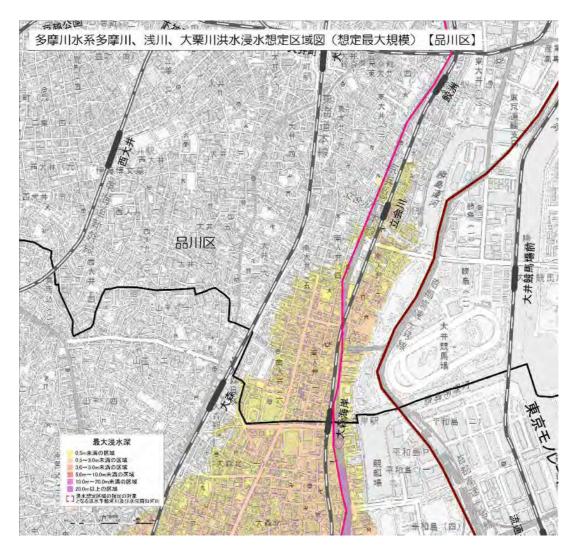
(非常勤職員は除く)

	所 名	品川	区清掃事務	所	荏	原清掃作業	所
	区 分	台 数	人 員	処理能力	台 数	人員	処理能力
		(雇上)	(雇上)	(日量)	(雇上)	(雇上)	(日量)
	新小型特殊車	8(8)台	人	t	6 (0)台	人	t
	小型プレス車	4(4)			3(3)		
資	普 通 貨 物 車	9(9)			7(2)		
\	軽小型貨物車	3(3)			4(2)		
源	計	24(24)台	53(53) 人	26.7 t	20(7)台	44(16) 人	21.4 t
	中型プレス車	2 (2)	(2)				
粗土	小型ダンプ車	5 (5)	(15)				
大	計	7 (7) 台	(17) 人	6 t			

資料 55 目黒川氾濫の恐れがある対象地域(本編 風水害-1-2、風水害-3-26頁)

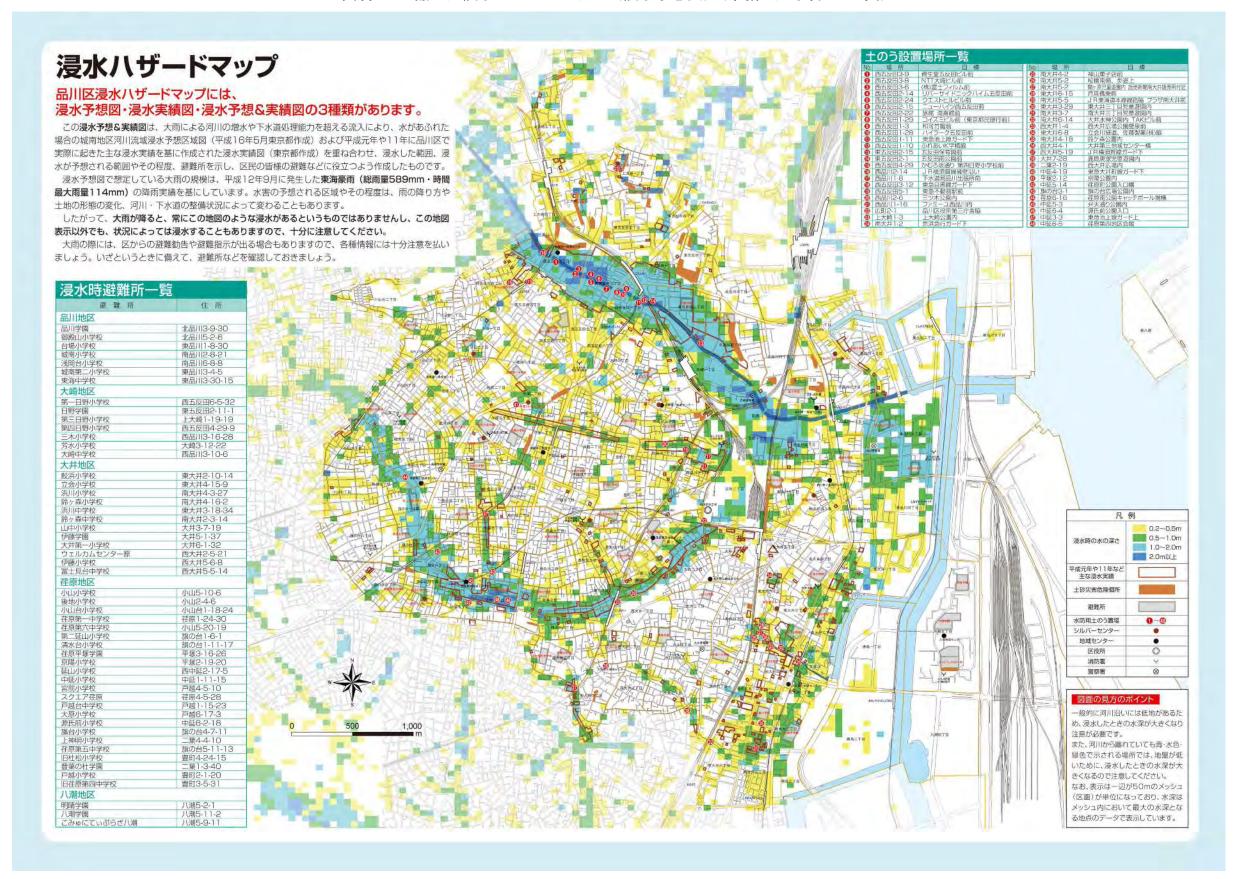
■凡例 避難対象地域 予想浸水深 0.5m~1.5m 1.5m~2.7m

資料 56 多摩川氾濫の恐れがある対象地域(本編 風水害-1-2頁)



出典:京浜河川事務所HP http://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/keihin00194.html

資料 57 品川区浸水ハザードマップ(浸水予想図)(本編 風水害-1-2頁)



資料 58 浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧(本編 風水害震-2-9頁)

No.	災害の種別	区 分	名 称	所在地		
1		古松老仙田坛凯	五反田シルバーセンター	東五反田 2-15-6		
2		高齢者利用施設	西五反田在宅介護支援センター	西五反田 3-6-6		
3		学校	日野学園	東五反田 2-11-1		
4	目黒川氾濫	障害者利用施設	精神障害者地域生活支援センタ ー「たいむ」/かもめ第三工房	西五反田 2-24-2		
5			西五反田保育園	西五反田 3-9-10		
6		乳幼児 利用施設態勢	五反田保育園	東五反田 2-15-6		
7		7,47,11/16时716527	N用 ルカール ポリナくー る西五 反田			

資料 59 特別警報の発表基準一覧(本編 風水害-3-4頁)

現1	象の種類	特別警報の発表基準			
	大雨	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	ー度の降雨量となる大雨が予想さ 渡の台風や同程度の温帯低気圧に		
•	暴風		暴風が吹くと予想される場合		
気象	高潮	数十年に一度の強度の台風や同 程度の温帯低気圧により	高潮になると予想される場合		
	波浪		高波になると予想される場合		
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴 風が吹くと予想される場合			
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪	が予想される場合		
	地震動	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合			
地	火山現象	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合			
象	地面現象	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想 れ、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧 より大雨になると予想される場合			
	津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合			
	高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になる と予想される場合			
	波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になる と予想される場合			

資料 60 水防警報の種類、内容および発表基準(本編 風水害-3-5頁)

種類	内 容	発 表 基 準
待機	1 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。2 水防機関の出動機関が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報、警報などと河川状況 により、特に必要と判断される とき。
準備	水防活動に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信および輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。 水防団待機水位(指定水位)に 達し氾濫注意水位(警戒水位) を越えるおそれがあるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意水位(警戒水位)を越 えるおそれがあるとき。水位、 流量などの河川状況で必要と判 断されたとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、堤防斜面の崩れ・亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	氾濫警戒情報が発表されたり、 すでに氾濫注意水位 (警戒水位) を越えて災害の起こるおそれが あるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨および当該基準水位観測所による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位(警戒水位)以下 に下がったとき。氾濫注意水位 (警戒水位)以上であっても、 水防活動を必要とする河川状況 でないと判断されたとき。
情報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防 活動上必要なもの。	状況により必要と認めるとき。
地震に	こよる堤防の漏水・沈下等の場合または津波の場合は、上	記に準じて水防警報を発表する。

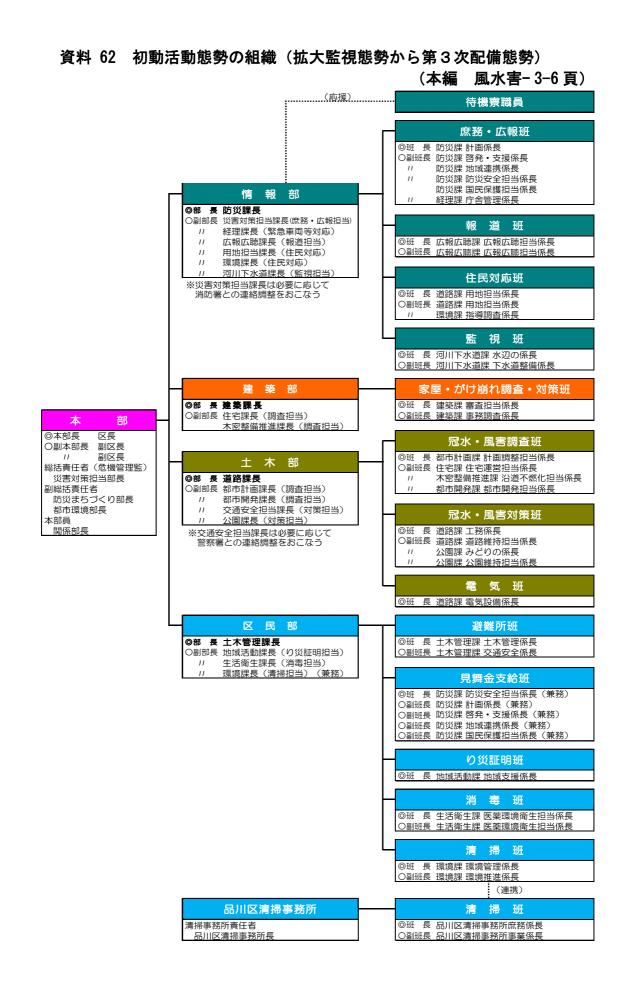
資料 61 初動活動配備態勢(本編 風水害-3-6頁)

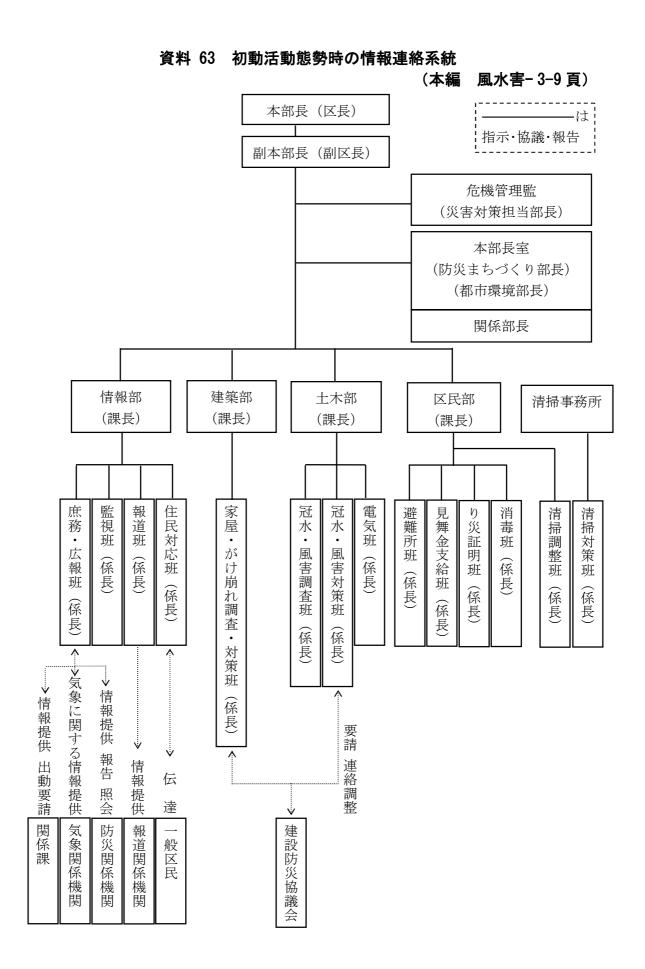
態勢	課 名	勤務時間内	夜間休日等勤務時間外
拡大監視態	防土道公河都住木都建環	1 管理職職員 2 係長級 3 <u>6 km 圏外</u> 在住の職員 ※上記の内、業務に必要な職員	1 管理職職員 2 係長級 3 <u>6 km 圏内</u> 在住職員 ※上記の内、業務に必要な職員
勢	広報 広聴課	応急対策業務に必要な職員	同 左
~	生活衛生課	消毒業務等に必要な職員	同 左
	待 機 寮	* * * * * * * * * *	警戒業務に必要な職員
	想 定 人 数	平成 29 年度: 17~119 人	同 左

態勢	課	名			勤務時間內		夜間休日等勤務時間外
	防	災	課	1 2	防災課長 全職員	$\frac{1}{2}$	防災課長 全職員
水防第1次日	都 市住	路園下計宅備開築	課課課課課課課課課課	1 2 3	管理職職員 係長級 <u>6 km 圏外</u> 在住の職員	1 2 3	管理職職員 係長級 <u>6 km 圏内</u> 在住職員の1/2
配備	地 域	活動	課	1 2	地域活動課長 り災証明発行業務に必要な職員		同 左
態勢	広 報	広 聴	課	1 2	広報広聴課長 応急対策業務に必要な職員		同 左
	生 活	衛 生	課	1 2	生活衛生課長 消毒業務等に必要な職員		同 左
	経		課	1 2	経理課長応急対策業務に必要な職員		同 左
]	待		寮		* * * * * * * * * *		警戒業務に必要な職員
	想定	人	数		平成 29 年度: 174 人		平成 29 年度: 137 人

態勢	課名	勤 務 時 間 内	夜間休日等勤務時間外
	防 災 課	水防第1次配備態勢と同じ	水防第1次配備態勢と同じ
水防第2次配備	土道公河都住木都建環	1 水防第1次配備態勢の職員 2 <u>6 km 圏内</u> 在住職員の1/2	1 水防第1次配備態勢の職員 2 <u>6 km 圏内</u> 在住の職員
態勢	地 域 活 動 課	水防第1次配備態勢と同じ	水防第1次配備態勢と同じ
]	待 機 寮	全職員	同左
	想定人数	平成 29 年度: 208 人	平成 29 年度: 176 人

態勢	課名	勤務時間内	夜間休日等勤務時間外
	防 災 課	水防第1次配備態勢と同じ	水防第1次配備態勢と同じ
水防第3次配備	土道公河都住木都建環 課課課課課課課課課課課課課課課課課課課課課課課課課課課課課課課課課課課課	全職員	全職員
態勢	地 域 活 動 課	水防第1次配備態勢と同じ	水防第1次配備態勢と同じ
	待 機 寮	全職員	同 左
	想 定 人 数	平成 29 年度: 248 人	同 左





資料 64 水防用備蓄資器材 (平成 29 年 10 月 1 日現在)

(本編 風水害-3-10頁)

	倉庫名	八潮橋	東大井	北品川水防 第2倉庫	大崎水防第 1倉庫	旗の台 材 料置場	計
資器材名	3	東大井1 丁目10番	東大井 1 丁目 15 番	北品川3丁 目9番	大崎5丁目 10番	旗の台3 丁目15番	
	完成品	1, 400	200	260		900	2, 760
土囊	袋のみ				3, 200	150	3, 350
縄業	頁(m)				1,400		1, 400
木 柞	亢 (本)			86			86
鉄糸	泉(kg)				20		20
角スコッ	ップ (丁)				10		10
剣スコッ	ップ (丁)			50	50		100
カケキ	(丁)				5		5
大ハンマー	(丁)		1		15		16
一輪車	(台)	4					4

資料 65 現地配備の土嚢類 (平成 29年 10月 1日現在)

(本編 風水害-3-10頁)

現地的	数量 (袋)	
品川地区	23 箇所	6,510
大井地区	15 箇所	2,650
荏原地区	10 箇所	3,130

資料 66 水防機械 (平成 29 年 10 月 1 日現在) (本編 風水害-3-10 頁)

	名		称		型 状	数量	常置場所
排	水	ポ	ン	プ	2インチ 4インチ	7	北品川水防第二倉庫
排	水	ポ	ン	プ	3インチ	90	各災害対策備蓄倉庫他
発		電		機	500W∼1, 200W	3	北品川水防第二倉庫 1 東大井倉庫 1 旗の台倉庫 1
ゴ	ム	ボ	_	ト		1	北品川水防第二倉庫

資料 67 土砂採取場 (平成 29 年 10 月 1 日現在) (本編 風水害-3-10 頁)

採 取 場	数量
鮫洲運動公園	7,000 m²
西大井広場公園	7,000 m²

資料 68 水防工法の例示(本編 風水害-3-10頁)

積み土のうエ 3 段積み 土砂

工法		資 材		器材		単位作業量(MH)
条件	品 名	規格	数量	品名	数	編成の基準(名)
積土のう	土のう		130~150袋	かけや	2	4MII /10
延長 10m 表 3 段	土砂		4 m³	スコップ	4	4MH/10m
控 2 段	土のう留杭	径 1.6cm 長さ 1.2m	40~50本	もっこ	2	20 名

- (注) 単位作業量は、純作業時間を人、時で示したもので、積土のう 4MH/10m (表 3 段、 控 2 段) を積むのに 4 人で 1 時間を要することを示す。
 - 1 各土のうは、留杭で固定すること。 ただし、流れが急なときは留杭を2倍することも可。
 - 2 防水シートを併用すると止水性が高まる。

参考資料

品川区応急対策本部運営要綱

平成5年3月要綱第8号

改正 平成13年6月要綱第156号

改正 平成21年4月要綱第159号

改正 平成27年4月要綱第309号

改正 平成30年4月要綱第87号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区災害対策本部条例に基づく災害対策本部設置以前における、主として風水害等局地的災害における応急対策の実施に関し、必要な事項を定める。

(組織)

- 第2条 応急対策本部(以下「本部」という。)の組織は、次のとおりとする。
 - (1) 本部長は区長とし、副区長及び教育長を副本部長とする。
 - (2)総括責任者(危機管理監)は災害対策担当部長とし、副総括責任者は防災まちづくり部長、 都市環境部長とする。
 - (3) 本部員は、企画部長、総務部長、地域振興部長、品川区保健所長とする。
- (4) 本部会議は、本部長、副本部長、総括責任者、副総括責任者および本部員(本部員の中から、必要に応じ本部長が指名する者)により構成する。
- (5) 本部会議の下に幹事会を設置し、防災課長および本部員の属する部局の課長で本部長が指名する者により構成する。

(本部の設置および廃止)

- 第3条 本部は、次の各号に該当する場合で、区長が必要と認めたときに設置する。
 - (1) 大雨、大雪、津波、高潮または洪水警報等が発せられたとき。
- (2) 大雨、大雪、津波、高潮または洪水注意報が発せられた場合等で災害の発生のおそれがあるとき。
- (3) 局地的災害が発生したとき。
- 2 本部は、品川区災害対策本部が設置されたとき、当災害に対する応急対策等の措置が終了したとき、または災害の発生する恐れがなくなったときに廃止する。

(所掌事務)

- 第4条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 災害情報の収集および伝達に関すること。
- (2) 災害応急対策の実施に関すること。
- (3) 東京都の実施する応急対策の調整に関すること。

(本部長の権限)

- 第5条 本部長は、本部会議を主宰するほか、次に掲げる事項を行う。
 - (1) 区各部課に対する必要な措置をとるべき指示および東京都等関係防災機関に対する協力要

請に関すること。

(2) 品川区教育委員会および関係防災機関に対し必要に応じた措置を求めること。

(本部の運営)

- 第6条 本部会議の運営は、次のとおりとする。
- (1) 本部長は、災害対策上重要な事項について審議する必要が生じた場合には本部会議を開催する。
- (2)本部長に事故あるときは、副本部長のうちからあらかじめ指名する者がその職を代理する。
- 2 幹事会の運営は次のとおりとする。
- (1) 幹事会は、品川区応急対策本部等において収集した情報に基づいて所掌事務に関わる災害対策を審議する。
- (2) 幹事長は防災課長をもってあてる。
- (3) 幹事長は幹事会の審議の経過および結果について、総括責任者へ報告するものとする。

(本部の配備態勢)

第7条 配備態勢は、品川区地域防災計画における初動活動配備態勢のうち災害の状況等に応じ 本部長が決定し発令する。

(救援、救護活動)

- 第8条 救援、救護活動は、次のとおり行う。
- (1) 本部長は、災害の状況に応じ避難の必要があると認めたときは避難場所を定めて避難勧告等を発令する。
- (2) 避難所を開設したときは職員を派遣し、必要な救護策を実施する。
- (3) 避難所職員は、避難住民の状況を把握し名簿を作成する。
- (4)避難の状況から判断して給食、給水、生活必需品の給貸与が必要なときは、これらの救援、救護策を実施する。
- (5) 被災地の防疫、消毒、清掃の実施が必要なときは、関係部局および関係機関に連絡要請する。

付則

この要綱は、平成4年4月1日から適用する。

付則

この要綱の改正は、平成13年4月1日から適用する。

付則

この要綱の改正は、平成21年4月1日から適用する。

付則

この要綱の改正は、平成27年4月1日から適用する。

付則

この要綱の改正は、平成30年4月1日から適用する。

災害対策に従事した職員の交通費等の支給に関する要綱

制定 平成 3年 8月12日 平成 3年10月 要綱第 60号 平成 5年 6月 要綱第 49号 改正 改正 平成13年 6月 要綱第153号 平成21年 4月 要綱第160号 改正 改正 平成26年 3月 要綱第 41号 平成27年 4月 要綱第319号 改正 改正 平成28年11月 要綱第243号 改正 平成30年 4月 要綱第 41号

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合の対応に従事した 職員(以下「従事職員」という。)に対する交通費等の支給について必要な事項を定めるものと する。

(用語の定義)

- 第2条 前条の災害とは、災害対策基本法(昭和36年法律223号)第2条第1号に定める災害、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律112号)第2条第4項に定める武力攻撃災害ならびに品川区災害弔意金および災害見舞金の支給要綱(昭和50年制定)第3条および第6条に定める事象をいう。
- 2 前条の対応とは、前項に掲げる災害に関する情報収集や現場作業等に従事した職員の事務を いう。

(支給対象者)

第3条 交通費等は、従事職員に対し支給する。

(交通費)

- 第4条 従事職員が参集に要した交通費(自家用車等を利用した場合を除く。)について は、その実際に要した費用を支給する。ただし、参集経路の全部または一部が通勤定期利用区間である場合にはその部分については支給しない。
- 2 前項において、従事職員が緊急かつやむを得ない事情によりタクシーを利用した場合その利用が必要かつ相当と認められるときには、当該利用に要した費用を支給する。

(洗濯代)

第5条 従事職員のうち災害発生現場また発生のおそれがある現場に出動した者には防災服洗濯 代を支給する。

(食事の提供)

第6条 従事職員には必要に応じて食事を提供する。

(委任)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、別に防災まちづくり部長が定める。

付 則

- この要綱は、平成3年8月12日から施行する。 付 則
- この要綱は、平成4年4月1日から施行する。 付 則
- この要綱は、平成13年4月1日から施行する。 付 則
- この要綱は、平成21年4月1日から施行する。 付 則
- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。 付 則
- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 付 則
- この要綱は、平成28年11月1日から施行する。 付 則
- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

品川区災害対策職員待機寮の運営に関する要綱

制定 平成 2年 4月 6日 区長決定

平成 2年 5月 要綱第30号

改正 平成 4年 5月 6日 部長決定

平成 4年 5月 要綱第47号

改正 平成 9年 3月10日 部長決定

平成 9年 4月 要綱第47号

改正 平成13年 5月 3日 部長決定

平成13年 6月 要綱第152号

改正 平成21年 3月27日 部長決定

平成21年 4月 要綱第163号

改正 平成27年 3月31日 部長決定

平成27年 4月 要綱第311号

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、品川区が防災対策事業の一環として設置する災害対策職員待機寮(以下「災害待機寮」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の 定めるところによる。
 - (1) 災害待機寮 区が夜間、休日等において、正規の勤務時間外に発生した地 震等の災害時の初動連絡等に従事する職員を確保するため設置した居住用 家屋およびこれに付帯する工作物その他の施設をいう。
 - (2) 初動連絡態勢 地震等の災害発生初期における情報の収集および連絡を図る態勢をいう。この場合において、初期とは、災害対策本部長室(以下「本部長室」という。)が開設され、かつ、円滑な災害対策業務が遂行されるまでの間をいう。
 - (3)職員 本区に勤務する職員のうち、災害待機寮に入居した者をいう。

(職員の指定)

第 3 条 防災まちづくり部長は、災害待機寮ごとに連絡等を担当する者(以下「連絡担当責任者」という。) 3人以内を職員のうちから指定する。

(職員の職務)

第 4 条 総合庁舎に参集する職員は、夜間、休日等動員態勢および特別非常配備態勢により参集した区職員とともに、初動連絡および本部長室の開設準備にあたり、

残留する職員は、災害待機寮およびその周辺の初期消火にあたる。

- 2 前項において、本部長室が本来の業務を遂行できる状況になったときは、職員 は通常の配備態勢に移行する。
- 3 職員は、出張、旅行等により3日以上継続して災害待機寮を不在にする場合は、 あらかじめその不在期間を連絡担当責任者を経由して防災課長に報告する。
- 4 連絡担当責任者は、災害発生初期において情報を収集し、連絡をとりまとめ、本部長室の開設準備または災害待機寮もしくは周辺の初期消火を総括する。

(講習会、訓練等への参加)

- 第 5 条 職員は、災害対策上必要な知識および技能を積極的に習得するものとし、 入居期間中に救命講習会および無線講習会に参加し、修了資格を取得するものと する。
 - 2 職員は、防災課で作成する防災訓練年間計画により実施する各種訓練、防災講 演会等へ参加するものとする。

(入居の取消し)

- 第 6 条 防災課長は、前条の規定による定期的に実施する各種訓練等への参加が少ない者に対して、年度末に職員住宅運営委員会に参加状況を報告するとともに、 所属長を通じて厳重に注意を促さなければならない。
 - 2 2年連続して各種訓練等への参加が少ない者については。職員住宅運営委員会の議を経て、「品川区職員住宅の設置および管理に関する規則」(昭和58年品川区規則第17号)第18条第1項第3号の規定に基づき、入居の承認を取り消すことができる。

(委任)

第 7 条 この要綱の施行について必要な事項は、別に防災まちづくり部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 品川区災害対策職員待機寮の設置および管理に関する要綱(昭和54年2月21 日 区長決定)は廃止する。

付 則(平成4年5月6日第3条、第7条改正) この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付 則(平成9年3月10日第5条改正) この要綱は、平成9年4月1日から施行する。 付 則(平成13年4月3日第3条、第7条改正) この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

品川区防災行政無線局管理運用要綱

制定 昭和56年4月1日

改正 平成 5年7月要綱 50号

改正 平成13年6月要綱158号

改正 平成21年4月要綱162号

改正 平成27年4月要綱310号

改正 平成28年4月要綱121号

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この要綱は、品川区地域防災計画(以下「防災計画」という。)に基づき、情報連絡体制を確立し、非常時の円滑な通信の確保を図るため設置した品川区防災行政無線局(以下「無線局」という。)の管理および運用について、電波法(昭和25年法律第131号。以下「法」という。)および関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。(定義)
- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めると ころによる。
 - (1) 無線設備法第2条第4号に規定する無線設備をいう
 - (2) 無線局法第2条第5号に規定する無線局をいう
 - (3) 固定局品川区役所内に設置する無線局のうち、固定系子局を勣作させるものをいう
 - (4) 固定系子局固定局から発射された電波を受信し、区民等に情報を伝達する装置をいう
- (5) 基地局品川区役所内に設置する無線局のうち、陸上移勣局等と通信できる装置をい う
- (6) 陸上移動局可搬、携帯または車携帯型の無線局をいう
- (7) 通信統制災害が発生し、またはその恐れがある場合において、情報を円滑かつ効率的 に収集および伝達するため、平常通信を切断し、割込みおよび通信順位の指定等を行 うこと、またこれらの措置を取り得る状態にすることをいう

(構成)

第3条 無線局の構成は、別表に掲げるとおりとする。

(無線局の統括)

- 第4条 前条に定める無線局の管理運用に関する事務を統括するため、統括管理者を置く。
- 2 統括管理者は、法に定める無線局の管理運用上の諸手続きを行うほか、無線局の職員を指

揮監督し、必要に応じて通信統制を行う。

3 統括管理者は、防災まちづくり部長をもって充てる。

(無線局の職員)

第5条 無線局には、管理責任者、管理者、通信取扱責任者、無線従事者および無線従事職 員 を置く。

(管理責任者)

- 第6条 管理責任者は、無線局の管理運用を行うとともに、無線局の職員を指揮監督する。
- 2 管理責任者は、防災課長をもって充てる。

(管理者)

- 第7条 管理者は、固定局の一般放送に係る管理運用を行うとともに、通信取扱責任者、無 線従事者および無線従事職員を指揮監督する。
- 2 管理者は、企画部広報広聴課長をもって充てる。
- 3 管理者は、第1項の職務を行う場合、企画部長の指示を受けるものとする。

(通信取扱責任者)

- 第8条 通信取扱責任者は、管理責任者または管理者の指示に従い無線従事者および無線従 事職員を指揮監督する。
- 2 通信取扱責任者は、企画部および無線設備を配備した部局の係長級職員の中から統括責任者が指定する。

(無線従事者)

- 第9条 固定局、基地局および陸上移動局には、無線従事者を置く。
- 2 無線従事者は、通信取扱責任者の指揮監督のもとに無線設備の通信操作および運用を行う。
- 3 無線従事者は、法に定める資格を有する職員の中から、統括管理者が指定する。

(無線従事職員)

- 第10条 前条第1項の規定にかかわらず、陸上移動局に無線従事者を置けない場合は、その通信操作を行うため、無線従事職員を置く。
- 2 無線従事職員は、通信取扱責任者が指定する。

(無線従事者等の養成)

- 第11条 統括管理者は、職員が法に定める無線従事者の養成に努めるものとする。
- 2 統括管理者は、無線局の職員に対して、必要に応じ研修を実施するものとする。

(通信訓練)

第12条 統括管理者は、別に定める通信訓練実施要領により、毎月1回以上定期的に通信 訓練を実施するものとする。

(故障等の連絡)

- 第13条 通信取扱責任者は、無線設備に故障または異常があったときは、直ちに管理責任者または管理者に報告しなければならない。
- 2 管理責任者または管理者は、前項の規定に基づく報告を受けたときは、速やかに復旧に必要な措置をとるとともに、処理経過および検査結果を記録しておかなければならない。

(備付書類の保管)

- 第14条 管理責任者は、次に掲げる書類等を管理、保管する。
- (1) 無線局の免許状
- (2) 無線局申請書等の副本

- (3) 電波法令集
- (4) 無線検査簿
- (5) 無線業務日誌
- (6) 無線従事者選改任届の写し

(無線業務日誌)

- 第15条 固定局および基地局の無線従事者は、通信の都度、所定の事項を無線業務日誌に 記載し、毎月末日締切後速やかに管理責任者に報告しなければならない。
- 2 管理責任者は、無線業務日誌により、毎年1月から12月までの期間ごとに無線業務日 誌抄録を作成し、翌年の1月末日までに統括管理者に提出しなければならない。

(無線設備の保守)

- 第16条 統括管理者、管理責任者および通信取扱責任者は、正常な通信を確保するため、 次の区分により日頃から無線設備の点検、整備を実施するものとする。
 - (1) 毎日の点検は、無線設備の外観点検とし、通信取扱責任者がこれにあたる。
- (2) 毎月の点検は、無線設備の異常の有無、簡単な機能点検とし、管理責任者がこれにあ

たる。

(3) 半年ごとの点検は、電波の質および無線設備の総合機能点検とし、統括管理者がこれ

にあたる。

第2章 固定系

(放送の種類および事項)

- 第17条 放送の種類は、緊急放送と一般放送とする。
- 2 緊急放送とは、防災計画に定める災害対策に係る放送および犯罪に関する放送をいい、 お

おむね次に掲げる事項とする。

- (1) 地震、台風、洪水および津波の予警報、または災害発生時の情報伝達に関する事項
- (2) ガス爆発、大火災等非常事態が発生した場合の指示、伝達に関する事項
- (3) 前2号の他人命等に関する災害における緊急重要事項
- (4) 通り魔の発生等により区民等の身体および生命に危険がおよぶ、またはその危険性がある緊急重要事項
- 3 一般放送とは、緊急放送以外の一般行政に関する放送をいい、おおむね次に掲げる事項 とする
- (1) 「区民防災の日」啓蒙広報および総合防災訓練等に関する事項
- (2) 選挙の棄権防止等に関する事項
- (3) 時報に関する事項
- (4) 光化学スモッグ注意報等に関する事項
- (5) その他区民全般に周知すべき事項

(運用態勢)

- 第18条 緊急放送は、原則として防災計画に定める態勢により行うものとする。
- 2 一般放送は、原則として管理者の所属する企画部で行うものとする。

(放送時間)

- 第19条 放送は、次に掲げる時間内に行うものとする。
 - (1) 緊急放送は、それを必要とするときに随時実施する。
 - (2) 一般放送は、執務時間内とする。8時30分から17時15分
 - (3) 時報は、毎日17時の定時とする。
- 2 前項第2号の規定にかかわらず管理者が必妾と認めた場合は勤務時間外に放送することができる。
- 3 放送は、緊急放送を除き3分以内に終了するよう努めなければならない。

(放送の方法)

- 第20条 放送は、放送の受信対象者および放送主体を明らかにしたうえで、放送事項を簡潔、明瞭に行うこととする。
- 2. 他の放送事業者が行う放送の再放送はしてはならない。

(放送の申込)

- 第21条 各課長等は、所掌の事務で一般放送により区民に周知する必要のある場合は、放送申込書(第1号様式)を放送希望日の7日前までに管理者に提出しなければならない。 ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 2 管理者は、前項の依頼を受けたときは管理責任者と協議し、放送の可否について統括管理者の決定を受け、放送決定書(第2号様式)を申込者に送付するものとする。

第3章 移動系

(通信の種類および事項)

- 第22条 通信の種類は、非常通信と平常通信とする。
- 2 非常通信とは、法第74条に規定する通信および防災計画に定める災害対策に係る通信をいい、おおむね次に掲げる事項とする。
- (1) 地震、台風、洪水および津波等の予警報に関する事項
- (2) 災害情報の収集、伝達に関する事項
- (3) 災害対策に係る措置要請、指令、伝達に関する事項
- 3 平常通信とは、非常通信以外の一般行政に関する通信をいい、おおむね次に掲げる事項とする。
- (1) 区一般行政の運絡に関する事項
- (2) 訓練に関する事項

(運用熊勢)

- 第23条 非常通信は、原則として防災計画に定める態勢により行うものとする。
- 2 平常通信は、あらかじめ無線設備を設置し、もしくは配備した部局または必要に応じて 貸出しを受けた部局において行うものとする。

(通信時間)

第24条 無線局は、常時運用するものとする。ただし、平常通信は原則として執務時間内の8時30分から17時15分の間とし、1回につき3分以内とする。

(通信の方法)

第25条 通信の方法は、無線局運用規則(昭和25年電波監理委員会規則第17号)を遵守するとともに、別に定める運用の手引に基づき、通信の円滑な実施に努めなければならない。

第4章 雑則

(運用熊勢の特例)

- 第26条 夜間休日等における無線局の地震警報放送等については、防災宿直員が必要な措置を講じるものとする。
- 2 あらかじめ指定した無線従事者が登庁したときは、防災宿直員は、直ちに当該無線従事者に無線局の運用を引き継ぐものとする。

(委任)

第27条 この要綱に定めるもののほか、無線局の運用について必要な事項は、別に防災ま ちづくり部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 品川区防災無線機綱運営要綱(昭和53年10月13日制定)は、昭和56年3月31 日限り廃止する。

付 則

この要綱は、平成5年4月1日から適用する。

付 則

この要綱の改正は、平成13年4月1日から適用する。

付 目

この要綱の改正は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱の改正は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱の改正は、平成28年4月1日から適用する。

品川区消火器設置要綱

制定 昭和47年5月31日 改正 平成24年9月要綱第198号

(目的)

第1条 この要綱は、大地震発生と同時に起こると予想される多発的火災または平常火災を区民の協力によって初期に防止し、区民の生命財産の安全を図るため、品川区が配置する消火器の設置基準および管理について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で消火器とは、品川区が設置するもので強化液消火器にあっては薬液 6 リットル以上、粉末消火器にあっては薬剤 3 キログラム以上の容量の消火器をいう。

(設置基準)

- 第3条 消火器の設置基準は、次のとおりとする。
- (1) 市街地に設置する消火器の設置間隔は、120メートルを原則とする。
- (2)建物構造密集度から延焼拡大危険の大きい地域は、消火器の設置間隔を80から100メートルとする。
- (3)避難道路および避難道路に準ずる道路の両側 200 メートル以内の地域は、消火器の設置間隔を60メートルとする。ただし、耐火建築物の合計建築面積の占める割合が3分の2以上または建ペい率が20パーセント以下の部分を除く。
- (4) 広域避難場所に指定された区域の周囲 200 メートル以内の地域は消火器の設置間隔を80メートルとする。
- (5) 第3号の避難道路に準ずる道路は次のとおりとする。
 - ア. 国道1号線(第二京浜)
 - イ. 国道15号線(第一京浜)
 - ウ. 放射2号線、補助152号線(中原街道)
 - エ. 環状 6 号線(山手通り)
 - オ.補助15号線(明治通り)
 - 力.補助26号線
 - キ. 補助28号線(池上通り)
- (6) 前各号に定める設置基準にかかわらず、区長が必要と認める地域については、任意の基準 を定めることができる。

(配置区域)

第4条 消火器の配置区域は、区内全域とする。ただし、公園、埋立地等家屋の存在しない区域については、消火器の設置を省略することができる。

(設置方法)

- 第5条 消火器の設置方法は、次のとおりとする。
- (1) 消火器は、地震による倒壊の影響を受けない場所で、道路に面し目立ちやすく容易に使用

できる場所を定め、通行その他の障害にならないように設置する。

- (2) 取付け位置は、おおむね地盤面から高さ1メートル以上1.5メートル以下とする。
- (3) 消火器は、格納箱におさめ、老朽および盗難の防止を図る。

(設置場所の承諾と移動)

- 第6条 区は、消火器を設置しようとするとき、その設置場所の所有者に対し承諾を得るものとする。またその所有者が設置場所を移動しようとする場合は、あらかじめ区に連絡するものとする。
- 2 区は、前項の連絡があったとき、ただちに新しい設置場所を定めるものとする。

(維持管理)

- 第7条 消火器の維持管理については、区が行なう。ただし区は消火器の薬剤消費、破損および紛失の連絡に関することは町会(自治会を含む。)の協力を得るものとする。
- 2 区は、前項の連絡があったとき、ただちに必要な措置を講ずるものとする。これに要する経 費は区が負担する。

(定期検査)

第8条 区は、消火器が常に効果的に使用できるよう定期的に検査を行なうものとする。

(取扱い指導)

第9条 区は、関係防災機関の協力を得て、地域住民に対し消火器の取扱いについて指導を行なう ものとする。

(賠償)

第10条 区は、故意または過失により消火器(格納箱を含む。)に損害を与えた者に対し、ただちに原形に回復させ、またはこれに要する費用を賠償させるものとする。ただし、区がやむを得ない理由があると認めるときはこの限りではない。

(必要な事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項についてはそのつど区長が定める。

付 則

この要綱は、昭和47年5月31日から適用する。

付 則(平成24年9月7日改正)

この要綱は、平成24年9月15日から適用する。

品川区有耐震建築物に併設する防火貯水槽設置に関する要綱

制定 昭和52年12月1日

改正 昭和60年要綱第88号

改正 平成13年6月要綱第159号

改正 平成21年4月要綱第164号

改正 平成27年4月要綱第312号

(目的)

第1条 この要綱は大震火災から区民の生命と財産を守るため、品川区が防災上設置する貯水槽のうち、品川区有耐震建築物に付帯して併設する貯水槽の投置および管理について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で貯水槽とは、品川区が建設する耐震構造建築物の地下に併設、接続または隣接して投置する貯水槽をいう。

(設置義務)

第3条 品川区の耐震構造建築物を建設するに当たって、建築物を主管する課は貯水槽を併設しなければならない。

建築物を主管する課は、計画時および設置修了後、その位置、規模等を防災まちづくり部防災課 に通知しなければならない。

(設置基準)

- 第4条 貯水槽の設置基準は、次のとおりとする。
 - (1) 関東大震災程度の地震に、十分耐えうる構造とする。
 - (2) 容量は40 ㎡以上とする。
- (3)「導水装置」「集水ピット」等、消防用設備の技術基準については防災課の指示に従う。導水口は消防活動を迅速に進めるために主要道路に面して設置する。
 - (4)(2)の容量の受水槽を設置する場合は、貯水槽を設置しなくてもよいとするが、(1)と
 - (3) の基準で受水槽を設置し、貯水槽兼用とする。
- (5) 従来の施設で(2) の容量の受水槽は、(1) と(3) の基準に適合するように強化補修する。

(維持管理および廃止)

第5条 貯水槽の維持管理については、建築物を主管する課が行う。

災害時または訓練には、使用を認めるものとする。なお、受水槽の場合、訓練には使用しない。 貯水槽または受水槽を廃止したときは、防災まちづくり部防災課に通知しなければならない。

(定期検査)

第6条 建築物を主管する課の防火管理者は、貯水槽が常に使用できるよう消防署の保全検査に 合わ

せて、月1回ろう水検査を行うものとする。

(その他必要な事項)

第7条この要綱に定めるもののほか必要な事項については、その都度区長が定める。

付則

この要綱は、昭和52年12月1日から施行する。

付則

この要綱の改正は、昭和60年4月1日から施行する。 付則

この要綱の改正は、平成13年4月1日から施行する。 付則

この要綱の改正は、平成21年4月1日から施行する。 付則

この要綱の改正は、平成27年4月1日から施行する。

街頭消火器外観点検委託に関する要綱

制定 昭和58年11月7日

昭和60年4月要綱第93号

改正 平成2年4月1日

平成2年5月要綱第37号

改正 平成4年10月26日部長決定

平成4年10月要綱第102号

改正 平成6年4月22日部長決定

平成6年4月要綱第35号

改正 平成13年4月2日部長決定

平成13年5月要綱第145号

改正 平成21年3月27日部長決定

平成21年4月要綱第168号

改正 平成27年3月31日部長決定

平成27年4月要綱第313号

(目 的)

第1条 この要綱は、区が設置した街頭消火器の定期外観点検(以下単に「外観点検」という。)の委託に関し必要な事項を定め、もって大地震における 火災に対していつでも対応できるよう街頭消火器を整備するとともに、「自 分たちの町は自分たちで守る」という意識の高揚を図ることを目的とする。

(委 託)

- 第2条 区長は、外観点検を品川区防災協議会各地区協議会(以下「地区協議会」 という。)会長に委託するものとする。
- 2 地区協議会の会長は、地区内の防災区民組織本部長(各町会、自治会長)に 受託した外観点検を分与して行わせることができる。

(委託の受理)

第3条 外観点検を受託した地区協議会の会長は、承諾書(第1号様式)および 請書(第2号様式)を区長に提出するものとする。

(点検整備)

- 第4条 外観点検を行う者は、消火器外観点検票(第6号様式)により指示された事項に対し、自己の所有器具同様に注意をもって点検を行い、街頭消火器定置図(第7号様式)にその所在を記入して提出するものとする。
- 2 外観点検は、年1回行うこととし、別に定められた期間内に随時行うものと

する。

- 3 消火器外観点検票(第6号様式)は、消火器1本につき1枚を使用する。
- 4 外観点検を行う者は、外観点検の整備の際、消火器に事故あるときは、防災まちづくり部防災課へ 連絡を行うものとする。

(委託料の申請)

- 第5条 地区協議会の会長は、外観点検が完了したときは、速やかに完了報告書 (第3号様式)、請求書(第4号様式)、領収書(第5号様式)、消火器外観 点検票(第6号様式)、街頭消火器定置図(第7号様式)を区長に提出する ものとする。
- 2 委託料の算出基準は、次のとおりとする。地区協議会単位 1本800円×本数+72,500円(均等割)

(委託料の支払)

第6条 委託料の支払については、受託者からの完了報告書(第3号様式)に基づき検査終了後、請求書提出日から30日以内に支払うものとする。

(委 任)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、別に防災まちづくり部長が定める。

付 則

この要綱は、昭和58年11月7日から適用する。

付 則

この要綱は、平成2年4月1日から適用する。

付 則(平成4年10月26日第4条、第7条改正)

この要綱は、平成4年4月1日から適用する。

付 則(平成6年4月22日第2条改正)

この要綱は、平成6年4月1日から適用する。

付 則(平成13年4月2日第4条、第7条改正)

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

八潮地区防災資機材の稼働・点検の委託に関する要綱

制定 平成 3 年 1 月 6 日区長決定 要綱第 3 号

改正 平成 4 年 10 月 26 日部長決定 平成 4 年 10 月要綱第 101 号

改正 平成 6 年 4 月 22 日部長決定 平成 6 年 4 月要綱第 34 号

改正 平成 11 年 3 月 31 日部長決定 平成 11 年 4 月要綱第 56 号

改正 平成 13 年 4 月 2 日部長決定 平成 13 年 5 月要綱第 143 号

改正 平成 16 年 5 月 21 日部長決定 平成 16 年 5 月要綱第 91 号

改正 平成 21 年 3 月 27 日部長決定 平成 21 年 4 月要綱第 1 6 9 号

改正 平成 27 年 3 月 31 日部長決定 平成 27 年 4 月要綱第 3 1 4 号

(目的)

第1条 この要綱は、区が八潮地区に災害救援用として常備している防災資機材を定期的に稼働・点検すること(以下「稼働・点検」という。)の委託について必要な事項を定め、もって大地震時等における救援活動にいつでも対応できるよう防災資機材を整備するとともに、「自分たちの町は自分で守る」という防災意識の高揚を図ることを目的とする。

(委託)

- 第2条 区長は、稼働・点検を品川区防災協議会八潮地区協議会 (以下「八潮地区防災協議会」という)に委託するものとする。
- 2 八潮地区協議会は、八潮地区内の防災区民組織本部長(自治会長)に受託した稼働・ 点検を分与して行わせることができる。

(委託の受理)

3 稼働・点検を受託した八潮地区協議会(以下「受託者」という。)は、承諾書 (第1号様式)および請書(第2号様式)を区長に提出するものとする。

(稼働・点検)

- 第3条 受託者は、発電機点検票(第3号様式)、排水ポンプ点検票(第4号様式)お よびバーナー・ゴトクセット点検票(第5号様式)により指示された事項に対し、稼働・点検を行い、 必要事項を記入するものとする。
- 2 受託者は、稼働·点検を完了したときは、完了報告書(第6号様式)および前項の 点検票を区長に提出しなければならない。
- 3 受託者は、稼働・点検を年1回行うこととし、別に定められた期間内に行うものと する。

(委託料)

- 第4条 受託者は、稼働・点検を完了したときは、請求書(第7号様式)および領収書 (第8号様式)を区長に提出するものとする。
- 2 委託料は、定額72,500円にバーナー・ゴトクセット1セットにつき5,00 0円、排水ポンプ1台につき4,000円、発電機1台につき3,000円を加算し た額とする。
- 3 区長は、受託者からの完了報告書(第6号様式)に基づき、検査終了後、請求書提出日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(委任)

第5条 この要綱の施行について必要な事項は、別に防災まちづくり部長が定める。

付 則

この要綱は、平成2年12月1日から適用する。

付 則 (平成4年10月26日第5条改正)

この要綱は、平成4年4月1日から適用する。

付 則(平成6年4月22日第2条改正)

この要綱は、平成6年4月1日から適用する。

付 則(平成11年3月31日第3条改正)

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

付 則(平成13年4月2日第5条改正)

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

付 則(平成16年5月21日第3条・第4条改正)

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

火災使用消火器薬剤詰替事業要綱

制定 昭和62年8月13日区長決定

要綱第60号

改正 平成 4 年 10 月 26 日部長決定

平成 4 年 10 月要綱第 100 号

改正 平成23年3月10日区長決定

要綱第67号

改正 平成24年10月9日区長決定

要綱第 207 号

改正 平成 27 年 3 月 31 日部長決定

平成 27 年 4 月要綱第 316 号

(目的)

第1条 この要綱は、火災時に使用した消火器薬剤の詰め替え(以下「詰め替え」という。)について規定し、もって災害に対する区民および区内事業者の互助の精神に基づく自発的かつ積極的な防災活動に資することを目的とする。

(対象となる消火器)

- 第2条 詰め替えの対象となる消火器は、個人または事業者が所有する消火器で、放火等本人 の責めに帰すべき事由に因らずに区内で発生した火災の消火に使用したものであって、次の要 件を満たすものとする。
 - (1) 構造上、薬剤補充可能なものであること。
 - (2) 設計標準使用期限内または耐用年数内のものであること。
 - (3) 薬剤補充に支障のある破損等がないこと。

(申請)

- 第3条 詰め替えを希望する個人または事業者(以下「申請者」という。)は、使用後速やかに「火災使用消火器薬剤充填申請書」(第1号様式)により、区長に申請しなければならない。
- 2 前項に規定する申請は、町会・自治会長が取りまとめ、行うことができる。

(詰替え)

- 第4条 区長は、前条の申請があったときは、消火器の使用状況を確認のうえ、詰め替えを行う ものとする。
- 2 区長は詰め替えの申し出を受付けたときは、受付簿(第2号様式)に記載し、直ちに詰め替え業者(以下「業者」という。)に詰め替えを指示するものとする。
- 3 業者は、申請者(前条第2項の規定による申請の場合は、取りまとめを行った町会・自治会 長。以下同じ。)に預かり書を交付したうえ消火器を預かり、詰め替えるものとする。

- 4 業者は、申請者から求めがあった場合は、詰め替え完了までの間代替品を置くものとする。
- 5 業者は、消火器預かり後7日以内に詰め替えを完了し、申請者に引き渡すものとする。
- 6 業者は、詰め替え済消火器を引き渡した時に申請者より受領書(第3号様式)の交付を受けるものとする。
- 7 業者は、受領書を添付し、完了報告書を防災まちづくり部防災課に提出するものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、防災まちづくり部長が定める。

付 則

この要綱は、昭和62年8月1日より施行する。

付 則(平成4年10月26日第4条改正) この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付 則(平成23年3月10日第2条、第3条、第4条改正) この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成24年10月9日第1条、第2条、第3条、第4条改正) この要綱は、平成24年10月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

品川区における防災区民組織の育成に関する要綱

制定 昭和49年5月10日

改正 昭和54年10月15日

改正 昭和55年4月30日

改正 昭和56年4月30日

改正 昭和59年7月1日

改正 昭和60年4月1日 昭和60年要綱第84号

改正 昭和61年4月1日 昭和61年要綱第52号

改正 平成元年4月1日 平成元年要綱第20号

改正 平成4年10月26日部長決定 平成4年要綱第99号

改正 平成21年3月24日 平成21年要綱第165号

改正 平成27年3月31日部長決定 平成27年要綱第305号

改正 平成29年2月3日区長決定 平成29年要綱第6号

改正 平成30年3月28日区長決定 平成30年要綱第99号

(目的)

第1条 この要綱は、区内関係防災機関の協力を得て、東京都震災対策条例第34条 の規定に基づき、品川区民が町会(自治会などの団体を含む。以下「町会」という。) を母体として自主的に結成する防災区民組織の育成を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で防災区民組織とは、区民が町会を母体として自主的に結成する組織でその町会の存する区域内の全区民を構成員とするものをいい、その町会に在する区民消火隊・ミニポンプ隊は、防災区民組織内の防災部に位置づけるものとする。また関係防災機関とは、消防署、消防団および警察署をいう。

(育成・指導の基本的方針)

第3条 防災区民組織は、自主的に結成され運営されるべきものである。したがって、 区および関係防災機関は、あくまでも地域の区民に対する防災意識の普及および高 揚を図ることに主眼をおき、その結果として防災区民組織の結成が促進されるよう 努めることを基本とする。

(対象)

第4条 育成、指導の対象は、各町会区域を単位とする区民とする。

(育成指導機関)

第5条 育成指導機関は、品川区および関係防災機関とする。

(育成指導の実施形態)

- 第6条 育成指導機関は、町会長および町会役員を対象に防災区民組織の重要性、必要性について啓もう活動を行う。
- 2 町会が既存組織を母体として、また既存組織に防災に関する新たな組織を加える 等、防災区民組織の結成を図っていく過程において、育成指導機関の指導、協力を 必要とする場合は、町会の要請に基づき防災区民組織の重要性、地震防災に関する 知識等を内容とする説明会等を開催し、組織化の促進を図る。
- 3 既に防災区民組織を結成している町会に対しては、地震防災に関する知識の普及 を図るために防災教室、防災訓練の実施および訓練内容の充実を図り組織の質的向 上に努めるとともに、町会内における事業所、施設等の加わった町ぐるみの地域防 災組織の確立を目指すものとする。

(組織の結成)

第7条 前条により防災区民組織を結成した町会は、「防災区民組織の結成について」 を区長に提出するものとし、これにより当該町会は、防災区民組織を結成したもの とする。

(防災資器材の支給)

- 第8条 区は、防災区民組織における応急対策の促進を図るため、組織結成時に必要な防災資器材を支給するものとする。
- 2 防災資器材の支給を希望する防災区民組織の長は、防災資器材支給申請書(第1 号様式)を区長に提出するものとする。
- 3 防災資器材の支給を受けた防災区民組織の長は、防災資器材受領書(第2号様式) を提出しなければならない。
- 4 防災区民組織は、その活動に際し十分当該資器材を活用するとともにその良好な 管理保全に努めなければならない。

(助成金の交付)

- 第9条 区は、防災区民組織の結成を促進するとともに、その運営の円滑化と組織の 資質の向上を図り、また、地域特性に応じた防災資器材の整備を進めるため、予算 の範囲内で助成金を交付する。
- 2 助成金交付対象事項は次の各号に限るものとする。
 - (1) 防災用資器材、装備品、備蓄品の整備
 - (2) 機器類の補修費
 - (3) 防災用印刷物の作成費、配布費
 - (4) 防災訓練費

- 3 助成金の算出基準は次の各号によるものとする。
 - (1) 結成年度は、50円×世帯数+3万円
 - (2) 結成年度の翌年度以降は、25円×世帯数+2万円
 - (3) 区民消火隊を有する防災区民組織にあっては、前2号のほか1隊につき3万円
 - (4) ミニポンプ隊を有する防災区民組織にあっては、前3号のほか1隊につき2万円
 - (5) 防災訓練経費助成分として、訓練参加人員に応じた金額
 - (6) 防災資器材整備助成分として、5万円を超えない範囲内で、防災区民組織ご とに次条の規定に基づき区長が定める額
- 4 助成金交付手続き(前項第6号を除く。)は、「品川区町会・自治会に対する助成金(環境整備・防災)交付要綱(平成元年4月27日制定、要綱第22号)により一括執行するものとする。この場合にあっては、防災区民組織の長は助成金交付手続きに関する業務をその所属する町会長に委任したものとみなす。ただし、これに拠ることが不適当な場合を除く。

(防災資器材整備助成分の交付)

- 第10条 防災資器材整備助成分の交付を受けようとする者は、防災資器材整備助成金申請書(第3号様式)およびその他区長が必要と認める書類を区長に提出しなければならない。
- 2 区長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、助 成の可否およびその額を決定する。
- 3 区長は、前項に規定により助成金を交付すると決定したときは、防災資器材整備 助成金交付決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。
- 4 前項の規定による交付決定の通知を受けた者は、速やかに防災資器材を整備しなければならない。
- 5 第3項の規定による交付決定の通知を受けた者は、防災資器材の整備後、速やかに防災資器材整備助成金請求書(第5号様式)および防災資器材整備助成金報告書(第6号様式)を提出し、本助成金を請求するものとする。
- 6 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該請求に係る助成金 を交付するものとする。
- 7 防災資器材整備助成分の交付を受けようとする者は、その交付を受けようとする 年度の2月末日までに区長へ、防災資器材整備助成金申請書を提出しなければなら ない。

(委任)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は防災まちづくり部長が定める。

付 則

この要綱は、昭和49年5月10日から施行する。

付 則

この一部改正は、昭和54年10月15日から施行し、第8条の改正規定は、昭和54年4月 1日から施行する。

付 則

- この一部改正は、昭和55年5月1日から施行する。 付 則
- この一部改正は、昭和56年5月1日から施行する。 付 則
- この一部改正は、昭和59年7月1日から施行する。 付 則
- この一部改正は、昭和60年4月1日から施行する。 付 則
- この一部改正は、昭和61年4月1日から施行する。 付 則
- この一部改正は、平成元年4月1日から施行する。 付 則(平成4年10月26日第10条改正)
- この要綱は、平成4年4月1日から適用する。 付 則
- この一部改正は、平成21年4月1日から施行する。 付 則
- この一部改正は、平成27年4月1日から施行する。 付 則
- この一部改正は、平成29年4月1日から施行する。 付 則
- この一部改正は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号(第8条関係)

年 月 日

品川区長様

組織名 代表者氏名 住所 電話 ()

防災資器材支給申請書

品川区防災区民組織における応急対策の促進を図るため、品川区における防災区民 組織の育成に関する要綱第8条第2項に基づき、下記のとおり防災資器材の支給を申 請します。

記

支 給 物 品 名	数量 備 考
担架	基
リヤカーまたは車椅子	台
破壊工具セット	組
防災服一式 (役員用)	組
のぼり旗	流

様式第2号(第8条関係)

年 月 日

品川区長様

組織名 代表者氏名 住所 電話 ()

防災資器材受領書

下記のとおり防災資器材を受領したので、品川区における防災区民組織の育成に関する要綱第8条第3項に基づき、受領書を提出します。

記

支 給 物 品 名	数量 備 考	
担架	基	
リヤカーまたは車椅子	台	
破壊工具セット	組	
防災服一式(役員用)	組	
のぼり旗	流	

年 月 日

品川区長様

組織名 代表者氏名 住所 電話 ()

防災資器材整備助成金申請書

防災資器材の整備にあたり防災資器材整備助成金の交付を受けたく、防災区民組織 育成に関する要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

整備予定品一覧表

品目	数量	単価	金額
計			円

(予定)

項目	金額	備考
助成対象経費額	円	
助成金申請額	円	上限50,000円
防災区民組織負担額	円	

様式第4号(第10条関係)

品防防発第号年月

様

品川区長

防災資器材整備助成事業助成金交付決定通知書

年 月 日付申請の 年度防災資器材整備助成金について、品 川区における防災区民組織の育成に関する要綱第10条第2項の規定に基づき、下記 のとおり助成金を交付することを通知します。

		記	
1.	整備資器材名		

2. 第10条に関する助成金

項目	金額	備考
助成対象経費額	円	
助成金額	円	上限50,000円
防災区民組織負担額	円	

以上

担当部署: 担当者:

問い合わせ先:

様式第5号(第10条関係)

⇒ ++	IN.	——.
= =	求	丰.
請	1 \	書

金

ただし、 年度 <u>防災区民組織</u>防災資器材整備助成金 上記の金額を請求します。

品川区長様

年 月 日

組織名 氏 名 住 所 電話番号

印

振込先金融機関

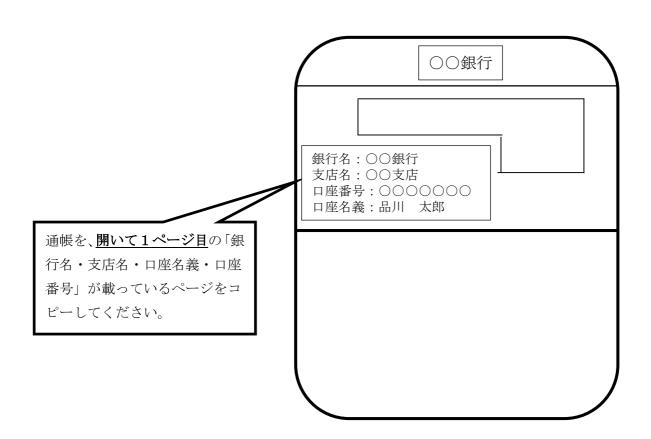
320000000000000000000000000000000000000				
		銀 信用3 信用 <i>組</i>		本店 支店
預金種目	1.普通 2.当座 3. 貯蓄 (○で囲む)	口座 番号	電話	
フリガナ				
氏 名				

【注意事項】

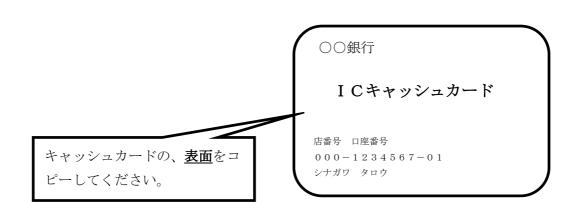
- 1. 町会・自治会名義の口座を記入すること。
- 2. 振込口座の分かる通帳等の写しを添付すること。【裏面参照】
- 3. 記載事項の訂正は二重線を引き、同じ印鑑で訂正をすること。
- 4. 申請者より委任を受けた者は委任状の記載内容と相違がないようにすること。

添付書類について

①通帳のコピーの場合



①キャッシュカードのコピーの場合



※①か②をコピーして添付してください。コピーは、口座名義・番号等が分かるように、できる限り鮮明にコピーしてください。

年 月 日

委 任 状

品川区長様

 組織名

 (委任者) 氏 名 印

 住所

 電話番号

私は、下記の者を代理人と定め、 年度 <u>防災</u> <u>区民組織</u>防災資器材整備助成金 円受領に関する一切の権限 を委任します。

記

 組織名

 (受任者) 氏 名 印

 住所電話番号

年 月 日

品川区長様

組織名 代表者氏名 住所 電話 ()

防災資器材整備助成金報告書

年 月 日付品防防発第 号における防災資器材の整備について、 防災区民組織育成に関する要綱第10条第5項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

		記	
1.	整備資器材名		

2. 第10条に関する助成金

項目	金額	備考
助成対象経費額	円	
助成金額	円	上限50,000円
防災区民組織負担額	円	

3. 添付書類 別紙のとおり (領収書、写真)

(領収書を貼付)
(写真を貼付)

小型防災ポンプ、動力ポンプおよびスタンドパイプならびにこれらの付属品の配備に 関する要綱

制定 昭和52年 7月18日

改正 平成20年 1月29日 要綱第 6号

改正 平成27年 6月 4日 要綱第419号

(目的)

第1条 この要綱は、平常時または発災時における火災に対して、一般的防災対策が不可能な地域で、自らの町を自らの手で守ろうとする防災区民組織に対し、区が配備する小型防災ポンプ、動力ポンプおよびスタンドパイプならびにこれらの付属品(以下「ポンプ等」とする)の運用について必要な事項を定めることを目的とする。

(配備基準)

- 第2条 ポンプ等は区が特に必要と認める場合、下記の基準により配備する。
- (1) 小型防災ポンプおよび動力ポンプならびにこれらの付属品は、防災区民組織が結成され、かつ防火部またはそれに準ずる部の中にポンプに応じた隊が編成された組織に配備する。
- (2) スタンドパイプならびにこれらの付属品は、防災区民組織が結成された組織に 配備する。

(配備品目)

第3条 配備品目は、別表のとおりとする。

(運用)

第4条 小型防災ポンプおよび動力ポンプの運用は、第2条(1)の隊が行い、常時地域住民6名以上の防災要員を確保しておくものとする。なお、スタンドパイプにおける運用はこの限りでない。

(管理)

第5条 ポンプ等の管理は、品川区物品管理規則によるものとする。ただし、その保管 については、防災区民組織本部長に依頼するものとする。

(点検整備)

第6条 小型防災ポンプおよび動力ポンプの点検整備は、毎月1回の放水点検および使用のつど実施するものとする。

(訓練)

第7条 配備されたポンプ等を使用しての訓練は、防災区民組織活動の一環として行う ものとする。

(返環)

第8条 防災区民組織において必要がなくなったポンプ等については、区に返還するものとする。

付則

この要綱は平成27年6月4日から施行する。

別表 小型防災ポンプ、動力ポンプおよびスタンドパイプ付属品表

		物品名	数量	備考
	本体	小型防災ポンプ	1	
		吸水管	1	吸水管用ストレーナー・ちり籠付
		ホース	5	
小型		筒先	1	噴霧ノズル付
型防災ポンプ		組立水槽	1	0.5 t 用 格納袋付
ポポ		燃料携行缶	1	1 0 0用
レププ	付属品	消火栓媒介金具	1	
内		スピンドルドライバー	1	
訳		消火栓鍵	1	
		格納庫	1	1 ㎡以内
		団旗	1	
	本体	動力ポンプ	1	
		吸水管	1	吸水管用ストレーナー・ちり籠付
		ホース	5	
		筒先	1	噴霧ノズル付
動		組立水槽	1	1. 0 t 用 格納袋付
力ポ		燃料携行缶	1	1 0 0 用
ベンプ	 付属品	消火栓媒介金具	1	
フ 内	竹周口 	スピンドルドライバー	1	
訳		消火栓鍵	1	
		鳶口	1	
		投光器	1	
		格納庫	1	5 ㎡以内
		団旗	1	
ワ	本体	スタンドパイプ	1	
スタ		媒介金具	1	
タンドパイプ		ホース	3	
パ		筒先	1	噴霧ノズル付
イプ	付属品	スピンドルドライバー	1	
内		消火栓鍵	1	
訳		台車	1	

[※]スタンドパイプは小型防災ポンプおよび動力ポンプの配備状況によって、防災区民組織毎に配備内容および数量が異なる。

品川区防災協議会各地区協議会運営に係る事務事業委託に関する要綱

制定 平成30年3月28日 区長決定 要綱 第98号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区地域センターの設置に関する条例(昭和28年品川区条例 第23号)に規定する各地域センターの所管区域(以下「地区」という。)につき1 会ずつ設置する品川区防災協議会各地区協議会(以下「協議会」という。)に対し、 事務事業を委託することに関して基本的な事項を定めることを目的とする。

(対象事業)

第2条 委託の対象となる事務事業は、協議会が運営する防災訓練、研修会、その他 区内全域にわたる自主防災活動を推進するものとする。

(委託内容等の提示)

第3条 区長は、協議会に事務事業を委託するときは、委託内容、委託料および委託 条件等を協議会に提示しなければならない。

(委託料の算出)

- 第4条 委託料の算出方法は、別表に掲げる基準によるものとする。
- 2 別表に掲げた基準の他、区長が特に必要と認める場合は、委託料に加算するものとする。

(委託料の支払)

第5条 委託料の支払に係る時期および方法等は、別に防災まちづくり部長が決定する。

(協議会の手続)

- 第6条 協議会は、当該事務事業の委託に係る年度の初めに、区長に次の各号に掲げる書類を速やかに提出しなければならない。
 - (1) 承諾書(第1号様式)
 - (2) 請書(第2号様式)
 - (3) 請求書(第3号様式)
 - (4) 事務事業年間計画書(第4号様式)
 - (5) その他区長が必要と認める書類

(状況報告および勧告)

第7条 区長は、委託した事務事業の進行状況について、協議会に随時報告を求め、 または勧告することができる。

(報告書の提出)

第8条 協議会は、当該事務事業の委託に係る年度が終了したときは、区長に事務事業 業実施結果報告書(第5号様式)を速やかに提出しなければならない。

(委託の取消)

- 第9条 区長は、協議会が次の各号の一に該当するときは、事務事業の委託の全部または一部を取り消すことができる。
 - (1) 委託した事務事業の内容またはこれを付した条件その他法令等に違反したとき。
 - (2) 委託する事務事業の実施方法が著しく不適当と認められたとき。
 - (3) その他区長が不適当と認めたとき。

(委託料の返還)

- 第10条 区長は、協議会が次の各号の一に該当するときは、委託料の全部または一部 を返還させることができる。
 - (1) 前条の規定により事務事業の委託を取り消したとき。
 - (2) 事業年間計画書に記載の事務事業について、協議会の責に帰すべき理由により不履行があったとき。
 - (3) その他区長が不適当と認めたとき。

(事務事業の経理等)

第11条 協議会は、事務事業に係る委託料について、品川区会計事務規則(昭和39年 品川区規則第5号)を遵守し、その収入および支出に関する帳簿を備えるとともに、 事業の状況を常に明確にしておかなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に防 災まちづくり部長が定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

別表 (第4条関係)

委託料の算出方法

1	定額分		@60,000×13 地区
2	加算分	世帯分	@4,000×各地区1,000 世帯ごとに
			百の位を四捨五入した値
3	加算分	防災区民組織分	@3,000×地区内の防災区民組織数

平成 年 月 日

品川区長様

品川区防災協議会

第 地区協議会

(代表者) 氏 名住 所電話番号

承 諾 書

品川区防災協議会各地区協議会運営に係る事務事業委託に関する要綱に基づき、品川区防災協議会 第 地区協議会運営に係る事務事業委託について、 受託することを承諾いたします。

つきましては、別紙「平成 年度品川区防災協議会 第 地区協議会事 務事業年間計画書」を提出いたします。

請 書

- 1. 件 名 品川区防災協議会 第 地区協議会運営に係る事務事業委 託
- 2. 金 額 円
- 3. 期 間 平成 年月日~平成 年月日
- 4. 実施内容 平成 年度品川区防災協議会 第 地区協議会事務事業 年間計画書

上記の金額及び内容をもって、履行することをお請けします。

平成 年 月 日

品川区長様

代表者 品川区防災協議会 第 地区協議会

氏 名 印

請求書

金円也

ただし、平成 年度品川区防災協議会 第 地区協議会運営に係る事務事業委 託料

上記の金額を請求いたします。

平成 年 月 日

品川区長様

品川区防災協議会

第 地区協議会

(EII)

(代表者) 氏 名

住 所

電話番号

平成 年 月 日

印

(EII)

委 任 状

(委任者) 氏 名

住 所

電話番号

私は、下記の者を代理人と定め、平成 年度品川区防災協議会 第 地区協議 会運営に係る事務事業委託料受領に関する権限を委任します。

記

(受任者) 氏 名

住 所

電話番号

注: 委任状は地区防災協議会会長以外の方へ振り込む場合のみご記入願います。

平成 年度 品川区防災協議会 第 地区協議会

事務事業実施結果計画書

<u> </u>		. =							<u> </u>
No,	事務事業名	実施日	実施場所	参加対象	参加人員	事業費	委託料	地区負担 金その他	支出内容
1									
2									
3									
4									
5									
計									

円

年間委託料

平成 年度 品川区防災協議会 第 地区協議会

事務事業実施結果報告書

年間委託料 円

No,	事務事業名	実施日	実施場所	参加対象	参加人員	事業費	委託料	地区負担 金その他	支出内容
1									
2									
3									
4									
5									
計									

ミニポンプ隊および区民消火隊員感謝要綱

制定 平成 元年12月27日 区長決定 平成 2年 1月 要綱第 2号

改正 平成 4年10月12日 部長決定 平成 4年11月 要綱第105号

改正 平成13年 4月 2日 部長決定 平成13年 5月 要綱第144号

改正 平成21年 3月27日 部長決定 平成21年 4月 要綱第170号

改正 平成 2 7年 3月31日 部長決定 平成 2 7年 4月 要綱第 3 0 2 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、区内各防災区民組織におけるミニポンプ隊員および区民消火隊 員のうち、永年にわたり地域における防災活動や任務に精励し、その功労が顕著な者 に対し感謝の意を表すとともに、さらに防災活動の充実発展を図ることを目的とする。

(感謝の方法)

第2条 感謝の方法は、感謝状と記念品を贈呈して行う。

(対象および基準)

第3条 対象者は、ミニポンプ隊および区民消火隊へ入隊後10年以上を経過し、 常に率先して訓練に励むとともに、他の隊員の模範となり、その功績が顕著な者で、 防災区民組織本部長の推薦のある者および区長が特に認める者とする。

(推薦手続き)

第4条 推薦にあたっては公正に行い、前記推薦基準に該当する者で、真に功績が顕著と認められるものを推薦することとする。

2 前項に掲げる在任期間は、ミニポンプ隊および区民消火隊の結成日または入隊日の翌年1月1日より起算し、毎年1月1日を基準として、在任期間を決定する。

(委任)

第5条 この要綱の施行について必要な事項は、別に防災まちづくり部長が定める。

付則

この要綱は、平成 元年12月15日から施行する。 付則(平成4年10月12日第5条改正) この要綱は、平成 4年 4月 1日から適用する。 付則 (平成13年4月2日第5条改正)

この要綱は、平成13年 4月 1日から適用する。 付則

この要綱は、平成21年 4月 1日から適用する。 付則

この要綱は、平成27年 4月 1日から適用する。

家庭用消火器購入助成要綱

制 定 昭和61年5月1日区長決定 要綱第23号 改 正 平成4年4月30日部長決定 平成4年5月 要綱第46号 改 正 平成11年3月31日部長決定 平成11年4月要綱第55号 改 正 平成13年4月2日部長決定 平成13年5月要綱第146号 改 正 平成14年5月1日部長決定 平成14年5月要綱第50号 改 正 平成15年4月1日部長決定 平成15年4月要綱第29号 改 正 平成21年3月27日部長決定 平成21年4月要綱第166号 改 正 平成27年3月31日部長決定 平成27年4月要綱第303号

(目的)

第1条 この要綱は、地震火災および通常火災に対する区民による初期消火活動を徹底するため、家庭用消火器の購入斡旋および購入費の一部助成(以下「助成金」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(購入斡旋および助成の対象者)

第2条 購入斡旋および助成は、区内に住所を有する者で、区が斡旋する消火器を購入する世帯主を対象として実施する。ただし、消防法施行令により消火器の設置を義務づけられている防火対象物に設置しようとする者を除く。

(消火器の種類)

第3 条 区が斡旋する消火器は、区が指定した表示シールを貼付した国家検定合格品の粉末消火器(ABC型・薬剤量1.5 kg入り) とする。

(斡旋消火器の数量・価格および助成金額)

第4条 斡旋消火器の数量・価格および助成金額については、予算の範囲内で別に防

災まちづくり部が定める。

(申込みできる本数)

第5 条 購入申込みできる本数は、一世帯 1 本とする。ただし、特別な事情がある場合はその限りでない。

(申込み方法)

第6条 斡旋消火器の購入希望者は、住所・氏名・連絡先電話番号・本数を防災課へ通知する。通知方法は、別に防災まちづくり部長が定める。

(申込み期間)

第7条 消火器の購入申込み期間は、別に防災まちづくり部長が定める。

(助成金の交付決定等)

第8条 区長は、第6条に定める申込みを受理し審査のうえ助成金の交付を決定する。

(指定業者)

第9 条 区長は、区が斡旋する消火器の取扱業者として東京都消防設備協同組合を指定する。(以下「指定業者」という。)

(斡旋消火器)

第10条 区長は、助成金交付を決定したときは申込者の住所・氏名等必要事項を記載した家庭用消火器斡旋通知書(以下「斡旋通知書」という。第1 号様式) を指定業者に送付するものとする。

(納品時期と納品方法)

第11条 指定業者は、斡旋通知書を受けた日から40日以内に申込者の住所に斡旋消火器を納入(以下「納品」という。) するものとする。

(代価請求)

第12条 指定業者は、納品に際し現品と引き替えに消火器代金の個人負担分を受領し その領収書を発行するものとする。

(助成金の交付申請手続)

第13条 指定業者は、納品に際し助成金の交付請求および受領に関するすべての権限を受任するための委任状 { 「家庭用消火器購入助成金に関する委任状 (以下「委任 状」という。) | 第2号様式 } を申込者から徴するものとする。

(助成金請求)

第14条 指定業者は、すべての消火器納品を完了次第委任状を添えて助成金交付を請求するものとする。

(他商品の宣伝および販売の禁止)

第15条 指定業者は、斡旋消火器の納品に際し、他商品を宣伝しまた販売してはならない。ただし、区民から希望のあった場合を除く。

(その他)

第16条 前各条に定めるもののほか、本要綱の運用に関し必要がある場合は防災まちづくり部長がこれを定める。

付則

この要綱は、昭和61年5月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成14年5月1日から適用する。

付 訓

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

付則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

家庭用消火器薬剤詰替斡旋事業実施要綱

制 定 昭和62年10月16日区長決定 要綱第67号

改 正 平成5年5月10日部長決定 平成5年5月要綱第42号

改 正 平成14年5月1日部長決定 平成14年要綱第51号

改 正 平成15年4月1日部長決定 平成15年要綱第30号

改 正 平成21年3月27日部長決定 平成21年要綱第167号

改 正 平成27年3月31日部長決定 平成27年要綱304号

(目的)

第1条 この要綱は、薬剤有効期限が経過した家庭用消火器の薬剤の詰替(以下「詰替」という。)を斡旋することにより、消火器の機能維持を図り初期消火の徹底を期するものとする。

(斡旋対象者)

第2条 斡旋対象者は、区内居住者とする。ただし、消防法施行令により消火器の設置を義務づけられている防火対象物件所有者を除く。

(対象消火器)

第3条 詰替の対象となる消火器は、家庭用消火器で、詰替可能なものとする。 (取扱業者の指定)

第4条 詰替の取扱業者は、東京都消防設備協同組合第4支部の区内業者(以下「指 定業者」という。)とする。

(斡旋方法)

第5条 斡旋を希望するものは、住所・氏名・連絡先電話番号・薬剤種類・容量・本数を防災課に通知する。通知方法は、防災まちづくり部長が定める。

(申込み期間)

第6条 申込み受付け期間は、防災まちづくり部長が定める。

(詰替料金)

- 第7条 詰替の対象となる消火器の詰替料金は、指定業者と協議して別に定める。 (消火器の預り方法)
- 第8条 指定業者が詰替を必要とする消火器を申込者から預かるときは、次の各号に 定めるところによるものとする。
 - (1) 申込み通知書を持参して、申込者宅を訪問し、申込みの確認をする。

- (2) 対象消火器の外観点検を行い、詰替可能な消火器には、申込者の住所氏名および電話番号を記入したシールを当該消火器に貼る。
- (3) 申込者に対しては、消火器預り証を交付する。

(詰替消火器の取扱い)

- 第9条 詰替消火器は、預り証を交付した日から起算して7日以内に詰替を完了させ、 所有者宅に配達する。
- 2. 詰替た消火器には、指定業者の消火器点検票を貼付する。

(その他)

第10条 前各条に定めるもののほか、本要綱の運用に関し必要がある場合は防災まちづくり部長が定める。

付 則

この要綱は、昭和62年11月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日より適用する。

付 則

この要綱は、平成14年5月1日より適用する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日より適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日より適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日より適用する。

わが家の防災ハンドブック広告掲載取扱要綱

制定 平成 2 5 年 1 月 1 0 日区長決定 要綱第 2 号 改正 平成 2 7 年 3 月 3 1 日部長決定 要綱第 3 1 7 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、品川区が発行するわが家の防災ハンドブックへの広告を 掲載するのに必要な事項を定める。

(掲載の範囲)

- 第2条 掲載できる広告は、次のいずれも該当しないものとする。
- (1) わが家の防災ハンドブックの公共性およびその品位を損なうおそれがあるもの。
- (2) 風俗営業取締法(昭和23年法律第122号)第1条に掲げる営業に該当するもの。
 - (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝に係るもの。
 - (4)公序良俗に反するもの。
- (5) その他わが家の防災ハンドブックに掲載する広告として妥当でないと認められるもの。

(広告掲載の優先順位)

第3条 広告の掲載は、次の順位によるものとする。

順位	業 種	内 容
1	国、政府関係機関、地方公共団体およびこれ	業務全般(利用者サービ
	らに類するもの	スを目的とするもの)
2	私企業のうち、公共性を有する企業で、次に	
	掲げるもの	
	運輸、ガス、電気供給、新聞、区内に本店また	
	は支店を有する信用金庫・信用組合・保険会	
	社等	
3	私企業のうち、区内で公共事業	区内で行う工事を通じて
	を請け負っている地元企業	企業のパブリシティを行
		うもの
4	区内の学校、各種の区民団体、文化・スポー	学校・文化行事案内
	ツ・レクリエーション施設(不特定の区民が	利用案内等
	利用できる施設)、区内のデパート、スーパ	
	一、商店街	

5 その他前条の広告の範囲のもの

(掲載の位置)

第4条 広告を掲載する位置は、わが家の防災ハンドブック (A4判) の最終 頁の外側・中側 (全頁) とする。

(広告の大きさ)

第5条 広告の大きさは次のとおりとする。

	広告名	大きさ	備考
1	1号広告	縦およそ29センチメートル	最終頁の外側
		横およそ21センチメートル	全頁 (カラー)
2	2号広告	縦およそ14センチメートル	最終頁の外側
		横およそ21センチメートル	全頁の横2分の1(カラー)
3	3 号広告	縦およそ14センチメートル	最終頁の外側
		横およそ10センチメートル	全頁の横4分の1(カラー)
4	4号広告	縦およそ 7センチメートル	最終頁の外側
		横およそ10センチメートル	全頁の横8分の1(カラー)
5	5号広告	縦およそ29センチメートル	最終頁の中側
		横およそ21センチメートル	全頁 (カラー)
6	6 号広告	縦およそ14センチメートル	最終頁の中側
		横およそ21センチメートル	全頁の2分の1(カラー)
7	7号広告	縦およそ14センチメートル	最終頁の中側
		横およそ10センチメートル	全頁の4分の1(カラー)
8	8 号広告	縦およそ 7センチメートル	最終頁の中側
		横およそ10センチメートル	全頁の8分の1 (カラー)

(広告の掲載料)

第6条 広告の掲載料は、次のとおりとする。

- (1) 1号広告 960,000
- (2) 2号広告 480, 000
- (3) 3号広告 240, 000
- (4) 4号広告 120,000
- (5) 5号広告 720, 000
- (6) 6号広告 360, 000
- (7) 7号広告 180, 000
- (8) 8号広告 90, 000

(広告掲載希望者の募集)

第7条 防災まちづくり部長は、第2条および第3条の規定により、広告

掲載の方針を定め、掲載対象を選定し、直接依頼あるいはHP等で希望者を募集する。 (広告の申込み)

第8条 わが家の防災ハンドブックに広告を掲載しようとする広告掲載希望者は、広告掲載申込書(様式1)に掲載しようとする版下原稿を添えて、 区長に提出するものとする。

(決定)

第9条 防災まちづくり部長は、前条の申込書を受理したときは、第3条 および第4条に基づき選定し、速やかに掲載の可否を通知する。

なお、同順位が2つ以上ある場合は抽選とする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載料は、掲載の可否決定後、一括全納するものとする。 ただし、防災まちづくり部長が認めたときはこの限りでない。

(広告掲載料の還付)

第11条 既納の広告掲載料は還付しない。

ただし、広告掲載が決定した広告掲載希望者の責によらない理由により広告掲載できなかったときは、還付することができる。

(広告の版の内容および版代)

第12条 広告の版の内容および版の作成経費は、広告主の責任および負担とする。

第13条 防災まちづくり部長は、編集発行上支障があるとき、または、 広告掲載料を納入しなかったときは、当該契約を取り消すことがで きる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、要綱施行に必要な事項は防災まちづくり部 長が定める。

付則

この要綱は、平成25年1月10日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付要綱

制定 平成28年7月25日 区長決定

要綱第 223 号

改正 平成29年3月28日 区長決定

要綱第 36 号

(目的)

第1条 この要綱は、住宅に感震ブレーカーを設置した者に対し、その費用の一部を 補助することにより、震災時における電気に起因する火災を抑制するための感震ブレーカーの設置を促進し、通電火災による被害の減少および地域防災力の向上を図り、安全で災害に強いまちづくりに寄与することを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定 めるところによる。
 - (1) 感震ブレーカー 地震発生時、住宅内の電気を遮断することで電気に起因する出火を防止するための機具で、一般社団法人日本配線システム工業会の「感震機能付住宅用分電盤ガイドラインJWDS0007付2」の規格で定める構造および機能を有する分電盤タイプのブレーカー
 - (2) 補助対象経費 感震ブレーカーを取り付ける際の機具の購入および設置に 要した費用の額に消費税額を合わせた額
 - (3) 補助対象地域 東京都が平成24年1月に策定した木密地域不燃化10年 プロジェクト実施方針内の不燃化推進特定整備地区(放射2号線および補助2 8、29号線沿道地区を除く)
 - (4) 既設住宅 補助対象地域内にある木造戸建住宅および木造共同住宅
 - (5) 新築住宅 補助対象地域内において木造戸建住宅または木造共同住宅に建て替えたもの
 - (6) 補助決定者 既設住宅または新築住宅に居住し、既設住宅または新築住宅に おいて感震ブレーカーの設置に伴う補助金の交付申請を区長へ行い、区長の補 助金交付決定を受けた者
 - (7) 指定業者 区と協定を締結し、既設住宅に感震ブレーカーを設置する工事を 行い、補助決定者の補助金交付請求および受領に関する全ての権限を補助決定 者より委任された事業者

(補助対象者)

第3条 この要綱により補助を受けることができる者は、既設住宅または新築住宅に 居住し、既設住宅または新築住宅において感震ブレーカーを設置しようとする個人 とする。ただし、既設住宅および新築住宅のうち、木造共同住宅を所有する者が感 震ブレーカーを設置する場合、その木造共同住宅に自らが居住する部屋部分に限る。

(補助回数の制限)

第4条 この要綱により補助を受けることができる回数は、その補助を受けようとする年度において既設住宅および新築住宅のいずれか個人で1回とする。

(補助金額)

- 第5条 この要綱による補助金額は、予算の範囲内で、次の各号に掲げる場合に応じ、 当該各号に定める額とする。この場合において、補助金額に1円未満の端数が生じ た場合は、切り捨てるものとする。
 - (1) 既設住宅 補助対象経費の3分の2(上限50,000円)
 - (2) 新築住宅 10,000円

(補助金の交付申請)

- 第6条 この要綱による補助金の交付申請は、次の各項に定める申請書および必要な 書類を感震ブレーカー設置前に区長に提出しなければならない。
- 2 既設住宅に感震ブレーカーを設置し、補助金の交付を受けようとする者は、品川 区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付申請書(既設住宅用)(第1号様式)を 提出しなければならない。
- 3 新築住宅に感震ブレーカーを設置し、補助金の交付を受けようとする者は、品川 区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付申請書(新築住宅用)(第2号様式)を 提出しなければならない。

(申請期日)

第7条 既設住宅および新築住宅に感震ブレーカーを設置し、補助金の交付を受けようとする者は、その交付を受けようとする年度の2月末日までに区長へ申請書を提出しなければならない。

(補助金の交付決定および補助金額の確定)

- 第8条 区長は、第6条の規定による申請があったときは、速やかに当該申請に係る 書類の審査を行い、補助の要件を満たすと認めたときは、補助金の交付および補助 金額を決定し、品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付決定通知書(既設住 宅・新築住宅用)(第3号様式、以下「決定通知書」という。)により補助決定者に 通知する。
- 2 区長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金 交付の決定に際して条件を付し、また必要に応じて現地確認をすることができる。
- 3 区長は、第1項の審査により、補助の要件を満たしていないと認めるときは、品 川区感震ブレーカー設置推進事業補助金不交付決定通知書(既設住宅・新築住宅用)

(第4号様式)により、通知する。

(指定業者への指示)

第9条 区長は、既設住宅に感震ブレーカーを設置する指定業者に品川区感震ブレーカー設置推進事業指示書(第5号様式)により指示する。

(領収書の発行)

第10条 既設住宅に感震ブレーカーの設置工事を完了した指定業者は、補助対象経費から補助金額を差し引いた負担分の領収書を補助決定者に発行するものとする。

(補助の取下げ・取止め)

- 第11条 補助決定者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金(取下げ・取止め)届出書(既設住宅・新築住宅)(第6号様式)を区長に提出しなければならない。
 - (1) 補助金の交付決定後、感震ブレーカーの購入または設置を取止めるとき。
 - (2) その他、補助金の交付申請を取下げるとき。

(補助金交付の請求)

- 第12条 既設住宅に感震ブレーカーの設置を完了した指定業者は、品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金に関する委任状(第7号様式、以下「委任状」という。) を添えて、補助金を請求するものとする。
- 2 新築住宅に感震ブレーカーの設置を完了した補助決定者は、速やかに品川区感震 ブレーカー設置推進事業補助金交付請求書(第8号様式)により、区長に補助金の 交付を請求しなければならない。
- 3 前二項ともに品川区感震ブレーカー設置推進事業実績報告書(既設住宅・新築住宅用)(第9号様式)を請求と併せて提出しなければならない。

(補助金交付請求の委任)

- 第13条 既設住宅に感震ブレーカーを設置し、決定通知書による工事が完了した指定業者は、感震ブレーカー設置工事完了に際し、補助金交付請求および受領に関する全ての権限を受任するため、委任状を補助決定者から徴するものとする。
- 2 新築住宅に感震ブレーカーを設置し、前条第2項の規定による請求をする者は、 補助金の受領について当該工事を実施した施工者に委任することができる。その場合は、前条第2項の規定による請求の際に、併せて当該受領に関する品川区感震ブレーカー設置推進事業委任状(第10号様式)を区長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第14条 区長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると

認めたときは、補助金の交付決定の一部または全部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 区長が補助金の交付決定に際して付した条件に違反したとき。
- (3) その他、この要綱の規定に違反する等、区長が補助金の交付を不適当と認める事由が生じたとき。
- 2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定の一部または全部を取り消した場合は、品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付決定(一部・全部)取消通知書(既設住宅・新築住宅用)(第11号様式)により、その旨を補助決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、 既に補助金が交付されているときは、品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金返 還請求書(既設住宅・新築住宅用)(第12号様式)により、補助決定者に対して 期限を定め、その返還を求めるものとする。

(他商品の宣伝および販売の禁止)

第16条 指定業者は、感震ブレーカー設置工事の際、補助決定者に対して他商品を 宣伝し、または販売してはならない。ただし、補助決定者から希望のあった場合は、 この限りではない。

(財産処分制限期間)

第17条 品川区補助金等交付規則第18条に規定する目的に反する使用、譲渡、交換または貸し付けを制限する期間は、設置が完了した日より10年とする。ただし、家を新築、改築を行う場合、天災による場合等はこの限りではない。

(免責)

第18条 この事業は、地震発生時の家屋の出火および延焼から生命・財産を守ることを保証するものではなく、被害が発生しても品川区はその責任を負わないものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるほか、補助金の交付に関し必要な事項は、防災まちづくり部長が定める。

付 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付申請書(既設住宅用)

(申請先)品川区長

(申請者)	
住所	
氏名	印
電話番号	

品川区感震ブレーカー設置推進事業について補助金の交付を受けたいので、品川区 感震ブレーカー設置推進事業補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、次のとおり申請します。

ソ中間しより。		
購入・設置	メーカー名	
予定製品	製品・品番名	
購入・設置に	こかかる金額	
(税	込)	円
補助金額	須(※)	円
添付	資料	・見積書の写し(上記製品の内容が分かるもの)・設置場所が分かる案内図(住宅地図等)・対象建築物の構造が確認できるもの(建築計画概要書等)・感震ブレーカーの規格および構造が確認できるカタログまたは仕様書等の写し

※補助金額は購入・設置にかかる金額に2/3を乗じて、1円未満を切り捨てた額とする。(上限50,000円)

※住宅または部屋の賃借人等が補助金の交付を申請する場合、所有者・管理者等の許可を得たうえ申し込むこと。

以下、品川	区記入欄	収受印
受付番号		

品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付申請書(新築住宅用)

(申請先) 品 川 区 長

(申請者)	
住所	
氏名	印
電話番号	

品川区感震ブレーカー設置推進事業について補助金の交付を受けたいので、品川区 感震ブレーカー設置推進事業補助金交付要綱第6条第3項の規定に基づき、次のとお り申請します。

購入・設置	メーカー名	
予定製品	製品・品番名	
申請	金額	円
添付	·資料	・見積書の写し(上記製品の内容が分かるもの)・設置場所が分かる案内図(住宅地図等)・対象建築物の構造が確認できるもの(建築計画概要書等)・規格および構造が確認できるカタログまたは仕様書等の写し

以下、品川区記入欄	
	収受印
受付番号	

様式第3号(第8条関係)

 品防防発第
 号

 平成年
 月日

様

品川区長 濱野 健

品川区感震ブレーカー設置推進事業

補助金交付決定通知書 (既設住宅・新築住宅)

平成 年 月 日付で申請されました品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付申請書について、審査した結果、品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、以下のとおり補助金を交付することを決定いたしました。

・第6条第2項に関する補助金

項目	金額	備考
補助対象経費額	円	設置に係る経費全額
補助金額	円	補助対象経費額の2/3 (上限50,000円)
申請者負担額	円	実際に業者へ支払う金額

※補助金額に1円未満の端数が生じた場合は切り捨てとします。

・第6条第3項に関する補助金

項目	金額	備考
補助金額	円	

• 上	記のとお	り決定し	た補助金に	ついては、	品川区感震力	ブレーカー	一設置推進	基事業補助
金交	付要綱第	8条第2	項の規定に	基づき、	下記のとおり	条件を付っ	すこととし	」ます。

条件:		

※条件欄が空白の場合は条件を付しておりません。

担当部署:

担当者:

 品防防発第
 号

 平成年
 月日

様

品川区長 濱野 健

品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金
 不交付決定通知書(既設住宅・新築住宅用)

平成 年 月 日付で申請されました品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付申請書について、審査した結果、品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付要綱第8条第3項の規定に基づき、以下のとおり補助金を交付しないことを決定いたしました。

理由

 一般社団法人日本配線システム工業会の「感震機能付住宅用分電盤ガイ
ドラインJWDS0007付2」の規格で定める構造および機能を有し
ないため
分電盤タイプではないため
補助対象地域外のため
補助対象建築物の構造ではないため
(その他)

担当部署:

担当者:

 事務
 連絡

 平成年
 月日

品川区感震ブレーカー設置推進事業指示書

事業者名 代表者名

品川区長 濱野 健

以下の申込みについて、補助要件を満たすと判断しましたので、設置に係る連絡調整・工事等をお願いします。

番号	氏名	住所	電話番号	受付日	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

- ・法令および協定内容を遵守すること。
- ・設置における工事前、設置中および工事後の記録写真を報告書に添付すること。

担当部署:

担当者:

平成 年 月 日

品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金

(取下げ・取止め) 届出書(既設住宅・新築住宅)

(申請先)品川区長

(申請者)	
住所	
氏名	印
電話番号	

品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、申請しました品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付申請書を(取下げ・取止め)ますので、同要綱第11条第1号または第2号により、以下のとおり提出します。

補助金交付決定通知日	未交付	•	平成	年	月	日	
理由							



様式第7号(第12条関係)

平成 年 月 日

品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金に関する委任状

平成 年 月 日付品防防発第 号にて決定通知のあった品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金について、以下の補助金の請求・受領に関する一切の権限を(事業者名)(住所)に委任します。

補助金	円
委任者	
氏名	印
住所	
電話番号	

品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付請求書

(申請先) 品川区長

(申請者または委任を受けた者)

住所	
氏名	印
電話番号	

品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付要綱第12条第2項の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を請求します。

C()(0 C(0) III) 2 E (1) C (1) C (1) C (1)					
交付決定通知書番号	平成	年	月	日・第	号
交付決定通知書によ					Ш
る交付金額					円
北京になった。公司市が後月日		農	銀行 信用金庫 信用組合 業協同組合		支店 出張所 支所
振込先金融機関	口座番号		普	通・当座	
	ふりがな				
	口座名義人				

【注意事項】

- 1. 申請者または申請者より委任を受けた者の口座とすること。
- 2. 振込口座の分かる通帳等の写しを添付すること。
- 3. 記載事項の訂正は二重線を引き、同じ印鑑で訂正をすること。
- 4. 申請者より委任を受けた者は委任状の記載内容と相違がないようにすること。

以下、品川区記入欄	収受印
受付番号	

平成 年 月 日

品川区感震ブレーカー設置推進事業実績報告書 (既設住宅・新築住宅用)

(申請先) 品川区長

(申請者または委任を受けた者)	
住所	
氏名	印
電話番号	

品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付要綱第12条第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

購入・設置 製品	メーカー名	
	製品・品番名	
添付資料(裏面貼付)		設置前、工事中および設置後の写真

(裏面有)

【設置前の写真】	
	(8171)
	(貼付)
【工事中の写真】	
	(貼付)
【設置後の写真】	
	(貼付)
	(11 17 /



様式第10号(第13条関係)

平成 年 月 日

品川区感震ブレーカー設置推進事業委任状

平成 年 月 日付品防防発 号にて決定通知のあった品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金について、以下の補助金の請求・受領に関する一切の権限を被委任者に委任します。

補助金	円
委任者	
氏名	印
住所	
電話番号	
被委任者	
会社名	
代表者名 氏名	印
住所	
電話番号	

【注意事項】

請求書および支払金口座振替依頼書を併せて提出すること。

 品 防 防 発 第
 号

 平成
 年
 月

 日

様

品川区長 濱野 健

品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付決定 (一部・全部)取消通知書(既設住宅・新築住宅用)

平成 年 月 日第 号品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付決定通知書(既設住宅・新築住宅用)について、品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付要綱第14条第2項の規定に基づき、次のとおり補助金の交付決定の(一部・全部)を取り消したので通知します。

取消の種類		一部	•	全部	
交付決定金額	取消前				
	取消後				
取消の理由					

担当部署:

担当者:

様式第12号(第15条関係)

品防防発第号平成年月日

様

品川区長 濱野 健

品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金返還請求書 (既設住宅・新築住宅用)

品川区感震ブレーカー設置推進事業補助金交付要綱第15条の規定に基づき、次のとおり補助金の返還を請求します。

_	10/4 The 10/10/10 Co. 7 ()	
1.	補助金返還請求額	

- _____円
- 2. 返還方法 別添え納入通知書により金融機関へ納付してください。
- 3. 返還期限 平成 年 月 日()

担当部署: 担当者: 問い合わせ先:

品川区防火防災協会補助金交付要綱

制定 昭和45年4月13日

改正 平成11年6月12日要綱第81号

改正 平成13年3月28日要綱第108号

改正 平成17年6月22日要綱第102号

改正 平成21年4月 1日要綱第347号

改正 平成27年4月 1日要綱第308号

(趣旨)

第1条 この要綱は、品川区内に存する各防火防災協会(以下「補助事業者」という。)が、 区民に対し、防火・防災思想の徹底を図り、近隣協力による防災体制つくりを推進し、 災害のない明るいまちづくりを目指すために行う事業に要する経費の一部を交付するこ とに関して必要な事項を定める。

(補助金の交付対象)

- 第2条 補助金は、補助事業者が次に掲げる事業を行うために要する経費のうち、区長が 必要かつ適当と認めたものとする。
 - 一 防火思想の普及活動
 - ニ 防火対策の調査研究
 - 三 放火犯罪等の防火活動
 - 四その他防火協力に関すること。

(補助金の交付額)

第3条 補助金の交付額は、前条に掲げる事業のうち、区長が必要かつ適当と認めた補助対象事業に要する経費の一部とし、予算の範囲内で交付する。

(交付予定額の通知)

第4条 年度当初において、区長は補助事業者に対し、別記第1号様式により補助金の交付予定額を通知する。

(補助金の交付申請)

- 第5条 補助事業者は、前条に規定する交付予定額の通知を受けたときは、区長が別に定める期限までに別記第2号様式により補助金交付申請書を区長に提出しなければならない。 (補助金の交付決定)
- 第6条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、これを審査し、交付するものと 決定したときは、別記第3号様式により補助金交付の決定を補助事業者に通知するもの とする。
- 2 区長は交付の決定に際し、必要と認める条件を付すことができる。 (申請の撤回)
- 第7条 補助事業者は、前条の交付決定の内容または条件に異議があるときは、補助金の 交付決定の日から14日以内に申請の撤回をすることができる。ただし、その期間内に 申請の撤回をしないときは、この決定に異議がないものとする。

(請求書の提出)

- 第8条 補助事業者は、第6条に規定する補助金の交付決定の通知を受けたときは、区長が定める期限までに別記第4号様式により請求書を区長に提出しなければならない。 (交付決定通知の取消し等)
- 第9条 区長は、補助金の交付決定を受けた補助事業者が、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、または、その決定の内容もしくはこれに付した条件変更することができる。

(変更の承認)

- 第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に区長の承認を得なければならない。ただし、第1号および第2号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。
 - 一 補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
 - ニ 補助対象事業の内容に変更を加えようとするとき。
 - 三 補助対象事業の全部または一部を中止もしくは廃止しようとするとき。

(事故報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合、またはその遂 行が困難となった場合は、速やかに報告し、区長の指示を受けるものとする。

(遂行状況報告)

第12条 補助事業者は、事業の適正円滑な執行を図るため、その遂行の状況に関し区長から報告を求められた場合は、これに応じなければならない。

(補助事業の遂行命令等)

- 第13条 区長は、補助事業者が提出する報告または地方自治法第221条第2項の規定による調査等により、補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これらに従って当該補助対象事業を遂行すべきことを命ずる。
- 2 前項の規定に違反したときは当該補助対象事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告書の提出)

第14条 補助事業者は、補助対象事業終了後(または会計年度終了後)速やかに別記第 5号様式により補助対象事業の事業実績報告書および収支決算書を区長に提出しなけれ ばならない。

(補助金額の確定)

第14条の2 区長は、前条の規定による届出を受けた場合は、これを審査確認し、補助金額の確定について別記第6号様式により補助事業者に通知するものとする。

(検査等)

第15条 区長が補助職員をして補助対象事業の遂行状況および経理について検査させた 場合または報告を求めた場合は、補助事業者は、これに応じなければならない。

(補助金の経理等)

第16条 補助事業者は、補助金の収入、支出に関する帳簿および事業に関する記録を整備 し、経理および事業の状況を常に明確にしておかなければならない。

(決定の取消し)

- 第17条 次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部または一部を取り消す ことができる。
 - 一 いつわりその他不正の手段により交付を受けたとき。
 - ニ 他の用途に使用したとき。
 - 三 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第18条 区長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、その事業の取消しに かかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を 命ずる。

(違約金)

第19条 補助金の交付の全部または一部を取り消し、その変換を命じたときは、補助事業者は、当該補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の返還額

につき年10.95パーセントの割合で計算した違約金を納付しなければならない。 (委任)

第20条 この要綱の施行について必要な事項は、防災まちづくり部長が定める。

付 則

この要綱は、昭和45年4月13日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成11年6月1日から適用する。
- 2 改正前の品川区防火協会補助金交付要綱により交付された補助金については、なお従 前の例による。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から適用する。
- 2 改正前の品川区防火防災協会補助金交付要綱により交付された平成16年度分の補助金については、なお従前の例による。
- 3 改正前に提出された平成17年度品川区防火防災協会補助金交付申請書は、改正後の 品川区防火防災協会補助金交付要綱による平成17年度品川区防火防災協会補助金交付 申請書とみなす。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 訓

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

(第1号様式)

年 月 日

様

品川区長

年度品川区防火防災協会補助金の交付予定額について (通知)

品川区防火防災協会補助金交付要綱に基づいて本年度交付予定額金 円を 内示するので、下記により申請されたい。

記

- 1. 申請書提出期限 年 月 日
- 2. 提 出 書 類 年度補助金申請書 (第2号様式)
- 3. 提 出 先

(第2号様式)

年 月 日

品川区長様

住 所 氏 名

年度品川区防火防災協会補助金交付申請書

品川区防火防災協会補助金交付要綱に基づき、下記金額を交付されたく関係 書類を添えて

申請いたします。

記

補助金交付申請額

円

内 訳

事業内容	金 額	摘 要
防火思想の普及活動	円	
防火対策の調査研究	円	
放火犯罪等の防止活動	円	
その他防火協力に関すること	円	
総	円	

※摘要欄については、事業項目の内容を具体的に記入してください。

(添付書類)

- 1. 防火防災協会規約および役員名簿
- 2. 年度事業計画書
- 3. 年度収支予算書 (補助金が、支出欄のいずれの項目に充当されるか

明記してください)

(第3号様式)

年 月 日

様

品川区長

年度品川区防火防災協会補助金の交付決定について (通知)

品川区防火防災協会補助金交付要綱に基づき、本年度の補助金を下記のとおり 決定したので通知します。

つきましては、同封の補助金請求書および口座振替依頼書に所要事項を記入し、押印のうえ提出してください。

記

- 1. 交付決定額 円
- 2. 提出期限 年 月 日
- 3. 提出先

(第4号様式)

請求書

金額 十 万 千 百 十 円

但し、 年度品川区防火防災協会補助金 上記のとおり請求いたします。

年 月 日

住 所 氏 名

印

品川区長 様

平成 年 月 日

委 任 状

(委任者) 住 所

氏 名

印

私は下記の者を代理人と定め、 年度品川区防火防災協会補助金の受領 に関する権限を委任します。

記

(受任者) 住 所

氏 名

印

年 月

日

品川区長様

住 所 氏 名

年度品川区防火防災協会補助金事業実績報告書

年度品川区防火防災協会補助金の支出実績は下記のとおりです。

記

補助金交付申請額

円

内 訳

事業内容	金 額	摘 要
防火思想の普及活動	円	
防火対策の調査研究	円	
放火犯罪等の防止活動	円	
その他防火協力に関すること	円	
総額	円	

※摘要欄については、事業項目の内容を具体的に記入してください。

(添付書類)

- 1. 年度事業報告書
- 2. 年度収支決算書 (補助金が、支出欄のいずれの項目に充当されたか明記してください)

(第6号様式)

年 月

日

様

品川区長

囙

年度品川区防火防災協会補助金の額の確定について (通知)

年 月 日付で提出された補助金事業実績報告書について、品川 区防火防災協会補助金交付要綱に基づいて審査した結果、下記のとおり 年度の補助金額を確定したので通知します。

記

交付確定金額

交付済金額

差引金額

問い合わせ

担当: 15.03-3777-1111内線

品川区災害医療運営委員会設置要綱

昭和60年4月要綱第 85号

改正 平成 5年3月要綱第 7号

改正 平成13年6月要綱第157号

改正 平成21年4月要綱第161号

改正 平成27年4月要綱第548号

(目的)

第1条 品川区と品川区医師会および荏原医師会との間で締結された災害時における医療救護活動に関する協定(以下「協定」という。)第13条に基づき、協定の円滑な実施を図るため、品川区災害医療運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

(1) 品川区

防災まちづくり部長

災害対策担当部長

防災まちづくり部防災課長

健康推進部健康課長

品川区保健所生活衛生課長

(2) 医師会

品川区医師会会長

荏原医師会会長

(3) 医療機関

昭和大学病院事務長

(4) 薬剤師会

品川薬剤師会会長

荏原薬剤師会会長

(5)消防署

品川消防署警防課長

大井消防署警防課長

荏原消防署警防課長

(6) 警察署

品川警察署警備課長

大崎警察署警備課長

大井警察署警備課長

荏原警察署警備課長

湾岸警察署警備課長

(会長の権限)

第3条 委員会に会長を置き、防災まちづくり部長をもってあてる。

- 2. 会長は委員会を招集し、主宰する。
- 3. 会長に事故あるときは、災害対策担当部長がその職務を代理する。

(定足数)

第4条 委員会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

(協議事項)

- 第5条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 協定を実施していくうえに必要な事項に関すること。
- (2) 関係機関および関係行政機関との連絡調整に関すること。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、防災まちづくり部防災課において処理する。

(細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が委員会にはかって定める。

付則

この要綱は、昭和51年12月17日から施行する。

付則

この要網は、平成4年4月1日から適用する。

付則

この要網の改正は、平成13年4月1日から適用する。

付則

この要網の改正は、平成21年4月1日から適用する。

付則

この要網の改正は、平成27年4月1日から適用する。

品川区災害医療連携会議設置要綱

制定 平成25年12月18日区長決

定

要綱第159号

改正 平成27年3月3日 要綱第 86号

改正 平成27年4月1日 要綱第519号

(目的)

第1条 品川区内に大規模災害が発生した際、被災者に対して適切な医療救護を行 うため、災害医療体制の整備および関係機関の連携強化を目的として、品川区災 害医療連携会議(以下「連携会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 連携会議は、前条の目的を達成するために、次に揚げる事項を所掌する。
 - (1) 災害医療体制の整備に関すること。
 - (2) 災害医療に関わる関係機関相互の連携に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるものの他、災害医療の強化充実に関して必要なこと。

(構成)

第3条 連携会議は、次に揚げる団体の代表等をもって構成する。

区内各医師会

区内各歯科医師会

区内各薬剤師会

区内柔道整復師会

区内各病院

区内各警察署

区内各消防署

品川区災害医療コーディネーター

東京都区南部地域災害医療コーディネーター

品川区

(委嘱)

第4条 委員は、区長が委嘱または任命する。

(組織)

第5条 連携会議に会長を置き、区長をもって充てる。

- 2 会長は、連携会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故のあるときは、委員のうちからあらかじめ指名する者がその職を代 理

する。

(招集)

- 第6条 連携会議は、会長が招集する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、連携会議に委員以外の者を出席させて意見

を聞くことができる。

3 委員が出席できない時は、代理者を出席させることができる。

(検討会議の設置)

- 第7条 連携会議は、災害医療に関する課題を調査・検討させるため、検討会議を おくことができる。
- 2 検討会議は、次に揚げる者をもって構成する。
 - (1) 各委員が所属団体の中から推薦する者
 - (2) 会長が必要と認めた者
- 3 検討会議に部会長を置き、構成員の中から会長が指名する。
- 4 検討会議は、必要に応じて部会長が招集する。

(事務局)

第8条 連携会議の事務局は、品川区健康推進部健康課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、連携会議に関し必要な事項は、区長が 別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年12月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則(平成27年4月1日健康推進部長決定) この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

品川区災害医療コーディネーター設置要綱

平成25年12月1日 区長決定 平成25年12月要綱第163号 改正 平成27年 4月要綱第318号

(目的)

第1条 品川区内において大規模災害が発生した際、必要とされる医療が迅速かつ適切に提供されるよう、医療資源を把握し、医療救護活動を統括し、指揮するために必要な調整および助言を得るため、品川区災害医療コーディネーター(以下「区コーディネーター」という。)を設置する。

(職務)

- 第2条 区コーディネーターは、品川区内の災害医療に関する次の職務の集約、調整および医学 的助言を行う。
 - (1)医療救護班の活動に関すること。
 - (2)医療情報の集約に関すること。
 - (3)収容先医療機関の確保に関すること。
 - (4)東京都災害医療コーディネーターおよび東京都地域災害医療コーディネーターとの連絡調整に関すること。
 - (5)医薬品および医療資機材の確保に関すること。
 - (6)他県等の応援医療・救護班、DMAT・JMAT等の受入調整に関すること。
 - (7)医療ボランティアの受入調整に関すること。
 - (8)その他医療救護に関すること。

(委嘱)

- 第3条 区長は、医師が所属する団体に対し、区コーディネーターの推薦を依頼する。
- 2 区コーディネーターは、災害医療と地域医療に精通し、区コーディネーターにふさわしい行動が可能な医師に対し、区長が委嘱する。
- 3 区長は、推薦を依頼した団体と、区コーディネーターに関する協定書を締結するものとする。

(定数)

第4条 区コーディネーターの定数は、3人とする。ただし、区長が特別に認めた場合は、この 限りでない。

(任期)

第5条 区コーディネーターの任期は、選出した日から、選出した日の属する翌年度の 3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

(身分および職務への専念)

- 第6条 第3条に基づき委嘱された区コーディネーターは、医師が所属する団体において定めた 身分を、引き続き有するものとする。
- 2 区コーディネーターが、次条に基づき参集した場合は、品川区保健衛生部長(健康推進部長) の指示があるまで、区コーディネーターの職務に専念する。

(参集)

- 第7条 区コーディネーターは、大規模災害発生時に、区長の要請に基づき参集する。
- 2 区コーディネーターは、特別区のいずれかの地点で震度 5 強以上が観測された場合は、前項 の規定にかかわらず、参集する。
- 3 区コーディネーターは、品川区地域防災計画に基づき設置される品川区保健衛生部または区 長が指定した場所に参集する。

(指揮命令、協力および連携)

- 第8条 区コーディネーターは、品川区医保健衛生部長の指揮および監督のもと、職務を遂行する。
- 2 区コーディネーターは、役割分担し、互いに協力しながら職務を遂行する。
- 3 区コーディネーターは、東京都災害医療コーディネーターおよび東京都地域災害医療コーディネーターと連携し、職務を遂行する。

(会議および訓練への参加)

- 第9条 区コーディネーターは、第2条に掲げる職務を遂行するため、会議および訓練に参加する。
- 2 区コーディネーターが参加すべき会議および訓練は、次のとおりとする。
- (1)品川区災害医療連携会議
- (2)前2号に掲げるもののほか、品川区保健衛生部長が指定した会議および訓練

(報償費)

第10条 区長は、区コーディネーターが第7条に基づき災害発生時に参集した場合、または前条に基づき訓練に参加した場合、区コーディネーターに対して報償費を支払う。ただし、他の参集者および訓練参加者と、著しく均等を欠く場合、区コーディネーターに報償費を支払わないことができる。

(事故および損害の責任と負担)

第11条 区長は、区コーディネーターが協定書に基づき参集または訓練等に参加した場合、事故等により死亡、負傷、もしくは病気にかかった場合、または事故等による負傷、病気で障害を持つ状態となったときは、災害に際し応急措置の業務に従事した者または水防に従事した

者の損害補償に関する条例(昭和52年3月30日条例第16号)および災害に際し応急措置の業務に従事した者または水防に従事した者の損害補償に関する条例施行規則(昭和42年5月1日規則第16号)に基づき、区コーディネーターまたはその遺族に対し、損害補償を行う。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、区コーディネーターの運用に必要な事項は、別に定める。

付則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

品川区災害薬事コーディネーター設置要綱

平成 2 8 年 3 月 3 0 日 区長決定 平成 2 8 年 4 月 要綱第 1 2 5 号

(目的)

第1条 品川区内において大規模な災害(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。)が発生した際、必要とされる医療が迅速かつ適切に提供されるよう、品川区災害医療コーディネーター等と連携し、地域の薬事に関する調整および助言を得るため、品川区災害薬事コーディネーター(以下「薬事コーディネーター」という。)を設置する。

(職務)

- 第2条 薬事コーディネーターは、災害時における品川区内の薬事に関する次に掲げる職務(以下「職務」という。)の集約、調整および助言を行う。
 - (1) 医薬品等の備蓄に関すること。
 - (2) 災害薬事センターの設置に関すること。
 - (3) 医療救護班薬剤師の活動に関すること。
 - (4) 医薬品等の調達、管理および供給に関すること。
 - (5) 品川区災害医療コーディネーターおよび災害拠点病院薬剤師部等との連絡調整に関すること。
 - (6) 薬事関係者の状況把握および調整に関すること。
 - (7) 薬事に関する医療ボランティアの受入れの調整に関すること。
 - (8) その他薬事に関すること。

(委嘱)

- 第3条 区長は、薬剤師が所属する団体に対し、薬事コーディネーターの推薦を依頼する。
- 2 薬事コーディネーターは、薬事と地域事情に精通し、かつ、薬事コーディネーターとしてふ さわしい行動をすることができる薬剤師のうちから、区長が委嘱する。
- 3 区長は、第1項の規定により依頼した団体と、薬事コーディネーターに関する協定書を締結 するものとする。

(定数)

第4条 薬事コーディネーターの定数は、2人とする。ただし、区長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(任期)

第5条 薬事コーディネーターの任期は、選出した日から、同日の属する翌年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

(身分および職務への専念)

第6条 第3条第2項の規定により委嘱された薬事コーディネーターは、当該薬事コーディネー

ターが所属する団体において定めた身分を、引き続き有するものとする。

- 2 薬事コーディネーターが、次条第1項および第2項の規定により参集した場合は、品川区保 健衛生部長(健康推進部長)の指示があるまで、薬事コーディネーターの職務に専念する。 (参集)
- 第7条 薬事コーディネーターは、大規模災害の発生時に、区長の要請に基づき参集する。
- 2 薬事コーディネーターは、特別区の区域内におけるいずれかの地点で震度 5 強以上が観測された場合は、前項の規定にかかわらず、参集する。
- 3 薬事コーディネーターは、品川区地域防災計画に基づき設置される品川区災害医療救護本部 または区長が指定した場所に参集する。

(指揮命令、協力および連携)

- 第8条 薬事コーディネーターは、品川区保健衛生部長の指揮および監督のもと、職務を遂行する。
- 2 薬事コーディネーターは、役割を分担し、互いに協力しながら職務を遂行する。
- 3 薬事コーディネーターは、品川区災害医療コーディネーターおよび災害拠点病院薬剤部等と 連携し、職務を遂行する。

(会議および訓練への参加)

- 第9条 薬事コーディネーターは、職務を遂行するため、会議および訓練に参加する。
- 2 薬事コーディネーターが参加すべき会議および訓練は、次のとおりとする。
 - (1) 品川区災害医療連携会議
 - (2) 前号に掲げるもののほか、品川区保健衛生部長が指定した会議および訓練(報償費)
- 第10条 区長は、薬事コーディネーターが第7条の規定により災害発生時に参集した場合または前条第1項の規定により訓練に参加した場合は、当該薬事コーディネーターに対して報償費を支払う。ただし、他の参集者および訓練参加者と著しく均等を欠く場合はこの限りでない。 (事故および損害の責任と負担)
- 第11条 区長は、薬事コーディネーターが第3条第3項の規定により締結した協定書に基づき 参集または訓練等に参加した場合、事故等により死亡、負傷、もしくは病気にかかった場合 または事故等による負傷、病気で障害を有する状態となった場合は、災害に際し応急措置の 業務に従事した者または水防に従事した者の損害補償に関する条例(昭和52年品川区条例第 16号)および災害に際し応急措置の業務に従事した者または水防に従事した者の損害補償に 関する条例施行規則(昭和42年品川区規則第16号)に基づき、薬事コーディネーターま たはその遺族に対し、損害補償を実施する。

(その他必要な事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、その都度区長が定める。 付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

品川区消防団員に対する報償金等支給要綱

制定 平成 9年 8月28日 区長決定 平成 9年 9月 要綱第 81号 改正 平成13年 4月 3日 部長決定 平成13年 6月 要綱第151号 改正 平成21年 3月27日 部長決定 平成21年 4月 要綱第171号 平成27年度4月要綱第 306号

(趣旨)

第1条 この要綱は、品川区の消防団員が、火災予防運動等に従事した場合の報償金 および優良消防団員として表彰された場合の報奨金の支給について、必要な事項 を定めるものとする。

(報償金の支給対象)

第2条 区長は、次の区分により、1日を単位として必要かつ適当と認める範囲で消 防団員に対して、報償金を支給するものとする。

(1) 火災予防運動従事1人1回 2,500円(2) 歳末警戒従事1人1回 2,500円(3) 水防訓練従事1人1回 2,500円

(報奨金の支給対象)

第3条 区長は、必要かつ適当と認める範囲で団始式において優良消防団員として表彰された消防団員に対して、報奨金を支給する。額については、1人1回につき1,000円とする。

(報償金の請求)

- 第4条 消防団員は、第2条の報償金の支給対象となった場合には、所属する消防団 の代表者に請求および受領の権限を委任しなければならない。
 - 2 前項の委任を受けた代表者は、報告書を添えて、区長に請求するものとする。

(報奨金の請求)

第5条 消防団員は、第3条の報奨金の支給対象となった場合には、所属する消防団 の代表者に請求および受領の権限を委任しなければならない。 2 前項の委任を受けた代表者は、報告書を添えて、区長に請求するものとする。

(委任)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、別に防災まちづくり部長が定める。

付則

この要綱は、平成9年5月1日から適用する。 付則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。 付則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。 付則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

品川区消防団等補助金交付要綱

制定 昭和40年 5月31日 区長決定 改正 昭和54年 5月31日 区長決定 改正 昭和61年 5月 8日 区長決定 改正 平成 2年 4月27日 区長決定 平成 2年 5月 要綱第28号 改正 平成 4年 5月 6日 部長決定 平成 4年 5月 要綱第48号 改正 平成13年 5月 7日 部長決定 平成13年 5月 要綱第135号 改正 平成14年 5月27日 部長決定 平成14年 5月 要綱第 54号 改正 平成21年 3月27日 部長決定 平成21年 4月 要綱第172号 平成27年 3月31日 部長決定 平成27年 4月 要綱第307号

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、品川区消防団の各本団および分団ならびに消防少年団(以下「補 助事業者」という。)の維持運営に要する補助金の交付について必要な事項を定めるも のとする。

(補助金の交付対象)

- 第 2 条 区長は、次の事業および装備に要する経費のうち必要かつ適当と認めるものに 対して補助金を交付するものとする。
 - (4) 補助事業者の円滑な運営およびその質的向上を図るための事業
 - (5) 補助事業者の団員相互の交誼親睦を図るための事業
 - (6) 補助事業者の活動に有効な装備品

(補助金の交付額)

- 第3条補助金の交付額は、次の区分によるものとする。
 - (1) 本団1団あたり

600,000円

(2) 分団1団あたり

200,000円

(3) 消防少年団1団あたり 30,000円

(4) 予算の範囲内で認める装備品の経費

(交付予定額の通知)

第 4 条 区長は、年度当初において、別記第1号様式により補助金の交付予定額を補助 事業者に通知する。

(補助金の交付申請)

- 第 5 条 補助事業者は、前条の交付予定額の通知を受けたときは、別に定める期限まで に別記様式第2号様式による補助金交付申請書を区長に提出しなければならない。
 - 2 補助事業者は、前項の申請に際しては、別記第3号様式から第3号様式の4までにより事業計画書および収支予算書を区長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 6 条 区長は、前条の申請書を受理した場合は、これを審査し、交付するものと決定 したときは、別記第4号様式による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するもの とする。

(請求書の提出)

第 7 条 補助事業者は、前条の補助金交付決定通知書を受けたときは、区長が別に定める期限までに別記第5号様式による請求書を区長に提出しなければならない。

(事故報告)

第 8 条 補助事業者は、補助対象事業が予定内の期間内に完了しない場合またはその遂 行が困難になった場合は、速やかに区長に報告し、その指示を受けるものとする。

(実績報告書等の提出)

第 9 条 補助事業者は、会計年度終了後、速やかに別記第6号様式から第6号様式の4 までにより事業実績報告書および収支決算報告書を区長に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第10条 補助事業者は、補助金の収入および支出に関する帳簿ならびに事業に関する記録を整備し、経理および事業の状況を常に明確にしておかなければならない。

(委任)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、別に防災まちづくり部長が定める。

付 則

この要綱は、平成2年4月1日から適用する。

付 則(平成4年5月6日第11条改正)

この要綱は、平成4年4月1日から適用する。

付 則(平成13年5月7日第11条改正)

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

付 則(平成14年5月27日第2・3条改正)

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

第1号様式(第4条関係)

《文書発送番号》 《文書発送年月日》

«補助事業者名» 様

«品川区長» 印

«当該年度» 《補助事業者名»への補助金交付予定額のお知らせ

品川区消防団等補助金交付要綱第4条に基づき、本年度分交付予定額を下記のとおり内 示いたしますので、申請書をご提出ください。

記

- 1. 交付予定額 (1) 本団補助金 《本団補助金交付予定額》円
 - (2) 分団補助金 《分団補助金交付予定額》円
 - (3) 装備品補助金 《装備品交付予定額》円
- 2. 提出書類 (1) «当該年度» 補助金交付申請書
 - (2) «当該年度» 事業計画書
 - (3) «当該年度» 収支予算書
- 3. 提出期限 《申請書提出期限年月日》
- 4. 提出先 防災まちづくり部防災課

第2号様式(第5条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

品川区長様

(補助事業者名)

年度品川区消防団等補助金交付申請書

品川区消防団等補助金交付要綱第5条に基づき、本年度の補助金の交付を受けるため関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1. 補助金交付申請額 金 円

(添付書類) (1) 年度事業計画書

(2) 年度収支予算書

第3号様式(第5条関係)消防団用

年度 消防団補助金事業計画書

区分	事業名	目的	内 容			
	教育訓練関係					
本団補助金	表彰渉外関係					
	会議・団運営関係					
	教育訓練関係					
分団補助金	表彰渉外関係					
	会議・分団運営関係					
_						
装備品購入補助金						

第3号様式の2 (第5条関係) 消防団用

年度 消防団補助金収支予算書

収入の部

負担区分	金額	摘要
区補助金		
庁 費		
総計		

支出の部

区分	事業名	科目	金額	摘要
	教育訓練関係	教育訓練費		
本		表彰費		
団	表彰渉外関係	渉外費		
本団補助金		慶弔費		
金	会議・団運営関係	会議費		
	云峨 ,凹座百闲床	消耗品費		
	小 計			
	教育訓練関係	教育訓練費		
分		表彰費		
団補	表彰涉外関係	渉外費		
分団補助金	J	慶弔費		
金	会議・分団運営関係	会議費		
		消耗品費		
	小 計			
装	備品購入補助金			
	小計			
補助金合計				
庁費				
	庁費 合計			
	総計			

第3号様式の3 (第5条関係) 消防少年団用

年度 消防少年団補助金事業計画書

区分	事業名	目 的	内 容
消			
防			
少			
年			
寸			
補			
助			
金			

第3号様式の4(第5条関係)消防少年団用

年度 消防少年団補助金収支予算書

収入の部

負担区分	金額	摘要
区補助金		
団 費		
合 計		

支出の部

AH OH			
区分	事業名	金額	摘要
区補助金			
/]	十		
団費			
/]	\		
Ê	*		

第4号様式(第6条関係)

«M_4号文書発送番号» «M_4号文書発送年月日»

«補助事業者名» 様

«品川区長» 印

«当該年度» 品川区消防団等補助金交付決定通知書

品川区消防団等補助金交付要綱第6条に基づき、«補助金交付申請年月日»付の補助金交付申請書について審査した結果、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 交付決定金額»円

2. 補助金交付請求書 **«**請求書提出期限**»** の提出期限

第5号様式(第7条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

品川区長様

住所 (補助事業者名) 印

年度品川区消防団等補助金交付請求書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった 年度品川区消防団 等補助金として、下記の金額を請求します。

記

交付請求金額 金 円

第6号様式(第9条関係)消防団用

年度 消防団補助金事業実績報告書

区分	事業名	目 的	内 容
	教育訓練関係		
本団補助金	表彰渉外関係		
	会議・団運営関係		
	教育訓練関係		
分団補助金	表彰渉外関係		
	会議・分団運営関係		
装備品購入補助金			

第6号様式の2 (第9条関係) 消防団用

年度 消防団補助金収支決算報告書

収入の部

負担区分	金額	摘要
区補助金		
庁 費		
総計		

支出の部

区分	事業名	科目	金額	摘要
	教育訓練関係	教育訓練費		
本		表彰費		
団	表彰渉外関係	渉外費		
本団補助金		慶弔費		
金	会議・団運営関係	会議費		
	云峨 ,凹座百闲床	消耗品費		
	小 計			
	教育訓練関係	研修費		
分		表彰費		
団補	表彰涉外関係	渉外費		
分団補助金	! !	慶弔費		
金	会議・分団運営関係	会議費		
		消耗品費		
	小 計			
装	備品購入補助金			
	小 計			
補助金合計				
庁費				
	庁費 合計			
	総計			

第6号様式の3 (第9条関係) 消防少年団用

年度 消防少年団補助金事業実績報告書

区分	事業名	目 的	内 容
消			
防			
少			
年			
寸			
補			
助			
金			

第6号様式の4 (第9条関係) 消防少年団用

年度 消防少年団補助金収支決算報告書

収入の部

負担区分	金額	摘要
区補助金		
団 費		
合 計		

支出の部

区分	事業名	金額	摘要
区補助金			
/]	计		
団費			
小 計			
Ê	ì ì		

表彰された消防団に対する報奨金支給要綱

制定 昭和49年12月24日 改正 平成 3年12月21日 部長決定 平成4年1月要綱第1号 改正 平成26年 3月27日 区長決定 要綱第39号

(目的)

第1条 この要綱は、表彰された消防団に対し報奨金を支給することにより団員の 士気の高揚ならびに良好な団運営に資することを目的とする。

(報奨金支給区分)

第2条 報奨金の支給額は、次のとおりとする。

	表 彰 の 区 分	報奨金の支給額
1	消防庁長官表彰旗(消防庁長官表彰)	15万円
2	東京都知事表彰旗 (東京都功労者表彰)	12万円
3	消防総監表彰旗(消防総監特別優良表彰)	12万円
4	消防庁長官竿頭綬(消防庁長官表彰)	10万円
5	消防総監竿頭綬・金(消防総監特別優良表彰)	7万円
6	東京都知事竿頭綬(東京都消防褒賞)	5万円
7	消防総監竿頭綬・緑(消防総監優良表彰)	5万円
8	日本消防協会長表彰旗	5万円
9	日本消防協会特別表彰(まとい)	5万円
10	日本消防協会長竿頭綬	3万円
1 1	東京都消防協会長竿頭綬	3万円

(報奨金の請求)

第3条 消防団長は、前条の表彰を受けたときは、別記様式により区長に報奨金の請求をするものとする。

付則

この要綱は、平成3年12月1日より適用する。

付則(平成26年3月27日改正)

この要綱は、平成26年4月1日より適用する。

(別記様式)

第号年月

品川区長 (氏名) 様

> 消防団名 団長(団長名) 印

報奨金の支給について (申請)

このことについて、 年 月 日、(表彰者名)から優良消防団として(消防団名)が表彰されたことに伴い、「表彰された消防団に対する報奨金支給要綱」に基づき、報奨金の支給について下記のとおり申請致します。

記

- 1 表彰年月日 年 月 日
- 2 表彰内容 表彰年度 表彰区分
- 3 報奨金額 金 円

問合せ先 担当部署 氏名 電話(内線)

第号年月

品 川 区 長 様

住所 消防団名 団長(団長名) 印

報獎金支給請求書

年 月 日、(表彰者名)から(表彰の区分名)を受けたため、下記の金額を請求します。

記

交付請求金額 金 円

品川区災害弔慰金および災害見舞金の支給要綱

制 定 昭和50年 5月28日区長決定 改 正 昭和54年 4月 3日一部改正 昭和56年10月22日一部改正 昭和57年 3月31日一部改正 IJ 昭和63年 3月 9日一部改正 平成 元年 8月16日一部改正 IJ IJ 平成 5年 3月31日一部改正 平成11年 2月18日一部改正 IJ 平成13年 3月28日一部改正 平成21年 3月31日一部改正 IJ 要綱第176号 IJ 平成27年 4月 1日一部改正 要綱第301号

(目 的)

第1条 この要綱は、区内に発生した災害により死亡した区民の遺族等に対する災害 害 形慰金の支給および災害により被害を受けた世帯に対する応急援護のための災害 見舞金の支給を行い、もって区民の福祉を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。

- ① 災害 災害救助法の適用に至らない小規模な風水害または火災などにより被害が生じることをいう。
- ② 区民 災害により被害を受けた当時、品川区の区域内に住所を有した者をいう。
- ③ 住宅 現実に住宅のために使用している建物をいう。ただし、社会通念上 非住宅であっても、常時、人が居住している場合には当該部分は住 宅とする。
- ④ 全焼・全壊・全流失 住宅の焼失・損壊もしくは流失した部分の床面積が その住宅の延床面積の70%以上のもの、または住宅の被害額がその 住宅の時価の50%以上に達したもの。
- ⑤ 半焼・半壊・半流失 住宅の焼失・損壊もしくは流失した部分の床面積が その住宅の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住宅の被害 額がその住宅の時価の20%以上50%未満に達したもの。
- ⑥ 床上浸水 住宅の床(畳等が敷かれた起居に必要な床)面に達した場合、 および全壊、半壊に該当しないが、土砂竹木等のたい積等により一 時的に居住することができないものをいう。
- ⑦ 床下浸水 住宅の床(畳等が敷かれた起居に必要な床)面に達しない場合 をいう。
- ⑧ 事業所等浸水 店舗、事務所、工場等でおおむね床面が浸水し、かつ、商

品や業務に係わる設備に被害が生じた場合をいう。ただし、駐車場 は除く。

⑨ 冠水 消火活動による水の被害により一時的に居住することができなくなった状態をいう。

(災害弔慰金の支給)

- 第3条 区長は、区民が第2条に規定する災害により死亡したときは、その者の遺族および実際に葬祭を行った者に対して、災害弔慰金の支給を行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、品川区災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付 に関する条例(昭和49年7月品川区条例第36号。以下「条例」という。)に 基づく災害弔慰金の支給を受けた遺族に対しては支給しない。

(災害弔慰金を支給する遺族等)

- 第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、条例に準ずる。
- 2 前項の遺族がいない場合は、実際に葬祭を行った者とする。 (災害弔慰金の額)
- 第5条 災害弔慰金の額は、災害により死亡した者一人当たり5万円とする。 (災害見舞金の支給)
- 第6条 区長は、区民が第2条に規定する災害により被害を受けた世帯主に対して被害の種類および世帯の区分に応じて災害見舞金の支給を行うものとする。

(災害見舞金の額)

第7条 災害見舞金の額は別表(支給基準表)に掲げる金額とする。ただし、被害の種類および程度により区長が特に必要と認めた場合は、災害見舞金の額を増額することができる。

(支給制限)

第8条 故意の行為による場合には支給しない。

(その他)

- 第9条 この要綱に定めのない事項については、別に防災まちづくり部長が定める。 付 則
- この要綱は、昭和57年9月12日から適用する。

付 則

この要綱は、昭和63年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成元年8月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成5年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

付 則

- この要綱は、平成21年4月1日から適用する。 付 則
- この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

別表

支給基準表

被害の種類	被災程度	見舞金
	住宅が全焼・半焼・冠水したもの	単身世身 20,000円
住宅の焼失		普通世帯 30,000円 但し、2人を超える世 帯の場合は1人当たり 1万円を追加支給する
	住宅が全壊・半壊・流失したもの	普通世帯 全 60,000円
 住宅の損壊等		壊 単身世帯 50,000円
任七の損壊寺		普通世帯
		壊 単身世帯 40,000円
r 1. 海 - J.	住宅の居住部分の床上以上 に浸水したもの	普通世帯 40,000円
床上浸水		単身世帯 30,000円
床下浸水	住宅の居住部分の床下に浸 水したもの	1世帯につき 10,000円
事業所等浸水	店舗・事務所、工場等でお おむね床面が浸水し、かつ 商品や業務に係わる設備に 被害が生じた場合に支給す る。	1事業所につき 10,000円

備考 1. 上記表中の普通世帯とは2人以上居住している世帯をいう。

- 2. 同一建物で住宅部分と事業所部分の両方に浸水し、被害があった場合、同一人に対して見舞金を重複して支給しない。
- 3. 冠水等被害の算定が困難なものにあたっては実情を勘案して判断する。

平成29年度災害救助基準

平成29年4月1日現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を 受け、又は受けるおそれ のある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 320円以内 高齢者等の要援護者等を収 容する「福祉避難所」を設置 した場合、当該地域における 通常の実費を支出でき、上記 を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は 流失し、居住する住家が ない者であって、自らの 資力では住宅を得ること ができない者		災害発生の日から 20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材 料費、労務費、付帯設備工 事費、輸送費及び建築事務 費等の一切の経費として 5,516,000円以内であれば よい。 3 同一敷地内等に概ね50 戸以上設置した場合は、集 会等に利用するための施設 を設置できる。(50戸未 満であっても小規模な施設 を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を 数人以上収容する「福祉仮 設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○借上型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に 準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速 やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他 による食品の給 与	1 避難所に収容された 者 2 住家に被害を受け、若 しくは災害により現に 炊事のできない者	1人1日当たり 1,130円以内	災害発生の日から 7日以内	食品給与のための総経費を 延給食日数で除した金額が限 度額以内であればよい。 (1食は 1/3日)

救助の種類	対象	費用	の	限度額		ļ	明 間		Ű	備	考
飲料水の供給	現に飲料水を得ること ができない者(飲料水及 び炊事のための水である こと。)	当該地域における通常の実費				災害発生の日から 7日以内			輸送費、人件費は別途計上		
被服、寝具その 他生活必需品の 給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、 床上浸水等により、生活 上必要な被服、寝具、そ の他生活必需品を喪失、 若しくは毀損等により使 用することができず、直	(10) 災害発生 する。	月~ : 生の □	月〜9月) 名 3月)の季紹 日をもって紹 の範囲内	川は		『発生の日だ ∃以内	ΝĠ	1 備蓄物資の価格は年度当 初の評価額 2 現物給付に限ること		
	ちに日常生活を営むことが困難な者	区	ि	1人世帯	2)	人世帯	3人世帯	4)	人世帯	5人世帯	6 人以上 1 人増す ごとに加算
		全 壊 全 焼	夏	18, 400	2	3, 700	34, 900	4	1,800	52, 900	7,800
		流失	冬	30, 400	3	9, 500	54, 900	6	4, 200	80, 800	11, 100
		半 集 集	夏	6,000		8, 100	12, 100	1	4, 700	18, 600	2,600
		床上浸水	冬	9,800	1	2, 700	18, 000	2	1,400	27, 000	3, 500
	(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 災害発生の14日以内 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内3 施術者協定料金の額以内				3以内		上			
助 産	災害発生の日以前又は 以後7日以内に分べんし た者であって災害のため 助産の途を失った者(出 産のみならず、死産及び 流産を含み現に助産を要 する状態にある者)	用した 2 助産婦	1 救護班等による場合は、使 用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行 料金の100分の80以内の額				べん した 日 だ 人内)4Ġ	上	等の移送費	は、別途計
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険 な状態にある者 2 生死不明な状態にあ る者	当該地域における通常の実費				災傷 3 日以	唇発生の日だ 以内	βÍ	体の	っない場合/ の捜索」と「	Eが明らかに は、以後「死 して取り扱う 費は、別途計
被災した住宅の 応急修理	1 住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	常生活に 1世帯当り	必要量) の [易及び便所等 表小限度の音 限度額) 0 円以内			『発生の日☆ 引以内)3B			

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失 半壊(焼)又は床上浸水 により学用品を喪失又は 毀損等により使用するこ とができず、就学上支障 のある小学校児童、中学 校生徒、義務教育学校生 徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の 教材で教育委員会に届出又 はその承認を受けて使用し ている教材、又は正規の授 業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、 1人当たり次の金額以内 小学生児童4,400円 中学生生徒4,700円 高等学校等生徒5,100円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用 品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の 実情に応じて支給する。
埋	災害の際死亡した者を 対象にして実際に埋葬を 実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 210,200円以内 小人(12歳未満) 168,100円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、 かつ、四囲の事情により すでに死亡していると推 定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計 上 2 災害発生後3日を経過し たものは一応死亡した者と 推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者に ついて、死体に関する処 理(埋葬を除く。)をす る。	(洗浄、消毒等) 1体当り3,400円以内 一 既存建物借上費 時 通常の実費 保 既存建物以外 存 1体当り 5,300円以内	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計 上 3 死体の一時保存にドライ アイスの購入費等が必要な 場合は当該地域における通 常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等 に障害物が運びこまれて いるため生活に支障をき たしている場合で自力で は除去することのできな い者	市町村内において障害物の 除去を行った一世帯当たりの 平均 135,100円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	 被災者の避難に係る 支援 医療及び助産 被災者の救出 飲料水の供給 死体の捜索 死体の処理 救済用物資の整理配 分 	当該地域における通常の実費	救助の実施が認め られる期間以内	
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4 条第1号から第4号まで に規定する者	災害救助法第7条第1項の規 定により救助に関する業務に 従事させた都道府県知事の総 括する都道府県の常勤の職員 で当該業務に従事した者に相 当するものの給与を考慮して 定める	救助の実施が認め られる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は 別途に定める額

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
救助の事務を行	1 時間外勤務手当	救助事務費は、地方自治法	救助の実施が認め	災害救助費の精算事務を行
うのに必要な費	2 賃金職員等雇上費	施行令(昭和二十二年政令第	られる期間及び災害	うのに要した経費も含む。
用	3 旅費	十六号)第百四十三条に規定	救助費の精算する事	
	4 需用費(消耗品費	する歳出の会計年度所属区分	務を行う期間以内	
	燃料費、食糧費、印	刷 により区分した当該年度の災		
	製本費、光熱水費、	修 害ごとにおいて、第一条から		
	繕料)	第十五条までに掲げる経費と		
	5 使用料及び賃借料	法第五条第三項に要した額及		
	6 通信運搬費	び法第十九条に要した額並び		
	7 委託費	に令第八条に定めるところに		
		より算定した額の合算額を合		
		算し、各合計額を合算した額		
		から次に掲げる割合を乗じて		
		得た額の合算額以内とするこ		
		と。		
		1 三千万円以下の部分の金		
		額については百分の十		
		2 三千万円を超え六千万円		
		以下の部分の金額について		
		は百分の九		
		3 六千万円を超え一億円以		
		下の部分の金額については		

[※] この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、 その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

品川区防災会議委員名簿

平成29年4月1日現在

会長 品川区長

区分	委嘱または任命する職名	所在地または住所	電話・FAX
指	東京国道事務所長	〒102-8340	Tel 3 5 1 2 — 9 0 6 4
定		千代田区九段南1-2-1	F 3 5 1 2 - 9 1 5 8
地		九段第3合同庁舎16階	
定地方行政	東京海上保安部次長	〒135-0064	Tel 5 5 6 4 — 2 0 2 1
機関		江東区青海2-7-11	F 3 5 9 9 - 0 9 2 4
関		東京港湾合同庁舎内	
自	陸上自衛隊練馬駐屯地	〒179-8523	Tel 3 9 3 3 — 1 1 6 1
衛隊	第1普通課連隊第1中隊長	練馬区北町4-1-1	F 3 9 3 3 - 1 1 6 1
198		陸上自衛隊練馬駐屯地	
	第二建設事務所長	〒140-0005	Tel 3 7 7 4 — 9 0 0 6
東		品川区広町2-1-36	F 3 7 7 4 - 0 3 2 8
東京都の	水道局品川営業所長	〒142-8622	Tel 5 7 4 9 — 5 5 7 3
()		品川区西中延1-9-10	F 3 7 8 3 - 2 0 9 0
知事部内	下 水 道 局	〒145-0067	Tel 5 7 3 4 — 5 0 5 1
部	南部下水道事務所長	大田区雪谷大塚町13-26	F 5 7 5 4 - 6 4 0 0
	交 通 局 大 門 駅 務	〒105-0013	Tel 3 4 5 9 — 6 7 2 1
	管 区 長	港区浜松町2-3-4	F 3 4 5 9 - 6 7 2 7
	第二方面本部長	〒140-0012	Tel 3 7 6 5 — 0 1 2 0
		品川区勝島1-3-12	F 3 7 6 7 - 0 9 9 0
	東京湾岸警察署長	〒135-0064	Tel 3 5 7 0 — 0 1 1 0
		江東区青海2-7-1	F 3 4 2 9 - 2 4 0 2
##	品川警察署長	₹140-0002	Tel 3 4 5 0 — 0 1 1 0
警視		品川区東品川3-14-32	F 3 4 5 0 - 0 8 9 0
产	大 井 警 察 署 長	₹140-0014	Tel 3 7 7 8 — 0 1 1 0
		品川区大井5-10-2	F 3 7 7 8 - 0 1 3 0
	大 崎 警 察 署 長	₹141-0032	Tel 3 4 9 4 — 0 1 1 0
		品川区大崎4-2-10	F 3 4 9 4 - 7 1 1 0
	荏 原 警 察 署 長	₹142-0063	Tel 3 7 8 1 — 0 1 1 0
		品川区荏原 6-19-10	F 3 7 8 1 - 9 9 0 0
	副区長	₹140-8715	Te 3 7 7 7 - 1 1 1 1
区	副区長	品川区広町2-1-36	F
区 長 部 内	企 画 部 長		
前内	総 務 部 長		
	地 域 振 興 部 長		
	文化スポーツ振興部長		

区分	委嘱または任命する職名	所在地または住所	電話・FAX
	子ども未来部長	〒140-8715	Tel 3 7 7 7 — 1 1 1 1
	福 祉 部 長	品川区広町2-1-36	F
	健 康 推 進 部 長		
区	(品川区保健所長)		
区長部内	都 市 環 境 部 長		
内	品川区清掃事務所長		
	防災まちづくり部長		
	災害対策担当部長		
	区議会事務局長		
委員会	教 育 長	〒140-8715	<u>Tel</u> 3 7 7 7 — 1 1 1 1
会育	事務局教育次長	品川区広町2-1-36	F
	第二消防方面本部長	〒143-0012	Tel 3 7 6 3 — 0 1 1 9
<u> </u>		大田区大森東1-32-8	F 3 7 6 3 - 0 1 8 0
東	品川消防署長		Tel 3 4 7 4 — 0 1 1 9
京 消		品川区北品川3-7-31	F 3 4 5 8 - 1 2 5 0
東京消防庁	大 井 消 防 署 長	₹ 140-0011	Tel 3 7 6 5 — 0 1 1 9
)1		品川区東大井3-6-12	F 3 7 6 8 - 0 1 1 9
	荏 原 消 防 署 長		Tel 3 7 8 6 — 0 1 1 9
		品川区平塚3-16-20	F 3 7 8 7 - 8 5 8 3
	品川消防団長	T140-0001	Tel 3 4 7 4 — 0 1 1 9
消		品川区北品川3-7-31	F
防	大 井 消 防 団 長		Tel 3 7 6 5 — 0 1 1 9
団	* F ※ C □ E	品川区東大井3-6-12	
	在 原 消 防 団 長	〒142-0051 品川区平塚3-16-20	Tel 3 7 8 6 - 0 1 1 9
		〒140-8799	Tel 3 4 7 1 — 5 2 2 9
	日本野便附品川郵便局長	品川区東大井5-23-34	F 3 4 5 8 - 8 6 0 3
		〒140-0014	Tel 3 7 7 8 – 4 0 5 8
	大 井 町 駅 駅 長	品川区大井1-2-12	F 3 7 7 1 – 9 4 7 0
指		₹103-0015	Tel 5 6 4 0 — 4 8 4 8
定	東京東局土木保全部長	中央区日本橋箱崎町43-5	F 5 6 4 0 – 4 8 7 8
共	東日本電信電話㈱		Tel 6 3 8 4 - 4 1 0 2
指定公共機関	東京南支店長	中央区銀座3-15-3	F 3 4 4 4 - 7 9 2 1
	東京電力パワーグリッド㈱	〒141-8507	Tel 6 3 7 4 - 6 6 1 0
	品川支社長	品川区西五反田5-3-1	F3491-1189
	東京ガス㈱	〒153-0063	Tel 5 7 2 2 - 2 6 0 2
	中 央 支 店 長	目黒区目黒3-1-3	F 3 7 1 1 - 5 1 3 8

区分	委嘱または任命する職名	所在地または住所	電話・FAX
	東京急行電鉄㈱	₸ 150-8533	Tel 3 4 7 7 — 9 6 6 5
	鉄 道 事 業 本 部	渋谷区桜丘町31-2	F3770-2755
指 定	安全戦略推進委員会課長	東急桜丘町ビル	
地址	京 浜 急 行 電 鉄 ㈱	₸ 108-8625	Tel 3 2 8 0 — 9 0 1 9
力 公	鉄道本部安全推進部課長	港区高輪2-20-20	F 3 2 8 0 - 9 1 6 8
指定地方公共機関	東京モノレール㈱	〒105-0013	Tel 5 4 7 0 — 3 8 1 1
関	取締役総務部長	港区浜松町2-4-12	F 3 4 3 3 - 4 3 1 3
	東京臨海高速鉄道㈱	₹135-0064	Tel 3 5 2 7 — 6 7 6 0
		江東区青海1-2-1	F 3 5 2 7 - 7 1 4 2
	品川地区町会連合会会長		Tel
			F
	大崎地区町会連合会会長		Tel
			F
	大井地区町会連合会会長		lèl E
	共同地区町公市公公人 目		F
	荏原地区町会連合会会長		lèi.
	品川区医師会会長	E 1.40-0001	Tel 3 4 7 1 — 5 1 5 4
		日40 0001 品川区北品川3-7-25	F3471 5134 F3471 - 5145
	 在原医師会会長		Tel 3 7 8 3 – 5 1 6 6
		品川区中延2-6-5	F 3 7 8 3 - 5 4 0 3
区長	品川歯科医師会会長		Tel 3 4 9 2 – 2 5 3 5
反 が		品川区西五反田6-25-12	F3493-5056
必要			Tel 3 7 8 3 - 1 8 7 8
必要と認		品川区中延1-4-15	F 3 7 8 3 - 1 9 4 8
認め	品川薬剤師会会長	₹140-0001	Tel 5 7 1 5 — 8 2 9 0
る者		品川区北品川3-11-16	F 5 7 1 5 - 8 2 9 1
	荏原薬剤師会会長	₸ 142-0053	Tel 3 7 8 4 — 3 7 9 0
		品川区中延2-4-2	F 3 7 8 5 - 2 1 7 5
	東京都柔道整復師会	₹140-0021	Tel 3 4 4 4 - 7 7 9 6
	品 川 支 部 長	品川区上大崎2-15-5-204	F
	東京都獣医師会	₹142-0064	Tel 3 7 8 4 - 0 9 1 7
	品 川 支 部 長	品川区旗の台2-11-2	F 3 7 8 4 - 0 9 2 3
	品川建設防災協議会	₹142-0043	Tel 3 7 8 8 — 9 2 7 5
		品川区二葉1-9-9	F 3 7 8 8 - 9 2 7 7
	(一社)東京都トラック協会		Tel 3 4 7 1 — 7 5 6 1
	品 川 支 部 長	品川区東大井1-4-14	F 3 4 7 1 - 7 8 1 0
	㈱ケーブルテレビ品川		Tel 3 7 8 8 — 3 8 1 1
	代表取締役執行役員社長	品川区戸越1-7-20	F 3 7 8 8 - 3 8 2 0

品川区内救急告示医療機関一覧

平成 29 年 12 月 15 日現在

名 称	所在地	電話
公益財団法人河野臨床医学研究所 附属第三北品川病院	〒140-0001 品川区北品川 3 — 3 — 7	3 4 7 4 - 1 8 3 1
医療法人財団 岩井医療財団 稲波脊椎・関節病院	〒140-0002 品川区東品川 3 -17- 5	3 4 5 0 - 1 7 7 3
医療法人社団冠心会 大崎病院東京ハートセンター	〒140-0001 品川区北品川 5 — 4 —12	5789-8100
NTT東日本関東病院	〒141-8625 品川区東五反田 5 — 9 —22	3 4 4 8 - 6 1 1 1
医療法人社団 緑野会 東京品川病院	〒140-0011 品川区東大井6-3-22	3764-0511
昭和大学病院	〒142-8666 品川区旗の台1-5-8	3784-8000
医療法人社団 おきの会 旗の台病院	〒142-0064 品川区旗の台 5 -17-16	3781-1108

医師会等関係団体一覧

平成 29 年 12 月 1 日 現在

		名	;	称			所在地	電 話
品	Щ	区	[2	医	師	会	〒140-0001 品川区北品川3-7-25	3 4 7 1 - 5 1 5 4
荏	原	Ţ	医	F	師	会	〒142-0053 品川区中延2-6-5	3783-5166
品品	Ш	歯	科	医	師	会	〒141-0031 品川区西五反田 6 -25-12	3 4 9 2 – 2 5 3 5
荏	原	歯	科	医	師	会	〒142-0053 品川区中延1-4-15	3783-1878
品品	Ш	薬	7	削	師	会	〒140-0001 品川区北品川3-11-16	5715-8290
荏	原	薬	7	削	師	会	〒142-0053 品川区中延2-4-2	3 7 8 4 - 3 7 9 0
公 á 品	盆社団 川	法人 港	.東京 地	京都」 区			〒142-0053 品川区旗の台4-13-11	3785-3564
東品	京都	7 柔 川	道	整 支	復 師		〒140-0021 品川区上大崎 2 -15- 5 -204	3799-5809
東品	京	都川	獣	医支	師		〒142-0064 品川区旗の台2―11-2	3 4 4 6 - 1 2 1 2

区施設一覧

名称	所在地	電 話
総 合 庁 舎		
本庁舎、防災センター・第二庁舎	広町2-1-36	3777-1111(代)
地 域 セ ン タ ー (1 3)		
品川第一地域センター	北品川3-11-16	3 4 5 0 - 2 0 0 0
品川第二地域センター	南品川 5 - 3 - 20	3 4 7 2 - 2 0 0 0
大崎第一地域センター	西五反田3-6-3	3 4 9 1 - 2 0 0 0
大崎第二地域センター	大崎 2 - 9 - 4	3 4 9 2 - 2 0 0 0
大井第一地域センター	南大井1-12-6	3 7 6 1 - 2 0 0 0
大井第二地域センター	大井2-27-20	3 7 7 2 - 2 0 0 0
大井第三地域センター	西大井4-1-8	3 7 7 3 - 2 0 0 0
荏原第一地域センター	小山 3 -22-3	3 7 8 6 - 2 0 0 0
荏原第二地域センター	荏原 6 -17-12	3 7 8 2 - 2 0 0 0
荏原第三地域センター	平塚 1-13-18	3 7 8 3 - 2 0 0 0
荏原第四地域センター	中延5-3-12	3 7 8 4 - 2 0 0 0
荏原第五地域センター	二葉 1-1-2	3 7 8 5 - 2 0 0 0
八潮地域センター	八潮 5 -10-27	3799-2000
中小企業センター		
	西品川 1-28-3	3787-3041
児 童 セ ン タ ー (2 5)		
東品川児童センター	東品川 1 -34-9	3 4 7 2 - 5 8 0 6
北品川児童センター	北品川2-7-21	3 4 7 1 - 2 3 6 0
東大井児童センター	東大井1-22-16	3 4 7 1 - 1 0 7 0
南品川児童センター	南品川 4 - 5 -28	3 4 5 0 - 5 0 4 3
中原児童センター	小山 1 — 4 — 1	3 4 9 2 - 6 1 1 9
東五反田児童センター	東五反田 5 -24-1	3 4 4 3 - 1 6 2 9
三ツ木児童センター	西品川2-6-13	3 4 9 1 - 1 0 0 5
小関児童センター	北品川5-8-15	3 4 4 9 - 1 6 7 6
水神児童センター	南大井5-13-19	3 7 6 8 - 2 0 2 7
南大井児童センター	南大井3-7-13	3 7 6 1 - 4 1 4 8
大井倉田児童センター	大井4-11-34	3 7 7 6 - 4 8 8 1
一本橋児童センター	大井 2 -25-1	3 7 7 5 - 4 3 5 2
滝王子児童センター	大井 5 - 19 - 14	3 7 7 1 - 3 8 8 5
伊藤児童センター	西大井6-13-1	3771-1311
平塚児童センター	平塚 2-2-3	3 7 8 6 - 2 2 2 8
後地児童センター	小山 2 — 9 — 19	3 7 8 5 - 5 0 3 3
旗の台児童センター	旗の台5-19-5	3 7 8 5 - 1 2 8 0

名 称	所在地	電 話
西中延児童センター	西中延3-8-5	3783-1875
東中延児童センター	東中延2-5-10	3785-0419
中延児童センター	西中延1-6-16	3 7 8 1 - 9 3 0 0
冨士見台児童センター	西大井6-1-8	3785-7834
大原児童センター	戸越 6-16-1	3785-5128
ゆたか児童センター	豊町1-18-15	3 7 8 6 - 0 6 3 3
南ゆたか児童センター	豊町4-17-21	3 7 8 1 - 3 5 7 7
八潮児童センター	八潮 5-10-27	3 7 9 9 - 3 0 0 0
シルバーセンター(13)		
東品川シルバーセンター	東品川 3 -32-10	3 4 7 2 - 2 9 4 4
北品川シルバーセンター	北品川1-29-12	3 4 7 1 - 6 5 0 7
五反田シルバーセンター	東五反田2-15-6	3 4 4 5 - 0 2 9 6
西五反田シルバーセンター	西五反田3-9-10	3 4 9 3 - 0 0 7 6
上大崎シルバーセンター	上大崎1-3-12	3 4 4 9 - 1 7 5 0
南大井シルバーセンター	南大井3-7-13	3 7 6 1 - 6 5 4 0
ゆたかシルバーセンター	豊町3-2-15	3 7 8 1 - 5 4 2 4
旗の台シルバーセンター	旗の台4-13-1	3 7 8 3 - 7 4 7 9
小山シルバーセンター	小山 5 -17-18	3 7 8 5 - 6 4 2 0
関ヶ原シルバーセンター	東大井6-11-11	3 7 6 5 - 7 0 2 2
後地シルバーセンター	小山 2 — 9 — 19	3781-6506
南品川シルバーセンター	南品川 5 -10-3	3 4 7 1 - 7 0 0 0
西大井いきいきセンター	西大井2-5-21	5718-1330
ゆうゆうプラザ		
大崎ゆうゆうプラザ	大崎 2 - 7 - 13	5719-5322
平塚橋ゆうゆうプラザ	西中延1-2-8	5 4 9 8 - 7 0 2 1
保健所・保健センター		
	広町2-1-36	3777-1111(代)
品川保健センター	北品川3-11-22	3 4 7 4 - 2 0 0 0
	大井 2 -27-20	3772-2666
荏原保健センター	荏原2-9-6	3788-2000
品川区保健所検査室	北品川3-11-16	3 4 7 4 - 4 9 5 1
清 掃 事 務 所		
	大崎 1-14-1	3 4 9 0 - 7 0 5 1
北 品 川 分 室	北品川3-10-19	3 4 7 4 - 5 2 4 0
在 原 庁 舎	平塚 1-10-11	3786-6552
西 小 山 分 室	荏原7-7-2	3 7 8 4 - 6 5 0 5

名称	所在地	電話
文化センター・教育施設		
こみゅにてぃぷらざ八潮	八潮 5 - 9 - 11	5740-8200
五反田文化センター	西五反田6-5-1	3 4 9 2 - 2 4 5 1
荏原文化センター	中延1-9-15	3 7 8 5 - 1 2 4 1
東品川文化センター	東品川 3 -32-10	3 4 7 2 - 2 9 4 1
旗の台文化センター	旗の台5-19-5	3 7 8 6 - 5 1 9 1
南大井文化センター	南大井1-12-6	3 7 6 4 - 6 5 1 1
品 川 歴 史 館	大井6-11-1	3777-4060
教育総合支援センター	西五反田 6 - 5 - 1	5747-8200
体育館・健康センター		
総 合 体 育 館	東五反田 2-11-2	3 4 4 9 - 4 4 0 0
戸 越 体 育 館	豊町 2-1-17	3781-6600
品川健康センター	北品川3-11-22	5 7 8 2 - 8 5 0 7
荏 原 健 康 セ ン タ ー	荏原 2 - 9 - 6	3 7 8 8 - 7 0 1 7
図 書 館 (1 0)		
品 川 図 書館	北品川 2 -32-3	3 4 7 1 - 4 6 6 7
二 葉 図 書 館	二葉 1 - 4 - 25	3 7 8 2 - 2 0 3 6
荏原図書館(荏原文化センター内)	中延1-9-15	3 7 8 4 - 2 5 5 7
南大井図書館	南大井3-7-13	3 7 6 1 - 6 7 8 0
源氏前図書館	中延4-14-17	3 7 8 1 - 6 2 7 3
ゆたか図書館	豊町1-17-7	3 7 8 5 - 6 6 7 7
大 井 図 書 館	大井5-19-14	3 7 7 7 - 7 1 5 1
五 反 田 図 書 館	西五反田6-5-1	3 4 9 2 - 2 1 3 1
大崎図書館(平成30年6月会館予定)	北品川 5 — 2 — 1	
八潮図書館(八潮地域センター内)	八潮 5 - 10 - 27	3799-1414
そ の 他		
男女共同参画センター	東大井5-18-1	5 4 7 9 - 4 1 0 4
品川区社会福祉協議会	大井 1 - 14 - 1	5718-7171
品川ボランティアセンター	大井1-14-1	5718-7172

品川区立保育園一覧

施設名	所在地	電話
1品 川 保 育 園	東大井5-8-12	(3471) 0506
2大 井 保 育 園	東大井6-14-16	(3761) 8798
3荏 原 保 育 園	荏原 2 −16−18	(3781) 5331
4 ゆ た か 保 育 園	豊町1-18-15	(3786) 0738
5三 ツ 木 保 育 園	西品川1-9-18	(3491) 8593
6西 大 井 保 育 園	西大井1-1-1	(3774) 5315
7中 延 保 育 園	西中延1-6-16	(3784) 3405
8北品川保育園	北品川 2 - 7 - 21	(3471)4907
9西中延保育園	西中延3-8-5	(3783) 1856
10西品川保育園	西品川 3 -16-35	(3493) 1333
11 東 大 井 保 育 園	東大井 1 -22-16	(3471) 1190
12 一 本 橋 保 育 園	大井 2 - 25 - 1	(3775) 4351
13西五反田保育園	西五反田3-9-10	(3493) 0075
14清 水 台 保 育 園	在原7-8-3	(3784) 0519
15東 中 延 保 育 園	東中延2-5-10	(3784) 0319 $(3785) 0418$
16滝 王 子 保 育 園	大井5-18-1	(3775) 4861
17二 葉 保 育 園	二葉1-4-25	(3782) 6786
		(3447) 0663
	東五反田 5 - 24 - 1 豊町 4 - 17 - 21	
19南ゆたか保育園		(3781) 3601
20南 大 井 保 育 園	南大井 3 — 7 — 4	(3761) 6543
21八 ツ 山 保 育 園	東品川 1 — 2 — 15	(3472) 4661
22 東 品 川 保 育 園	東品川1-34-9	(3472) 5805
23源 氏 前 保 育 園	中延4-14-19	(3783)8744
24旗の台保育園	旗の台5-19-5	(3784) 1903
25小 山 台 保 育 園	小山台1-3-8	(3710) 4415
26中原保育園	<u> </u>	(3492) 5188
27大 崎 保 育 園	大崎 5 - 2 - 1	(3492) 6265
28 富 士 見 台 保 育 園	西大井6-1-15	(3785) 7833
29大井倉田保育園	大井4-11-8	(3776) 8539
	荏原 4 -16-11	(3783) 6361
31五 反 田 保 育 園	東五反田 2 - 15 - 6	(3445) 4534
32 伊藤保育園	西大井6-13-1	(3771) 2211
33 水 神 保 育 園	南大井6-2-15	(3761) 0321
34 平 塚 保 育 園	平塚2-2-3	(3785) 6770
35八 潮 北 保 育 園	八潮 5 - 1 - 3	(3799) 0531
36八 潮 西 保 育 園	八潮 5 - 4 - 16	(3799)0777
37八 潮 南 保 育 園	八潮 5 - 8 - 41	(3799) 2424
38二葉つぼみ保育園	二葉 1 - 3 - 40	(3785) 3423
39台 場 保 育 園	東品川1-8-30	(3472)8823
40西五反田第二保育園	西五反田6-5-6	(3493)7288
41 北品川第二保育園	北品川 3 - 7 - 43	(5781) 3881
42 荏原西第二保育園	荏原 4 − 5 −22	(3781) 8917
43五反田第二保育園	北品川 5 - 3 - 1	(5795) 1522

区民集会所一覧

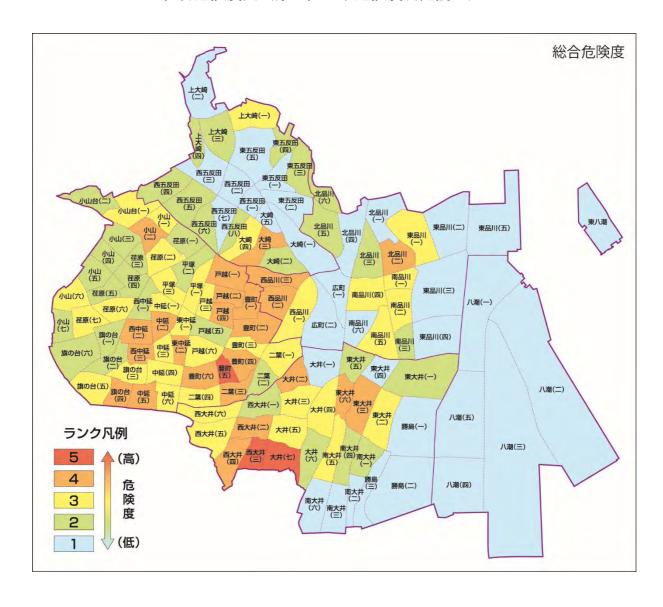
	PARAM R		
名称	所在地	電	話
品川第一区民集会所	北品川3-11-16	(3450)	2000
品川第二区民集会所	南品川 5 - 3 - 20	(3472)	2000
大崎第一区民集会所	西五反田3-6-3	(3491)	2000
大崎第二区民集会所	大崎2-9-4	(3492)	2000
大井第二区民集会所	大井2-27-20	(3772)	2000
大井第三区民集会所	西大井4-1-8	(3773)	2000
荏原第一区民集会所	小山 3 -22-3	(3786)	2000
荏原第二区民集会所	荏原 6 -17-12	(3782)	2000
荏原第三区民集会所	平塚1-13-18	(3783)	2000
荏原第四区民集会所	中延5-3-12	(3784)	2000
荏原第五区民集会所	二葉1-1-2	(3785)	2000
八潮区民集会所	八潮 5 - 10 - 27	(3799)	2000
東大井区民集会所	東大井2-16-12	(3765)	2 4 1 1
荏原区民センター		(3788)	7 9 3 9

関係官公署一覧

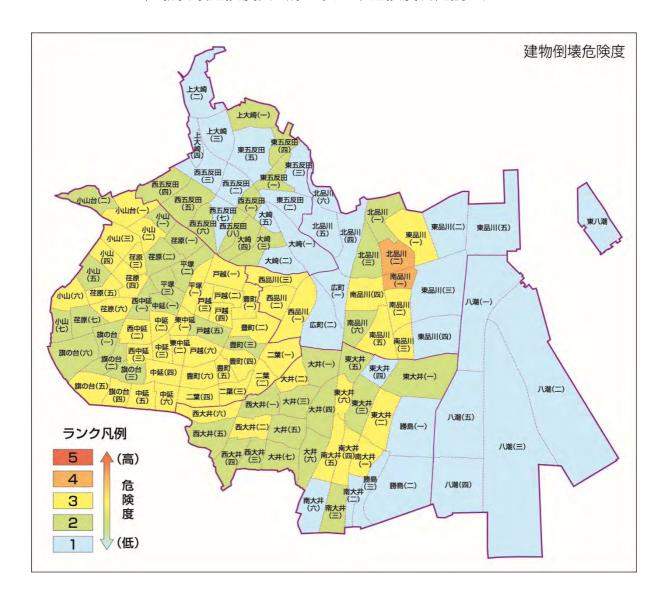
区	分		名		移	Ţ.			所在地	電	話
		品	Щ	警		察	署	品川區	区東品川 3 -14-32	(3450)	0 1 1 0
		大	崎	警		察	署	IJ	大崎4-2-10	(3494)	0 1 1 0
警	察	大	井	警		察	署	IJ	大井5-10-2	(3778)	0 1 1 0
		荏	原	警		察	署	11	荏原 6 -19-10	(3781)	0 1 1 0
		東京	湾	岸	警	察	署	江東	区青海2-7-1	(3570)	0 1 1 0
		品	Ш	消		防	署	品川區	区北品川 3 - 7 - 31	(3474)	0 1 1 9
	品	東		Ш	出	張	所	11	東品川 3 -25-11	(3450)	0 1 1 9
	Ш	大	崎	出		張	所	11	西品川1-7-9	(3494)	0 1 1 9
		五	反	田	出	張	所	11	西五反田 7-25-14	(3492)	0 1 1 9
		大	井	消		防	署	11	東大井3-6-12	(3765)	0 1 1 9
消防	大井	滝	王	子	出	張	所	11	大井 5 -17-9	(3778)	0 1 1 9
		八	潮	出		張	所	11	八潮 5 - 8 - 3	(3799)	0 1 1 9
		荏	原	消		防	署	IJ	平塚 3 -16-20	(3786)	0119
	荏	戸	越	出		張	所	11	戸越5-20-15	(3785)	0 1 1 9
	原	小	山	出		張	所	IJ	小山 5 -12-11	(3781)	0119
		旗	\mathcal{O}	台	出	張	所	IJ	旗の台 6 -24-11	(3783)	0119
		品	Ш	郵		便	局	IJ	東大井 5 -23-34	(3471)	1064
通	信	大	崎	郵		便	局	IJ	西五反田 2-32-7	(3493)	2 2 0 3
		荏	原	郵		便	局	IJ	西中延1-7-23	(3786)	8 1 1 3
		品	Ш	税		務	署	港	区高輪 3 -13-22	(3443)	4 1 7 1
税	務	荏	原	税		務	署	品川區	区中延1-1-5	(3783)	5 3 7 1
		品川	都	税	事	務	所	11	広町2-1-36	(3774)	6 6 6 6
電	話	NTT	東日	本東	京	南支	店	港	区白金台3-14-6	(3444)	7 9 3 6
		水道	局	品川	-	営 業	所	品川區	区西中延1-9-10	(5749)	5 5 7 3
上下水道		下水道	自局南	部下	水	道事務	所	大田国	区雪谷大塚町 13-26	(5734)	5031
		下 水	道局	品	Ш	出張	所	品川區	区西品川1-8-1	(3495)	0 3 5 1
電	気	東京電品	電力/川	ペワ、	一 <i>/</i> 支	ブリッ	ド 社	IJ	西五反田 5 - 3 - 1	(0120) 995	5-007
ガ	ス	東京	ガ	ス中]	央 支	店	目黒	区目黒3-1-3	(5722)	2602

区	分			名		称			所在地	電	話
		J	R		目	黒	駅	品川區	区上大崎 2 - 16 - 9	(3442)	0019
		J	R	五.	反	え 田	駅	11	東五反田 1 -26-2	(3441)	9689
		J	R		大	崎	駅	11	大崎 1 -21-4	(3492)	4020
		J	R	大	ŧ	上 町	駅	11	大井1-2-12	(3778)	4 0 5 8
		J	R	西	ナ	、 井	駅	11	西大井1-3-2	(3441)	4748
		J	R		品	Ш	駅	港	区高輪 3 -26-27	IJ	
交	通	都	営士	也下	鉄	五反田	駅	品川區	区東五反田 1 -26-2	(3447)	2981
	乪	都	営	地]	- 鉄	戸越	駅	11	戸越3-4-17	(3786)	4635
		都	営	地]	- 鉄	中延	駅	11	東中延2-9-12	(3786)	4634
		り	んか	い線	天王	洲アイル	家	11	東品川 2-5-19	(3529)	6 1 3 4
		り.	んかし	へ線品	川シ	/ーサイト	※駅	11	東品川4-12-22	(3529)	6 1 3 5
		り	んた	ij> √ /	線	大井町	駅	11	大井1-2-10	(3529)	6 1 3 7
		り	λ	かし	` 線	大崎	駅	11	大崎 1-21-4	(050) 201	6-1600
		都	バス	品川	自重	助車営業	所	11	北品川1-5-12	(3471)	3 0 4 6
		ハ	口	<u> </u>	7 —	ク品	Ш	港	区芝 5 - 35 - 3	(5419)	8609
		品	Ш	年	金	事 務	所	品川區	区大崎 5-1-5	(3494)	7831
		品	川乡	労 働	基	準 監 督	署	11	上大崎 3 -13-26	(3443)	5 7 4 2
その	他	東	京都	3 品 丿	川 児	童相談	所	11	北品川 3 - 7 - 21	(3474)	5 4 4 2
		浜			Щ		荘	11	勝島1-9-11	(3761)	4 4 6 0
		東	京法	務月	司 品	川出張	所	11	広町2-1-36	(3774)	3 4 4 6
		関	東運	輸局	東京	更運輸支	局	11	東大井 1 - 12 - 17	(3458)	9231

総合危険度図(第8回地域危険度測定調査)



建物倒壊危険度図(第8回地域危険度測定調査)



火災危険度図 (第8回地域危険度測定調査)

